

早稲田大学審査学位論文  
博士（スポーツ科学）

日本におけるアマチュアリズムの形成：  
大日本体育協会を中心に

The formation of Amateurism in Japan :  
Focusing on The Japan Amateur Athletic Association

2017年1月

早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科

根本 想

NEMOTO, Sou

研究指導教員： 友添 秀則 教授

## 目次

<b>序章</b> . . . . .	<b>1</b>
第1節：問題の所在と本研究の目的 . . . . .	2
第1項：問題の所在 . . . . .	2
第2項：本研究の目的 . . . . .	4
第2節：先行研究の検討 . . . . .	5
第1項：大日本体育協会を対象としたアマチュアリズムに関する研究 . . . . .	5
第2項：先行研究の批判的検討 . . . . .	7
第3節：本研究の課題・方法・意義 . . . . .	10
第1項：本研究の課題 . . . . .	10
第2項：本研究の方法 . . . . .	12
第3項：本研究の意義 . . . . .	16
第4節：本研究の限界 . . . . .	18
第5節：本研究の構成 . . . . .	19
<b>第1章：競技者資格の形成および消失過程にみる大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ（第I期：1911－1925）</b> . . . . .	<b>25</b>
第1節：大日本体育協会の設立と第I期における財政状況 . . . . .	26
第1項：大日本体育協会の設立とその目的 . . . . .	26
第2項：第I期における大日本体育協会の財政状況 . . . . .	28
第2節：大日本体育協会による競技会の開催と競技者資格の形成 . . . . .	33
第1項：大日本体育協会による競技会の開催と初期の競技者資格の内容 . . . . .	33
第2項：1920（大正9）年前後における競技者資格の形成 . . . . .	35
第3項：武田千代三郎のアマチュアリズム観と大日本体育協会の競技者資格とのずれ . . . . .	36
第3節：第8回オリンピック・パリ大会日本代表選手選考過程における競技者資格適用の実態 . . . . .	46
第1項：競技者資格をめぐる「準職業競技者」と大日本体育協会の対立 . . . . .	46
第2項：競技者資格への批判に対する大日本体育協会の反応 . . . . .	52
第3項：第8回オリンピック・パリ大会日本代表選手選考過程にみられる競技者資格の緩和 . . . . .	56
第4節：1925（大正14）年における大日本体育協会の組織改造による独自の競技者資格の消失 . . . . .	60

第1項：学生競技者の大日本体育協会主催競技会への不参加問題の発生（「十三校問題」）	60
第2項：1925（大正14）年における組織改造と独自の競技者資格の消失	63
第5節：第Ⅰ期における大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ	67
第6節：本章の総括	69

## 第2章：アマチュアリズム堅持に関する声明書の形成過程にみる大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ（第Ⅱ期：1925－1932） 79

第1節：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会における日本代表選手団派遣費の捻出	80
第1項：政府補助金請願書にみる第10回オリンピック・ロサンゼルス大会の位置づけ	80
第2項：政府補助金の減額とオリンピック後援会の結成	82
第3項：オリンピック後援会による「一般寄付金」の募集	85
第4項：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会日本代表選手団派遣費の内訳	88
第2節：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会日本代表選手団の強化と活躍	91
第1項：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会日本代表選手団の構成と競技成績	91
第2項：「オリンピック第一主義」を掲げた日本水上競技連盟による競泳競技日本代表選手団の強化策	92
第3項：国際親善に寄与した「無冠の大使」竹中正一郎による「スポーツマン・スピリット」の発揮	99
第3節：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会における報道体制と大衆のオリンピックへの関わり方	104
第1項：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会における新聞社の報道体制	104
第2項：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会における放送局の報道体制	106
第3項：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会における大衆のオリンピックに対する関心の高まり	111
第4節：第Ⅱ期における大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ	119
第1項：アマチュアリズム堅持に関する声明書の発表	119
第2項：声明書にみられるアマチュアリズムの本音と建前	120
第5節：本章の総括	123

<b>第3章：改正寄附行為（S10）の形成過程にみる大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ（第Ⅲ期：1932—1935）</b>	<b>139</b>
第1節：日本運動競技連合におけるアマチュアリズムの位置づけ	140
第1項：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会における各競技団体による自治の尊重	140
第2項：各競技団体による「総合運動競技団体」設立に向けた規約条項草案の作成	143
第3項：「総合運動競技団体」設立に向けた文部省との折衝	147
第4項：「総合運動競技団体」としての日本運動競技連合の設立	150
第5項：日本運動競技連合による「アマチュア」と「プロフェッショナル」の関係性の強調	153
第2節：改正寄附行為（S10）の形成過程	157
第1項：大日本体育協会評議員推薦理事と日本運動競技連合役員間の確執	157
第2項：大日本体育協会理事評議員会における嘉納治五郎名誉会長の「一喝」	164
第3項：日本運動競技連合の態度の転換と大日本体育協会寄附行為改正に向けた取り組み	165
第4項：1935（昭和10）年における大日本体育協会の寄附行為改正と日本運動競技連合の解散	169
第3節：第Ⅲ期における大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ	171
第1項：改正寄附行為（S10）における大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ	171
第2項：第Ⅲ期における大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけの変化とその要因	175
第4節：本章の総括	177
<b>結章：本研究の総括と今後の課題</b>	<b>196</b>
第1節：本研究の総括	197
第2節：結論	201
第3節：今後の課題	205

## 図・表一覧

図 序 - 1	藤田（1989）の分析視角	7
図 序 - 2	本研究の分析視角	13
図 2 - 1	第 10 回ロス五輪日本代表選手団派遣費寄付金募集の社告	86
図 2 - 2	第 10 回ロス五輪日本代表選手団派遣費の構成（収入の部）	89
図 2 - 3	大阪朝日新聞社速報台前にて南部の優勝に歓喜する大衆	112
図 2 - 4	【上】ラジオ店前で南部の優勝に歓喜する大衆【下】南部の優勝を報じる読売新聞号外に見入る女性たち	113
図 3 - 1	文部省のスポーツ団体構想	148
図 3 - 2	第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけ	176
表 序 - 1	本研究の時期区分	10
表 1 - 1	1915（大正 4）年度の維持会員一覧	30
表 1 - 2	「校友会各部選手選定に関する内規」	44
表 1 - 3	「第 8 回国際オリンピック大会参加の宣言」	58
表 1 - 4	第 8 回パリ五輪会計報告（収入の部）	58
表 1 - 5	第 8 回パリ五輪会計報告（支出の部）	59
表 1 - 6	第 8 回パリ五輪における陸上競技日本代表選手および見學員	60
表 1 - 7	各競技団体の設立年月日	64
表 1 - 8	オリンピック選手選考委員会委員名簿	74
表 2 - 1	第 10 回ロス五輪以前の日本のオリンピック参加状況	81
表 2 - 2	政府補助金請願書にみる第 10 回ロス五輪の予算案（収入の部）	81
表 2 - 3	オリンピック後援会役員名簿	83
表 2 - 4	「オリンピック後援会趣意書」	84
表 2 - 5	第 10 回ロス五輪日本代表選手団派遣費の内訳（収入の部）	88
表 2 - 6	第 10 回ロス五輪までの日本代表選手団の構成と獲得メダル数	91
表 2 - 7	第 10 回ロス五輪における東京朝日新聞および東京日日新聞の報道傾向	106
表 2 - 8	「アマチュアリズム堅持に関する声明書」	120
表 2 - 9	第 10 回ロス五輪日本代表選手団派遣費の内訳（支出の部）	125

表 2 - 10	第 10 回ロス五輪一般寄付金寄付者一覧	133
表 3 - 1	総合運動競技団体創立期成委員会委員名簿	145
表 3 - 2	総合運動競技団体創立期成委員会実行委員名簿	145
表 3 - 3	「日本運動競技連合規約条項」草案	146
表 3 - 4	日本運動競技連合評議員名簿	151
表 3 - 5	日本運動競技連合理事名簿	152
表 3 - 6	「方針に関する申合」	154
表 3 - 7	大日本体育協会寄附行為改正委員会委員名簿	166
表 3 - 8	寄附行為改正に向けた申合せ（寄附行為改正委員会作成）	168
表 3 - 9	寄附行為改正後の大日本体育協会役員名簿	170
表 3 - 10	「日本運動競技連合寄附行為」草案	187
表 3 - 11	「大日本体育協会寄附行為」（S10）	191
表 結 - 1	本研究のまとめ	202

## **序章**

大日本体育協会を中心とした日本におけるアマチュアリズムの形成過程に関する研究を進めるにあたって、問題の所在と本研究の目的，方法等を示す必要がある．そこで，序章では，第 1 節において問題の所在と本研究の目的を述べる．第 2 節では，本研究に関わる先行研究の検討を行い，第 3 節において本研究の課題・方法・意義を明示する．第 4 節では本研究の限界，第 5 節では本研究の構成を示す．以上の手続きによって，本章では，本研究全体の基本方針を示していく．

## 第1節：問題の所在と本研究の目的

### 第1項：問題の所在

日本において、近代スポーツ思想<sup>注1)</sup>は、いかに受容されてきたのだろうか<sup>注2)</sup>。その中でも特に、「近代スポーツを支える中心的なスポーツ思想であった」（菊，2010，p. 92）とされる「アマチュアリズム」は、いかに受容されてきたのだろうか。この問いに答えることは、わが国におけるスポーツ文化の総体を理解していく上でも重要となるだろう。

近代スポーツにおけるアマチュアリズムの起源は、19世紀イギリスにおける「ジェントルマンのアイデンティティ確認文化」であったという（Holt, 1989；池田，2002；寒川，1993）。すなわち、アマチュアリズムとは、近代の産業資本社会を形成する担い手であり、ジェントルマンの仲間入りを果たそうとした新興ブルジョアジーの利害状況を反映した、特殊な「虚偽意識」（菊，2010，p. 93）がスポーツ界に反映されたものであった。

このように、ジェントルマンの文化と理解されてきたアマチュアリズムであるが、近代スポーツの母国であるイギリスでは、ジェントルマンに対してあこがれを抱いていた人々もアマチュアリズムを支持していたことが明らかにされている（池田，2002；Kerrigan, 2007）<sup>注3)</sup>。また、Huggins（2000）によると、イギリスにおけるアマチュアリズムの実態は、上流階級と中産階級の間にも多くの立場が見られるため、支配者対労働者、アマチュア対プロフェッショナルという単純な対立軸では把握できないという。

このように、イギリスのアマチュアリズムを対象にした先行研究では、アマチュアリズムが必ずしもジェントルマンの専有物であったわけではなく、様々な階層の人々によって支持されてきた点や、支配者とされる人々の中でも多様な意見や立場が見られた点が実証的に明らかにされてきた。

一方、日本におけるアマチュアリズムの受容は、1920（大正9）年前後に「戦前のスポーツの統括組織」（石坂，2007，p. 3）であった大日本体育協会（以下「大体協」と略す）によって、競技者資格<sup>注4)</sup>が作成されたことが契機であった。先行研究によると、1920（大正9）年前後の大体協の競技者資格は、人力車夫等、脚力を用いる職業に就いた労働者を競技会から排除してきたという（藤田，1989；井上，1961，1976；伊東，1969；川本，1969；中村，1977，1981）。そのため、大体協の競技者資格は、「労働者蔑視の差別観念が表明されたもの」（川本，1969，p. 106）、「社会的な身分・階級に基づく差別意識を、スポーツの世界に持ち込んできたもの」（中村，1977，pp. 124-125）、「労働者蔑視を核とするエリート意識の表れ」（藤田，1989，p. 101）であったと指摘されている。

一方、大体協は、1925（大正14）年には、組織改造によって独自の競技者資格が消失し（森川，1973），1932（昭和7）年には、「スポーツの純真」（大日本体育協会，1932b，p. 1）を強調する声明書を発表していた。はたして、この声明書は、「労働者蔑視の差別観念が表明されたもの」なのだろうか。しかし、この問いについて、先行研究は十分な回答を示していない。というのも、これまでの研究において、声明書の内容が紹介されることは

あるものの（井上，1961；須郷，1971），詳細な分析がなされてきたとは言い難いからである。

このように，わが国におけるアマチュアリズムに関する先行研究では，対象時期が1920（大正9）年前後に集中しており，通時的な視点に立った検討が十分になされてこなかった。つまり，脚力を用いる職業に就いた労働者たちを競技会から排除していた競技者資格が消失してから，「スポーツの純真」を強調する声明書が発表されるまでの過程が明らかにされてこなかったのである。上記の先行研究の現状に鑑みると，日本において，近代スポーツを支える中心的な思想であったアマチュアリズムが受容されていく過程に内在していた可能性や限界について，これまで十分に解明されてこなかったことがわかる。したがって，冒頭に掲げた「日本において近代スポーツ思想はいかに受容されたのか」という問いに対して回答していくためには，日本におけるアマチュアリズムの受容の実態について再検討していく必要があるだろう。

日本におけるアマチュアリズムの受容の実態を解明していく際には，近代スポーツの母国であるイギリスとの比較検討を行うことが一般的であると考えられる。しかし，本研究では，イギリスとの比較ではなく，日本においてアマチュアリズムがいかに形成されていったのか，という点に着目していきたい。なぜなら，イギリスとの比較を重視すると，日本における近代スポーツ思想が，イギリスからの偏向，あるいは誤解の歴史という解釈に陥ってしまいかねないからである。そのため，本研究では，日本におけるアマチュアリズムの「形成過程」の検討を通して，日本で近代スポーツ思想が形成されていく過程に内在していた可能性と限界について明らかにすることを目指していく。この作業は，丸山（1961）のいう「思想が孕まれて来る過程でのアンビヴァレントな可能性」（丸山，1961，p. 30）の探究にほかならない。

また，日本におけるアマチュアリズムの形成過程を解明していくことは，現在のわが国のスポーツ観を理解していく上での基礎的な作業になり得ると考える。なぜならば，内海（2007）も指摘するように，アマチュアリズムは，現在のわが国におけるスポーツ観を未だに潜在的に規定している部分があるからである。たとえば，現在のわが国における，スポーツの産業化をめぐる議論において，アマチュアリズムの残滓がみられる。この点について，以下で説明していく。

2016（平成28）年2月にスポーツ庁と経済産業省によって，わが国におけるスポーツの産業化に関する戦略的な取り組みを進めることを目的として，「スポーツ未来開拓会議」が立ち上げられた。この会議では，スポーツ産業の振興施策について6回の協議を重ね，同年6月に中間報告「スポーツ未来開拓会議中間報告—スポーツ産業ビジョンの策定に向けて—」（スポーツ庁・経済産業省，2016）が取りまとめられた。この中間報告では，今後わが国のスポーツ界が自律的な活動を行っていくために，スポーツによって得た収益をスポーツ界へ再投資するような「資金循環のシステム」の構築が目指されている。しかし，日本のスポーツ界において「資金循環のシステム」を構築していく際には，課題もあるとい

う。その中の一つとして挙げられたが、スポーツを産業として見なすことに対する「抵抗感」の克服であった（スポーツ庁・経済産業省，2016，p. 5）。

ここから、現在の日本のスポーツ界が自律的な活動を行っていくための「資金循環のシステム」を構築していく上で、スポーツによって金銭を得ることに対する「抵抗感」すなわち、アマチュアリズムの残滓が障壁となっている点を確認できるだろう。したがって、スポーツによって金銭を得ることに対する「抵抗感」がいかに醸成されていったのか、といった点に着目しつつ、わが国におけるアマチュアリズムの形成過程を検討していく作業には、現代的な意義が認められるだろう。

なお、本研究では、考察を進めるにあたって、特に大日本体育協会という組織に着目していく。なぜなら、大体協は、わが国において、初めてオリンピックへの選手派遣事業に取り組んだ組織だったからである。周知のとおり、近代スポーツがオリンピックを中心として国際的に普及したことに鑑みても、大体協が戦前期において、わが国の競技スポーツを牽引してきたことは明らかであろう。また、大体協は、先述したように、わが国における競技者資格の作成や、アマチュアリズムに関する声明書の発表等をしてきたため、日本におけるアマチュアリズムの形成過程を明らかにしていく本研究の対象として妥当であると判断した。

以上より、本研究は、大体協を中心とした日本におけるアマチュアリズムの形成過程について解明していく。

## 第2項：本研究の目的

本研究は上述した問題意識にたって、日本における近代スポーツ思想の受容の実態の一端として、大日本体育協会におけるアマチュアリズムの形成過程を明らかにすることを目的とする。

## 第2節：先行研究の検討

本節では、先行研究の検討を通して、先行研究の課題と本研究の位置づけを明確にしていく。

はじめに、本研究の主要な分析対象となる大体協を対象としたアマチュアリズムに関する先行研究を概観する（第1項）。つづいて、先行研究に対して批判的検討を加えていく（第2項）。

### 第1項：大日本体育協会を対象としたアマチュアリズムに関する研究

大体協のアマチュアリズムに関する言及がみられる先行研究として、藤田（1989）、井上（1961, 1976）、伊東（1969）、川本（1969）、中村敏雄（1959, 1977, 1981）、中村哲夫（1987, 1989）、須郷（1971）、鈴木（1974）が挙げられる。

これらの先行研究では、主に大体協の競技者資格と、1932（昭和7）年に大体協が発表したアマチュアリズム堅持に関する声明書（以下「声明書」と略す）が参照されている。つまり、先行研究では、大体協が公的に出した文書を参照することによって、大体協のアマチュアリズムについて言及していることが読み取れる。

そこで、以下では、大体協の競技者資格と声明書のそれぞれの文書を参照した先行研究において何が明らかにされてきたのかについて概観していく。先行研究に対する批判的検討については次項で行う。

まず、大体協の競技者資格を参照した先行研究では、大体協設立初期、1920（大正9）年前後、1922（大正11）年3月以降の三つの時期の競技者資格について論じられてきた。

大体協設立初期の競技者資格には、「学生たり紳士たるに恥じざる者」（財団法人大日本体育協会編、1936, p. 168）という記述があった。この記述について、井上（1961）は、大体協役員が競技者に対して、「人格者」であることを望んでおり、今日のスポーツマンシップにも通ずる高尚な精神を示したものであると述べた。一方、中村（1959）は、上記の競技者資格によって、スポーツが「ある特殊な階級のもの」であることを暗に示していると考えて間違いないとして、「階級」に閉ざされた競技者資格であることを指摘している。

1920（大正9）年前後の競技者資格では、当時の大体協のアマチュアリズムが、人力車夫等、脚力を用いることを職業とする労働者らを競技会から排除してきた点が指摘されてきた（井上、1961, 1976；伊東、1969；川本、1969；中村、1977, 1981；鈴木、1974）。そのため、当時の大体協の競技者資格は、「労働者蔑視の差別観念が表明されたもの」（川本、1969, p. 106）、「社会的な身分・階級に基づく差別意識を、スポーツの世界に持ち込んできたもの」（中村、1977, pp. 124-125）、「労働者蔑視を核とするエリート意識の表れ」（藤田、1989, p. 101）であったと指摘されている。そして、1920（大正9）年前後における大体協のアマチュアリズムにみられる「エリート意識」を指摘する際、当時大体協の副会長を務めていた武田千代三郎の論稿（武田、1922a, 1922b）が主要な論拠として用いられてきた（藤田、1989；川本、1969；中村、1977, 1981）。

1922（大正 11）年 3 月以降の競技者資格では、「一般競技者」を第一部に、人力車夫等脚力を用いる職業に就いた「労働者」と体育教師などの「競技指導者」を第二部に属する競技者として区分した。そして、競技会では、それぞれの部ごとに開催されるようになった。また、第二部に属する競技者にはオリンピックへの出場を認めなかった（財団法人大日本体育協会編, 1936, p. 38）。この二部制を設けた競技者資格について中村（1959）は、第二部に属する競技者に対する「差別的な待遇」であり、結局スポーツが「ある特殊な階層」の人達のものであることを示したものであると指摘した。一方、藤田（1989）は、二部制を設けた競技者資格によって、それまで競技会から排除されてきた人力車夫等脚力を用いる職業に就いた労働者たちが、二部制という制限つきではあるものの出場できるようになった点に着目し、「一種の階級闘争」の結果生まれ、スポーツの普及、定着を意味する競技者資格であったと指摘した。このように、第二部に属する競技者が、オリンピックの出場資格を認められなかった点に着目するか、国内の競技会の出場が認められた点に着目するかによって先行研究では異なる見解が示されてきた。

また、大体協のアマチュアリズムについて直接論じた研究ではないものの、1925（大正 14）年における大体協の組織改造に関する研究を行った森川（1973）は、組織改造によって大体協が独自の競技者資格を消失した点について言及している。

つづいて、1932（昭和 7）年に大体協が発表した、声明書を参照した先行研究では、当時の大体協のアマチュアリズムが、「スポーツの純真」（大日本体育協会, 1932b, p. 1）を強調するものであった点が指摘され、声明書に対して肯定的な評価がなされてきた（井上, 1961；中村, 1987, 1989；須郷, 1971）。

しかしながら、声明書にみられる「スポーツの純真」を強調するアマチュアリズムは、日本において定着しなかったという（中村, 1987, 1989；須郷, 1971）。

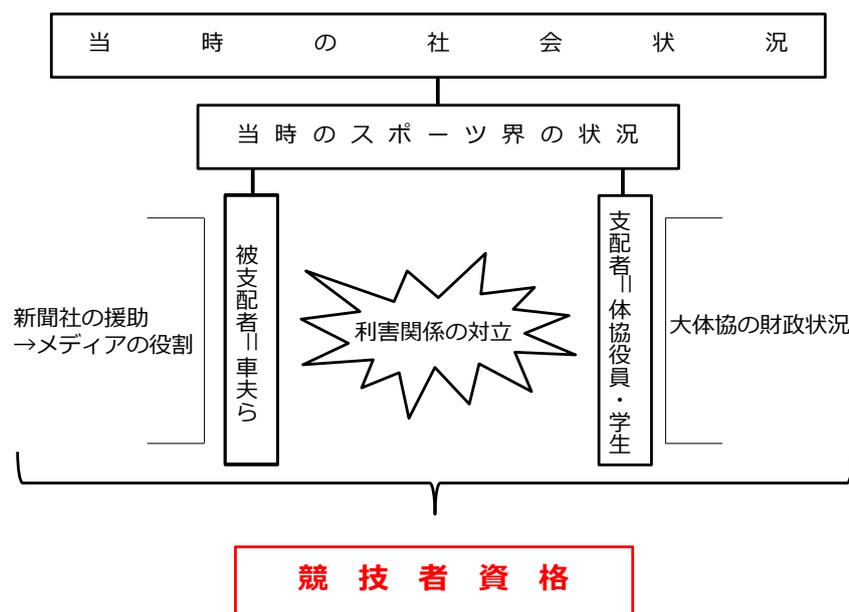
その根拠として、須郷（1971）は、「日本体育協会に萌芽した理性的アマチュア観も伸展せず、政治的、軍事的、制度的等々の影響を受け埋没した」（須郷, 1971, p. 364）点を挙げている。また、中村（1989）は、大体協が「純粋なアマチュアリズム」を標榜していたものの、1934（昭和 9）年に起こった第 10 回極東選手権競技大会への「満州国参加問題」を契機として、スポーツが国家に包含され、「純粋なアマチュアリズム」は、スポーツ論としてその基盤を失った、と指摘している。

つまり、これらの先行研究は、声明書によって発表された、大体協の「純粋なアマチュアリズム」が、「政治」や「軍事」といった外的要因によって崩壊した、という理解にたっているといえよう。

最後に、大体協のアマチュアリズムを直接の分析対象とした藤田（1989）の研究における分析視角について言及したい。

藤田（1989）は、「1922 年に成立したアマチュア規定（大体協の競技者資格）の成立機序を明らかにするとともに、その内容から当時のアマチュア規定（競技者資格）の持つ意味を明確にすること」（藤田, 1989, p. 87；括弧内引用者）を目的とした。

その際、藤田（1989）は、「競技者資格の形成過程」という分析視角を通して、当時の大体協におけるアマチュアリズムの位置づけについて明らかにしていくという方法を取った（図序 - 1 参照）。



（「1922年に成立した我が国のアマチュア規定に関する研究」（藤田，1989）より作成）

図序 - 1 藤田（1989）の分析視角

藤田（1989）は、競技者資格の形成過程において、当時の社会背景、スポーツ界の状況はもちろん、メディアの役割や大体協の財政状況なども視点として設定した。これらの視点は、本研究においても必要なものとなるだろう。特に、多くの先行研究で十分に検討されてこなかった、大体協の財政状況への着目は重要となると考える。なぜなら、財政状況は、大体協の事業を展開していく上での基盤となるからである。

## 第2項：先行研究の批判的検討

前項において先行研究を概観してきたが、そこでは、大体協が公的に出した文書を参照して大体協におけるアマチュアリズムの位置づけについて明らかにしてきたことが確認できた。以下では、競技者資格を参照した先行研究、声明書を参照した先行研究について順に批判的検討を行っていく。

まず競技者資格を参照した先行研究では、大体協の設立初期の競技者資格から1922（大正11）年3月発表の二部制を設けた競技者資格まで、程度の差はあれど、一貫して人力車夫等脚力を用いる職業に就いた労働者の競技会への出場について制限が設けられてきたことが確認できた。また、1925（大正14）年における大体協の組織改造によって、大体協が

独自の競技者資格を消失したことについても確認できた。

しかしながら、先行研究では、二部制を設けた競技者資格が、実際にいかに適用されたのかについては、十分に明らかにされていない。たとえば、二部制を設けた競技者資格が発表されて以降に初めて開催されたオリンピックである、第 8 回オリンピック・パリ大会（以下「第 8 回パリ五輪」と略す）の日本代表選手選考過程において、いかに競技者資格が適用されたのかといった点について、先行研究では明らかにされていない。また、1925（大正 14）年に大体協が独自の競技者資格を消失する過程で大体協におけるアマチュアリズムの位置づけがいかに変容したのか、といった点についても十分に検討されてきていない。

次に声明書を参照した先行研究では、声明書の内容紹介にとどまるものが多かった点、声明書によって発表された大体協の「純粋なアマチュアリズム」が、「政治」や「軍事」といった外的要因によって崩壊した、という見解を示していた点が確認できた。

しかしながら、先行研究では、声明書の形成過程がほとんど検討されてこなかったため、なぜ大体協が「純粋なアマチュアリズム」を標榜するに至ったのか、つまり、声明書発表の意図が何であったのかといった点について十分な分析がなされていない。そのため、先行研究で指摘されているように、一度成立した「純粋なアマチュアリズム」が後に崩壊したという見解が妥当であるか否かについても再考の余地があると言える。なぜなら、声明書の形成過程においてすでに「純粋なアマチュアリズム」が崩壊していた可能性も否定できないからである。したがって、声明書が、1932（昭和 7）年に開催された第 10 回オリンピック・ロサンゼルス大会（以下「第 10 回ロス五輪」と略す）を通して発表されたという背景をふまえて、声明書の形成過程の検討を行う必要があるだろう。

ここまで、先行研究について批判的検討を行ってきたが、全体の傾向として、大体協役員間の差異に着目した検討が十分になされてこなかった点を指摘しておきたい。先行研究のように、大体協役員を一枚岩的に捉えてしまうと、大体協のアマチュアリズムの形成過程に内在していた可能性や限界を精確に捉えることができないと考える。というのも、本論にて詳述するように、大体協は、1925（大正 14）年の組織改造によって各競技団体の連盟体となり、後に各競技団体選出理事と維持会員から推薦された理事とが対立していくからである。

また、大体協が公的に出した文書のうち、アマチュアリズムについて直接言及がみられるものは競技者資格と声明書だけではないことも指摘しておきたい。具体的には、1935（昭和 10）年に改正された寄附行為<sup>註 5)</sup>（以下「改正寄附行為（S10）」と略す）が挙げられる。改正寄附行為（S10）には、大体協の組織の「目的」に初めて「アマチュア」の文字が付され、「事業」において初めて「アマチュア精神の涵養」が目指されたものであった（大日本体育協会、1935f）。なお、本論にて詳述するが、1935（昭和 9）年の寄附行為改正前後には、大体協の若手役員らによって、日本運動競技連合という新たなスポーツの統轄組織を作る動きがあり、新組織の役員と大体協名誉会長の嘉納治五郎との間で、「アマチュア」と

「プロフェッショナル」の関係性をめぐって意見の相違がみられていた。そのため、これらの議論を追いつつ、改正寄附行為（S10）の形成過程の検討を行う作業も、大体協におけるアマチュアリズムの形成過程を検討する際には、重要な課題となるだろう。

以上、先行研究の批判的検討から、日本における近代スポーツ思想の受容の実態の一端として、大体協におけるアマチュアリズムの形成過程を明らかにする、という本研究の目的を果たすためには、以下 3 点の解明が必要となることが確認できた。すなわち、①競技者資格の形成および消失過程、②声明書の形成過程、③改正寄附行為（S10）の形成過程における大体協のアマチュアリズムの位置づけについての解明である。次節では、上記をふまえて本研究の具体的な検討課題・方法・意義について述べていく。

### 第3節：本研究の課題・方法・意義

本節では、本研究の課題・方法・意義について記述していく。

#### 第1項：本研究の課題

前節における先行研究の検討から、大体協におけるアマチュアリズムの形成過程について明らかにする際には、大体協が公的に出した文書の形成過程の検討が必要であることが示唆された。そこで、本研究では、先行研究で扱われてきた「競技者資格」（1920年前後）と「声明書」（1932年）はもちろん、先行研究において扱われてこなかった「改正寄附行為（S10）」も分析対象として設定する。

そして、大体協におけるアマチュアリズムの形成過程について解明していく本研究では、競技者資格、声明書、改正寄附行為（S10）の形成過程の検討を通して、各々の文書にみられる大体協のアマチュアリズムの位置づけを解明していくことを研究の課題として設定する。

したがって、本研究では、上記3点の文書が出された時期に準じて、以下の時期区分を設定した上で分析を行っていく（表序-1参照）。

表序 - 1 本研究の時期区分

時期区分	第Ⅰ期 (1911-1925)	第Ⅱ期 (1925-1932)	第Ⅲ期 (1932-1935)
主な分析対象	競技者資格 大体協の設立 ↓ 競技者資格の作成→消失	声明書 独自の競技者資格の消失 ↓ 声明書の発表	改正寄附行為(S10) 日本運動競技連合の設立 ↓ 競技連合の大体協への合流および寄附行為の改正

第Ⅰ期（1911－1925）は、大体協の設立から、競技会の開催を通して、独自の競技者資格を作成していく時期を経て、大体協が独自の競技者資格を消失するまでの時期に当たる。

第Ⅱ期（1925－1932）は、大体協が独自の競技者資格を消失してから、1932（昭和7）年にアマチュアリズム堅持に関する声明書を発表するまでの時期に当たる。

第Ⅲ期（1932－1935）は、先述した日本運動競技連合が設立し、大体協の寄附行為の改正を経て大体協へと合流・解散していくまでの時期に当たる。なお、管見の限り、改正寄附行為（S10）以降、大体協によって「アマチュアリズム」が強調された文書は確認できない。

上記の時期区分にしたがって、本研究の課題を以下の3点に設定した。

### 課題①＝第1章（研究1）

本研究の1点目の課題は、大体協による競技者資格の形成および消失過程の検討を通して、第Ⅰ期（1911－1925）における大体協のアマチュアリズムの位置づけを解明することである。具体的に課題①では、以下の5点を検討する

まず、予備的考察として、大体協の設立過程と、第Ⅰ期における財政状況について検討する。次に、大体協の競技者資格の形成過程について検討する。つづいて、第8回パリ五輪の日本代表選手選考過程における競技者資格適用の実態について検討する。そして、1925（大正14）年の組織改造による大体協独自の競技者資格の消失過程について検討する。最後に、第Ⅰ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討する。

以上に示した一連の課題を明らかにする作業を本研究における「研究1」とする。

### 課題②＝第2章（研究2）

本研究の2点目の課題は、第10回ロス五輪後に大体協が発表した、アマチュアリズム堅持に関する声明書の形成過程の検討を通して、第Ⅱ期（1925－1932）における大体協のアマチュアリズムの位置づけを解明することである。具体的に課題②では、以下の4点を検討する。

まず、第10回ロス五輪日本代表選手団の派遣費の捻出過程について検討する。次に、第10回ロス五輪日本代表選手団の強化策と競技成績について検討する。そして、第10回ロス五輪における、報道体制とそれに伴った大衆のオリンピックへの関わり方の実態について検討する。最後に、大体協による声明書発表に至る経緯および発表の意図について検討し、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて明らかにする。

以上に示した一連の課題を明らかにする作業を本研究における「研究2」とする。

### 課題③＝第3章（研究3）

本研究の3点目の課題は、日本運動競技連合の設立および大体協への合流を経て、1935（昭和10）年に改正された、大体協の寄附行為の形成過程の検討を通して、第Ⅲ期（1932－1935）における大体協のアマチュアリズムの位置づけを解明することである。具体的に課題③では、以下の3点を検討する。

まず、日本運動競技連合の設立過程の検討を通して、日本運動競技連合におけるアマチュアリズムの位置づけについて検討する。次に、日本運動競技連合が、大体協へ合流していく過程をふまえて、大体協の改正寄附行為（S10）の形成過程について検討する。最後に、第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討する。

以上に示した一連の課題を明らかにする作業を本研究における「研究3」とする。

以上3点の課題の検討を通して、本研究では、大体協におけるアマチュアリズムの形成

過程を明らかにしていく。

## 第 2 項：本研究の方法

### 1) 本研究の分析視角

本研究は、研究 1 から研究 3 がそれぞれ第 1 章から第 3 章に対応している。

研究 1 では、第 I 期（1911－1925）における「競技者資格」、研究 2 では、第 II 期（1925－1932）における「アマチュアリズム堅持に関する声明書」、研究 3 では、第 III 期（1932－1935）における「改正寄附行為（S10）」の形成過程をそれぞれ検討していく。これら 3 点の検討から、それぞれの時期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて明らかにしていく。

そして、本研究では、図序 - 2 における矢印の部分に示したように、研究 1－研究 2－研究 3 を通してみたときに、大体協におけるアマチュアリズムの形成過程が解明される枠組みとなっている。

また、本研究では、「競技者資格」、「声明書」、「改正寄附行為（S10）」といった文書の形成過程を検討していく際に、競技者資格の形成過程について検討した、藤田（1989）の分析視角を参照する。

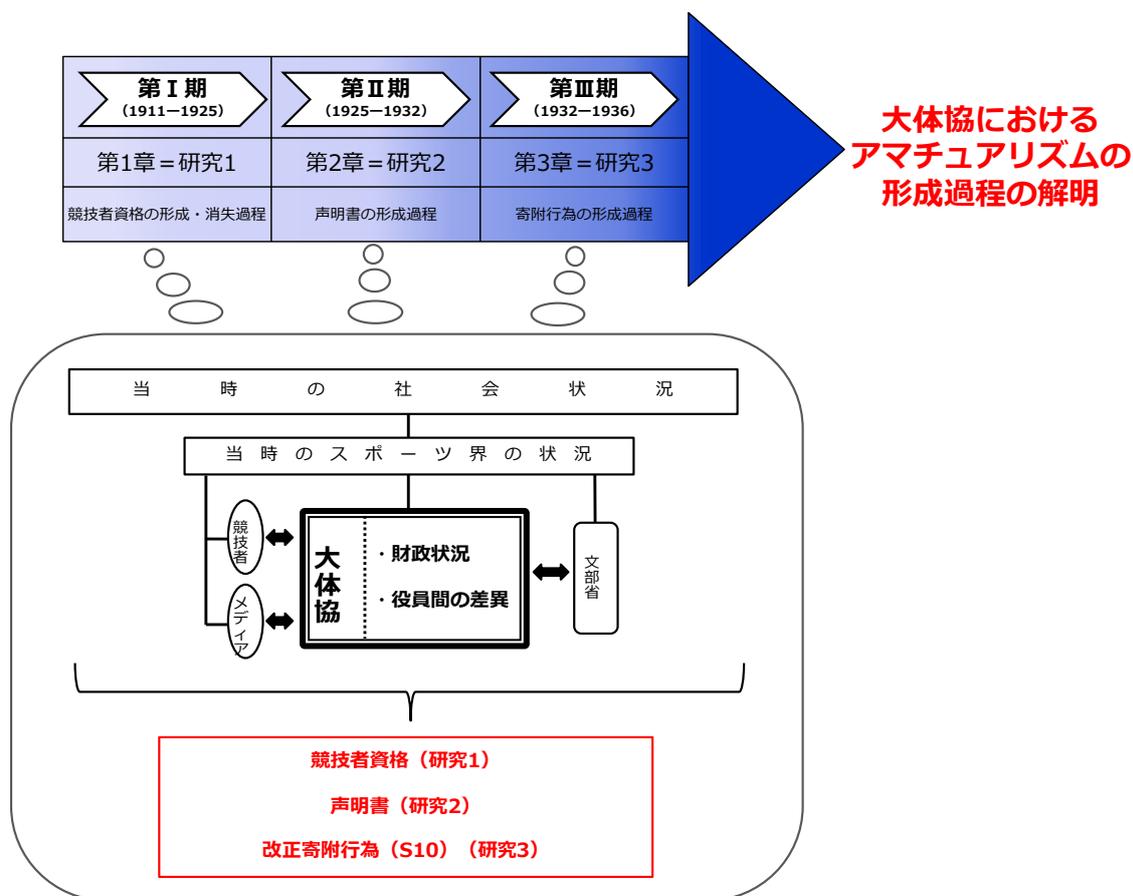
しかし、本研究の問題意識に鑑みると、藤田の分析視角のすべてをそのまま援用することは、本研究の目的を遂行する上で妥当ではないと判断した。というのも、藤田（1989）は、大体協役員や学生競技者<sup>注 6)</sup>といった、「支配者」と人力車夫らを中心とした、「被支配者」という単純な対立図式に基づいた分析視角を設定しているからである。

一方、本研究は、先述したように、先行研究において一枚岩的に語られる傾向にあった大体協役員間の差異にも着目していく。また、大体協の事業を展開していく上での基盤となる財政状況にも着目していく。

そのため、本研究では、藤田（1989）を参照しつつも、本研究の目的に応じて適宜修正を加えながら分析視角を設定した。したがって、本研究において、「競技者資格」、「声明書」、「改正寄附行為（S10）」といった文書の形成過程を検討していく際の分析視角は、図序 - 2 の吹き出し部分に示したとおりである。

なお、本研究で分析対象とする「競技者資格」、「声明書」、「改正寄附行為（S10）」は、それぞれ性格の異なる文書であるため、分析視角における力点の置かれ方は、分析対象に応じて変化していることをあらかじめ断っておく。

以上をふまえて、本研究の分析視角は、図序 - 2 のように図式化される。



図序 - 2 本研究の分析視角

## 2) 本研究で用いる史・資料

大体協におけるアマチュアリズムの形成過程を明らかにしていく上で、本研究は、以下の史・資料を用いていく。

- ・大日本体育協会機関誌『アスレチックス』、『オリムピック』、『オリンピック』

本研究では、大体協におけるアマチュアリズムの形成過程を明らかにするための主資料として、大体協の機関誌である『アスレチックス』（1922年4月-1932年12月）、『オリムピック』（1933年1月-1937年5月）、『オリンピック』（1937年6月-1938年9月）を用いる。なぜなら、当該機関誌には、研究2、研究3の主要な分析対象である「声明書」や「改正寄附行為（S10）」が掲載されているからである。また、大体協役員による論稿や理事会等の議事録も多数掲載されている。

当該機関誌の性格は、『アスレチックス』創刊号に掲載された「創刊の辞」において確認できる。「創刊の辞」では、当該機関誌が、「国民の健やかな身体と清い精神との培養」や、スポーツによって「国を富ませ、又強大にする」といった、大体協の「重大な責任」を尽くしていくための「微衷」に外ならない、と述べられている（大日本体育協会，1922a, p.

1).

また、当該機関誌は、1922（大正 11）年 4 月の創刊から、2 度の改題を経て、1938（昭和 13）年 9 月まで、16 年間にわたって発行された。なお、1923（大正 12）年 10 月から 1925（大正 14）年 10 月までの期間は、関東大震災や第 1 章で詳述する組織改造の問題等によって休刊している。したがって、当該機関誌は、第 I 期と第 II 期においては、すべての期間を網羅できているわけではない。

以上より、大体協におけるアマチュアリズムの形成過程を検討する上で当該資料は、本研究の対象時期のすべてを網羅できているわけではないが、主要な資料として位置づけられると判断した。

・日本水上競技連盟機関誌『水泳』

本論で詳述するように、大体協は 1925（大正 14）年の「組織改造」によって大体協による統制から各競技団体の連盟体へと組織の性格を変えていく。それに伴い、大体協の動向を捉える上で、各競技団体の存在は無視し得ないものとなっていく。

特に、日本水上競技連盟は、第 II 期においては、第 10 回ロス五輪に向けてオリンピックの「勝利」のみを目的とした「オリンピック第一主義」を掲げた結果、好成績を収め、第 III 期においては、各競技団体役員らによって行われる新組織（日本運動競技連合）設立運動の旗振り役となっていく。つまり、第 II 期以降の大体協の動向を把握していく際に、日本水上競技連盟の存在は重要な位置を占めていると考える。

以上より、日本水上競技連盟機関誌『水泳』は本研究を遂行する上で重要な資料になると判断した。

・大日本体育学会機関誌『体育と競技』

『体育と競技』は、1922（大正 11）年に東京高等師範学校（以下「東京高師」と略す）内に設立された大日本体育学会による機関誌である。「日本のスポーツの普及・発展に貢献すると共に戦前のスポーツによる国威発揚・体力向上・思想善導政策に積極的に加担していくという東京高師出身者の歴史的・社会的役割は避けがたいものであった」（森川，2000，p. 24）という指摘に鑑みても、当該資料は、当時のスポーツ界の状況を把握する上で重要であると判断した。

・『大日本体育協会史』

先述したように、大体協は、機関誌の発行が、1922（大正 11）年 4 月からであった。また、1923（大正 12）年 9 月 1 日に発生した関東大震災によって、大体協は、「重要書類を焼失した」（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 114）という。そのため、1923（大正 12）年以前の大体協に関する一次史料は不足している。したがって、大体協が設立された 1911（明治 44）年から 1925（大正 14）年の時期を扱う研究 1 では、機関誌発刊以前の

体協に関する情報を補う資料として『大日本体育協会史』を用いることにする。

また、『大日本体育協会史』は、木下編（1981）によっても、「日本近代スポーツ発達史の組織面での史料として重要」（木下編，1981，p. 339）であることが指摘されている。そのため、当該資料は、関東大震災以前における史料の制約上の問題を克服するだけでなく、本研究を遂行する上で重要な資料になると判断した。

・大日本体育協会編集のオリンピック大会報告書

大体協は、設立当初からオリンピックへの選手派遣を主要な事業としてきた。また、大体協が作成した競技者資格は、オリンピック日本代表選手を選出する際に主に利用されてきた。さらに、研究2の主要な分析対象である声明書は、第10回ロス五輪を通して作成された。

したがって、大体協が編集したオリンピック大会報告書は、本研究の遂行にあたって重要な資料になると判断した。

・各競技団体編集のオリンピック大会報告書

本論で詳述するが、大体協は、1925（大正14）年の組織改造の後、各競技団体の連盟体という組織へと変わっていく。そのため、本研究では、大体協編集のオリンピック大会報告書だけでなく、各競技団体編集のオリンピック大会報告書も用いていく。

・新聞記事

先述したように大体協の各種議事録は、大体協機関誌に多数掲載されている。しかし、大体協機関誌には、すべての議事録が網羅されているわけではない。実際、大体協機関誌に掲載されていない議事録が新聞紙上に掲載される場合もあった。したがって、本研究では、新聞紙上に掲載された大体協の各種議事録についても参照していく。

また、研究2において、第10回ロス五輪の日本代表選手団派遣費の捻出過程について検討する際にも新聞記事が重要な資料となる。というのも、派遣費捻出にあたって、大体協を中心としたオリンピック後援会が読売新聞社とともに寄付金募集事業を行ったからである。実際に『読売新聞』紙上では、寄付金募集を呼びかける社告や、実際に寄付を行った個人や組織の名前と金額が掲載されている。したがって、研究2を遂行する上で、『読売新聞』の記事を用いることによって、寄付金の内実を明らかにできると考えた。

また、本研究では、分析視角に設定したように、当時の社会背景を検討していく。その際に、新聞記事を資料として用いていく。その根拠について、以下に述べていく。

佐々木（2012）は、新聞の「超時代的な属性」として以下の5点を提示した。

1. 情報の「速報性」「即時性」
2. 掲載されている情報の多種多様さ

3. 「輿論」「世論」の代弁者としての新聞
4. センセーショナルな書き方
5. 掲載情報は、ある現象についての情報のごく一部でしかない（佐々木，2012，pp. 304-309.）

1点目から4点目の属性に鑑みると、当時の社会背景を検討していく際に、新聞記事を資料として用いることは有効であると考えられよう。しかし、5点目の属性として、現象についての情報の一部でしかない、という新聞の史料的限界も考慮しなければならないだろう。

たしかに、史料的限界も配慮しなければならないが、新聞独自の史料的価値として、「時代を映す鏡」（石川，2016，p. 8）としての機能が挙げられる。というのも、「新聞の記録ほど時世を映出するといふ唯一つの目的に、純にして又精確なものは古今共にならぬ」（柳田，1967，p. 2）といった指摘や、新聞は、「事実そのものよりも、事実を意味づける歴史的な脈を認識させる指標」（三谷，2014，p. 290）となり得る点が指摘されてきたからである。

以上より、本研究では、当時の社会背景をおさえる上で、一つの資料として新聞記事を用いていくことにする。

なお、史・資料の引用に際しては、内容を変更することなく、修正しても差し支えないと思われる部分については、引用者の判断でカタカナをひらがなに改め、漢数字をアラビア数字に改め、必要に応じて濁点や句読点を加えるなどの修正を行った。また、漢字はできるだけ常用漢字を用いるように改めた。

### 第3項：本研究の意義

#### (1) 日本における近代スポーツ思想の形成過程に内在する可能性と限界の検討

先述したように、大体協におけるアマチュアリズムに関する先行研究では、大体協の競技者資格にみられる「エリート意識」の証左として、武田の論稿のみが度々引用されてきた。また、通時的な視点にたった詳細な研究は管見の限り、ほとんどなされていない。

一方、本研究では、武田以外の大体協役員や、大体協の加盟団体である、各競技団体にも着目して考察を進めていく。なぜなら、先行研究において、十分に注目されてこなかった人物や団体にまなざしを向けることなくして、大体協におけるアマチュアリズムの形成過程の総体を明らかにすることはできないと考えるからである。

また、本研究では、先行研究において主に扱われてきた1920（大正9）年前後だけでなく、先に示した三つの時期区分をもとに、大体協におけるアマチュアリズムの位置づけの歴史的变化についても、検討していく。

したがって、武田以外の大体協役員や競技団体にも着目した上で、通時的な考察を進めていく本研究は、わが国における近代スポーツ思想の受容の実態を明らかにしていく上で、

幾許かの貢献をし得ると考えた。すなわち本研究は、日本における近代スポーツ思想の形成過程に内在する可能性と限界を示し得る可能性がある点に意義が認められよう。

## (2) 「スポーツとカネの関係性」に関する考察

「スポーツとカネの関係性」をめぐる問題に対して、アマチュアリズムがどのように思想的・実践的に格闘していたのか、といった点について検討していく作業は、現代的意義をもつものであると考えた。なぜなら、周知のとおり、1984年の第23回オリンピック・ロサンゼルス大会を契機とした、競技スポーツの商業主義化が一つの要因となって、現在、競技スポーツの世界では、ドーピングや八百長といった種々の問題が生じているからである。

また、先述したように、現在のわが国では、スポーツ界の自律的な活動を促すために、スポーツで得た収益をスポーツ界へ再投資するような「資金循環のシステム」(スポーツ庁・経済産業省, 2016)の構築が目指されている。しかし、この「資金循環のシステム」を構築する上で、わが国においてスポーツをビジネスとして捉えることに対する「抵抗感」を克服していくことが、一つの課題となっている。したがって、現在のわが国においても「スポーツとカネの関係性」について再考していく必要があるだろう。

以上より、現在のスポーツ界は、「スポーツとカネの関係性」をめぐる問題の解決が求められていると考えられる。そのためには、まず議論の前提として、「スポーツとカネの関係性」をめぐる問題について、これまでどのように考えられてきたのか、どのように解決しようとしてきたのか、といった点について明らかにしておく必要があるだろう。

したがって、本研究は、日本における「スポーツとカネの関係性」に関する歴史の一端を解明していく点において、意義が認められる。

#### 第4節：本研究の限界

先述したように本研究は、大体協におけるアマチュアリズムの形成過程を明らかにすることを目的としている。

一方、本研究は、「近代スポーツの母国であるイギリスのアマチュアリズムが日本においていかに受容されたのか」という問い——わが国におけるアマチュアリズムの受容過程——に対しては、十分な回答を示すことができない。

たしかにイギリスのアマチュアリズムとの比較を通して、わが国におけるアマチュアリズムの受容過程について検討していくことは、重要かつ必要な作業であることは間違いない。

しかし、本章第1節でも述べたように、西洋の思想を基準とした比較を企てると、「日本の思想というのはある意味では全部が本物の偏向、あるいは誤解の歴史だということになってしまう」（丸山，1961，p. 26）可能性がある。そのため、本研究では、イギリスのアマチュアリズムとの比較検討は行わず、あくまでも日本におけるアマチュアリズムの形成過程に限定して分析を行うことによって、「思想が孕まれて来る過程でのアンビヴァレントな可能性」（丸山，1961，p. 30）を擲り上げることには力点を置く。

したがって、本研究では、わが国におけるアマチュアリズムの受容過程の検討については行わない。

## 第 5 節：本研究の構成

各章の目的と構成については下記のとおりである。

第 1 章「競技者資格の形成および消失過程にみる大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ（第Ⅰ期：1911－1925）」では、大体協の設立から大体協が独自の競技者資格を失う 1925（大正 14）年における、大体協の競技者資格の形成および消失過程の検討を通して、第Ⅰ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、大体協の設立過程および第Ⅰ期における財政状況について確認し（第 1 節）、次に、大体協の競技者資格の形成過程について検討する（第 2 節）。つづいて、第 8 回パリ五輪の日本代表選手選考過程における競技者資格適用の実態について検討する（第 3 節）。そして、1925（大正 14）年の組織改造による大体協独自の競技者資格の消失過程について検討する（第 4 節）。最後に、第 4 節までの検討をふまえて、第Ⅰ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討する（第 5 節）。

第 2 章「アマチュアリズム堅持に関する声明書の形成過程にみる大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ（第Ⅱ期：1925－1932）」では、1932（昭和 7）年に大体協が発表したアマチュアリズム堅持に関する声明書の形成過程の検討を通して、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、第 10 回ロス五輪日本代表選手団の派遣費の捻出過程について検討する（第 1 節）。次に、第 10 回ロス五輪日本代表選手団の強化策と競技成績について検討する（第 2 節）。そして、第 10 回ロス五輪における、報道体制とそれに伴った大衆のオリンピックへの関わり方の実態について検討する（第 3 節）。最後に、大体協による声明書発表の経緯および意図について検討し、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討する（第 4 節）。

第 3 章「改正寄附行為（S10）の形成過程にみる大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ（第Ⅲ期：1932－1935）」では、日本運動競技連合の設立および大体協への合流を経て、1935（昭和 10）年に改正された大体協の寄附行為の形成過程の検討を通して、第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とする。

そのために、まず日本運動競技連合の設立過程の検討を通して、日本運動競技連合におけるアマチュアリズムの位置づけについて検討する（第 1 節）。次に、日本運動競技連合が、大体協へ合流していく過程をふまえつつ、大体協の改正寄附行為（S10）の形成過程について検討する（第 2 節）。最後に、第 2 節までの検討をふまえて、第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討する（第 3 節）。

結章では、本研究を総括し、結論を述べる。

## 序章 注釈

注1) ここでいう「近代スポーツ」とは、『21世紀スポーツ大事典』（中村ほか編，2015）で、アメリカのスポーツ社会学者であるアレン・グットマンによるスポーツのメルクマールに依拠して友添が定義した、「18世紀中頃から19世紀末までの近代という特殊な時代に、最初はイギリスで、その後引きつづいてアメリカという限定された地域に生まれた独自の論理（資本の論理，自由競争の論理，平等の論理，禁欲的な倫理観，モダニズム）を内包した，大筋活動と競争を伴った身体運動にかかわる独特の形式をもった文化」（友添，2015，p. 37）という意味で用いている．以後も本研究において、「近代スポーツ」という語を用いる場合，友添の定義に依拠する．

また、「近代スポーツ思想」という際の「思想」という語は、「考えや考えられた内容」（岸野，1979，p. 8）という意味で用いている．したがって、「近代スポーツ思想」は，近代スポーツについての，あるいは，近代スポーツをめぐる考えや考えられた内容を指す．

注2) なお，日本における近代スポーツ文化の受容については，日本の既成の価値体系であった「武士道精神」に規定され，「娯楽性の欠如」や「鍛錬主義」といった特徴がみられたことが指摘され（木下，1970；岸野，1968；斎藤・織田，1955；菅原，1976；上杉，1977，1982），定説といってもよいほど一般的なものとなっているという（高津，1994；坂上，2001）．

一方，上記の定説に対する批判もみられる（小野瀬，2001，2002）．たとえば，小野瀬（2001）は，昭和初期のスポーツ論争の事例から，当時の言説において，「武士道精神」と「スポーツの娯楽性」とが必ずしも矛盾するものではなかったことを明らかにし，「娯楽性の欠如」という通説が一面的である点を指摘している．

注3) たとえば，池田（2002）は，19世紀後半の「国民的英雄」とされたスポーツマンら（C・B・フライ，G・O・スミス，W・G・グレイス）の事例を取り上げ，彼らの実際のスポーツ場面における行動や非道徳的振る舞い（審判の目を盗んで相手のすねを蹴る，巨額の報酬を受け取る，長時間練習等）が，フェアプレイ等を重んじる倫理的理念としての「ジェントルマン・アマチュア」とは程遠かった点を指摘した．そして，それにも関わらず，倫理的理念としての「ジェントルマン・アマチュア」が一人歩きを遂げ，さらに「ジェントルマンを超えた崇高なモラルを実践するスポーツマンを指す」という真理が宿されていった」（池田，2002，p. 18）原因について，池田（2002）は以下のように述べている．

歴史的現実には即して捉えるなら，「ジェントルマン・アマチュア」とは，むしろジ

ェントルマンになりたいと願った人々によって追求され(実践できる金銭的ゆとりがなくとも), 統治階級であるイギリス人になりたいと願った植民地下のスポーツマンがこれを実践しようとし, そのようなジェントルマン・アマチュアにあこがれを抱く人々によって支えられ, 世界に拡がり, 追求されたアイデアであった(池田, 2002, p. 19; 傍点引用者).

ほかにも, Kerrigan (2007) は, イギリスで初等教育法が実現したことを契機に, フットボールを通してアマチュアの精神を教えられた子供たちが, 後に労働者で構成されるフットボールクラブを形成していった点を実証的に明らかにした.

注 4) 大体協が主催した競技会の参加者資格については, 「競技者資格」, 「参加者資格」, 「出場資格」など呼称の混在がみられる. 本研究では, これらを包括して「競技者資格」と総称した. なお, 個別の「競技者資格」を強調したい場合は, 「競技者資格(年)」という表記を用いることにする.

注 5) 寄附行為とは, 財団法人の組織および運営を定めた根本規則, またはそれを記載した文書のことである.

大体協は, 1924(大正13)年3月28日に財団法人の設立許可申請および寄附行為を内務, 文部省に提出したが, 第1章で詳述する十三校問題や1925(大正14)年の組織改造の影響で「許可申請中の寄附行為は完全にその機能を失うに至った」(財団法人日本体育協会編, 1963, p. 476)という. 結局, 許可申請が認可されたのは1927(大正2)年8月8日であった. また, 大体協の寄附行為は, 多少の変更を除くと, 1929(昭和4)年, 1933(昭和8)年, 1935(昭和10)年に改正されている.

注 6) 学校教育法によると, 学校に在籍している者の呼称は, 初等教育段階では「児童」, 中等教育段階では「生徒」, 高等教育段階では「学生」, というように, 教育段階によって異なる(文部科学省, 2016). 本研究では, 以後, 用語の統一をはかるため, 筆者が区分する必要がないと判断した場合は, 各種学校に在籍している競技者を「学生競技者」と総称する.

## 序章 引用・参考文献

- 大日本体育協会（1922a）創刊の辞．アスレチックス，1（1）：130-133.
- 大日本体育協会（1932b）巻頭言．アスレチックス，10（11）：1.
- 大日本体育協会（1935f）本協会の寄附行為改正について．オリムピック，13（6）：2-7.
- 藤田紀昭（1989）1922年に成立した我が国のアマチュア規定に関する研究．徳島文理大学研究紀要，37：87-105.
- Holt, R. (1989) *Sport and the British A Modern History*. Clarendonpress.
- Huggins, M. (2000) *Second-class citizens? English middle-class culture and sport, 1850-1910: a reconsideration*. *The International Journal of the History of Sport*, 17（1）：1-35.
- 池田恵子（2002）ジェントルマンアマチュアとスポーツ—19世紀イギリスにおけるアマチュア理念とその実態．有賀郁敏ほか，スポーツ．ミネルヴァ書房，pp. 1-39.
- 井上春雄（1961）新体育学講座 第13巻 アマチュアリズム．逍遙書院.
- 井上春雄（1976）日欧比較アマチュアリズム観．体育科教育，24（1）：31-33.
- 石川徳幸（2016）史料としての新聞——メディア史科学の構築に向けた一試論——．メディア史研究，39：6-25.
- 石坂友司（2007）日本のスポーツ界形成における象徴的権力構造に関する研究．平成18年度筑波大学博士論文.
- 伊東明（1969）日本におけるアマチュアリズムの沿革．体育科教育，17（5）：9-11.
- 川本信正（1969）アマチュアリズムという神話——貫した体協の“倫理”と差別思想——．朝日ジャーナル，11（17）：105-108.
- Kerrigan, C. (2007) *London schoolboys and professional football, 1899 - 1915*. *The International Journal of the History of Sport*, 11（2）：287-297.
- 菊幸一（2010）アマチュアリズムとプロフェッショナリズムをめぐる現代的課題．友添秀則編，現代スポーツ評論23．創文企画，pp. 92-100.
- 木下秀明（1970）スポーツの近代日本史．杏林書院.
- 木下秀明編（1981）体育・スポーツ書解題．不昧堂出版.
- 岸野雄三（1968）日本のスポーツと日本人のスポーツ観．体育の科学，18（1）：12-15.
- 岸野雄三（1979）体育人物思想史序説．岸野雄三ほか，体育・スポーツ人物思想史．不昧堂出版，pp. 5-17.
- 高津勝（1994）日本近代スポーツ史の底流．創文企画.
- 丸山真男（1961）思想史の考え方について—類型・範囲・対象—．武田清子編，思想史の方法と対象—日本と西欧—．創文社，pp. 3-33.
- 三谷太一郎（2014）史料としての新聞．三谷太一郎，人は時代といかに向き合うか．東京大学出版会，pp. 286-290.

- 文部科学省（2016）学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（最終改正：平成二八年五月二〇日法律第四七号）。総務省法令データ提供システム。  
[http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX\\_OPT=1&H\\_NAME=%8a%77%8d%5a%8b%b3%88%e7%96%40&H\\_NAME\\_YOMI=%82%a0&H\\_NO\\_GENGO=H&H\\_NO\\_YEAR=&H\\_NO\\_TYPE=2&H\\_NO\\_NO=&H\\_FILE\\_NAME=S22HO026&H\\_RYAKU=1&H\\_CTG=1&H\\_YOMI\\_GUN=1&H\\_CTG\\_GUN=1](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8a%77%8d%5a%8b%b3%88%e7%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S22HO026&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1),  
 （参照日 2017 年 1 月 5 日）。
- 森川貞夫（1973）大日本体育協会「組織改造問題」の一考察。日本体育大学紀要，3：11-24.
- 森川貞夫（2000）東京高師と日本のスポーツ。スポーツ社会学研究，8：24-49，124.
- 中村哲夫（1987）“スポーツ純粹論”の崩壊。大貫映子ほか編，スポーツ批評 [1]。窓社，pp. 41-46.
- 中村哲夫（1989）第12回オリンピック東京大会研究序説（Ⅱ）——その招致から返上まで——。三重大学教育学部研究紀要 人文・社会科学，40：129-138.
- 中村敏雄（1959）Amateurismについて 第一篇 日本における Amateur Rule の変遷。研究紀要，3：55-73.
- 中村敏雄（1977）近代スポーツ批判 新版。三省堂。
- 中村敏雄（1981）スポーツの風土。大修館書店。
- 中村敏雄ほか編（2015）21世紀スポーツ大事典。大修館書店。
- 小野瀬剛志（2001）昭和初期におけるスポーツ論争——「日本的スポーツ観」批判をめぐって。スポーツ社会学研究，9：60-70.
- 小野瀬剛志（2002）野球害毒論争（1911年）に見る野球イデオロギー形成の一側面——「日本的スポーツ観」再考試論——。スポーツ史研究，15：61-71.
- 斎藤正躬・織田幹雄（1955）スポーツ。岩波文庫。
- 坂上康博（2001）につぼん野球の系譜学。青弓社。
- 佐々木隆（2012）新聞。中村隆英・伊藤隆編，近代日本研究入門。東京大学出版会，pp. 303-322.
- 寒川恒夫（1993）プロとアマの源泉（スポーツの新しい展開—プロスポーツとアマチュアスポーツの連携〈特集〉）。文部時報，1399：20-23.
- 菅原禮（1976）日本的スポーツ風土の社会学的考察。新体育，46（4）：22-25.
- 須郷智（1971）スポーツにおけるアマチュアリズムの歴史的変遷とその考察。商学論纂，12（3・4）：341-373.
- スポーツ庁・経済産業省（2016）スポーツ未来開拓会議中間報告—スポーツ産業ビジョンの策定に向けて—。 [http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/003\\_index/index.htm](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/003_index/index.htm),  
 （参照日 2017 年 1 月 5 日）。
- 鈴木良徳（1974）アマチュアリズム 200年—近代スポーツへの道—。日本体育社。

- 武田千代三郎 (1922a) アマチュアリズム (一). アスレチックス, 1 (11) : 2-9.
- 武田千代三郎 (1922b) アマチュアリズム (二). アスレチックス, 1 (12) : 2-9.
- 友添秀則 (2015) スポーツの定義. 中村敏雄ほか編, 21 世紀スポーツ大事典. 大修館書店, pp. 35-37.
- 内海和雄 (2007) アマチュアリズム論. 創文企画.
- 上杉正幸 (1977) スポーツ価値意識論の方向性. 体育社会学研究, 6 : 193-211.
- 上杉正幸 (1982) 日本人のスポーツ価値意識と道・修行の思想. 体育・スポーツ社会学研究, 1 : 39-57.
- 柳田国男 (1967) 明治大正史 世相篇. 平凡社.
- 財団法人大日本体育協会編 (1936) 大日本体育協会史上巻. 財団法人大日本体育協会.
- 財団法人日本体育協会編 (1963) 日本体育協会五十年史. 財団法人日本体育協会.

**第 1 章：競技者資格の形成および消失過程にみる大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ（第 I 期：1911－1925）**

第 1 章では、大体協の設立から大体協が独自の競技者資格を失う 1925（大正 14）年における、大体協の競技者資格の形成および消失過程の検討を通して、第 I 期における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、大体協の設立過程および第 I 期における財政状況について確認し（第 1 節）、次に、大体協の競技者資格の形成過程について検討する（第 2 節）。つづいて、第 8 回パリ五輪の日本代表選手選考過程における競技者資格適用の実態について検討する（第 3 節）。そして、1925（大正 14）年の組織改造による大体協独自の競技者資格の消失過程について検討する（第 4 節）。最後に、第 4 節までの検討をふまえて、第 I 期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討する（第 5 節）。

## 第1節：大日本体育協会の設立と第I期における財政状況

本節では、大体協の競技者資格について分析を行っていく際の予備的考察として、大体協が設立に至るまでの経緯、および第I期における財政状況について概観していく。これらの作業によって、第I期における大体協の組織としての特徴が把握できると考える。

### 第1項：大日本体育協会の設立とその目的

大体協は、講道館柔道の創始者であり、当時東京高師の校長であった嘉納治五郎（以下「嘉納」と略す）を中心として、1911（明治44）年に設立した。以下では、まず大体協設立当初の目的について検討し、つづいて大体協設立の経緯について概観していく。

大体協の設立当初の目的は、大日本体育協会規約（以下「協会規約」と略す）の原案にみられる。そこでは、「国民体育の普及及び発達を図る」ことや、「世界各国に対し Olympic Games の仲間入をなし其目的を達する」ことが目的とされていた（財団法人大日本体育協会編、1936, p. 18）。つまり、協会規約の原案の段階では、大体協の目的は、「国民体育の普及」と「オリンピックへの選手派遣」の2点であったことが確認できる。

しかし、実際に大体協の設立時における協会規約では、「本会は国際オリンピック大会に対して我日本国を代表す」（財団法人大日本体育協会編、1936, p. 19）という条文があるものの、「本会は日本国民の体育を奨励するを以て目的とす」（財団法人大日本体育協会編、1936, p. 19）とされている。このように、大体協設立時には、組織の目的は、あくまでも「国民体育の普及」へと一元化されていった。したがって、大体協は設立時において、「オリンピックへの選手派遣」も組織の重要な事業であるとしつつも、目的は、「国民体育の普及」であった。

では、大体協の目的とされた「国民体育の普及」とは何を指すものであったのだろうか。

この点については、嘉納が『愛知教育雑誌』に寄稿した論稿「国民体育に就て」（嘉納、1917）に詳しい。以下、嘉納による「国民体育」の内実について確認していく。

嘉納（1917）にとって、「国民体育の普及」が必要である理由は3点にまとめられる。1点目は、国民の大多数が、小学校においてわずかに体操を行うものの、小学校を卒業して以降になると、ほとんど運動をしなくなる点である。特に、小学校での体操の面白味の欠如が、運動の習慣を身につけられない要因として挙げられている。2点目は、体育が、知育や徳育と同様に大切であるにもかかわらず、「国民の一切の考が殆ど此身体の堅実など云ふことに心を置いて居らない」（嘉納、1917, p. 4）点である。嘉納によると、当時の日本は、「智力万能」であり、「道徳に至つては少々身体の事よりは重んぜられて居るが其道徳もほとんど智識の前には値打がないと云ふ現代社会の有様」（嘉納、1917, p. 5）であったという。3点目は、労働に資する身体の形成が必要である点である。嘉納（1917）は、人間の「一番大切な要求」である「衣食住」を満たすために、労働が重要となる点を論拠として、労働に資する身体の形成の必要性を訴えている。

上記をまとめると、嘉納は、国民に対して、労働に資する身体の形成のために、小学校

卒業後も運動を継続する習慣を身につけさせる必要性を感じていたことが読み取れる。では、そのために嘉納は、いかなる運動を提唱したのだろうか。

嘉納（1917）は、「国民体育の普及」を図るための運動の特徴として、①なるべく毎日できる運動、②老若男女や器用不器用問わず誰でもできる運動、③費用がかからない運動を挙げた。具体的には、「一番適当な運動法」（嘉納，1917，p. 8）として、徒歩を推奨している。実際、大体協設立時の協会規約には、「国民体育の方法として適当なる方法」として、一番目に徒歩が、つづいて競走、跳躍、水泳が挙げられている（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 19）。

したがって、嘉納が構想し、大体協設立当初の目的として設定された「国民体育の普及」が果たされた状態とは、国民の大多数が、労働に資する身体を形成するために、費用がかからず、老若男女や技能の高低に関係なく、かつ頻繁に行うことができる徒歩のような運動を継続的に行う習慣を身につけている状態を指していたといえよう。

つづいて、大体協設立の経緯について概観していく。大体協の設立当時は、「近代日本の本格的な対外戦争」（成田，2012，p. 156）であった。日清（1894年－1895年）、日露（1904年－1905年）の両戦争で勝利を収め、「東亜の一小国」から「世界の一大帝国」（嘉納，1992/1910，p. 154）へと加わろうとしている時期であった。では、このような社会背景の中で、嘉納は、いかなる経緯でこの組織を設立したのであろうか。

嘉納は、大体協設立2年前の1909（明治42）年に、明治末期に駐日フランス大使となった、オーギュスト・ジェラルドから面会を申し込まれた。その際に、当時国際オリンピック委員会（以下“IOC”と略す）の会長であったピエール・ド・クーベルタンからの依頼状を預かった。この依頼状によって、嘉納はアジア諸国の代表として、IOC委員任命の推薦を受けた。そして、同年に開かれたIOCの会合において正式な推薦を受け、わが国初のIOC委員となった（財団法人大日本体育協会編，1936，pp. 15-16）。

上記の経緯を経て、日本は、1910（明治43）年頃からオリンピックへの参加の勧誘を受けるようになる。それとともに、オリンピックに選手を派遣する国として、各国オリンピック委員会のようなスポーツ団体の設立も希望されるようになったという（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 15）。そのため、嘉納は1912（明治45）年に開催される第5回オリンピック・ストックホルム大会（以下「ストックホルム五輪」と略す）への日本選手団派遣を決意し、選手選出のための母体を作ることに着手した。

さて、嘉納はオリンピックの選手選出の母体をどこに求めたのであろうか。

嘉納はまず、当時、教育行政を担当していた文部省に協力援助を打診した。しかし、当時は「国民の体育運動も遅々たる状態」（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 16）であったため、文部省から前向きな返事はなかった。

次に、嘉納は、当時の日本において、既に開設されていた体育関係の組織であった、私立日本体育会の会長、加納久宜（以下「加納」と略す）に相談を持ちかけた。しかし、加納からは、「日本体育会はこれまで多少体育方面の仕事はしていたが、財政的に行き詰まっ

ていて、そんな大事業に乗出すことは出来ない。どうぞ君達でしかるべくやってくれ」（嘉納，1938，p. 272）という趣旨の発言を受けたという。この時点で、嘉納は既存の団体に頼ることを断念し、全く新しい団体の創立を決心したという（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 16）。

つまり、文部省や私立日本体育会といった、既存の教育や体育関係の機関や組織は、体育の普及を優先し、オリンピックへの支援をすることに対して前向きではなかったことが窺える。

そこで、嘉納は、当時スポーツの主な実践者であった学校関係者らに協力を求めていった。そして、嘉納の協力に応じた、帝国大学（以下「帝大」）書記官の中村恭平、早稲田大学（以下「早大」と略す）運動部長の安部磯雄、東京高師体育部主任の永井道明らが集まり、1911（明治44）年の春に、「体育団体を結成すべき第1回の会合」（財団法人大日本体育協会編，1936，pp. 16-17）が旧学士会館にて開かれた。この会合では、①各種運動競技を普及発達させる方法、②ストックホルム五輪出場の件の2点について話し合われた。

1点目については、東京の諸学校を中心に、漸次地方の学校に奨励していく方針で議論が進んだ。ここから、大体協が、学校を中心として、国民体育の普及を目指していたことが見て取れる。

2点目については、この会合の「参会者の多くはオリンピック競技会に就いて十分な理解と経験を有たなかつた」（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 17）ため、当時IOC委員であった嘉納の一存によって、1912（明治45）年のストックホルム五輪へ選手を派遣することが決定した。

以上、大体協の設立当初の目的と設立の経緯について概観してきた。その結果、大体協は、わが国初のIOC委員となった嘉納が中心となって、「国民体育の普及」を目的とした組織として誕生したことが確認できた。「国民体育の普及」とは、国民の大多数が労働に資する身体を形成するために、継続的な運動習慣を身につけている状態を指していた。また、大体協は、「オリンピックへの選手派遣」も目指していた。このように、「オリンピックへの選手派遣」を目指す組織は、大体協の設立まで日本には存在しなかった。つまり、「体育」だけではなく、「オリンピック」に対しても財政的に支援していくわが国初の組織として、大体協は設立されたのである。では、大体協はいかにして財政基盤を築いていったのだろうか。

## 第2項：第I期における大日本体育協会の財政状況

本項では、わが国で初めてオリンピックに対して財政的支援を行うことになった大体協の第I期における財政状況について確認していく。その際、本項では、嘉納から岸清一（以下「岸」と略す）へと会長が代わる1921（大正10）年3月を境に、第I期における嘉納会長時代と岸会長時代の大体協の財政状況について概観していく。

## 1) 嘉納会長時代

まず、嘉納会長時代の財政状況についてみていく。創立時における協会規約では、第 21 条、第 22 条、第 23 条において、財政面に関する記述がみられる。具体的には、「本会の経費は有志の寄附金を以て之を支弁す」（第 21 条）、「本会に功労あるもの及金 100 円以上または毎年金 10 円以上を寄付するものを翼賛員とす」（第 22 条）、「本会は各加入団体より費用を徴収せず」（第 23 条）という条文である（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 86）。

ここから読み取れるように、設立時の大体協は、加盟団体から費用を徴収することなく、寄付金のみによって財政基盤をつくらうとしていたことが見て取れる。また、現在の 12 万 550 円に相当する<sup>注1)</sup> 100 円以上の額を寄付した翼賛員<sup>注2)</sup> には、協会規約 16 条によって、「本会に関する重要な事項を審議」（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 86）する「評議員」を推薦する権利が与えられていた。

このように、寄付金をほとんど唯一の財源として始動した大体協は、設立翌年のストックホルム五輪の派遣費に 5000 円（現在の 602 万 7500 円に相当）、またその翌年には、第 1 回陸上競技大会の開催に約 2000 円（現在の 227 万 3200 円に相当）、さらに、1914（大正 3）年からは水泳競技の大会も開催するようになり、出費がかさむようになっていった。そして、これらの大体協運営費は、大半が翼賛員の寄付金によって賄われていた（石坂，2007）<sup>注3)</sup>。

そのため大体協は、財政基盤を安定させるために、1915（大正 4）年の協会規約改正によって維持会員制度を設けた。維持会員は、1 口毎月 1 円として、5 年以上 1 口以上拠出する者とした。維持会員は、従来の翼賛員のように決議機関に関わることはなく、幅広い層からの寄付を期待して始められた制度であった。しかし、1915（大正 14）年度募集の維持会員は、20 個人 2 団体に留まり、その多くが翼賛員を兼ねているといった状態であったという（財団法人大日本体育協会編，1936，pp. 114-115；表 1 - 1 参照）。

表1-1 1915（大正4）年度の維持会員一覧

氏名	口数
嘉納治五郎	10
今村次吉	5
東京高等師範学校校友会	5
永井道明	5
森久保善太郎	5
黒田長敬	3
中川末吉	3
佐藤正三	2
安部磯雄	1
飯塚国三郎	1
久保田政周	1
黒澤美德	1
佐竹官二	1
鶴澤一作	1
利光学一	1
本田存	1
本多貞次郎	1
松井安三郎	1
峯岸米造	1
山野政太郎	1
早稲田大学	1
<b>小計</b>	<b>51</b>

（『大日本体育協会史上巻』（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 115）より作成）

表1-1から、嘉納が全体の約5分の1にあたる10口の維持金を拠出していたことが見て取れ、私財を投じていたことが窺える<sup>注4)</sup>。

このように、寄付金をほとんど唯一の財源としていた嘉納会長時代の大体協は、政府に対して、補助金交付の申請を行なうことはなかった。文部省体育課長を務めた医学博士の北豊吉（以下「北」と略す）は、嘉納会長時代であった1919（大正8）年頃までの大体協と政府との関係について、以下のように回顧している。

オリピック競技大会、是は唯好きな者が好きだからやるのであると云ふ風に考えて、政府としては、是は国家の事としては余りに立入ってやって居なかつたと云ふ状況であつたのであります…（中略）…大正8年頃の状況と云ふものは、体育に従事して居る民間の遣方は、政府と手を繋ぐとか、政府に頭を下げると云ふことは一種の恥辱であるかの如く考へた人があつたのであります（北，1928，p. 4）。

北の発言からも、嘉納会長時代の大体協には、国に対して補助金交付を申請するという発想はみられず、「恥辱」として捉えていたことが窺える。

以上より、嘉納会長時代の大体協は、会長である嘉納自らが私財を投じており、寄付金をほとんど唯一の財源としていた。そのため、財政基盤は安定していたとは言い難く、脆

弱なものであった。

## 2) 岸会長時代

寄付金に依存し、財政基盤が脆弱な大体協であったが、1921（大正10）年3月に岸が会長に就任した頃から、財政基盤の安定に向けて、国からの補助金交付を求めるように動き始める。

1921（大正10）年3月8日に改正された協会規約の第8条では、「本会の経費は補助金、寄附金及維持会費を以て之を支弁す」（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 95；傍点引用者）と記述されている。協会規約において初めて「補助金」という記述がみられるようになり、政府からの補助金公布を求めようとする大体協の意図が読み取れる。

実際、1921（大正10）年5月より上海で開催された、第5回極東選手権競技大会（以下「第5回極東大会」と略す）において、大体協は、初めて文部省から1000円の補助金が交付された（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 746）。なお、当時の1000円は、現在の56万7400円に相当する。そのため、第5回極東大会での補助金は、決して多額であったわけではなかった<sup>注5)</sup>。

大体協が文部省から補助金を交付されるまでの過程は、1921（大正10）年3月26日に開かれた「第44回帝国議会衆議院第5回極東競技大会派遣選手援助に関する建議案委員会議」の速記録（帝国議会衆議院，1921）に詳細が記載されている。

「第44回帝国議会衆議院第5回極東競技大会派遣選手援助に関する建議案委員会議」では、第5回極東競技大会派遣選手援助に関する建議案委員会（以下「建議案委員会」と略す）が政府に対して、以下のように要求した。

（今回の派遣選手援助は）必ずしも多額の金を要求すると云ふ意味でなく、畢竟其目的は奨励にあると云ふことでありますから、左程大金にも及ばぬことであるから、何とかご都合して政府の方でも出して戴きたい、体育の奨励になるのでありますから、出来るだけの便宜を与へてやるやうにして戴きたいと思ふのであります。之に就て尚ほ政府のご意見を伺ひたいと思ひます（帝国議会衆議院，1921，p. 1；括弧内引用者）。

この発言から、建議案委員会が、あくまでも「体育の奨励」を目的として、補助金の交付を要求していることが読み取れる。また、建議案委員会が、決して多額の補助金を求めているわけではないことも確認できる。

一方、政府は、建議案委員会に対して以下のように述べている。

元来御承知の通り文部省と致しまして、今日のところ特に此極東大会に選手を派遣すると云ふやうな予算の項目はないのであります…（中略）…御承知の通り、体育の問

題は、近年世論の声と致しまして、段々体育を奨励しなければならぬと云ふ声が高くなって参ったのであります、随ひまして「オリンピック」大会に対する政府の態度なども、極く当初の時には「オリンピック」大会に人を出すのすら、政府は同意しなかつた歴史があるのであります、年々多少の援助を致しまする程度は進んで参つて来て居るやうな次第であります、唯だ今日甚だ遺憾に思つて居りますのは、我国から「オリンピック」大会などに人を出します際に、我国に於きましては大日本体育会とか、其他の有志の団体がございまして、是等から選手を派遣をして居るのであります、どうも此会と文部省との連絡が遺憾ながら今日のところ十分に行つて居らぬのであります（帝国議会衆議院，1921，p. 1）。

さらに、政府側は、以下のように付け加えている。

どうか将来に向ひましては、文部当局も余程尽力致しますから、是等の会などに於きましても文部省と意思の疎通を豫め付けて置いてやったならば、今少し便宜の方法があるだらうと考へて居ります（帝国議会衆議院，1921，p. 1）。

これらの発言から、政府が、従来大体協との意思疎通が十分に行われてこなかつた点を指摘し、今後は、両者の意思疎通を図り、補助をしていく旨の見解を示していることが見て取れる。結局、建議案委員会は、全会一致で可決され、先述したように、政府から6万円の補助金が交付された。そして、今回の補助金交付を機に、オリンピックにおいても、1924（大正13）年の第8回パリ五輪以降、国から補助金が交付されるようになった。

以上より、大体協は、寄付金による収入が中心であり、財政基盤が脆弱な組織であつたことが確認できた。しかし、会長が岸に代わつて以降、政府と関係を持つようになり、補助金が交付されるようになった。その際に、政府側、大体協側ともに、「オリンピックへの選手派遣」ではなく、「国民体育の普及」という名目で補助金を捻出していたことが明らかになった。

## 第2節：大日本体育協会による競技会の開催と競技者資格の形成

本節では、大体協の競技者資格の形成過程について、当時の競技会の状況と照合しながら検討を試みる。

### 第1項：大日本体育協会による競技会の開催と初期の競技者資格の内容

本項では、大体協の設立以後、1911（明治44）年11月18、19両日に羽田運動場において、大体協が初めて主催した競技会である第5回国際オリンピック大会予選競技会<sup>注6</sup>（以下「第5回五輪予選会」と略す）をはじめとする大体協創立期における競技者資格の内容や特徴について概観していく。具体的には、第5回五輪予選会の競技者資格と1913（大正2）年11月1、2両日に陸軍戸山学校運動場において開催された、「定款に示す事業の中、最も重要な陸上競技大会」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 175）として位置づけられた、第1回陸上競技大会の競技者資格について検討していく。

#### ・第5回五輪予選会（1911年）における競技者資格

第5回五輪予選会の開催に際して、嘉納は、新聞記者に対し、「普く国内に体育思想の普及を図り国民的運動を奨励する目的」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 168）を伝えていた。実際に1911年9月23日付の東京朝日新聞朝刊には、下記の記事が掲載されている。

国際オリンピック大会の第5回は明年瑞典国ストックホルムに於て開催する都合にて、同国当事者より我国の委員たる東京高等師範学校長嘉納治五郎に対し、我が国民の該大会に参加せんことを希望し來れるより同氏は体育に關係ある都下の重立ちたる人々と会合し大日本体育協会を組織し、内は以て我國民体育の發達を図り、外は以て國際オリンピック大会に参加するの計画を立てんことを決議せり、其第一着手として本年11月中旬を期し本会が要求する資格を具備する全国の青年より競走各種、高跳、幅跳及棒跳の選手を出さしめ、之を東京に召集して我国未曾有の一大運動会を開催し兼ねて明年瑞典に於けるオリンピック大会に参加すべき選手を選抜することとしたり（東京朝日新聞1911年9月23日付朝刊；傍点引用者）。

ここからも、大体協が、わが国における初のオリンピック出場をかけた予選会において、全国から幅広く参加者を募ろうとしていたことが見て取れる。また、大体協設立時に掲げた目的であった「国民体育の普及」も重視していたことが窺える。

そして、大体協初となる競技者資格は、第5回五輪予選会の約1か月前にあたる10月16日に、嘉納によって、都下の新聞記者を通じて発表された<sup>注7</sup>。その内容を以下に示す。

- (1) 年齢16歳以上の者

- (2) 学生たり紳士たるに恥じざる者
- (3) 中学校或は之と同等と認められた諸学校の生徒，卒業生及びかつて在学した者
- (4) 中等学校以上の諸学校の学生，卒業生及び嘗て在学した者
- (5) 在郷軍人会々員
- (6) 地方青年団員，其の他の者にして市長村長の推薦状を有つた者（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 168）

以上六つの資格に加え，マラソン競走（25 哩）に参加する者は，医師の健康保証書を要することも加えられていた（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 168）．第 5 回五輪予選会における競技者資格は，(2) の資格から，競技者としてふさわしい「学生」や「紳士」であるか否かについて判断する主体が競技者自身に設定されていたことが読み取れる．また，地方青年団員，その他の者に対しても，市町村の推薦状を有していれば参加が可能であった．

以上より，大体協初の競技者資格は，大体協が，わが国における初のオリンピック出場をかけた予選会において，全国から幅広く競技者を募ろうとした結果，競技者としてふさわしい「学生」や「紳士」であるか否かについて判断する主体が競技者自身に設定されていたことが確認できた．

#### ・第 1 回陸上競技大会（1913 年）における競技者資格

次に，1913（大正 2）年 11 月 1，2 両日に陸軍戸山学校運動場において開催された，「定款に示す事業の中，最も重要な陸上競技大会」（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 175）であった，第 1 回陸上競技大会の競技者資格について検討していく．今回の競技者資格は以下のとおりであった．

本会の競技に加入せんとする者は左の諸項に該当する者にして本会加入団体主催者の推薦状を有する者たるべし．但し加入団体に属せざる者は直接本会に申込みことを得．

1. 年齢満 15 年以上
2. 品行方正にして学生たり紳士たるに恥ざる者
3. マラソン競走及 20 里競歩に加入せんとする者は年齢満 17 年以上にして右等の競技に堪ふべしと医師の証明書を有するもの

加入者の旅費及滞在費は自費とす．申込期限は大正 2 年 10 月 20 日迄とす，但し同日迄に本会に到着せざるものは受理せず．本会は都合により理由を示さずして加入を拒むことあるべし（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 176）．

この競技者資格の三つの条項だけを追えば、先述した第5回五輪予選会（1911年）の競技者資格と大きくは変わらないと考えられる。というのも、今回の競技者資格においても、「学生」や「紳士」であるか否かについて判断する主体は競技者自身に設定されていたからである。

なお、この年の9月26日に、大体協は協会規約を改正している。改正後の協会規約では、新たに副会長を役員として置き<sup>注8)</sup>、武田千代三郎が抜擢された。序章で確認したように、先行研究では、この武田という人物が脚力を用いる職業に就いた労働者を競技会から排除する競技者資格の作成に大きく寄与したと指摘されている。では、武田が副会長になって以降の競技者資格はいかなるのものであったのか。次項で確認していく。

## 第2項：1920（大正9）年前後における競技者資格の形成

1917（大正6）年、11月17、18日に大阪鳴尾運動場にて行われた第5回陸上競技大会の競技者資格には、「過去及び現在に於て脚力若くは体力を職業とせるものは無資格とす」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 211）という条文が含まれた<sup>注9)</sup>。今回の競技者資格は、中村（1977）も指摘するように、初めて、「脚力」を用いることを職業とする者が無資格とされている。

また、第5回陸上競技大会は、大体協関西支部が主催となり、開催された大会である（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 210）。そのため、当時大体協西部支部長を務めていた武田が本大会の長を務めた。以上の点を考慮すると、今回の競技者資格（1917年）の作成に武田が関与した可能性は、極めて高かったと推察される。

第5回陸上競技大会以降の1920（大正9）年2月には、新たな競技者資格「第7回国際オリンピック競技会第一次選手予選会競技申込心得」が発表された。その諸項は以下のとおりである。

1. 年齢15年以上 但マラソン競走に加入せんとする者は年齢満17年以上にして其競技に堪ふへしとの医師の証明書を要す
2. 学生たり青年会員たるを問はず品行方正にして脚力を用ふるを業とせざるもの
3. 嘗て賞牌カップ等大日本体育協会及世界各国の競技会に於て慣例上認められたるものの外金銭又は価格ある物品を賞品として受領し又は優勝者に金銭物品を授与する競技会に出席したることなき者なることを要す（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 33）

今回の競技者資格には、第3項において「金銭又は価格ある物品を賞品として受領し」たり、「金銭物品を授与する競技会に出席した」りすることを禁止するなど、従来の競技者資格以上に金銭とスポーツとの結びつきを拒む姿勢が窺える。しかし、今回の競技者資格

が実際に機能を果たしたのは第2項の条項であった。なぜなら、1920（大正9）年11月17、18日に駒場農学部運動場にて開催された、第8回全国陸上競技大会予選記録会において、この競技者資格を適用し、1着から5着迄の脚力を用いる職業に就いた労働者であった「選手を除外し明大の後藤長一を1着と宣した」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 33）からである。

なお、今回の競技者資格（1920年）が作成される前年の1919（大正8）年に、大体協は協会規約を改正している。今回の改正は、「本会は各地方に支部を置く、支部は大日本体育協会何々（地名）支部と称す」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 91）という規定にみられるように、大体協の地理的規模を拡大するものであった。また、従来「陸上競技と游泳の二つ」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 91）を奨励してきた大体協が、今回の協会規約で、「本会は主として歩行、競走、投擲、跳躍、游泳を奨励し併せて庭球、野球、蹴球、バレーボール、バスケットボール等を行ふ」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 92）とした。ここから、今回の協会規約改正によって、大体協は地理的な側面だけでなく、競技種目数においても規模を拡大させようと試みていたことが確認できる。このことは、国民の運動、スポーツに対する関心の高まりも背景にあったと考えられる。つまり、大体協は、組織の規模拡大に伴って競技者数が増加していく過程で、競技者資格の厳格化を図っていたと考えられる。

また、1919（大正8）年の協会規約改正時に、武田は引き続き副会長および理事に任命されている。そして、今回の協会規約には前回までには見られなかった、「理事会は本会の幹部にして一切の会務を規画実行するの責に任す」、「各委員会の決議は理事会の承認を経るにあらざれば実行することを得ず」、「各委員会の間に意見の一致を見ざるときは理事会之を決す」、「理事は理事に委任して議決権を行使することを得」、「理事は評議員会及各委員会に出席して発言することを得」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 92）といった記述がみられる。ここから、当時の大体協内において、理事の権限が強かったことが見て取れる。そして、この協会規約における理事の権限は、1921（大正10）年の2度（3月、9月）にわたる改正においても変わらなかった<sup>注10</sup>。上述の協会規約改正による理事の権限の強化に鑑みても、1920（大正9）年の競技者資格作成に武田が大きく関与していたことが推察される。

しかし、一部の労働者を競技会から排除する機能を果たした大体協の競技者資格は、武田のアマチュアリズム観と完全に一致するものであったのだろうか。次項では、この問いに答えるべく、武田のアマチュアリズム観と大体協の競技者資格との関係性の検討を行う。

### 第3項：武田千代三郎のアマチュアリズム観と大日本体育協会の競技者資格とのずれ

本項では、先行研究において、大体協の「エリート意識」を多分に反映した競技者資格の作成に寄与した代表的人物として位置づけられてきた、武田千代三郎のアマチュアリズ

ム観について再考していく。というのも、先行研究では、武田が大体協機関誌『アスレチックス』に寄稿した論稿「アマチュアリズム」（武田，1922a, 1922b）のみを参照し、武田のアマチュアリズム観について言及してきたからである。

たとえば、藤田（1989）は、武田の論稿「アマチュアリズム」から、以下の記述を引用している。

アマは、職業地位教養において、社会の中流以上に位置する人々のみである、之に反してプロは概して下層の者多く、其の身分教養気位等に於て、アマとは懸隔が余りに大きい（武田，1922a, p. 3）

この記述を引用した後、藤田は、以下のように指摘している。

階級意識をむき出しにしており、この一文から彼のプロ（下層の者）蔑視の思想がありありと読み取られる（藤田，1989, p. 96；傍点引用者）。

しかし、藤田が引用した箇所は、正確には完結した「一文」ではなく、一文中の一部である。以下に、藤田による武田の論稿「アマチュアリズム」の引用箇所を文字どおり「一文」すべて引用する。

アマは、職業地位教養において、社会の中流以上に位置する人々のみである、之に反してプロは概して下層の者多く、其の身分教養気位等に於て、アマとは懸隔が余りに大きい為、アマからは常に軽視せられて居たのは、已むを得ざりし所です（武田，1922a, p. 3；傍点引用者）。

はたして、この「一文」は、「階級意識」を「むき出し」にした武田のアマチュアリズム観の表明なのだろうか。一読してわかるように、この「一文」は、武田によって、当時の競技スポーツにおけるアマチュア／プロフェッショナルに関する「事実認定」が示された文であると解釈した方が妥当だろう。

実際に論稿「アマチュアリズム」を確認すると、武田は、人力車夫など、脚力を用いる職業に就いた労働者だけでなく、セミプロ化した学生競技者についてもアマチュアから排除するべきであるとする見解を述べている（武田，1922a, 1922b）。

川本（1969）の見立てでは、武田がセミプロ化した学生競技者をアマチュアから排除するべきであると判断していた理由は、学生紳士のものたるべきスポーツに労働者が「夜間学生」として競技会に参入してくる可能性を排除することにあつたとし、結局それは「エリートの階級意識」の現れ以外の何物でもない指摘している。

しかし、川本（1969）をはじめとする日本におけるアマチュアリズムに関する先行研究

では、武田自身が学生スポーツそのものについていかに思考していたのかという点については検討を加えていない。そのため、武田がセミプロ化した学生競技者をアマチュアから排除すべきであると主張した理由が、労働者の競技会への参入を防ぐという点のみであったのかについては不明である。したがって、武田のアマチュアリズム観には、セミプロ化した学生競技者をアマチュアから排除しようとした根拠について詳細な検討を行うことによって、再解釈の余地が残されているといえよう。

というのも、実際に武田は、論稿「アマチュアリズム」を書いた1920（大正9）年前後の時期において、大阪市立高等商業学校（以下「大阪高商」）の校長として、学生スポーツとの直接的な関わりをもっていたからである。そして、武田は1925（大正14）年には、大阪高商校友会から『学生運動取締論』（武田，1925b）や、『運動競士協会憲章類纂』（大阪市立高等商業学校校友会編，1925）といった著作を刊行し、彼にとっての学生スポーツに対する問題意識や理想的な競技者資格のあり方について記述している。さらに、彼は大阪高商校長として、実際に運動部の競技者資格である「校友会各部選手選定に関する内規」を作成していた。

これらの点に鑑みると、武田は、アマチュアリズムによって、従来の研究で指摘されてきた労働者だけでなく、学問と競技との両立ができていない学生競技者も競技会から排除していた可能性は十分に考えられるだろう。

したがって、本項では、まず、1)『学生運動取締論』（以下「『取締論』」と略す）にみられる武田の学生スポーツに対する問題意識を明確にする。次に、2)『運動競士協会憲章類纂』（以下『憲章類纂』と略す）にみられる武田の競技者資格の理想的なあり方を明確にする。そして、3)大阪市立高等商業学校の運動部の競技者資格である「校友会各部選手選定に関する内規」の検討から、武田にとってのアマチュア競技者のあるべき姿を明確にする。最後に4)武田のアマチュアリズム観と大体協が作成した競技者資格との関係性の検討を行う。

### 1)『学生運動取締論』にみられる武田千代三郎の学生スポーツに対する問題意識

『取締論』は第1篇と第2篇に分かれた約60頁の著作である。以下では、武田の学生スポーツに対する問題意識を解明していくことに主眼を置いているため、特に第1篇「運動界宿弊」に着目して検討を加えていく。そこで、武田が「運動界宿弊」として主に取り上げていた、「貪汚行為」、「不正行為」、「怠業」の3点について順に説明していく。

第1の「貪汚行為」について、武田は、「運動を以て利得の具となさんとす一切の行為」（武田，1925b，p. 2）を指すという。具体的に武田は、賞金や寄付、賭博、宣伝広告のために競技することを固く禁じている。そして、武田は、この弊害を戒めている、「国際運動競士連盟規則」の「競士資格」や「英米運動競士連合協会憲章」の「競士定義」を参照すべきであると述べている。つまり、武田は、イギリスやアメリカの競技者資格を根拠として、賞金や賭博等スポーツによって金銭的利益を得ようとする行為を禁じることを主張

している。このように、武田は、『取締論』において、たびたび、「国際運動競士連盟規則」や「英米運動競士連合協会憲章」の条項を参照すべきであると指摘している。

第2の「不正虚偽」について、武田は、競技会に出場する際に、職業や年齢を偽ったり、氏名を詐称したりする行為を挙げている。そして、このような「不正虚偽」が生じる要因の一つとして、日本の「競技申込書に複雑なる記入を為すを要する等の規定」(武田, 1925b, p. 6)がないことを指摘した。つまり、ここでも、武田は競技者資格の徹底の必要性を説いていたことが見て取れる。

第3の「怠業」について、武田は、学校での競技は「戦争」とは異なると述べる。そして、学生が、学校を代表して競技をすることは、「軍人が国家の為に骨を砂礫に曝すと同一視すべきに非らず」(武田, 1925b, p. 7)という。このように、「競技」と「戦争」を区別する視点は、1904(明治37)年に刊行された武田の著作『理論実験競技運動』(武田, 1904)においてすでにみられたものであった。武田は、当該著作において、「競技」と「戦争」の違いについて、以下のように述べている。

競技は利得を争ふものではない、権勢を争ふものでもない。彼此の所謂不可勝を比較して其の優劣を競ひ、互に對手を他山の石となして我が実力を研鑽し、以て相樂しむを本旨とするものである。…(中略)…戦争は其の目的勝を制するに在るから、其の手段は成るべく奇、正、虚実、譎詐、狡猾を尊び、巧に敵の寝首を搔くを戦上手として居るけれども、競技に所謂競争は全く之に反して、一から十迄「フェアプレイ」に依らなければならぬ。…(中略)…競技場に上る者は、己れの人たるを忘れて、神の弟子とでもなつた心持で居なくてはならぬことである(武田, 1904, p. 619; 傍点引用者)<sup>注11)</sup>。

ここでの「互に對手を他山の石となして我が実力を研鑽し」という表現は、『詩経』にみられる、「他山の石以て玉を攻むべし」<sup>注12)</sup>という訓と同様の意味で用いられたのではないかと推察される。平川(2006)によると、この訓は、よその山から得た粗悪な石でも我が玉(智徳)を磨くのに用いることができるという意味であるという。つまり、ここから、武田にとって、スポーツとは、智徳錬磨の手段であり、勝敗に関係なく、学ぶものがあると考えた立場であったということが看取できよう。換言すると、武田にとって、スポーツは、いわゆる勝利至上主義<sup>注13)</sup>を否定して「フェアプレイ」や自分のベストを相手と試し合うものとして、「戦争」は徹底した勝利至上主義を貫くものとして捉えられていたといえよう。つまり、学業を排してまで競技に熱中する学生や指導者のように、スポーツを行うにあたって勝利至上主義に陥ることを武田は、強く戒めていたと考えられる。

そして、武田は、『取締論』の第1篇の結びとして、以下のように述べている。

我国未だ英米の競士協会の如き有力なる主宰団体なく、我が大日本体育協会等の如き

は、其の實力未だ遠く英米の協会に及ばず、其の漸くに勢力を得て、英米協会が恰も国家の一行政府たるが如くならんことは、到底此の処数年間に期すべからざれば、学校内の運動は当分之を文部省の直接監督に属せしめ、大日本体育協会が愈々實力を得て全国学校運動を指揮監督するを得るに至るを待ち、始めて自治を許すを以て最も安全にして有効なる政策なりと確信するもの也（武田，1925b, p. 15）.

この記述からも、武田が、「運動界宿弊」に対処していくための具体的な方法として、イギリスやアメリカの「競士協会」に倣い、「一行政府」であるかのように「指揮監督」していく必要性を主張していることが読み取れる。

以上、『取締論』にみられる武田の学生スポーツに対する問題意識についての検討から、武田が、学業を排してまで競技に熱中する学生や指導者のように、スポーツを行うにあたって勝利至上主義に陥ることを強く戒めていた点、そのためにイギリスやアメリカの「競士協会」のような競技者資格によって「指揮監督」を行っていく必要性を主張していた点が明らかになった。

## 2) 『運動競士協会憲章類纂』にみられる武田千代三郎の理想の競技者資格

つづいて、武田がイギリスやアメリカの「競士協会」の競技者資格を翻訳解説した、『憲章類纂』を参照し、彼が「運動界宿弊」を「指揮監督」していく際に、理想とした競技者資格の内実について検討していく。

『憲章類纂』は、1925（大正14）年6月に大阪高商校友会より、非売品として刊行された。大阪高商校友会による序文によると、「本書は本校校長（武田）が、国際陸上運動及び英米水陸運動競士協会等の憲章並に其の施行細則中、一般教育家及び学生等に、教育手段としての運動の何たるかを会得せしむるの指針たる可き條項を抜き、之を編輯翻訳したる」（大阪市立高等商業学校校友会編，1925，ページなし；括弧内引用者）ものであるという。ここから、武田が、英米を中心とした競技者資格の翻訳を通して、教育としてのスポーツを会得する指針を示そうとしていることが読み取れる。また、校友会による序文には、「我国の教育が従来智育に偏して徳性の陶冶を顧みざるの宿弊を拯ふの一助たる可きは、毫も疑を容れざる所也」（大阪市立高等商業学校校友会編，1925，ページなし）という危機意識が述べられている。

では、武田自身によって書かれた自序には、何が書かれているのだろうか。以下、その一部を引用する。

運動を以て学校教育の手段と為し、民風進行の媒助たらしめんとする者須く先づ運動家の言動を誠めて其の墮落を防ぎ、競技挙行の準規を厳にして悪弊の発生を遏め、而して後理法を後述し実技を指授す可し。…（中略）…国際競士連盟規約に関するものは、友人岸法学博士清一君が、大正13年拂国巴里に於ける国際競技大会臨み、帰朝に

際して齎し來れるものを借覽して之を追補せるものに属す（大阪市立高等商業学校校友會編，1925，ページなし）。

武田の自序からも，彼が，「教育の手段」としてスポーツを捉えていることが確認できる。「教育<sup>注14)</sup>」の手段，としてのスポーツ，という考え方は，阿部（2002，2009）も指摘しているように，武田のスポーツ思想である「競技道」という概念から連続したものであった<sup>注15)</sup>。そして，先述したように，武田は，運動界の悪弊を抑えるために，競技者資格を厳格にする必要性を示唆している。また，国際的な競技者資格については，第8回パリ五輪から帰国した岸から借覽したものであるため，翻訳当時において，最新の競技者資格であったことが確認できる。

では，非売品として刊行した『憲章類纂』は誰のために書かれ，誰に読まれたのだろうか。武田は，1925（大正14）年7月に発行された，大阪高商校友會誌『商海』の臨時増刊号の序文，「英米其の他に於ける運動の監督指導」（武田，1925a）において，「数日前に英米水陸運動協會の諸規則を編纂しました運動競士の心得とも申す可き書物を學生一同に配布して其の教養を資くるの一助と致しました」（武田，1925a，p. 1）と述べている。ここから，武田が，『憲章類纂』を大阪高商の學生一同に配布していたことが確認できる。さらに「英米其の他に於ける運動の監督指導」では，『憲章類纂』の解説を行っている。

そこで，以下では，「英米其の他に於ける運動の監督指導」を参照しつつ，『憲章類纂』の要点について概観し，そこから，武田の理想の競技者資格がいかなるものであったのかについて検討していく。

まず，『憲章類纂』のタイトルにも付されている，「競士」という言葉を，武田はどのように定義していたのだろうか。武田は，「運動家たる可き者は競士即ち Amateur（アマチュア）でなくてはならぬ」（武田，1925a，p. 4）という。そして，「競士」の定義を以下のよう示す。

競士とは運動に伴ふ歡樂を享受し，又其の肉体精神及び社交上に及ぼす可き有益なる効果を取得するを唯一の目的として，之を好愛するの外他意なき者を云ふ（武田，1925a，p. 6）。

武田が示した「競士」の定義には，「歡樂を享受」し，スポーツを「社交」として，自己目的的に行う者を指していることが見て取れる。では，上述した武田の「競士」の定義は何に依拠していたのだろうか。武田によると，「競士」の定義は，「米國競士協會で定めた定義で，一番模範的だと思はれますから，此に之を借用致したのであります」（武田，1925a，p. 6）と述べている。

さて，武田は，「英米其の他に於ける運動の監督指導」において，イギリスやアメリカの競技者資格をどのように捉えていたのだろうか。武田（1925a）によると，イギリスやアメ

リカでは、スポーツの指導監督は民間有志の労力や出費によって、国家とは別の手によって奨励、発達していったと述べる。しかし、武田は、「英米2国に於ける運動の指導監督は、恰も運動以外の他の事柄が各種の公法私法に據り政府の行政機関に依りて監督せられて居るのと同様、一定の嚴重なる法規に據りて其の主権団体即ち運動界の政府とも云ふ可き絶対権力に依りて支配されて居ると云ふ一事であります」（武田，1925a, p. 3）と述べる。さらに、武田（1925a）は、イギリスやアメリカの競技者資格は、国家の憲法、行政法、民法、商法、訴訟法、その他の法律と同様の効力を、民間の組織が有していると述べる。それどころか、英米の競技者資格は、「国家の法律も及ばぬ程の拘束監督の実を挙げている」（武田，1925a, p. 3）と評している。このように、武田にとって、「運動家として其の道を楽しもうとする人は、いやでも此の私制法律を遵奉して国内の運動主権団体の独裁権に服従しなければならぬやうになつて居る」（武田，1925a, p. 5）のであった。

では、なぜイギリスやアメリカでは、このような厳格な競技者資格を設けたのだろうか。武田は、その理由の一つとして、「運動界より利慾、破廉恥、不品行、卑猥等の諸害悪を排除し、以て運動の神聖を保ち、国民の心身を鍛錬」（武田，1925a, p. 8）するためであると私見を述べる。

一方で、日本の現状について、武田はどのように捉えていたのだろうか。武田（1925a）は、日本において、スポーツが盛んになってきたことに言及し、驚きと喜びを示している。しかし、すぐに、「欧米の先進国の夫れと較べて丸で小供の真似事としか思はれませぬ」（武田，1925a, p. 8）と指摘する。そして、日本のスポーツ界の現状について、規律、節制、統一、約束がないため、「幾億の星群が宇宙間に乱交して居るやうな有様」（武田，1925a, p. 8）であると述べる。それは結局日本人が、スポーツに対する理解に乏しいからだと指摘し、以下のように続ける。

欧米文物の表面のみを見て、深く其の内部を洞察するの明を缺いて居る為で即ち換言すれば運動の監督指導に関する無知の致す所と此の私は観て居るのであります。外国の風を学なら先づ代一に事物の精神を採入れて貰ひたいもので、無暗に物真似を事とするのは深く今しむ可き事だろうと考へられ舛（武田，1925a, pp. 8-9; 傍点引用者）。

つまり、武田は、スポーツという「異文化」の受容に際して、具体的で可視化できるような「表面」ではなく、抽象的である「精神」こそを第一に取り入れるべきであると主張しているのである。しかし、文化の伝播は、「技術的な側面は容易に受容されるが、思想や心情等の観念的な側面は受容されにくい」（友添，1993, p. 170）という。そのため、「具体的で可視性をもった事物や事象は比較的容易に伝わるが、抽象的で目で見ることができないものは伝えにくいし、また伝わりにくい」（友添，1993, p. 170）のである。つまり、スポーツという「異文化」を受容していく際に、武田が述べたような「精神」を第一に受容することは困難であると考えられる。

では、はたして武田自身は、スポーツという「異文化」の「精神」までも受容できていたのだろうか。

武田は、論稿「英米其の他に於ける運動の監督指導」において、日本のスポーツ界の現状が、「無方針、無秩序、無統一、無監督」（武田，1925a, p. 9）であるのに対し、イギリスやアメリカでは、「国家の政府其の物の如き有力なる機関の権力に依り、国法と均しき厳重なる法規に據りて覇束せられて居ると申す事丈けは」（武田，1925a, p. 9）読者に理解してもらえたことを信じている、と述べている。

つまり、武田が「英米其の他に於ける運動の監督指導」において最低限伝えたかった内容は、まさに、競技者資格という可視化し得るものをイギリスやアメリカと同様に厳格にしていくことであったといえよう。この点は先述した、「異文化」を受容する際に、抽象的で目で見ることができない「精神」を第一に受容すべきであるという武田の主張と矛盾が生じているといわざるを得ない。

はたして武田は、19世紀のイギリスのパブリックスクールにおいて、スポーツのルールを成文化していく際に、「民主化あるいは自由・平等の実現への努力」（中村，1995, p. 95）という「精神」が存在していたことを理解していたのだろうか。また、イギリスやアメリカのスポーツ団体が、アマチュアリズムの確立という課題に直面しながらも、なお政治権力からの独立を大切にしたり、それぞれのスポーツ団体内部における合議と合意を重視してきたりするなどの「自由・平等思想」（中村，1981, p. 191）を理解していたのだろうか。

「英米其の他に於ける運動の監督指導」をみる限りでは、答えは否であろう。なぜなら、武田は、「自由・平等の実現」ではなく、「無方針、無秩序、無統一、無監督」という現状を克服するために可視化できる競技者資格を厳格にする必要性を訴えていたからである。

### 3) 「校友会各部選手選定に関する内規」にみられる武田千代三郎にとってのアマチュア競技者のあるべき姿

次に、大阪高商における運動部の競技者資格として、武田が1920（大正9）年に制定した「校友会各部選手選定に関する内規」（以下「内規」）を対象として、武田にとってのアマチュア競技者のあるべき姿について検討していく。その糸口として、大阪高商の校友会誌である『商海』に寄稿した、武田の論稿「運動家」（武田，1920）を主な分析対象とする。なぜなら、当該論稿において、武田は、「内規」を制定した際に、武田の中に基盤として存在した「精神」（武田，1920, p. 4）について述べているからである。

武田は、論稿「運動家」において、「アマチュア」と「プロフェッショナル」を対置させている。武田にとって「アマチュア」は、「真の運動家」として「学業の余暇屋外の靈気に触れ、真の智情意を修練」（武田，1920, p. 1）した「良学徒」のことを指す。一方で「プロフェッショナル」は、「運動の余暇を以て筆硯に親しまんと」（武田，1920, p. 1）する者を指している。つまり、武田の論稿「運動家」において、武田は本業を学業に求める者

を「アマチュア」、本業をスポーツに求める者を「プロフェッショナル」として定義しているといえよう。また、武田（1920）は、「運動家は有形物質的の賞品賞牌を榮とすることなく、運動競技が不知不識の間に、吾人に賞与する無形の徳性を、自己の心身に鑲刻せしめ、これを以て終生去るべからざる至貴至重の財宝とするの大志あるを要す」（武田，1920，p. 3）と述べている。

つまり、武田は、質素儉約を重んじ、勝利至上主義に陥ることなく、本業としての学業に取り組む人物を理想的なアマチュア競技者として捉えていたとまとめられよう。

続いて、大阪高商運動部の競技者資格が具体的にどのような形となったのか、「内規」の条文を概観していく。武田の論稿「運動家」の文末に記載された「内規」は表1-2のとおりである。

表1-2 「校友会各部選手選定に関する内規」

校友会各部選手選定に関する内規 大正9年4月16日議定	
第1条	選手たるを得る者は学年試験及学期試験に於て60点以上の平均点を得たる者に限る
第2条	選手は其の都度副会長及び学生課長たる部長の銜衡を経会長之れを選定す
第3条	選手に選定せられたる者の対外競技に出場し得るは1学年間特定の1技1回限りとす 但し特に会長の認可を得たる者は此の限りに非ず
第4条	試験前の若干日数間は対外競技に加わることを許さず 但し特別の場合に於ては特に会長の認可を経て参加せしむることあるべし
第5条	専門学校以上を相手とする競技又は会長の認可する団体の主催する競技に非ざれば参加するを得ず
第6条	長期の休業中と雖も特に会長の認可を得たる場合の外往復5日以上又は3日以上滞在を要する競技に参加するを許さず 但し近距離にして日々往復し得る場合は此限に非らず
第7条	選手の旅費は各部予算の範囲内に於て其幾分を補助す
第8条	選手の競技用被服は本会備品を貸与するの外総て自弁とす
第9条	選手派遣費に充つる為校の内外を問はず猥りに寄附金を募集することを許さず 但し特に必要と認むる時は会長の認可を受くべし
第10条	選手は競技主催者より旅費其他の補助を受くことを得ず
第11条	第1項 選手に非ざるものと雖も会長の認可を経ずして運動の指導者又は師範となることを得ず 第2項 前項の認可を受けた者と雖も往復滞在の実費を除くの外何等の名義を以てするも金品の謝礼を受くことを得ず 第3項 長期の休業中自己出身の学校に於て指導教練の依頼に依る場合に於ては本条第1項を適用せず

以上

（「運動家」（武田，1920，pp. 4-5）より作成）

第1条において、学期試験と学年試験の両方で60点以上の平均点を出すことを運動部の選手としての参加条件においていたり、第3条において、競技に熱中しすぎることを防ぐためか、対外競技の出場回数も制限されていたりする点から、「内規」の条文においても、武田が学生の本分を学業においていることが読み取れる。また、「会長の認可」を求める条項が多いことから、武田自身が選手選定に際し、決定権を握っていたことが読み取れる。そのほかにも、第7条から第11条において、スポーツと金銭との結びつきを善とせず、質

素儉約を重視していることが「内規」においても看取できる。

なお、第1条の点数制限の条項によって選手資格を失った大阪高商生は1921（大正10）年に「全校生中約三割三分」、1922（大正11）年に「四割」いるため、特に団体競技の運動部において活動が成り立たなくなってしまうという（谷山，1922）。つまり、武田は、「内規」によって学業との両立ができない学生を運動部から排除していたのである。

#### 4) 武田千代三郎のアマチュアリズム観と大日本体育協会が作成した競技者資格との関係性の検討

以上より、武田は、「教育」の手段としてのスポーツを理想とし、学業との両立ができない学生競技者を問題視していた点、そのため、イギリスやアメリカのように、「国法に均しき」厳格な競技者資格を設けることを理想としていた点、大阪高商校長として「内規」という競技者資格を設けることによって、学業との両立ができない学生を運動部から排除していた点が明らかになった。つまり、大体協の競技者資格によって排除された、脚力を用いる職業に就いた労働者は、武田の理想としたアマチュア競技者から逸脱するもののうちの一部であったことが確認できよう。

したがって、武田にとって競技者資格とは、決して脚力を用いる職業に就いた労働者を排除するためだけに存在していたわけではなく、「教育」の手段としてのスポーツという理念の実現を果たすために必要不可欠なものであった。そのため、大体協の競技者資格が、一部の労働者を競技会から排除する機能を果たしてきたという側面は、武田のアマチュアリズム観のうちの一部を反映していたにすぎず、大体協の競技者資格と武田のアマチュアリズム観の間にはずれが存在していた。

### 第3節：第8回オリンピック・パリ大会日本代表選手選考過程における競技者資格適用の実態

本節では、第8回パリ五輪の日本代表選手選考において、大体協の競技者資格がどのように適用されたのかについて検討していく。その際に、まずは、第8回パリ五輪の日本代表選手選考において用いられた競技者資格が作成される経緯について概観していく。

#### 第1項：競技者資格をめぐる「準職業競技者」と大日本体育協会の対立

大体協の競技者資格が、1917（大正6）年を契機に、脚力を用いる職業に就いた労働者を無資格とするようになった点については前節で確認した。また、実際に、大体協の競技者資格によって失格者が出たのは、1920（大正9）年11月17、18日に駒場農学部運動場にて開催された、第8回全国陸上競技大会予選記録会であった。

さらに大体協は、1921（大正10）年3月に会長に就任した岸を中心に、同年5月開催の第5回極東大会の予選競技会に向けて、競技者資格を作成していく。そして、大体協は、3月10日に新たな競技者資格を発表する。以下、その一部を抜粋する。

1. 本会に於て挙行する競技会に参加せんとする者は予め技術委員会幹事を経て資格登録を受くべきものとす。
2. 本会は競技者の資格を左の4種に分て之を認定す。
  - (1) 普通競技者 (2) 競技指導者 (3) 準職業指導者 (4) 職業競技者
3. (1) 普通競技者は単に競技によつて直接に得られる興味、並に精神的身体的の修練、及び社交的目的の爲めに之れを行ふものを云ふ。
  - (2) 競技指導者は同上の目的を知得し、其の発達を計り之れが指導の任に当るものを云ふ。
  - (3) 準職業競技者とは職業上自ら其筋力を競技の練習に利用し得る者を云ふ  
例えば車夫、郵便発達夫、牛乳配達夫、魚屋挽子等の如し。
  - (4) 以上の目的に依らずして競技其他の運動に因て金銭其他物質上の利益を得る者を職業競技者とす。
4. 本会に於て挙行する競技会には普通競技者の参加のみ之れを許し職業競技者は絶対に其参加を許さず。但し競技指導者及準職業競技者は特に本会に於て認定したる場合に限り之を許す（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 35）。

今回の競技者資格における特徴の一つは、「車夫」、「郵便発達夫」など具体的な職業名を挙げて、脚力を用いる職業に就いた者を「準職業競技者」として、体育教員を「競技指導者」として分類し、基本的に両者とも競技会の参加を認めなかった点であろう。つまり、大体協では、会長が嘉納から岸に代わってから、具体的な職業名を挙げ、それらの職業についた者を競技会から排除するような競技者資格が作成されたのである。このように、特

定の職業に就いているという理由で競技会から排除されてしまうような競技者資格は、排除された側の競技者からみて差別的なものと判断されるであろうことは想像に難くない。

実際、この競技者資格の発表後、大体協と「脚力を業とする者とは将に正面衝突の危機に臨む事とな」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 35）り、1921（大正10）年3月26日には、労働者の競技者を中心とした団体である、日本体育競技会から大体協へ以下のような意見書が送られた。

拝啓 御協会益々御発展の段我邦運動界の為め惹ては国家社会の為め誠に大賀の到に御座候

今度御協会の競技者資格規定御発表に相成りし処の職業上其筋力を競技の練習に利用し得る物を準職業競技者として除外される御協会が其競技指導者に参加を許すが如き事は誠に不徹底なる規定にて其の解釈にさへ苦む有様にて斯の如き規定は我邦運動界の為め其の発展を阻害し公平なるべき運動精神に反し居り候少く共運動を愛し精神的体育競技を望居る吾々準職業競技者の為め此の際根本的改正あらん事を絶対の希望する次第に御座候

依てここに意見書を呈す

大正10年3月26日

選手代表者

安藤角助 十河林平 伊藤四郎 鈴木時太郎 萩原豊雄 坂元有造

浅草区千束町2丁目254番地

日本体育競技会代表者 立石浩太郎 小柳多以知（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 35）

この意見書によると、大体協主催の大会において、大体協側が、「競技指導者」の出場を許可し、「準職業競技者」の出場を拒否していることが見て取れる。つまり、1921（大正10）年3月に発表された競技者資格において、「競技指導者」が大体協の「認定」を受けているのに対し、「準職業競技者」が「認定」を受けられず「除外」されているという現状が読み取れる。

なお、選手代表者のうち、安藤角助は先述した、第8回全国陸上競技大会において2時間42分2秒の記録で1着となったが、大体協の競技者資格によって失格した競技者であった（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 427）。また、鈴木時太郎、萩原豊雄、坂元有造は、会社員や商店員として登録し、大体協主催の競技会におけるマラソン競技で上位の成績をおさめた競技者であった。しかし、彼らは、大体協が警察に身元調査を依頼した結果、車夫であったことが判明した競技者であった（鈴木、1974、p. 190）。

ほかにも、1921（大正10）年5月3日に発行された『国民体育』には、「競技選手の資格問題」という特集が組まれ、大体協の競技者資格に対する批判がなされている。以下で

は、特集の論稿にみられる記述を追っていく。

1920（大正9）年に開催された第7回オリンピック・アントワープ大会（以下「アントワープ五輪」と略す）の水泳競技に日本代表選手として出場した斎藤兼吉は、大体協が「日本競技界の最高権威として種々の規則制限（競技者資格）を設け、普く天下に号令している」（斎藤，1921，p. 11；括弧内引用者）と指摘している。そして、斎藤（1921）は、大体協が競技者資格を作成する「心持」は理解できるが、「多数決で辛うじて通過する場合があるだけに可成り物足りぬ感じがする」（斎藤，1921，p. 12）と述べている。

また、斎藤（1921）は、「車夫挽子牛乳配達夫がプロフェッショナルと見做されるのは実に気の毒である」（斎藤，1921，p. 12）と私見を述べている。そして、もし車夫らが「操行上」良くない点があるのであれば仕方がないと前置きしつつ、以下のように続ける。

彼等のライフワークが同時に徒歩練習となつてその結果非常に強くなり、学業職業の余暇に練習するアマチュアがどうしても彼等に対して勝味がないといふ点からプロフェッショナルとするならば、私は大に異議を申立てねばならぬ（斎藤，1921，p. 12）。

このように、斎藤（1921）は、車夫など脚力を用いる職業に就いた者たちを排除するような競技者資格のあり方に対して、批判的な見解を示した。そして、大体協の「官僚的態度」を看取し、「猛省を促したい」と述べ論稿を閉じている。

特集中の他の論稿も斎藤（1921）と同様に、大体協の「官僚的態度」を批判し、スポーツは学生の専有物ではないとする論調がみられる（飯塚，1921；ケーイー生，1921；喜多，1921）。

そして、大体協は日本体育競技会の意見書について、1921（大正10）年3月30日に開かれた技術委員会で協議した。その結果、将来、競技者資格の変更も視野に入れつつも、第5回極東大会については従来の競技者資格を採用することを回答した（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 35）。

さらに、大体協は、日本体育競技会から意見書を受け取った後、新聞記者団とも競技者資格の問題をめぐる対立していくようになる。新聞記者団と対立していく中、大体協は1921（大正10）年4月11日に新聞記者10数名と会見した<sup>注16</sup>。そして、翌15日に技術委員会で辰野保によって報告された議事録には以下の記述がみられる。

余等は車夫が準職業競技者たることは既定の事実にして諸君と雖も何等疑義なきものと考へ而して吾人も亦永年の因襲に捉はれし為にや何等之を怪しむことなかりしを以て今宵も諸君がさる問題を提出して余等の回答を要請せらるるとは其の全然予期せざりし処なり、従て余等は残念ながら自己に諸君の質問せらるる点に関しても尚協会を代表して意見を開陳し得る権限ありと認むること能はず、故に今夜は貴意を拝聴するに止め更に否を期して再会致度し。

唯此際一言附言し度きは之は体育協会としても非常に重大なる問題なれば頗る慎重に審議を経て然る後御回答致し度き所存なり，故に可及的取急ぐべきも多少の日時は猶予せられ度し云々（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 36）.

ここから，大体協が車夫を「準職業競技者」とすることに對して当然視していることが見て取れる．しかし，その理由については詳細に述べられていない．結局，大体協が明解な回答を避けたため，新聞記者団から，以下のような意見が寄せられた．

1. 車夫と「コーチャー」の取扱を区別したることに関しては何等異議を申立つるものに非る事
2. 唯根本問題の車夫の資格のみに局限して論じ是非協会が即刻記者団の決議を採用実行せしことを希望すること
3. 尚ほ希望としては「コーチャー」も車夫と共に選手として参加せしめ度し，唯対手国に対する相互礼讓の表示として之を遠慮することならば「コーチャー」に付ては自説を敢えて固持せざるべきこと
4. 「プロフェッショナル」及「セミプロフェッショナル」の定義に付き記者団は全然協会と其意見を異にすること

右の4点を明言して袂を分かちたり（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 36）

大体協は，審議の後，上述の新聞記者団の意見について以下のように回答した．

車夫を「アマチュア」として取扱ひ本会の競技者に参加を許可する事は重大問題にして軽々しく決定すべきものにあらず

車夫を入るるために学生生徒の参加を欲せざるものあるべく，父兄の賛成せざるものもあるべく，学校当事者としてかかる競技会に参加を拒むものもあるべし，依て本会の意見を決するには少なくとも学生生徒の意向，新聞記者団の意見，学校当時者の意見，父兄の意見，社会一般の輿論等を考慮して上海大会終了後，慎重審議の上回答する事（財団法人大日本体育協会編，1936，pp. 36-37）

ここから，大体協が学生生徒，新聞記者団，学校当事者，父兄，社会一般から意見を集めて競技者資格の問題について審議していくことを決定したことが読み取れる．しかし，大体協は，社会一般から広く意見を集めたわけではなく，学校当事者から意見を集めるにとどまった．というのも，大体協は，第5回極東大会終了後の1921（大正10）年に，「人力車夫，牛乳配達夫及び新聞配達夫等」と「一般学生」を同一競技に参加させることに對する可否と，その根拠の2点を記述した「意見聴取の文書」を各学校長宛にのみ發送して

いたからである（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 37）．その内容は下記のとおりである．

拝啓時下愈々御清適奉賀候陳者既に秋に入りて運動競技界漸く多事ならんとするに際し客歳以来の懸案たる左の問題に関し弘く諸彦の御批判を仰ぎ本会今後の参考と致度茲に寸楮を呈上仕候

1. （弥後開催せらるべき本会主催の）運動競技会に於て特殊營業に従事する者（例へば人力車夫，牛乳配達夫及び新聞配達夫等）と一般学生とを同一競技に参加せしむることの可否
2. 及び其御判定の理由

以上の2点に就き忌憚なき御意見を承るを得ば幸甚之に過ぎず候  
本問題に関しては慎重熟議の結果吾人亦其の独自の見解なきに非ずと雖も理知的輿論の指示に傾聴する時代の趨勢に鑑み敢て茲に一書を呈し後高教を仰ぐ次第に御座候  
敬具

大正10年10月10日

追伸右に関する御意見は甚だ恐縮には候へ共10月20日までに回答頂戴致し度願上候  
（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 37）

そして，この「意見聴取の文書」も参考にしながら，大体協は，1922（大正11）年3月13日に新たな競技者資格を発表する．競技者資格の発表は，午後5時に，大体協事務所に於いて，大体協の辰野保，澤田一郎，峰豊，野口源三郎，赤松又次郎と新聞記者団との会合上で行われた．その内容は以下のとおりである．

#### 1. 国内に於ける競技会

国内に於ける競技会では左の形式に依る

第一部 参加者は一般競技者（アマチュア）

第二部 参加者は職業の性質上競技の練習に便宜を有するもの

右の中第一部に所属すべきものは各競技悉く第一部に所属すべく，第二部に所属すべきものは各競技悉く第二部に所属する．而して第一部と第二部とは混淆することは無い

以上に関する資格の区別は本会の資格審査委員会の判定に依る

## 2. 国際競技会

国際競技会に参加し得るものの資格は国内競技会に於ける第一部参加者に限る  
(大日本体育協会, 1922b, p. 131; 野口, 1922, pp. 19-20; 財団法人大日本体育協会編, 1936, p. 38)

このように、第一部と第二部に分けることによって、「準職業競技者」であった車夫や新聞配達夫等が、国内における大体協主催の競技会に参加できるようになった。なお、「競技指導者」もこの競技者資格では、第二部に組み込まれた。

今回の競技者資格は、読売新聞記事の見出し「オリンピック出場者の資格問題は解決車夫、配達夫も参加出来る」(読売新聞 1922年3月14日付朝刊)にみられるように、「準職業競技者」の出場が認められた点について評価している論調もみられる(東京朝日新聞 1922年3月14日付朝刊; 読売新聞 1922年3月14日付朝刊)。そして、『大日本体育協会史上巻』によると、第一部と第二部を区分した 1922 (大正 11) 年の競技者資格の発表を機に、「アマチュア問題に対する一般の覚醒も加はり自ら問題は月日が之れを流失することとなつた」(財団法人大日本体育協会編, 1936, p. 38) と述懐している。

では、大体協が「アマチュア問題」も解決に向かうようになったと捉えていた今回の競技者資格の発表以降、競技会の実態はいかなるものであったのだろうか。

今回の競技者資格発表後、初めて一部と二部とに分けて行われた陸上 3 種目競技会での 25 哩マラソン競走では、以下のような実態も散見された。

申込数は 22 人、うち学生は 13 人で他は、職業を有せる会社員と云ふ肩書きの人々であり、1 人は魚商と云ひ最近問題となれる性質のものにして第二部に加へた。第二部は 1 人であつた (YK 生, 1922, p. 130)。

魚商である第二部に入る選手は 10 分を置いてスタートしたが案外時間を要して 3 時間 22 分余を要した、彼は 1 人で張合がなかつたと云つて居た… (中略) …第二部に属するもので車夫あたりには、2 時間 30 分余で走るのも居るから次回には、第二部のレコード 3 時間 22 分をうんと破るだろう (YK 生, 1922, p. 131)。

また、1923 (大正 12) 年 2 月 11 日に大体協主催で開催された第 8 回 10 哩短縮マラソン競走では、第二部において選手は 1 人も参加せず、第一部 85 名のみにて挙行したという (読売新聞 1923 年 2 月 12 日付朝刊)。

ここから、競技者資格によって二部制が設けられて以降、第二部で出場する競技者が、第一部で出場する競技者に比べ、非常に少なかったことが見て取れる。まさに、労働者のスポーツは「凋落の道をたどらされていく」(中村, 1977, p. 119) ようになったともいえるだろう。つまり、二部制を設けた競技者資格も実質的には、第二部に属する特定の職業

に就いた競技者を競技会から排除する機能を果たしてきたのである。

以上より、大体協の競技者資格は、会長が嘉納から岸に代わって以降、具体的な職業名を列挙した上で、それらの職業に就く者を「準職業競技者」として競技会から排除していくようになった点を確認できた。その結果、競技会から排除された当事者である労働者たちはもちろん、新聞や雑誌の論稿においても大体協の競技者資格は批判の対象となっていた。なお、このように、具体的な職業名を列挙して競技会から排除するような競技者資格は、嘉納会長時代にはみられないものであった。

では、岸が会長を務める大体協は、競技者資格をめぐる種々の批判に対していかなる応答をしたのだろうか。次項で検討していく。

## 第2項：競技者資格への批判に対する大日本体育協会の反応

前項では、大体協の会長が嘉納から岸に代わって以降、具体的な職業名を列挙した上でそれらの職業に就いた競技者を競技会から排除する競技者資格を作成していた点、この競技者資格に対して、新聞や雑誌の論稿において批判が展開されるようになっていった点が明らかになった。では、大体協側はこれ以降競技者資格の問題について、どのような見解を示したのだろうか。

大体協は、二部制を設けた競技者資格を発表した翌月、機関誌において、競技者資格に関する見解を述べている。機関誌『アスレチックス』の創刊号から、第3号にかけて、常務委員を務めた澤田一郎（以下「澤田」と略す）によって記された「愛すればこそ (Amateur) (一), (二), (三)」(以下「愛すればこそ (番号)」と略す)と題した論稿(澤田, 1922a, 1922b, 1922c)がそれにあたる。当該論稿は、『アスレチックス』編集室より「斯道の最新知識である」(澤田, 1922a, p. 20)と紹介のコメントが付されている。また、『アスレチックス』の発行人であった野口源三郎(以下「野口」と略す)が競技者資格について解説した、『最新陸上競技規則の解説』(野口, 1922)においても、「此の問題(アマチュア問題)を詳に知らんとせば協会出版にかかる雑誌『アスレチックス』の第1巻第1, 2, 3号を見られよ。暫時く米国に留学され斯道に造詣の深い澤田法学士の卓論が掲載してある」(野口, 1922, p. 20; 括弧内引用者)と澤田の論稿を紹介している。機関誌の性格に鑑みても、澤田の論稿「愛すればこそ」は、当時の大体協のアマチュアリズムに関する公式見解を述べた論稿であったと判断できよう。

そこで、本項では、大体協の競技者資格について、新聞や雑誌の論稿において展開された批判に対する、大体協側の応答として論稿「愛すればこそ」にみられるアマチュアリズム観について検討していく。

なお、これまでの研究では、澤田が、武田の思想を忠実に継承し、競技者資格をめぐる労働者競技者と対立した際に、大体協の代弁者として位置づけられてきた(川本, 1969)。しかし、これまでの日本におけるアマチュアリズムに関する研究では、澤田の論稿「愛す

ればこそ」を直接分析対象としてこなかった。そのため、川本（1969）が指摘するように、澤田が、武田の思想を忠実に継承したのか否かについても検討しておく必要があるだろう。また、第3章において詳述するが、澤田は第Ⅲ期において、当時の若手役員らと確執が生じていく。そのため、以下では、まず澤田の略歴について簡単にふれ、論稿「愛すればこそ」を概観していく。

澤田は、1894（明治27）年生まれで、帝大法学部政治学科を卒業している。学生時代は、陸上競技の走り高跳び、800メートルの選手であった。

『大日本体育協会史上巻』（財団法人大日本体育協会編、1936）によると、学生時代の澤田は、『オリムピア』1917（大正6）年12月号において以下の記述を残しているという。

従来僕達の体育協会に対する考えは、随分険悪を極めていた…（中略）…体育協会は其役員には日本の地名の人を悉く網羅し、何れも大家ならざるはなき有様であるけれど競技者に対しては十分同情を以て接して居て呉れたらどうか？（財団法人大日本体育協会編、1936, p. 43）

従来の体育協会は自分達には恐しい灰色をした巨人の様に見えてならなかった。自由の翼を思いの儘に広げる事は到底許されぬ。そうした従来の体育協会に対して、自由の開展を好み、民本主義を掲げて居る若々しい競技者がどうして快い感情を持って居よう。甲なる競技者が云う「運動なんか分りもしない連中が、当日になると委員と云う大きな看板を下げて癪に触る程威張り回る」、乙なる競技者が又云う「運動場に来ても尚生徒の積りで俺達を牛耳る、宛るで教室に居るのとそっくりだ」、そうした取るに足らぬ感情が次第に積み重なって終には反体育協会派なる一派を生じてしまったのではないかと思はれる程、競技者の考えが険悪になってしまったのだ（財団法人大日本体育協会編、1936, pp. 43-44）。

これらの記述から、澤田の学生時代には、学生競技者の中に「反体育協会派」なる一派ができるなど、大体協と一部の学生競技者は、決して円満な関係であったわけではなかったことが窺える。

また、澤田は、『オリムピア』の1918（大正7）年2月号において、スポーツを「最大多数」の者のために行っていく必要性について、以下のように述べている。

「デモクラシー」の大勢は、啻に政治上に於ける現象に止まらず、万物に其の影響を及ぼしている。近來の運動競技界の傾向は、一方には「プロフェッショナリズム」から次第に「アマチュアリズム」に推移して行くと共に、他方に於いてはデモクラチックの分子が入って来て「最大多数の運動」でなければならなくなって来た。此の点より観れば、従来の運動界は余り個人を主とし過ぎたものであり此の大勢に反するもの

であるから、其の組織に就いて次第に改良される様に至ったのは怪しむに足らぬと思う（澤田，1918，pp. 14-15；傍点引用者）。

このように、学生競技者時代の澤田が、大体協に対して「恐しい灰色をした巨人」と形容していた点、また、階級に閉ざされない、「最大多数の者のためのスポーツ」を展望していた点を確認できる。これらの点から、少なくとも学生競技者時代の澤田は、川本（1969）が指摘するような、「エリート意識」を多分に反映した武田の思想を忠実に継承する人物であったかどうかは疑わしい。

では、帝大卒業後、大体協の常務委員として書かれた論稿「愛すればこそ」において、澤田は、いかなるアマチュアリズム観を主張していたのだろうか。

澤田（1922a）は、「近代に於けるアマチュアリズム運動の最新一大現象と称して敢て過言ではない」と評し、「北米合衆国アマチュア競技連盟」の「アマチュアの定義」および「アマチュアイズムの精神」を紹介している。それらの条文は以下のとおりである。

#### 第10条 アマチュアの定義

「アマチュア」とは全然娯楽及心身並に社交上の為め「スポーツ」を試むる者にして、其者に対し「スポーツ」は単に一つの慰事たるに過ぎざる事を要す。

#### 第11条 アマチュアイズムの精神

「アマチュアイズム」の精神とは総て「アマチュアの定義」中に包含せられたる所に加ふるに多々あり、参加者、主催者、又は来賓役員及観衆に存する榮譽、廉直、公平なる行為、礼讓、節制等の崇高なる觀念と一致す。

規則を曲解し又は之を無効とし、或は他の競技者よりも不当なる利益を得るが如き瑣々たる専門的事項に対しては、何等アマチュアイズム精神の拘泥論議する所に非ず、体力身体の適応、智的能率、道德的資質、及社交的習慣を發達せしむるに著大なる甲賀を運動競技に認め、求むる所はスポーツ全部の標準を昂め、以て其価値を増加するに在り。

「アマチュアイズムの精神」は、個人又はアマチュア競技全般に対して有害なる行為、例ば金銭又は種類の如何を問はず利益の為に競技する事、賭事、商品売却、有名なる競技者を其所属より離れしめて他に新入せしむるが如き当に対しては総て反対し運動競技を巧に組織し管理し之を有効ならしむるに協力一致する必要を認むるに在り（澤田，1922a，p. 24）。

つまり、澤田が評価した「最新」の「アマチュアの定義」と「アマチュアリズムの精神」とは、スポーツを「娯楽」や「社交」として行う者をアマチュア競技者として定義し、一方、「金銭」をはじめとする「利益」のためにスポーツを行うことに対しては、反対の立場

を取るものであったことが見て取れる。

澤田は、「愛すればこそ（一）」で、「北米合衆国アマチュア競技連盟」の「アマチュアの定義」や「アマチュアイズムの精神」を紹介した後、「愛すればこそ（二）」において、澤田自身の「卑見」を述べていく。

「愛すればこそ（二）」で澤田は、以下の問いから論を進めている。

凡ての障壁と階級とを廃し、因襲と伝統とから離れて、人類全体が嬉々として、一様にスポーツを楽しむ様、斉しく競技の恩恵に浴する様にと仕向けるのが、理想でもあり又当然である事とは承知して居りますにも拘らず、何故私達はアマチュア問題、プロフェッショナル問題に悩まされねばならぬでせうか？（澤田，1922b, p. 23）

ここからも澤田が、学生競技者の頃から一貫して、「階級」と「因襲」から離れて、「人類全体が嬉々として、一様にスポーツを楽しむ」（澤田，1922b, p. 23）ことを理想としていることが見て取れる。

上記の問いを設定し、澤田（1922b）は、過去のオリンピックの競技者資格を概観していく。そして、1912（明治45）年のストックホルム五輪の漕艇の競技者資格で、「海員」、「水夫」、「漁夫」、等、ボートを漕ぐ職業に就いている者をプロフェッショナルとみなす競技者資格に着目し、以下のように述べる。

プロフェッショナルの範囲は次第に拡張され、第1義から第2義と段々其根本義から離れてプロフェッショナルを生じ、アマチュアの範囲を愈々狭めて参りました。此の事実と傾向とは、スポーツを一様に楽しむ様にとの理想にも反し、誠に遺憾の極みであります（澤田，1922b, p. 27）。

このように、澤田は、「最大多数の者のためのスポーツ」という理想に反する競技者資格に対して、「誠に遺憾の極みであります」と述べ、強く否定していたことが確認できる。そして、競技者資格などの「法規は不完全な人間の作ったもの」（澤田，1922b, p. 28）であるため、「欠缺や不備の点の存する事は有り得べき事実であります」（澤田，1922b, p. 28）と述べる。そのため、澤田（1922b）は、常に競技者資格に「欠缺や不備」がないか確認する必要があるという。同時に、「欠缺や不備」があった場合、速やかに改訂していく必要があることも重ねて述べている。

最後に、「愛すればこそ（三）」では、日本におけるアマチュアリズムをめぐる問題の解決策について論じている。

澤田は、当時の競技者資格作成の現状として、「国を代表する勢力中心団体は、他国の規則に拘泥せず、飽く迄も独立的の態度を持し、絶対的の權威を以て、アマチュアとしての資格を定める事が出来る」（澤田，1922c, p. 70）と述べる。そして、日本をはじめとする

各国の「中心団体」の競技者資格の作成について、以下の結論を示す。

要は、其の中心勢力団体が、常に公平無私の態度を保ち寛大な襟度を持つて絶えず一般に接し汎く内外競技界の推移を察して、現状に一步たりとも後退を取らぬ様努め、一方競技者は徒らに其の「アマチュア」の資格に関して論議し、果ては真のアマチュアとしてはあるまじき行為と疑はるる事をするよりも、速やかに其の国を代表する勢力中心団体をして「アマチュア」としての状態を十分認めしむる様、又世間一般が真にスポーツを愛好するならば、単に其の場当りの言を以て群羊を迷はしむるよりは、充分根拠ある研究をして貰って、其の勢力中心団体が真に「純なアマチュア」たるべしと見極めが付いたならば其の時こそは、堂々天下に「アマチュア」としての資格を宣言し、直ぐに各国オリンピック委員をして無条件に其の資格を保証せしむべきに在ると存じます（澤田，1922c, p. 71）。

最終的に澤田は、「スポーツを愛すればこそその一言に総て覆はれることと存じます」（澤田，1922c, p. 71）と述べ「愛すればこそ（三）」を結んでいる。

以上より、澤田は、学生競技者時代から一貫して「最大多数の者のためのスポーツ」という理想を抱いていた点<sup>17</sup>、従来の競技者資格のあり方に疑問を呈し、「愛すればこそ」の精神を第一義としたアマチュアリズム観を主張していた点が明らかになった。

したがって、「愛すればこそ」の主張を澤田一個人の見解ではなく、大体協の公式見解としてみた場合、大体協側としても自らの競技者資格を問題視せざるを得ないほどに追い詰められていた現状が読み取れるだろう。次項では、上記の状況の中、大体協が第8回パリ五輪の日本代表選手選考過程において、二部制を設けた競技者資格をいかに適用していったのかについて検討していく。

### 第3項：第8回オリンピック・パリ大会日本代表選手選考過程にみられる競技者資格の緩和

二部制を設けた競技者資格を作成してきた大体協であったが、1924（大正13）年の第8回パリ五輪の陸上競技における日本代表選手選考過程においては、競技者資格の緩和が図られていた。そこで、以下では、第8回パリ五輪における陸上競技の日本代表選手選考過程について検討を行っていく。

第8回パリ五輪の日本代表選手選考前年の1923（大正12）年2月9日において、大体協事務所にて開催された水陸常務委員会では、「車夫を業とするものは同時に学生たると否とを問はず之を第二部に属するものとす」（財団法人大日本体育協会編，1936, p. 373）と決議されていたという<sup>18</sup>。つまり、学生であろうと、車夫として働いている競技者は第二部に属するものとして、第8回パリ五輪への出場資格がないと見做されていたことが確認

できる。

さらに、大体協は、第8回パリ五輪日本代表選手選出のために、1924（大正13）年4月12、13日に行われる二次予選会<sup>注19)</sup>の出場者の競技者資格について、同年3月20日に、IOCの通達に基づき、「従来通り体育教官、現役将校、車夫の如き人々は参加し得ざる次第なるも其等の人々と雖該職業を止めし後2ヶ年を経過すれば復た『アマチュア』として認めらるるものなり」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 420）とした。ここからも、大体協が、第8回パリ五輪の二次予選会において、第二部に属する競技者は出場を認めない姿勢を示していることが見て取れる。以上から、大体協が引き続き二部制を設けた競技者資格を維持していることが窺える。

一方で、第8回パリ五輪の日本代表選手選考において、大体協のオリンピック選手選考委員会<sup>注20)</sup>の中に流れていた「力強き主張」は、「精鋭主義」であったという（大日本体育協会編、1925、p. 13）。そして、大体協は、第8回パリ五輪日本代表選手選考の標準の一つとして、「第二次予選会の成績を基礎とし、少なくともオリンピックで予選通過の競技力を有する見込みがあること」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 417）を挙げた。

したがって、上記をまとめると、大体協は、第一部に属する競技者で、かつオリンピックの予選を通過するレベルの競技者を第8回パリ五輪の日本代表選手として選考しようとしていたといえよう。換言すれば、大体協は、二部制を設けた競技者資格の徹底と競技成績の重視とが両立された選手選考を目指していたのである。

しかし、大体協は、車夫として働いていたため第二部に属する可能性が指摘されていた中央大学（以下「中大」と略す）の長距離選手である田代菊之助（以下「田代」と略す）を第8回パリ五輪の5000メートルおよびマラソンの日本代表選手として選考した。田代の選考は、二次予選会と「過去の権威ある大会に表はされた優秀レコード」を参照した結果、「直ちに可決された」（大日本体育協会編、1925、p. 13）という。

実際、田代は、1924（大正13）年3月17日に大体協事務所にて開催された常務委員会<sup>注21)</sup>において、第二部に属する者として二次予選会の出場資格をはく奪されていた（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 420）。しかし、4月7日に開かれた常務委員会では、一転して、「満場一致」で田代の出場資格を認めることが決定された（東京朝日新聞1924年4月8日付朝刊）。

ここから第8回パリ五輪の日本代表選手選考過程において、大体協が、二部制を設けた競技者資格以上に競技成績を重視して選手選考を行っていたことが見て取れる。では、なぜ大体協は、競技者資格以上に競技成績を重視して選手選考を行ったのだろうか。その要因として、2点指摘できる。

1点目は、日本代表選手団が、ストックホルム五輪（1912年）、アントワープ五輪（1920年）に続いて、第8回パリ五輪においても「零敗」することになると、「海外に対して威信を墜す許りでなく、国民の志気をも阻喪させることにな」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 418）ってしまい、このような事態を大体協が恐れていた、という点である。この背景

には、1923（大正12）年9月1日に発生した関東大震災の影響もある。『大日本体育協会 史上巻』によると、関東大震災では、10万人を超える死者・行方不明者が出ており、約7割の家屋が焼失したという。また、震災直後の大体協は、役員各自の損害等もあり、理事会を開くことができなかったという（財団法人大日本体育協会編、1936）。

結局、大体協では、震災から約1ヶ月後の9月30日に、震災後初となる理事・監事・常務委員会が開かれた。そこでは、嘉納が中心となり「国際オリンピック大会に代表選手を派遣すること」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 49）が決議された。そして、末弘巖太郎常務理事を起草者として第8回パリ五輪の「参加宣言文」の発表も決議された。「参加宣言文」の全文は表1-3のとおりである。

表1-3 「第8回国際オリンピック大会参加の宣言」

**第8回国際オリンピック大会参加の宣言**

帝都今回の大震災は独り一帝都に就てのみならず、全日本帝国にとりての一大打撃にして此を速急に恢復するは此際全日本国民の一致賛同して努力すべき所なりと雖も、一方昇天の勢を以て向上を続けつつある我が国現在の運動界をして此の一変事の為に頓挫せしむるは我が国将来の為に極めて遺憾なりと言はざる可からず。

我が大日本体育協会が豫て明年7月巴里に開催せらるべき国際オリンピック競技会に選手を送るの計画ありし事は既に朝野一般の知るところなり。今此の震災の為に全然此の計画を放擲するは我が国永遠の策として極めて遺憾なりとす。然りと雖、一方復興の業の緊急なるに鑑み規模の広大なるを望むは固より機の得たるものに非ずと信ず。依て本会はこの際、たとへ小規模なりと雖も特に優秀なる選手と指導者と共に限り之を彼地に送り、以て我が国運動界将来の発展に資せんと欲し、本日をして其の趣旨の決議をなせり。本会は朝野識者一般の好意ある諒解に訴へて其の賛同を得んことを希望す。

大正12年10月1日 大日本体育協会

（『大日本体育協会史上巻』（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 49）より作成）

この「参加宣言文」からも、当時の大体協は、「国民の志気の阻喪」を恐れ、海外に対して「威信」を示す必要を感じていたことが読み取れよう。

2点目は、政府による補助金の減額である。第8回パリ五輪の前年の段階では、政府からの補助金として、12万円が予算に計上されていた（東京朝日新聞1923年10月10日付朝刊）。しかし、会計報告によると、最終的に政府から公布された金額は、6万円であった（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 157；表1-4参照）。この政府補助金の減額も関東大震災による国家の財政難が原因であった。

表1-4 第8回パリ五輪会計報告（収入の部）

収入内訳	金額
政府補助金	6万円
大体協支出	6400円76銭
<b>収入総額</b>	<b>6万6400円76銭</b>

（『大日本体育協会史上巻』（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 157）より作成）

また、第8回パリ五輪の会計報告を確認すると、支出が収入を超過していることが確認できる。そのため、大体協役員が、4万9000円（現在の2696万9600円に相当）を負担していたことが見て取れる（表1-4および表1-5参照）。

表1-5 第8回パリ五輪会計報告（支出の部）

支出内訳		金額
1	支度準備費	6456円
2	在外選手への支給旅費	8950円
3	旅券下付料および英仏領事査証料	560円
4	交通費(パリ滞在時自動車・汽車賃電車賃)	415円
	交通費(マルセイユ・パリ間往復汽車賃)	990円
	交通費(汽船運賃およびフランス出入国税)	2万2907円57銭
	交通費(荷物上げ下ろしおよび運搬賃)	320円
5	船内経費(往復)飲料水、スチュワードほか	1650円
6	寄港地上陸見学滞在費および練習雑費往路	1100円
7	同上復路	850円
8	選手服装費(特に入場式用)	750円
9	運動器具および運動着	775円
10	パリ滞在中宿泊費	8350円
11	パリ滞在中食費	5720円
12	ロンドン見学滞在費	2550円
13	国際陸上および水上競技連盟加盟1924年度会費	80円
14	通信費	895円
15	太田選手診察乳飲料、二村氏滞在費(香港)打電料	800円
16	マッサージおよび薬品医療器械費	290円
17	大会関係写真新聞紙雑誌および新聞切り抜き費用	160円
18	水泳選手ベルサイユおよびサンジェルマン行き旅行費	95円
19	オリムピック村宿泊選手用雑費	25円
20	ポンドからフランへの両替手数料	18円
21	寄港地幹旋者への謝礼および小宴費	125円
22	杉本傅氏欧米經由貴重汽車汽船運賃	940円
23	雑費	129円19銭
24	報告書印刷費	500円
<b>支出総額</b>		<b>6万6400円76銭</b>
他	※役員自弁	4万9000円

※赤字は著者による

(『大日本体育協会史上巻』(財団法人大日本体育協会編, 1936, p. 157) より作成)

なお、当時の大体協は、機関誌上で度々「維持会員募集主意書」を掲載し、新規会員の募集を呼びかけていた<sup>注22)</sup>。これらの状況に鑑みると、当時の大体協が、重度の財政難に陥っていたことが確認できよう。

以上より、第8回パリ五輪の日本代表選手選考において、大体協は、「国民の志気の阻喪」を恐れ、「海外に対する威信」を示す必要を感じながらも、役員が現在の2696万9600円に相当する4万9000円を自弁するほどの財政難に陥っていたため、「競技力」を重視した「精鋭主義」に基づいた選考を行うことで、競技者資格の緩和を図っていたことが明らかになった。次節では、大体協の競技者資格の消失過程について検討していく。

#### 第4節：1925（大正14）年における大日本体育協会の組織改造による独自の競技者資格の消失

本節では、1925（大正14）年における大体協の組織改造によって大体協が独自の競技者資格を消失していく過程について記述していく。その際、はじめに組織改造のきっかけとなった学生競技者と大体協の対立であったいわゆる「十三校問題」について概観し、つづいて組織改造の内実に迫っていく。

##### 第1項：学生競技者の大日本体育協会主催競技会への不参加問題の発生（「十三校問題」）

本項では、1924（大正14）年に起こった、「十三校問題」について、その経緯を概観する。「十三校問題」の直接のきっかけとなった出来事は、前節で述べた第8回パリ五輪の陸上競技日本代表選手選考をめぐる全国学生陸上競技連合（以下「陸上学連」と略す）と大体協との対立であった。なお、陸上学連は、1919（大正8）年に設立している。ここから当時のスポーツ界において、学生競技者による自治もある程度進められていたことが窺える。そして、大体協は、上記のように自治の意識をもった学生競技者たちから批判の対象とされていった。

はじめに、大体協が第8回パリ五輪の陸上競技日本代表として選出した選手の一覧を確認する（表1-6参照）。

表1-6 第8回パリ五輪における陸上競技日本代表選手および見學員

種目	氏名	所属
短距離	谷 三三五	満州鉄道会社員
中距離	納戸 徳重	東京高等師範学校
5000メートル	岡崎 勝男	在英日本大使館
5000メートル・マラソン	田代 菊之助	中央大学
マラソン	金栗 四三	東京女子師範学校
マラソン	三浦 彌平	在ドイツ
跳躍	織田 幹雄	広島第一中学校出身
槍投げ・五種	上田 精一	東京高等師範学校
見學員	佐藤 信一	東京高等師範学校研究科
	二村 忠臣	東京高等師範学校研究科
	森田 俊彦	東京農業大学出身

（『大日本体育協会史上巻』（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 686）より作成）

表1-6にみられる陸上競技の日本代表選手選考に対して、早大、慶應義塾大学（以下「慶大」と略す）、明治大学（以下「明大」と略す）の3大学競走部選手は、「代表一行は官学関係者多かりし事」、「早稲田大学の縄田尚門が私学関係者の期待に反して選に洩れたる事」、「アマチュア主義を高調し居たりし大体協が…（中略）…中央大学田代菊之助を派遣するに決定したる事」、「見學員3名は多きに過ぎ」（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 25）

ることを批判した。つまり、3大学の競走部選手は、第8回パリ五輪日本代表選手選考の偏りを指摘し、具体的に、早大の縄田尚門（以下「縄田」と略す）が代表に選ばれず、競技者資格を満たさない疑惑があった田代を代表に選出した点に対して批判していたことが読み取れよう。

では、縄田と田代の競技成績について以下で確認してみよう。縄田は、第8回パリ五輪東京第一次予選会において、5000メートルで17分5秒4のタイムで優勝（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 383）し、第二次予選会においても17分48秒で優勝している（大日本体育協会編，1925，p. 7）。一方の田代は、大阪一次予選会において、1500メートルで2着、1万メートルで32分54秒6のタイムで優勝し（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 392）、第二次予選会では、1万メートルで32分48秒4のタイムで優勝している（大日本体育協会編，1925，p. 8）。

このように、2人の競技成績を比較すると、予選会において直接競い合ったわけではないものの、1万メートルのラップタイムを考慮すると田代の方が優れた競技者であった可能性が高い。

つまり、早大、慶大、明大の3大学の競走部選手たちは、第8回パリ五輪の陸上競技日本代表選手選考において、競技成績ではなく、競技者資格をより重視するべきであると考えていたことが読み取れるだろう。この点は前節で明らかにしたように、選手選考において競技者資格よりも競技成績を重視した大体協とは異なる基準であったといえよう。ここから、競技者資格の位置づけをめぐる、大体協は一部の学生競技者とも対立がみられたことが見て取れよう。

そして、1924（大正13）年4月13日に、早大、慶大、明大の3大学競走部選手は慶大内の萬来舎にて集まり、大体協に対する決議文を可決した。決議文の内容の一部は以下のとおりである。

#### 決議文

第6回極東大会第二次予選大会に於て将来は反省するとの契約あるにも拘らずその後些の改革の実を認めず却って大日本体育協会の不遜腐敗を認む、吾人は多年大日本体育協会の不公平なる屈辱に甘んじ忍従し来れり然るに今日遂に体育協会の根本的大改革案を掲げて奮起するの已むなきに至れり、事態茲に至りしは蓋し当然の趨勢にして吾人今日の提案は真意日本運動会の発達進運に貢献するの大なるものたることを信ず、依て左記決議す。

1. 不徹底極まりなき大日本体育協会の改造を期す

1. 吾人の正義絶叫に対し要求を容れられざる時は断乎として初志の貫徹に努め今後如何なる理由あるも体育協会主催の会合には一切参加出場せざることを決議す（森川、

1973, p. 12 ; 財団法人大日本体育協会編, 1936, p. 25) 注23)

森川 (1973) によると, 上述の決議文は, さらに 7 点の要求を掲げ, 3 大学競争部を連記して締めているという. その要求を要約すると, ①協会規約, 役員を改造して大体協を全国的統一組織に改組し, その確立をはかること, ②競技者資格がある限り, それを厳守すること, ③オリンピック第二次予選を無意義にし, 競技者の自尊心を傷つけたことに対する責任について回答すること, ④当事者である常務委員, 主事の野口, 澤田, 内藤和行 (以下「内藤」と略す), 峰豊 (以下「峰」と略す) の 4 名は, いかなる理由があっても絶対に大体協から除外することであった (森川, 1973, p. 12).

決議文を発表した後, 4 月 23 日の深夜に, 早大, 慶大, 明大の 3 大学競走部の代表は, 岸の自宅を訪問したが, 既に就寝中であったため, 翌 24 日に大体協本部において岸, 今村次吉 (理事) および辰野保 (常務委員) と会見し, 上述の決議文を提出し, 25 日午後 5 時までに慶大内の萬来舎に回答を頂きたいという旨を約束し, 解散した (財団法人大日本体育協会編, 1936, p. 25).

しかし, 大体協側は, 第 8 回パリ五輪日本代表選手団の出発 2 日前であったため, 「十分な折衝を為し得る暇がなかった」 (財団法人大日本体育協会編, 1936, p. 25) という. 結局, 大体協は約束の 25 日午後 5 時までに 3 校側に対して回答をしなかった. そのため, 早大, 慶大, 明大の「決議文」に共鳴した東京農業大学 (以下「農大」と略す), 中大, 法政大学 (以下「法大」と略す), 東京帝国大学農学部実科 (以下「帝大農学部実科」と略す) を加えた 7 校は, 大体協に誠意がないことを認め, 今後, 大体協の主催する競技会には一切参加出場しないとの声明書を発表した (財団法人大日本体育協会編, 1936, p. 26).

また, 大体協と絶縁した 7 校が加盟している陸上学連自身の態度を決定するため, 帝大, 東京高師, 第一高等学校 (以下「一高」と略す), 学習院, 日本歯科医学専門学校 (以下「日本歯科」と略す), 青山学院, 日本医学専門学校 (以下「日本医専」), 東京慈恵会医科大学 (以下「慈恵医科大」と略す), 横浜工業専修学校 (以下「横浜工業」) を含めた 16 校で代表会議が開かれた. この会議によって, 以下の申し合わせがなされた.

若し前記 7 校 (早大, 慶大, 明大, 農大, 中大, 法大, 帝大農学部実科) が競技連合を離れて単独行動を採る時には分裂又は解散の恐れがあり, 一方 7 校が採った其の実行方法には各校間に多少の意見の相違はあるが, 大体協組織の改造といふ趣意には賛成であるから, 此の際 7 校と大体協とが円満な解決を告げる迄其の他の参加校も大体協主催競技会には出場しない (財団法人大日本体育協会編, 1936, p. 26 ; 括弧内引用者).

しかし, 1924 (大正 13) 年に「明治大帝の御聖徳を憧憬する所以なるのみならず国民の身体鍛錬並精神の作興」 (内務省, 1925, p. 1) に資することを目的とした, 明治神宮競技

大会が開催されることによって、陸上学連内でも出場の是非をめぐって意見が二分するようになる。大会を主催した内務省は、陸上競技の準備委員会選考の際、早大、慶大、明大の決議文によって除外を求められた、野口、澤田、内藤、峰を委員としないように配慮した。

内務省の考慮がありながらも、早大、慶大、明大、農大、中大、法大、帝大農学部実科に加えて、立教大学、慈恵医科大、拓殖大学、日本歯科、日本医専、横浜工業の13校は、「大体協と絶縁したる以上、たとへ野口以下4名の役員外と雖、大体協関係の役員の下に於ける競技会には出場出来ぬ」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 28）と述べ、明治神宮競技大会の出場を拒否した。

一方で、帝大、東京高師、一高、学習院、青山学院、水戸高等学校、浦和高等学校の7校は、「今回は畏くも明治大帝の奉納競技会であり、全く性質を異にするものであるから当然出場すべき」（財団法人大日本体育協会編、1936、p. 28）とし、13校と7校の対立が生じた。

13校が明治神宮競技大会をボイコットしたため、この年の秋に行われる予定であった全日本選手権陸上競技大会と極東選手権競技大会の予選は延期となった。以上の「十三校問題」を契機として、大体協は「組織改造」を余儀なくされるようになっていく。そこで、次項では、大体協の「組織改造」の実態について概観し、大体協が独自の競技者資格を消失していく過程について追っていく。

## 第2項：1925（大正14）年における組織改造と独自の競技者資格の消失

前項では、第8回パリ五輪の選手選考を契機に、早大、慶大、明大を中心とした13校が大体協主催の競技会に一切出場しないという決議をするまでの過程を概観してきた。そこで、本項では、早大、慶大、明大の3大学から求められた大体協の「改造」に対して、大体協がいかなる対応をしたのかについて、1925（大正14）年の「組織改造」を中心に検討していく。

第8回パリ五輪の選手選考問題は、開催地のパリにおいても「飛び火」（石坂、2007、p. 116）したという。石坂（2007）によると、第8回パリ五輪以前に、国際陸上競技連盟（以下「国際陸連」と略す）に加盟した団体はなく、パリで行われた国際陸連総会において大体協が正式加盟する予定であったという。しかし、満州体育協会の岡部平太を中心に、陸上学連の森田俊彦、大阪体育協会の竹内廣三郎、名古屋体育協会の日比野寛、朝鮮体育協会の河津彦四郎らによって設立された全日本陸上競技連盟（以下「日本陸連」と略す）も、国際陸連への正式加盟を申し出た（財団法人大日本体育協会編、1937a、pp. 841-842）。日本陸連が国際陸連への加盟を申し出たのは、「体協は名前はともかく実質は東京における単なる個人の集りで、地方を代表し、また競技者の声を羽位させ得る団体ではない、従って大体協が国際統括競技団体に加盟するのは不適當である」（財団法人日本体育協会編、

1958, p. 143) という見解からであった。このように、大体協は、学生だけでなく各競技団体とも対立してくようになっていた。

一方、「十三校問題」を受けて組織の改革を突きつけられた大体協は、パリから帰国した岸を含めて、1924（大正13）年10月25日に丸の内中央亭において、理事、監事、常務委員会を開催し、「組織改造」について協議した。その結果、「改革案起草委員」を設けて、末弘巖太郎（以下「末弘」と略す）を委員長に、明石和衛、辰野保、澤田、野口を特別委員にした（財団法人大日本体育協会編、1936, pp. 29-30）。また、この理事、監事、常務委員会において、末弘は、大体協の改造案として、各種目で競技団体を設立し、それらを統一する組織として大体協を位置づける提案をしている。そして、上記の改造案に基づいて水泳競技で実際に競技団体の設立を進めている旨が伝えられている（財団法人大日本体育協会編、1936, p. 73）。

ここから、末弘が、大体協による全競技の統一ではなく、競技団体の連盟体としての大体協という案を構想し、実際に競技団体の設立に着手していたことが窺える。なお、組織改造が行われる1925（大正14）年前後には、各種目の競技団体が相次いで設立されていた（表1-7参照）。

表1-7 各競技団体の設立年月日

競技団体名	設立年月日
日本漕艇協会	1920(大正9)年6月1日
大日本蹴球協会	1921(大正10)年9月10日
日本庭球協会	1922(大正11)年3月11日
大日本ホッケー協会	1923(大正12)年11月18日
日本水上競技連盟	1924(大正13)年10月31日
全日本スキー連盟	1925(大正14)年2月15日
全日本陸上競技連盟	1925(大正14)年3月8日
日本ラグビー蹴球協会	1926(大正15)年11月30日
大日本排球協会	1927(昭和2)年7月31日
大日本スケート競技連盟	1929(昭和4)年11月23日
全日本体操連盟	1930(昭和5)年4月13日
大日本バスケットボール協会	1930(昭和5)年9月33日

『日本体育協会・日本オリンピック委員会100年史』  
（日本体育協会・日本オリンピック委員会編、2012, p. 161）より作成

そして、1925（大正14）年3月24日に、大体協役員および各種競技団体役員によって決定し、翌25日、維持会員総会および評議員会で承認された協会規約改正の要点は、以下の4点に要約できる<sup>注24)</sup>。

- ①目的が、「国民体育の奨励」から「国民の運動競技を奨励指導し競技精神を涵養することへと変化したこと（第2条）
- ②中央中心の大体協から、各競技団体（全日本陸上競技連盟、大日本水上競技連盟、大日本蹴球協会、全日本スキー連盟、日本庭球協会、日本漕艇協会、大日本ホッケー協会）の連盟体としたこと（第3条）
- ③従来の選手権試合の開催を各種目別競技団体に、加盟競技団体を統括して相互の連絡融和を計り、その事業を助けることを目的としたこと（第4条）
- ④役員は各競技団体から2名選出すること（第17条）（財団法人日本体育協会編、1936, pp. 110-111）

まず、第2条の協会規約改正によって、嘉納が大体協の設立時に重視していた「国民体育の普及」という目的を明示しなくなったことが見て取れる。つまり、大体協の会長が嘉納から岸へと代わって以降、「国民体育の普及」ではなく「運動競技の奨励指導」をより重視する組織へと変化したことが見て取れよう。たしかに、先に確認したように、大体協が、第8回パリ五輪において「競技力」を重視した「精鋭主義」に基づいた選考を行ったことからこの変化は当時の大体協の組織のあり方を反映したものであったといえるだろう。

また、第3条、第4条の協会規約改正によって、国内で唯一のスポーツ統括団体から各競技団体の「連盟体」へと組織のあり方が変化したことがわかる。ほかにも役員を選出方法が、従前評議員会を母体としたものから、各競技団体から選出されるようになった。ここからも、大体協が「体育」以上に「競技」を中心とした組織改造を行ったことが見て取れるだろう。なお、第3章にて詳述するが、第Ⅲ期において、各競技団体から選出された若手役員らによって大体協にかわる新組織を設立する動きがみられるようになっていく。

なお、会長が岸に代わって以降の大体協は、1924（大正13）年3月28日に財団法人の設立許可申請および寄附行為を内務、文部省に提出することによって、財政を安定させようとしていた。しかし、「十三校問題」や組織改造の影響で「許可申請中の寄附行為は完全にその機能を失うに至った」（財団法人日本体育協会編、1963, p. 476）という。結局、大体協は、第Ⅱ期の1927（昭和2）年8月8日に許可申請が認可され、財団法人化した。

以上より、大体協が、1925（大正14）年の「組織改造」によって、国内で唯一のスポーツ統括団体から各競技団体の連盟体となり、独自の競技者資格を持たなくなっていった点、それに伴い「体育」ではなく「競技」を重視した組織へと改造されたことが明らかになった。このように、「国民体育の普及」を目的にせず、「運動競技の奨励指導」に主眼を置く、「競技主義」は、以降の大体協の組織のあり方を大きく規定していくことになる。換言す

れば、大体協の目的は、「組織改造」を通して、「国民体育の普及」から「競技力の向上」へと変わっていったといえるだろう。そして、この目的の変化は、大体協の会長が嘉納から岸へと代わった時期と重なっていた。

次節では、本章のこれまでの検討をふまえて、第I期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて考察していく。

## 第5節：第I期における大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ

本節では、前節までの検討をふまえて、第I期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討していく。

以下では、大体協の競技者資格の変遷について概観した後、第I期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて明らかにしていく。

大体協の競技者資格は、初期においては、競技者としてふさわしい「学生」や「紳士」であるか否かについて判断する主体が競技者自身に設定されていた。

しかし、1917（大正6）年以降、金銭とスポーツとの結びつきを禁止し、脚力を用いる職業に就いた労働者を無資格とし、1920（大正9）年には、実際に失格する競技者も出た。

会長が嘉納から岸へと代わって以降において初めて作成された1921（大正10）年3月の競技者資格では、「普通競技者」、「競技指導者」、「準職業競技者」、「職業競技者」という区分が設けられ、「競技指導者」と「準職業競技者」の競技会への出場が制限された。特筆すべき点は、「準職業競技者」には、「車夫」等、具体的な職業名が記載されていたことである。つまり、岸会長のもとで大体協は特定の職業に就いているという理由で競技会から一部の労働者を排除するような競技者資格を作成したのである。結局、この1921（大正10）年3月の競技者資格によって、競技会から排除された脚力を用いる職業に就いた労働者らと大体協との間に対立が生じることとなった。その結果、大体協は、1922（大正11）年3月に二部制を設けた競技者資格を作成し、競技会から排除されていた脚力を用いる職業に就いた労働者は、「競技指導者」らとともに第二部に属する競技者として、大体協主催の競技会への出場が認められるようになった。しかし、第二部に属する競技者にはオリンピックへの出場が認められていなかった。そして、二部制を設けた競技者資格作成後の国内における競技会では、第一部に比べて第二部に属する競技者がほとんどみられなかったことも明らかになった。

第8回パリ五輪の日本代表選手選考において、大体協は、二部制を設けた競技者資格を適用するために、第一部に属してオリンピックの予選を通過する競技力をもった競技者を選考の基準とした。しかし、関東大震災の影響による政府補助金の減額によって、大体協も財政難に陥った。実際、第8回パリ五輪の会計報告では、大体協役員が現在の2696万9600円に相当する4万9000円を自弁していた。また、大体協は、関東大震災の影響による「国民の志気の阻喪」を恐れ、「海外に対する威信」を示す必要を感じていた。上記の現状に鑑みて、大体協は、第8回パリ五輪の日本代表選手選考において、最終的に「競技力」を重視した「精鋭主義」に基づいた選考を行うことで、二部制を設けた競技者資格の緩和を図っていた。

一方、学生競技者らは、二部制を設けた競技者資格を適用しなかった大体協に対して、批判を展開するようになっていった。その結果、大体協は、1925（大正14）年に組織改造を余儀なくされ、独自の競技者資格を消失していった。

以上より、第I期における大体協のアマチュアリズムの位置づけは、以下のようにと

められよう。

第I期における大体協のアマチュアリズムは、競技者資格のみに着目した場合、たしかに一部の労働者を競技会から排除する機能を果たしてきた傾向が強かった。この傾向は、大体協会長が嘉納から岸に代わった直後に作成された競技者資格において顕著であった。しかし、岸が会長を務めるようになって以降の大体協は、嘉納が設立時に掲げた「国民体育の普及」という目的ではなく、「運動競技の奨励指導」に力点を徐々に移していった。実際に、1925（大正14）年の組織改造によって、協会規約の目的から「国民体育」の文字が消され、「運動競技の奨励指導」が大体協の目的となった。そして、大体協による全競技の統制から各競技団体の連盟体へと組織の形態を変化させた。したがって、大体協の組織改造には、「運動競技の奨励指導」、すなわち「競技力の向上」に主眼を置く「競技主義」の萌芽がみられた。大体協会長が嘉納から岸へ代わり徐々に「競技主義」へと舵を切っていく過程で、第I期における大体協は、競技者資格の緩和を図り、最終的には独自の競技者資格を消失していった。

## 第6節：本章の総括

本章では、大体協の設立から大体協が独自の競技者資格を失う1925（大正14）年における、大体協の競技者資格の形成および消失過程の検討を通して、第I期における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とした。

そのために、まず、大体協の設立過程および第I期における財政状況について確認し（第1節）、次に、大体協の競技者資格の形成過程について検討した（第2節）。つづいて、第8回パリ五輪の日本代表選手選考過程における競技者資格適用の実態について検討した（第3節）。そして、1925（大正14）年の組織改造による大体協独自の競技者資格の消失過程について検討した（第4節）。最後に、第4節までの検討をふまえて、第I期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討した（第5節）。

結果の概要は、以下のようにまとめられる。

- 1) 大体協は、1911（明治44）年に「国民体育の普及」を目的として設立した。「国民体育の普及」とは、国民の大多数が労働に資する身体を形成するために、継続的な運動習慣を身につけている状態を指していた。また、大体協は、わが国において初めて「オリンピックへの選手派遣」を目指した組織であった。創立期は、寄付金による収入が中心であり、財政基盤が脆弱な組織であった。しかし、1921（大正10）年3月に会長が嘉納から岸に代わって以降、政府と関係を持つようになり、補助金が交付されるようになった。補助金交付の名目は、政府側、大体協側ともに「オリンピックへの選手派遣」ではなく、「国民体育の普及」であった。
- 2) 大体協の競技者資格は、初期においては、競技者としてふさわしい「学生」や「紳士」であるか否かについて判断する主体が競技者自身に設定されていた。しかし、1917（大正6）年の競技者資格以降、金銭とスポーツとの結びつきを禁止し、脚力を用いる職業に就いた労働者たちが無資格とされるようになった。そして、1920（大正9）年の競技者資格では、実際に、車夫等脚力を用いる職業に就いた労働者の中から失格する競技者も出た。会長が嘉納から岸へと代わった1921（大正10）年には、「普通競技者」、「競技指導者」、「準職業競技者」、「職業競技者」という区分が設けられた競技者資格が作成され「競技指導者」と「準職業競技者」の競技会への出場が制限された。なお、「準職業競技者」には、「車夫」等、具体的な職業名が記載されていた。
- 3) 1921（大正10）年の競技者資格によって、競技会から排除された脚力を用いる職業に就いた労働者らと大体協との間に対立が生じた。その結果、競技会から排除されていた脚力を用いる職業に就いた労働者は、1922（大正11）年の競技者資格によって「競技指導者」らとともに第二部に属する競技者として、大体協主催の競技会への出場が認められるようになった。しかし、第二部に属する競技者にはオリンピックへの出場が認めら

れていなかった。

- 4) 大体協は、関東大震災の影響によって財政難に陥った。そのため、1924（大正 13）年開催の第 8 回パリ五輪では、役員が現在の 2696 万 9600 円に相当する 4 万 9000 円を自弁した。また、大体協は、関東大震災の影響による「国民の志気の阻喪」を防ぎ、「海外に対する威信」を示す必要を感じていた。その結果、第 8 回パリ五輪における陸上競技の日本代表選手選考において、競技者資格よりも競技成績を重視した「精鋭主義」に基づいた選考を行った。
- 5) 第 8 回パリ五輪の陸上競技日本代表選手選考をめぐる生じた十三校問題を契機として、大体協は、1925（大正 14）年に組織改造を行った。その結果、唯一の国内スポーツ統轄団体から各競技団体の連盟体となり、独自の競技者資格を消失した。それだけでなく、大体協は、今回の組織改造によって、設立時に掲げた「国民体育の普及」から「運動競技の奨励指導」へと目的を転換させ、「競技力の向上」に主眼を置く「競技主義」へと舵を切った。
- 6) 第 I 期における大体協のアマチュアリズムは、競技者資格のみに着目した場合、たしかに一部の労働者を競技会から排除する機能を果たしてきた傾向が強かった。この傾向は、大体協会長が嘉納から岸に代わった直後に作成された競技者資格において顕著であった。しかし、岸が会長を務めるようになって以降の大体協には、「競技主義」の萌芽がみられた。第 I 期における大体協は、「競技主義」の萌芽がみられる過程で、競技者資格の緩和を図り、最終的には独自の競技者資格を消失していった。

以上、本章では、第 I 期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて明らかにした。

次章では、1932（昭和 7）年に大体協が発表したアマチュアリズム堅持に関する声明書の形成過程の検討を通して、第 II 期（1925－1932）における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて明らかにしていきたい。

## 第1章 注釈

注1) 当該値を算出するにあたって、本研究では、「戦前基準物価指数」を用いた。「戦前基準物価指数」は、企業同士で取引される卸物段階の商品価格から算出されており、1934（昭和9）年から1936（昭和11）年を基準時（平均＝1）として設定することにより、1897（明治30）年から現在（平成25年）までの物価水準を一貫して比較することができる。1911（明治44）年の物価指数が0.610であり（総務庁統計局監，1988，p. 330），2014（平成26）年の指数が735.4のため（総務省統計局編，2015），1911（明治44）年の1円は、1205.5（小数点第2位以下切り捨て）円に換算される。

なお、本研究では、以後も、過去の貨幣価値を現在の貨幣価値に換算する際には、引き続き「戦前基準物価指数」を用いることにする。その際、戦前の「戦前基準物価指数」については、総務庁統計局監（1988）を、2014年の「戦前基準物価指数」については、総務省統計局編（2015）を参照する。

注2) 翼賛員は、1915（大正4）年の協会規約改正まで、23個人1団体であった（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 114）。

注3) 大体協の創立から1915（大正4）年の協会規約改正までの期間の翼賛員は23名で、寄附金の総額は、「1万1500円」（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 114）であった。

注4) 嘉納は、1911（明治44）年の辛亥革命の影響で学費が送付できなくなった東京高師の中国人留学生に対しても、引き続き勉学に励むことができるよう、外務省に資金立替の交渉をしていた。そして、交渉が不成立となった場合には、私財を投じることも厭わない姿勢をみせていたという（開発社，1911）。

注5) 目安として、近年のオリンピック派遣費について確認しておく。朝日新聞2008年7月29日付朝刊によると、2008年の第29回オリンピック・北京大会における日本代表派遣予算が2億2000万円で、うち1億2000万円が国庫補助金などの補助金収入で賄われたという（朝日新聞2008年7月29日付朝刊）。

注6) 第5回五輪予選会の後、1912（明治45）年2月15日に、帝大法科学生の三島弥彦（以下「三島」と略す）と東京高师生徒の金栗四三（以下「金栗」と略す）が、ストックホルム五輪の日本代表選手として選ばれた。三島と金栗は、日本人初となるオリンピック出場を果たした。

注 7) 競技者資格を発表する際、嘉納はオリンピックに選手を派遣するための予選会ばかりでなく、「普く国内に体育思想の普及を図り国民的運動を奨励する目的」（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 168）も伝えた。ここからも嘉納が大体協設立当初の目的を重視していたことが窺える。

注 8) 改正後の協会規約によると、副会長は、「会長を補佐し会長事故あるときは之を代理」（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 87）し、「国際オリンピック大会に対して国内委員とす」（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 87）と規定されている。

注 9) 当該競技者資格には、「日本人に限る」という記述もみられる。この点に対して中村（1977）は、当時の日中関係、とりわけ日本政府が1915（大正4）年に袁世凱政府に21か条の要求をつきつけ、強引に押し通した影響によるものであったのではないかと指摘している。

注 10) 3月の協会規約改正では、大体協の英語名称を“The Japan Amateur Athletic Association”とした。9月の協会規約改正では、理事が「国際オリンピック」に対する日本委員となる点、技術委員の名称を廃して、常務委員制を復活した点等の変更があった（財団法人大日本体育協会編，1936，pp. 91-102）。

注 11) 『理論実験競技運動』は、全6編で構成されている。第1編から第3編までに関しては、1903（明治36）年に自由英学出版部から刊行された『理論実験競技運動巻之上』に収められている。そして、第4編から第6編は、翌1904（明治37）年6月に下巻として刊行する予定であったが、「価格を低廉にし、以て一般読者の行動くの便を計」（武田，1904，p. 4）るために、上下巻の合本版として博文館から出版された。ここでの引用は、上下巻の合本版を用いた。

注 12) 『詩経』については、下記文献を参照した。

海音寺潮五郎訳（1990）詩経。中央公論社，pp. 352-353.

注 13) 「勝利至上主義」という用語については、論者が厳密な定義を行わずに使用されるケースが多くみられる。

具体的には、スポーツの世界で、①「勝利」のためにいかなる手段の行使をも是とする考え、②「勝利」を最も重視されるべき価値の一つとする考え、③金銭や名誉といった「スポーツ以外の価値を手に入れる過程で勝利を唯一の目的」（関根，2013，p. 38）とする考えのいずれなのか、詳述されない傾向にある。

そこで、本研究では、暫定的に、上記3点の考えを包含した、「スポーツの世界で、勝利あるいは勝利によって手に入れることのできる利益に至上の価値を置き、勝利

のために手段を選ばず、勝利を得ることを最優先させる考え方」という意味で「勝利至上主義」という言葉を用いる。

注 14) 本研究で用いる「教育」という語は、近代以降に生まれた制度としての「学校」を中心とした「教育」ではなく、より広義の「ヒトに生まれながらには備わっていない能力を身につけさせようとする行為（作用）、またはその結果」（教育思想史学会編，2000，p. 127）という意味で用いる。

注 15) 武田の「競技道」概念については、阿部（2002，2009）に詳しい。

注 16) 新聞記者との会見に応じたのは近藤茂吉，柳谷午郎，辰野保，峰豊の4名であった。

注 17) 澤田は、第8回パリ五輪の報告書である『第八回巴里国際オリンピック競技大会報告書奥付』（大日本体育協会編，1925）においても、「最大多数の者のためのスポーツ」という理念について以下のように語っている。

如何なる国，如何なる時代に於てもスポーツ団体の組織に関し一刻たりとも念頭より離してならぬ信条がある。即“All for sports, sports for all”（総ての人がスポーツに，スポーツは総ての人のために）である。総ての人をスポーツの恩恵に浴せしめむが為めには，其のスポーツをその人々の自分達のものたらしめねばならぬ。スポーツが総ての人のために存するものとすれば，其の為めにはスポーツを管轄して行く団体の組織も亦，総ての人のために作られねばならぬ事は当然の成行である。茲に少数より多数にスポーツが移つて行く。一世の趨勢であるから何者と雖も之に抗する事は出来ぬ（澤田，1925，p. 268）。

ここから、第I期において、澤田が「最大多数の者のためのスポーツ」という理念を一貫して掲げていたことが見て取れる。

注 18) 水陸常務委員会の出席者は以下のとおりであった。

末広巖太郎，内藤和行，峰豊，野口源三郎，大久保謙治，後藤武保，金成良雄，菊島峰吉，外山岑作，明石和衛，海澤親光，山岡慎一，澤田一郎，上野幾蔵，辰野保，田口文太，飯田光太郎，山岸徳平，赤松又次郎（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 373）

注 19) 一次予選会は，1923（大正12）年の秋から初冬にかけて全国15地方にて開催された。

注 20) オリンピック選手選考委員会の委員は表 1 - 8 のとおりである。

表 1 - 8 オリンピック選手選考委員会委員名簿

役職	氏名	
委員長	今村次吉	
委員	明石和衛	飯田光太郎
	梅澤親光	春日弘
	河合勇	阪本信一
	澤田一郎	末弘巖太郎
	杉浦卯三	杉本傳
	田島兼吉	辰野保
	外山岑作	内藤和行
	野口源三郎	東口眞平
	本多存	峰豊
	柳谷午郎	山岡慎一
	山岸徳平	山口六郎次

〔『第八回巴里国際オリムピック競技大会報告書奥付〕

(大日本体育協会編, 1925, p. 13) より作成)

注 21) 常務委員会の出席者は, 野口源三郎, 金栗四三, 山岸徳平, 山口六郎次, 井手伊吉, 菊島峯吉であった (財団法人大日本体育協会編, 1936, p. 420)。

注 22) 大体協は, 実際に, 機関誌上の下記文献にて維持会員の募集を呼びかけている。

大日本体育協会 (1923a) 維持会員募集趣意書. アスレチックス, 2 (4) : 141-142.

大日本体育協会 (1923b) 維持会員募集趣意書. アスレチックス, 2 (5) : ページなし.

大日本体育協会 (1923c) 維持会員募集趣意書. アスレチックス, 2 (6) : ページなし.

大日本体育協会 (1923d) 維持会員募集趣意書. アスレチックス, 2 (7) : p. 198.

大日本体育協会 (1923e) 維持会員募集趣意書. アスレチックス, 2 (8) : ページなし.

大日本体育協会 (1923f) 維持会員募集趣意書. アスレチックス, 2 (9) : ページなし.

注 23) 『大日本体育協会史上巻』においては, 要約のみの記載であったため, ここでの引用は, 筆者が所在の確認できなかった一次資料を引用した森川 (1973) を引用した。

注 24) 今回の協会規約改正について大体協は「改正というよりは寧ろ大体協組織の根本的改造」(財団法人大日本体育協会編, 1936, p. 109) と捉えていた。しかし, 『金権』

によつて斯界を毒する岸清一その人の引退を強要し、傍ら其周囲をとり巻いて横暴を逞しうした理事たちの全部を辞職せしめた上で、全然新たに交戦してこそ初めて真の改造なのである」(憤慨生, 1925, p. 11) というように、組織改造の徹底が不十分であったとする批判も散見された(憤慨生, 1925; 西尾, 1925; 高瀬, 1925).

## 第1章 引用・参考文献

- 阿部生雄（2002）武田千代三郎の「競技道」の系譜とその性格．筑波大学体育科学系紀要，25：31-48.
- 阿部生雄（2009）近代スポーツマンシップの誕生と成長．筑波大学出版会.
- 朝日新聞（2008）7月29日付 朝刊.
- 大日本体育協会（1922b）消息．アスレチックス，1（1）：130-133.
- 大日本体育協会（1923a）維持会員募集趣意書．アスレチックス，2（4）：141-142.
- 大日本体育協会（1923b）維持会員募集趣意書．アスレチックス，2（5）：ページなし.
- 大日本体育協会（1923c）維持会員募集趣意書．アスレチックス，2（6）：ページなし.
- 大日本体育協会（1923d）維持会員募集趣意書．アスレチックス，2（7）：p. 198.
- 大日本体育協会（1923e）維持会員募集趣意書．アスレチックス，2（8）：ページなし.
- 大日本体育協会（1923f）維持会員募集趣意書．アスレチックス，2（9）：ページなし.
- 大日本体育協会編（1925）第八回巴里国際オリムピック競技大会報告書奥付．体育研究社.
- 藤田紀昭（1989）1922年に成立した我が国のアマチュア規定に関する研究．徳島文理大学研究紀要，37：87-105.
- 憤慨生（1925）体協は果して改造されたか？あれでも『公選』だといへるか 極東大会後更に改造すべし．スポーツマン，4（6）：11-13.
- 平川祐弘（2006）和魂洋才の系譜 内と外からの明治日本 上．平凡社.
- 飯塚正一（1921）此問題の解決．国民体育，7（5）：20-21.
- 石坂友司（2007）日本のスポーツ界形成における象徴的権力構造に関する研究．筑波大学平成18年度博士論文.
- 開発社（1911）嘉納校長の義挙．教育時論，959：ページなし.
- 海音寺潮五郎訳（1990）詩経．中央公論社.
- 嘉納治五郎（1992/1910）青年修養訓．嘉納治五郎著，嘉納治五郎著作集 第一巻．五月書房，pp. 149-422.
- 嘉納治五郎（1917）国民の体育に就て．愛知教育雑誌，356：3-18.
- 嘉納治五郎（1938）わがオリムピック秘録．改造，20（7）：269-276.
- 川本信正（1969）アマチュアリズムという神話——貫した大体協の“倫理”と差別思想——．朝日ジャーナル，11（17）：105-108.
- ケーイー生（1921）アマチュア資格に就いて．国民体育，7（5）：17-20.
- 喜多壯一郎（1921）官僚的な競技者資格規程．国民体育，7（5）：14-17.
- 北豊吉（1928）オリムピック大会と官民の後援．アスレチックス，6（7）：2-5.
- 教育思想史学会編（2000）教育思想事典．勁草書房.
- 森川貞夫（1973）大日本体育協会「組織改造問題」の一考察．日本体育大学紀要，3：11-24.

- 内務省（1925）第一回明治神宮競技大会報告書．内務省衛生局．
- 中村敏雄（1977）近代スポーツ批判 新版．三省堂．
- 中村敏雄（1981）スポーツの風土．大修館書店．
- 中村敏雄（1995）スポーツ・ルール学への序章．大修館書店．
- 成田龍一（2012）近現代日本史と歴史学 書き替えられてきた過去．中央公論新社．
- 日本体育協会・日本オリンピック委員会編（2012）日本体育協会・日本オリンピック委員会 100 年史．公益財団法人日本体育協会・公益財団法人 日本オリンピック委員会．
- 西尾守一（1925）言ひたい事三つ．スポーツマン，4（6）：6-10．
- 野口源三郎（1922）最新陸上競技規則の解説．ヘルメス社．
- 大阪市立高等商業学校校友会編（1925）運動競技士協会憲章類纂．大阪市立高等商業学校校友会．
- 斎藤兼吉（1921）選手資格の制限に就いて．国民体育，7（5）：11-14．
- 澤田一郎（1918）陸上運動競技界のお祭騒ぎは廃止せよ．オリムピア，3（2）：7-16．
- 澤田一郎（1922a）『愛すればこそ』（AMATEUR）．アスレチックス，1（1）：20-26．
- 澤田一郎（1922b）『愛すればこそ』（AMATEUR）（二）．アスレチックス，1（2）：23-29．
- 澤田一郎（1922c）『愛すればこそ』（AMATEUR）（三）．アスレチックス，1（3）：68-71．
- 澤田一郎（1925）国際運動競技連盟加入と運動団体組織改造問題．大日本体育協会編，第八回巴里国際オリムピック競技大会報告書奥付．体育研究社，pp. 263-269．
- 関根正美（2013）体罰の温床・勝利至上主義とフェアプレイの狭間．体育科教育，61（11）：38-41．
- 総務庁統計局監（1988）日本長期統計総覧 第4巻．日本統計協会．
- 総務省統計局編（2015）第65回日本統計年鑑平成28年．<http://www.stat.go.jp/data/nenkan/65nenkan/index.htm>，（参照日2017年1月5日）．
- 鈴木良徳（1974）アマチュアリズム200年—近代スポーツへの道—．日本体育社．
- 高瀬養（1925）運動界私言．スポーツマン，4（3）：2-7．
- 武田千代三郎（1904）理論実験競技運動．博文館．
- 武田千代三郎（1920）運動家．商海，52：1-5．
- 武田千代三郎（1922a）アマチュアリズム（一）．アスレチックス，1（11）：2-9．
- 武田千代三郎（1922b）アマチュアリズム（二）．アスレチックス，1（12）：2-9．
- 武田千代三郎（1925a）英米其の他に於ける運動の監督指導．山陰巡回講演記念：1-10．
- 武田千代三郎（1925b）学生運動取締論．大阪市立高等商業学校校友会．
- 谷山良一（1922）アマチュア運動家に関する一私見．商海，57：29-34．
- 帝国議会衆議院（1921）第44会帝国議会衆議院 第5回極東競技大会派遣選手援助に関する建議案委員会議録（筆記速記）第1回．大正13年3月26日．
- 東京朝日新聞（1911）9月23日付 朝刊．
- 東京朝日新聞（1922）3月14日付 朝刊．

東京朝日新聞（1923）10月10日付 朝刊.

東京朝日新聞（1924）4月8日付 朝刊.

友添秀則（1993）柔道とJUDOのあいだ. 中村敏雄編, スポーツ文化論シリーズ3. 創文  
企画, pp. 165-203.

YK生（1922）体育協会のマラソン競走. 体育と競技, 1（4）: 130-131.

読売新聞（1922）3月14日付 朝刊.

読売新聞（1923）2月12日付 朝刊.

財団法人大日本体育協会編（1936）大日本体育協会史上巻. 財団法人大日本体育協会.

財団法人大日本体育協会編（1937a）大日本体育協会史下巻. 財団法人大日本体育協会.

財団法人日本体育協会編（1958）スポーツ八十年史. 日本体育協会.

財団法人日本体育協会編（1963）日本体育協会五十年史. 財団法人日本体育協会.

## 第 2 章：アマチュアリズム堅持に関する声明書の形成過程にみる大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ（第Ⅱ期：1925－1932）

第 1 章では、第Ⅰ期における大体協が、嘉納から岸へと会長が代わって以降、組織の目的が「国民体育の普及」から「運動競技の奨励指導」へと変化し、競技力の向上に主眼を置く「競技主義」へと舵を切っていく過程で、一部の労働者を競技会から排除する機能を果たしてきた競技者資格が緩和され、1925（大正 14）年には、独自の競技者資格を消失していった点が明らかになった。

このように、1925（大正 14）年以降、独自の競技者資格を失った大体協であったが、1932（昭和 7）年に開催された第 10 回ロス五輪後には、アマチュアリズム堅持に関する声明書を発表している。はたして、組織改造以降、「競技主義」を標榜していった大体協は、声明書によって、アマチュアリズムをどのように位置づけていったのだろうか。

そこで、第 2 章では、1932（昭和 7）年に大体協が発表したアマチュアリズム堅持に関する声明書の形成過程の検討を通して、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、第 10 回ロス五輪日本代表選手団の派遣費の捻出過程について検討する（第 1 節）。次に、第 10 回ロス五輪日本代表選手団の強化策と競技成績について検討する（第 2 節）。そして、第 10 回ロス五輪における、報道体制とそれに伴った大衆のオリンピックへの関わり方の実態について検討する（第 3 節）。最後に、大体協による声明書発表の経緯および意図について検討し、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討する（第 4 節）。

### 第1節：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会における日本代表選手団派遣費の捻出

第10回ロス五輪後に大体協が発表した、アマチュアリズムに関する声明書の形成過程を検討していく上で、まず本節では、第10回ロス五輪開催前における、日本代表選手団派遣費を捻出する過程について検討していく。派遣費捻出の過程を検討することで、大体協にとっての第10回ロス五輪の位置づけや、当時の大体協の財政状況が明らかになると考える。後述するように、声明書において、スポーツと金銭の結びつきを否定する主張がなされたことに鑑みても、まずは、当時の大体協の財政状況を確認しておく必要があるだろう。

#### 第1項：政府補助金請願書にみる第10回オリンピック・ロサンゼルス大会の位置づけ

はじめに、本項では、第10回ロス五輪前年の1931（昭和6）年5月26日に大体協が文部省に提出した、政府補助金申請のための請願書（以下「請願書」と略す）を検討し、大体協にとっての第10回ロス五輪の位置づけと派遣費の予算案について確認していく。

そこで、以下では、大体協にとっての第10回ロス五輪の位置づけについて検討した後、請願書にみられる予算案を確認していく。

まずは、請願書において、大体協にとっての第10回ロス五輪の位置づけが確認できる部分を引用する。

第10回大会の開催せられんとするロサンジュレスは一葦帯水の太平洋の彼岸に在り、且我が数万の同胞が多年忍苦の努力を重ねて開拓せる地方なり此の地の利、人の和を得たる千載一遇の好機に際会し、国際親善の大目的を貫徹すると共に、我が国スポーツ界の実力を世界的に試練するがために、前大会以上の多数選手役員を派遣することはスポーツ関係者は勿論、我が国民一般の衷心よりの希望なり（財団法人大日本体育協会編、1933, p. 58）。

この記述から、大体協が、第10回ロス五輪の「大目的」として、「国際親善」を図ることを掲げていることが読み取れる。請願書に「我が数万の同胞が多年忍苦の努力を重ねて開拓せる地方」と記述されているように、ロサンゼルスのあるカリフォルニア州では、1920（大正9）年の土地法の改定によって、在米邦人の土地所有が全面的に禁止されるなど、排日運動が盛んな地域であった。つまり、大体協が、第10回ロス五輪の「大目的」とした「国際親善」とは、第10回ロス五輪における日本代表選手団の活躍を通して、ロサンゼルスで「多年忍苦」の努力を重ねている在米邦人に希望を与え、かつ、当時深刻化していた対米関係を改善することによって、「人の和」を得ることを企図したものであった。

そのため、大体協は、請願書にも書かれているように、第10回ロス五輪を通して「国際親善」を図るために、多人数の選手団を派遣し活躍することが必要であった。

実際に、請願書には、選手161名、役員50名、職員13名の計224名を日本代表選手団として派遣する予定であることが記されている（財団法人大日本体育協会編、1933）。この

選手団の人数は、第9回オリンピック・アムステルダム大会（以下「アムステルダム五輪」と略す）の4倍である。これらの数字は、アムステルダム五輪以前の大会と比較しても突出して多い数値となっている（表2-1参照）。

表2-1 第10回ロス五輪以前の日本のオリンピック参加状況

項目／開催都市	ストックホルム (1912)	アントワープ (1920)	パリ (1924)	アムステルダム (1928)
全出場競技者数	2,407人	2,622人	3,088人	2,883人
出場国数	28か国	29か国	44か国	46か国
日本代表選手団	選手	2人	15人	19人
	役員	2人	3人	9人
	合計	4人	18人	28人
政府補助金	0円	0円	6万円	6万円
派遣費(収入)合計	5992円(支出額)	5万5937円26銭	6万6400円76銭	10万9499円50銭

※1916（大正5）年の第6回オリンピック・ベルリン大会は、第一次世界大戦のため中止（『第八回巴里国際オリムピック競技大会報告書報告書奥付』（大日本体育協会編，1925，pp. 15-16）；IOC ホームページ；『第九回国際オリムピック競技大会報告書』（財団法人大日本体育協会編，1930，pp. 2-4. 331-332）；『大日本体育協会史上巻』（財団法人大日本体育協会編，1936，pp. 125. 127. 678. 680. 686）より作成）

このように、多人数の選手団を派遣するためには、十分な派遣費を捻出することが重要な課題となることは言うまでもないだろう。

では、請願書に記載された派遣費収入の予算案の金額およびその内訳はいかなるものであったのだろうか。請願書にみられる派遣費収入の予算案は表2-2のとおりであった。

表2-2 政府補助金請願書にみる第10回ロス五輪の予算案（収入の部）

内訳	金額
政府補助金	30万円
一般寄付金	9万円
会員特別維持金	5671円70銭
<b>収入総額</b>	<b>39万5671円70銭</b>

（『第十回オリムピック大会報告』（財団法人大日本体育協会編，1933，p. 58）より作成）

表2-2のとおり、大体協は、予算として派遣費収入の合計額を39万5671円70銭に設定していた。そのうち、最大のものは、派遣費収入全体の約75%を占める政府補助金の30万円であった。この政府補助金の30万円という額は、表2-1と比較してもわかるように、日本がオリンピックにおいて初めて政府補助金の交付を受けた第8回パリ五輪（1924年）、および前回大会のアムステルダム五輪（1928年）の5倍に相当した。今回の予算案は、ほかに、一般寄付金9万円と会員特別維持金5671円70銭が内訳に示されているものの、

政府補助金に大きく依存するものであったことは疑い得ない。

以上より、大体協は、第10回ロス五輪において、「国際親善」を図ることを目的として設定していたことが明らかになった。そして、この目的を果たすためには、多人数の選手団を派遣し活躍することが必要となった。実際に、選手団の予定派遣人数は、前回大会の4倍に相当する人数に設定されていた。そのため、大体協は、前回大会の5倍に相当する30万円の政府補助金を文部省に申請していた。

では、大体協は、実際に30万円の政府補助金の交付を受け、予算案どおりの派遣費を確保することができたのだろうか。また、「一般寄付金」をいかなる方法で集めたのだろうか。これらの点について、次項以降で検討していく。

## **第2項：政府補助金の減額とオリンピック後援会の結成**

前項で確認した請願書提出後の1931（昭和6）年9月18日には、満州事変が勃発し、日本国内では、諸外国における対日イメージの悪化に対する懸念が強まった。そのため、大体協が第10回ロス五輪の目的とした、「国際親善」を図ることは、時代の要求に則した、より切実なものとなっていった。

しかし、1929（昭和4）年にニューヨーク株式市場の大暴落によって始まった世界恐慌の影響を受け、1931（昭和6）年11月25日には、政府補助金が、予算案の30万円から7万円へと大幅に減額されることが決定した。そのため、先に確認したように、政府補助金に大きく依存した予算を組んでいた大体協は、選手団を派遣することさえも困難な状況に陥ることとなった。

そこで、大体協は、東京市の有志らとともにオリンピック後援会（以下「後援会」と略す）を結成し、政府補助金の減額分を補うべく、一般寄付金の募集に取り組むことになる。実際、1932（昭和7）年4月1日には、一般寄付金募集のための第1回後援会が開催された。なお、後援会の組織化は、1931（昭和6）年2月18日の大体協専務理事会の段階ですでに話題になっていたものの、実質的な活動は行われていなかった。ここから、予算案において、政府補助金30万円に対し、一般寄付金が9万円に設定されていたことに鑑みても、政府補助金減額の決定まで後援会の活動が重視されていなかったことが窺える。

後援会は、当時東京市長を務めた永田秀次郎（以下「永田」と略す）が会長を、大体協監事の今村次吉（以下「今村」と略す）が副会長を務めた。そのほかにも、東京市の助役を務めた人物や大体協役員らが委員や幹事を務めた（表2-3参照）。

表2-3 オリンピック後援会役員名簿

会長	永田秀次郎		
副会長	★今村次吉		
委員	★朝吹常吉	有馬頼寧	★稲田昌植
	金子武磨	金光庸夫	菊池慎三(東京市助役)
委員	★河本禎助	★斉藤力	斉藤守圀(東京市助役)
	阪井徳太郎	佐藤達次郎	佐藤敏人
	★末弘巖太郎	★副島道正	高木喜寛
	筒井潔	十時尊(東京市助役)	★永井直邦
	廣瀬久忠(元東京市助役)	藤井要	二荒芳徳
	堀田正恒	三谷一二	山川建(文部省体育課長)
	若杉要	渡辺鐵蔵	
幹事	石原市三郎	白井寛彌	武下慶三
	中筋末男	前田賢次	★峰豊
	★山口六郎次	脇水重臣	

※★は大体協役員

(『第十回オリンピック大会報告』

(財団法人大日本体育協会編, 1933, pp. 331-332) より作成)

後援会の趣旨については、第1回後援会において配布された「オリンピック後援会趣意書」に詳しい(表2-4参照)。

表2-4 「オリムピック後援会趣意書」

---

**オリムピック後援会趣意書**


---

第10回オリムピック大会は今夏7月30日から8月14日まで米国ロサンジュレスに開かれんとしています。このオリムピック大会は4年に一度宛開かれる国際的スポーツ行事の最高峰であり、世界文化と国際親善に偉大なる貢献をなしつつあることは今更喋々を要しない所であります。今やロシアと支那を除く世界の殆ど全ての文明国はオリムピックの加盟国であつて、各国共その代表選手を派遣するため挙国的準備に忙殺されています。

我国でもオリムピックに対する代表団体である大日本体育協会は一昨年極東選手権大会終了後、直ちにこれが準備に着手し、政府よりの補助金30万円を仰ぐ予定の下に、総計40万円の予算を以て180余名の選手役員を派遣せんとするの計画を立て、鋭意これが実現に努力して来たのであります。

然るに不幸世界的不景気に遭遇して資金の調達意の如くならず、政府よりの補助金は7万円に削減せられ、民間の寄付も捗々しからず、到底最初の予算額の蒐集は困難なる情態に陥り、其の上、為替の大暴落によつて致命的の経済的障害に直面したのであります。然もこの時、国家的重大事変たる上海事件が勃発し、体育協会は一時計画の遂行を中止するの止むなきに至りました。幸いに今や上海事件は一段落となりましたが、経済的障害は依然として除去されません。最近六大学野球連盟より10万円寄付の申出があり政府の補助金も10万円に増額される見込であります。これのみにては為替下落の今日に於て選手の派遣は到底不可能であり、これを中止するの外ありません。

一方我国競技界の現在を見ますと、第5回国際オリムピック大会に参加して以来、回を重ねるに従つて異常なる躍進を遂げ、殊にアムステルダム以来4年間の精進と努力は、世界的レベルに進出して世界を脅威するの實力と自信を得るに至つたのであります。

我等はオリムピック参加を中止して彼等純真なる青年を失望させ、その意気と元気を沮喪させるに忍びません。更にこの不参加に依つて文明国のみを持つ光榮ある義務と特権を抛棄するに至つては吾等の断じて忍び得ざる所であります。仍て茲にオリムピック後援会を組織し義金の出捐を得て、選手派遣の目的を達成せしめんと欲するものであります。尚第12回オリムピック大会の開かれる西暦1940年は恰も我が紀元2600年に相当します。この国民的大祝典の挙行せらるるに際し、国際オリムピック大会を東京に於いて開催するは最も意義ある企として、東京市会に於ては其の実現を期する旨の決議をして居ります。これが実現はスポーツ界に於ける我国の一大光榮であると同時に多数の外客を誘致し物質上に多大の利益を得るのみならず、我国の風土、文化を外国に紹介するに絶好の機会となることは明であります。然しオリムピック大会を開催する事は各国の共に熱望競争する所で、其の実現は非常な難事であります。これが為めには多数の選手を先づロスアンジュレスに派遣し以てスポーツ国としての日本の存在を徹底的に認識せしむることが絶対必要の条件であります。我等は敢て国民の同情に訴へ、選手派遣の実現を期せんとするものであります。

オリムピック後援会長 永田秀次郎

---

(「オリムピック後援会趣意書」(永田, 1932, pp. 122-123) より作成)

趣意書を読むと、後援会の目的は、大体協と同様に「国際親善」も目指されてはいるものの、主要な目的は、1940（昭和15）年に開催予定の第12回オリンピック競技大会を東京に招致（以下「第12回五輪東京招致」と略す）することであつたことが読み取れる。実

際に、後援会の副会長を務めた今村によると、後援会は「国際親善」も目的ではあるものの、あくまでも「重大なる目的」は、第12回オリンピック競技大会を東京で開催することであったという（今村，1932）。

したがって、この点は、「国際親善」を目的として掲げた大体協とのずれがみられる。というのも、大体協は、第10回ロス五輪前の段階において、第12回五輪東京招致に対して前向きではなかったからである。具体的には、大体協名誉会長の嘉納が、1931（昭和6）年に大体協役員を中心として開かれた座談会において、英語、フランス語、ドイツ語の「3箇国語の言葉が差支へなく話し得る人」が多数いなければ、第12回五輪東京招致は難しいであろう、と見解を述べている（嘉納ほか，1931）。同座談会において、岸も嘉納の見解に賛意を示している。また、大体協主事の高島文雄も、日本が「欧州」から遠隔であるという「地理的事情」や、競技場等の「物的設備の問題」、また英語、フランス語、ドイツ語の通訳の不足といった「人的要素」の3点を理由に、第12回五輪東京招致に対して悲観的な見解を示していた（高島，1931）。

しかし、第10回ロス五輪直前にロサンゼルスにおいて開催された第30回IOC総会では、永田東京市長の後押しもあり、IOC委員を務めた大体協名誉会長の嘉納と大体協会長の岸が第12回五輪東京招致のための正式招請状を提出し、提案理由を説明した。そのため、第30回IOC総会以降、大体協にとっても第12回五輪東京招致は無視できない課題となっていく。すなわち、オリンピックに多人数の選手団を派遣して活躍することで、「スポーツ新興国」としてのアピールを図るという課題は、第10回ロス五輪以降の第11回オリンピック・ベルリン大会（以下「第11回ベルリン五輪」と略す）においても引き継がれていくことになる。

以上より、世界恐慌の影響による政府補助金の減額が決定されたことを契機として、後援会が積極的に活動を始めたことが確認できた。そして、後援会が第12回五輪東京招致を、大体協が「国際親善」を図ることを主要な目的としていたため、両者の間にずれが生じていたことが確認できた。しかし、後援会の活動が積極的になるにつれて、大体協も第12回五輪東京招致という目的を無視できないものと認識するようになっていった。そのため、大体協は、第10回ロス五輪以降も引き続き「スポーツ新興国」としての対外的アピールが重要な課題となっていく。そのためには、第11回ベルリン五輪においても多人数の選手団を派遣し活躍することが必要であった。次項では、後援会による一般寄付金募集の実態について検討していく。

### 第3項：オリンピック後援会による「一般寄付金」の募集

政府補助金の減額が決定した後、後援会は読売新聞社と協力して、一般寄付金を募集する事業を行った。読売新聞1932年5月7日付朝刊には、読売新聞社と後援会の連名で、一般寄付金の募集を呼びかける社告が掲載されている（図2-1参照）。



この規定から、今回の寄付金募集事業では、金額に関係なく、幅広く寄付者を募っていることが確認できる。

なお、大体協は、寄付金募集を新聞紙上で呼びかける2日前に、昭和天皇から1万円の御下賜金を拝受している。大日本体育協会（1932a）によると、宮内省は、「今般体育御奨励の思召を以て金1万円下賜候事 昭和7年5月5日 宮内省」（大日本体育協会，1932a，p. 29）という文書を発表したという。

宮内省の文書を読む限り、昭和天皇は、「体育の奨励」を目的として、御下賜金を授けていたといえる。しかし、大体協や当時の文部大臣を務めた鳩山一郎、各新聞記事では、いずれも御下賜金の目的について、「体育の奨励」だけでなく、「国際親善」も付け加えていた（大日本体育協会，1932a；東京朝日新聞1932年5月6日付朝刊；読売新聞1932年5月5日付夕刊）。

ここから、御下賜金の拝受を通して、昭和天皇の意向はさておき、「国際親善のための第10回ロス五輪」という位置づけが、大体協役員にとどまらず、大衆に対しても強化されたと考えられよう。坂上（2016）は、御下賜金の効果について、当時の国内の不況や対外関係の悪化などを根拠に右翼などから生じていた「オリンピック反対論」が、御下賜金による昭和天皇の権威によって屏息するなど、日本のスポーツ界にとって「最強の支援者」となった点を指摘している。

実際に、第10回ロス五輪後に開かれた後援会幹部を中心とした座談会において、後援会幹事を務めた山口六郎次は、予想以上に一般寄付金が集まった大きな要因として、昭和天皇からの御下賜金の拝受を挙げている（石原ほか，1932）。

結果的に、読売新聞社と後援会による寄付金募集事業では、多くの企業や組織、個人からの寄付があり累計17万3789円46銭が集まった（読売新聞1932年7月5日付朝刊）。筆者が確認できた限りでは、このうち、218名の個人が寄付しており、個人による寄付金の総額は、7万8551円58銭であった（章末資料参照）。また、個人の寄付者の中には、岸会長婦人の澄子や澤田といった大体協関係者だけでなく、「一山村スポーツマン」といった匿名の人物や多くの個人名がみられた（章末資料参照）。

そのほかにも、『第十回オリムピック大会報告』（財団法人大日本体育協会編，1933）によると、後援会では、1932（昭和7）年6月18、19日をオリンピックデーとして寄付金の街頭募集を行い、約1700円の寄付金を集めたという。また、東京市内における「営業収益税年額300円以上を納むる商店及会社及東京市内に於ける所得税年額1000円以上を納むる者」（財団法人大日本体育協会編，1933，p. 332）約6000名に対して後援会の趣意書を送り、援助を求めたという。

その結果、最終的に、寄付者の数は3万1101人にのぼり、特に「俸給生活者及大中小学生」が最も多かったという（財団法人大日本体育協会編，1933，p. 333）。

以上より、本項では、政府補助金の減額が決定した後、後援会が中心となって一般寄付金を集めた結果、3万1101人から寄付金が集まったことが確認できた。つまり、第10回

ロス五輪において、従来とは比較にならないほど多数の企業や組織、個人が、オリンピックに対して、金銭を拠出するようになったことが明らかになったといえよう。次項では、第10回ロス五輪の決算報告を参照しながら、派遣費の内訳について検討していく。

#### 第4項：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会日本代表選手団派遣費の内訳

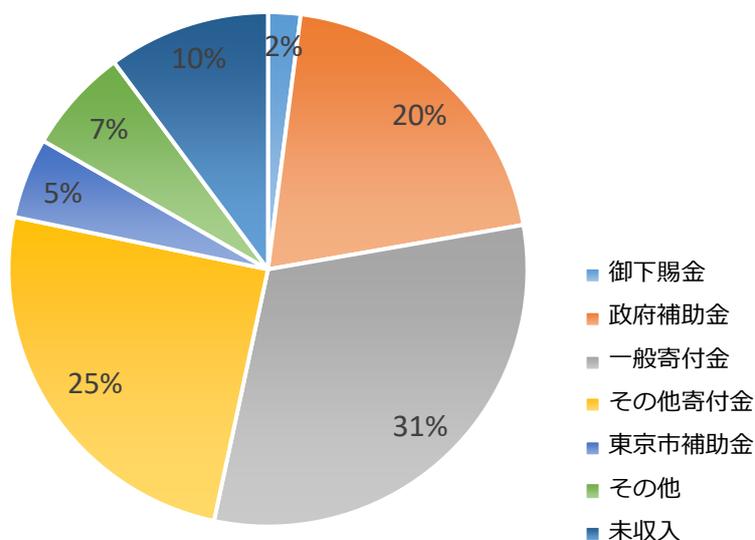
本項では、『第十回オリンピック大会報告』に掲載された会計報告を手がかりにして、第10回ロス五輪日本代表選手団派遣費の内訳について概観していく。

『第十回オリンピック大会報告』によると、選手団派遣費の収入の内訳は、表2-5および図2-2に示されたとおりであった<sup>注1)</sup>。

表2-5 第10回ロス五輪日本代表選手団派遣費の内訳（収入の部）

内訳	予算案	会計報告
御下賜金		1万円
政府補助金	30万円	10万円
一般寄付金	9万円	15万3919円80銭
会員特別維持金	5671円70銭	
野球リーグ寄付金		5万円
東京市補助金		2万5000円
水上連盟より弗買入資金預り		6345円
在米後援会寄付金		1万9961円32銭
国際観光局寄付金		7062円
日本郵船会社寄付金		4万6372円95銭
為替差益		2万5480円9銭
利子		655円95銭
未収入(野球リーグ寄付金)		5万円
<b>収入総額</b>	<b>39万5671円70銭</b>	<b>49万4797円11銭</b>

(『第十回オリンピック大会報告』(財団法人大日本体育協会編, 1933, p. 334); 『大日本体育協会史上巻』(財団法人大日本体育協会編, 1936, pp. 657-658) より作成)



『第十回オリンピック大会報告』（財団法人大日本体育協会編，1933，p. 334）；  
『大日本体育協会史上巻』（財団法人大日本体育協会編，1936，pp. 657-658）より作成）

**図2-2 第10回ロス五輪日本代表選手団派遣費の構成（収入の部）**

表2-5から、会計報告では、予算より約10万円多い、49万4797円11銭の派遣費収入があったことが確認できる。つまり、大体協は、請願書に記載した多人数の選手団を派遣するために十分な費用が確保できたといえよう。

また、図2-2から、今回の選手団派遣費の収入源において、寄付金（「一般寄付金」および「その他寄付金」）の割合が約56%と半分以上を占めていることがわかる。その中でも、「野球リーグ寄付金」、「在米後援会寄付金」、「国際観光局寄付金」、「日本郵船会社寄付金」を除いた、「一般寄付金」の額が最も多く、収入全体の約31%に及んでいたことが読み取れる。

ここから、第10回ロス五輪において、「一般寄付金」が貴重な財源であったことがわかる。実際に、一般寄付金は、第10回ロス五輪から4年後の第11回ベルリン五輪において、さらに重要な財源となっていた。というのも、第11回ベルリン五輪では、派遣費収入の合計92万7042円64銭のうち、政府補助金30万円（派遣費収入の約32%）の約1.7倍にあたる52万824円81銭（約56%）を占めたからである（財団法人大日本体育協会編，1946，p. 116）。

以上より、世界恐慌の波及による不況の影響で政府補助金が大幅に減額しつつも、「一般寄付金」の増額によって、大体協は、予定よりも多くの派遣費が確保できたことが明らかになった。つまり、当時の派遣費において、個人や企業から集めた「一般寄付金」は貴重な財源であったとまとめられよう。

では、予算以上の十分な派遣費を確保した上で派遣された日本代表選手団の構成はいかなるものであったのだろうか。また、「国際親善」を図るために活躍を求められた日本代表

選手団はいかに強化され、実際にどれだけの成果を残すことができたのだろうか。これらの点について、次節で検討していく。

## 第2節：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会日本代表選手団の強化と活躍

本節では、第10回ロス五輪の日本代表選手団の選手強化策と競技成績について確認していく。その際、特に、第10回ロス五輪を通して「国際親善」を図る、という大体協の目的が、どれほど果たされたのかについて検討していく。

### 第1項：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会日本代表選手団の構成と競技成績

まず、第10回ロス五輪日本代表選手団全体の構成と競技成績について確認していく。そこで、本項では、日本が初めて出場したストックホルム五輪から第10回ロス五輪までの日本代表選手団の構成と競技成績を比較することで、第10回ロス五輪日本代表選手団の特徴について明らかにしていきたい。

ストックホルム五輪から第10回ロス五輪にかけての日本代表選手団の人数と獲得メダル数は表2-6のとおりである。

表2-6 第10回ロス五輪までの日本代表選手団の構成と獲得メダル数

項目／開催都市	ストックホルム (1912)	アントワープ (1920)	パリ (1924)	アムステルダム (1928)	ロサンゼルス (1932)
全出場競技者数	2,407人	2,622人	3,088人	2,883人	1,332人
出場国数	28か国	29か国	44か国	46か国	37か国
日本代表選手団	選手	15人	19人	43人	131人
	役員	2人	3人	9人	13人
	合計	4人	18人	28人	56人
獲得メダル数	金	0個	0個	2個	7個
	銀	0個	2個	0個	2個
	銅	0個	0個	1個	1個

※1916（大正5）年の第6回オリンピック・ベルリン大会は、第一次世界大戦のため中止（『第八回巴里国際オリムピック競技大会報告書報告書奥付』（大日本体育協会編，1925，pp. 15-16）；IOC ホームページ；『第九回国際オリムピック競技大会報告書』（財団法人大日本体育協会編，1930，pp. 2-4. 331-332）；『第十回オリムピック大会報告』（財団法人大日本体育協会編，1933，pp. 72-83）；『大日本体育協会史上巻』（財団法人大日本体育協会編，1936，pp. 125. 127. 678. 680. 686）より作成）

表2-6からわかるように、第10回ロス五輪は、これまで日本が出場した大会のうち、全出場競技者数が最も少ない大会であった。また、ストックホルム五輪から毎回増加していた出場国数も第10回ロス五輪においては、前回大会を下回った。出場国、出場者減少の要因としては、ロサンゼルスが、オリンピックの主要な参加国であったヨーロッパ諸国から遠隔地であった点、さらに、先に述べた世界恐慌の影響がそれに追い打ちをかけたためであったと考えられる。

このような状況の中、日本は、第10回ロス五輪に、当時において過去最大となる選手131名、役員61名の計192名の選手団を派遣していた。この数字は、開催国であるアメリカに

次ぐ数であったという（財団法人大日本体育協会編，1933）。選手数の増加もさることながら，役員においても，これまでとは異なり，種目ごとに監督やコーチをつけるなど充実した構成となっていた。

したがって，第10回ロス五輪では，日本において当時最多の選手および役員を派遣し，大体協にとって第10回ロス五輪の一つの重要な課題であった「スポーツ新興国」としてのアピールにつながり得るだけの量を伴った選手団の派遣に成功したと判断できよう。

では，この代表選手団の質，競技成績はいかなるものであったのだろうか。改めて表2-6を確認してわかるように，第10回ロス五輪において日本代表選手団は，金7，銀7，銅4のメダルを獲得した。特に，男子競泳競技の活躍が目覚ましく，全6種目<sup>注2)</sup>中5種目で優勝し，金5，銀4銅2メダルを獲得し，総合優勝を果たしている。したがって，第10回ロス五輪における日本代表選手団のメダル総数18のうち，11のメダルが男子競泳競技によって獲得されていたことになる。この背景には，アムステルダム五輪以降，日本水上競技連盟<sup>注3)</sup>（以下「日水連」と略す）が掲げた「オリンピック第一主義」による選手の強化があった。

一方，第10回ロス五輪において活躍した日本代表選手は，競技における勝者のみではなかった。特に，陸上競技男子5000メートルの決勝で，周回遅れとなって大敗を喫した竹中正一郎（以下「竹中」と略す）は，上位の選手に抜かれる際に進路を空けたことから，「無冠の大使」として国内外から称賛された。つまり，競技において入賞を逃しながらも，第10回ロス五輪における大体協の目的であった「国際親善」を図ることに貢献した選手が存在していたのである。

そこで，本節では以後，日水連の強化策の内実と，竹中がいかんにして「国際親善」に寄与したのかについてそれぞれ確認していく

## 第2項：「オリンピック第一主義」を掲げた日本水上競技連盟による競泳競技日本代表選手団の強化策

先に，本項では，第10回ロス五輪日本代表選手団の強化策の一事例として，日水連が掲げた「オリンピック第一主義」の内実について検討していく。本項で日水連に着目する理由は，先にみたように第10回ロス五輪において活躍しただけでなく，第3章で詳論するように，第Ⅲ期において，日水連が，各競技団体を中心とした新組織設立運動の旗振り役を務めるようになるからである。つまり，日水連の動向は，第Ⅱ期および第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけを検討していく上で，重要な考察対象であると考えた。

そこで，以下では，日水連による第10回ロス五輪の報告書である『「伯林オリムピック」の為に』（日本水上競技連盟，1935）に掲載された，田畑政治（以下「田畑」と略す）による第10回ロス五輪の回顧録（田畑，1935）を主に参照しながら，「オリンピック第一主義」の内実に迫っていく。なお，田畑は，当時大体協専務理事で第10回ロス五輪水泳競技総監

督を務めた人物である。

田畑（1935）によると、日水連において「オリンピック第一主義」が採用されるようになる背景には、1928（昭和3）年のアムステルダム五輪における健闘があったという。アムステルダム五輪では、陸上競技の三段跳びで織田幹雄が日本人初の金メダルを獲得し、その6日後に競泳競技でも男子200メートル平泳ぎで鶴田義行が金メダルを獲得している。競泳競技では、ほかにも男子800メートル自由形リレーで銀メダル、男子100メートル自由形で高石勝男が銅メダルを獲得している。

そして、田畑は、アムステルダム五輪後、「東京に帰っていろいろの雑音の入る前に」（田畑，1935，p. 2）当時日水連会長と大体協理事を兼任していた末弘と2人で、代表選手らにアムステルダム五輪の手ごたえや実感について尋ねた。そこで、田畑は選手たちから「人数さへもつと揃へてくれれば、此の次は何んとかやれる」（田畑，1935，p. 2）という「案外の言葉」を聞いたという。この言葉を契機として、田畑は、「かふなれば水上連盟は何を犠牲にしても、オリンピック第一主義で行くべきでありこれが日本の水泳を益々向上発達させる所以であるといふ確信を持つに至った」（田畑，1935，p. 2）という。この時、末弘も田畑と同様に、努力次第では、アムステルダム五輪競泳競技優勝国のアメリカと互角に戦えろと考えていた（末弘，1932b，pp. 170-171）。

日水連において「オリンピック第一主義」が正式に採用される前史としては、学生水上競技連盟の日水連への加盟と明治神宮水泳場の完成も指摘されなければならない。

前者の学生水上競技連盟の加盟について、田畑（1935）は、当時の日本水泳界において、学生競技者の連盟と日本水泳界全体を統括する連盟とが分裂していたため、日水連の指導方針を競技者に徹底させることが不可能であった点を問題視していた。そこで、アムステルダム五輪の翌年（1929）には、日本学生水上競技連盟を日水連へ加盟させ、組織間の連絡が円滑に取れるように組織改造を行った（日本水上競技連盟，1937）。

後者の明治神宮水泳場の完成については、第10回ロス五輪の競泳競技マネージャーを務めた野村憲夫（以下「野村」と略す）が、「オリンピック第一主義の実行は、先づ明治神宮水泳場の完成に依って第一歩を踏みだした」（野村，1935，p. 352）と振り返っている。なお、明治神宮水泳場は、明治神宮体育会の阪谷会長や、大体協会長の岸らによる財界の有力者からの支援もあって1930（昭和5）年5月25日に落成した。後述するように、日水連の理事会において正式に「オリンピック第一主義」が採用されたのが同年の7月5日であったため、野村の言葉は正確なものとは言えないものの、明治神宮水泳場の完成は、「オリンピック第一主義」を正式に採用していく上での基盤を築いたと考えられよう。

このように、日水連は、第10回ロス五輪での優勝を目指すにあたって、まずは、組織と施設の整備から取り組んだ。

そして、「オリンピック第一主義」は、1930（昭和5）年7月5日の日水連理事会にて正式に採用されることが決定された（東京朝日新聞 1930年7月7日付朝刊）。つまり、『オリンピック第一主義』の名目の下に今後の4年間吾々連盟（日水連）のあらゆる努力を

次回のオリンピック（第10回ロス五輪）優勝の為に集中しやうと言ふ決議をした」（末弘，1932b, pp. 170-171；括弧内引用者）のである。さらにこの「オリンピック第一主義」は、水泳競技のうち、男子の競泳競技に特化したものであった。この理由について、第10回ロス五輪の日本代表コーチを務めた松澤一鶴（以下「松澤」と略す）は以下のように述べている。

オリンピックに於ける水上競技は大別して男子、女子の競泳と、男子、女子の飛込競技と、男子の水球との3部門に分れて居るから、此等の総ての競技に於て勝つ事が理想である、而しながら競技としては後進国である日本の当時の力としては、全種目に優勝せんとして力を浪費するよりは、最も可能性のある又水上競技中の主要競技である男子競技種目（競泳競技）の優勝をば、4ヶ年計画の第一目標に定めたのであつた。即全戦線に対する勝利を得んが為の部分突破をば、計画したのであつた（松澤，1932, p. 148；括弧内引用者）。

このように日水連は、とにかく第10回ロス五輪で優勝することを目的として、優勝の見込みのある男子競泳競技に限定して「オリンピック第一主義」を掲げていたことがわかる。

では、「オリンピック第一主義」を正式に採用した後、第10回ロス五輪の優勝に向けて、日水連は具体的にどのような活動を行ったのだろうか。田畑（1935）は、オリンピックの「当面对策」として、特に①選手とコーチおよびマネージャーの選定方法および練習方針を2年前から明示すること、②オリンピックの前年に日米対抗水上競技大会（以下「日米対抗戦」と略す）を開催することの2点が重要であったと振り返っている。

1 点目の選手とコーチおよびマネージャーの選定方法については、田畑（1935）が以下の7点にまとめている。

1. 昭和6年8月の選手権大会を以てオリンピック第一次予選として更に候補を追加す
2. 同年9月のインターカレッジを第二次予選とし更に候補を追加す
3. 第二次候補の決定すると同時にコーチ、マネージャーを正式決定する
4. 同年の暮より翌年の正月にかけての休暇並に4月の休暇約2週間づつをコーチ、マネージャーをつけて正規の合宿練習をする
5. 選手決定の最終予選の前に第三次予選を行ひ之に依つて彗星的に現れた、候補を追加して、野に遺賢なきを期し出発の3週間前に最終予選会を行ひ選手を決定する
6. 選手決定の上は出発まで3週間合宿練習する
7. 選手詮衡にはコーチの意向を重視し技術が優秀でもチームの統制を乱す恐れある者はすべて之を断乎除外する（田畑，1935, p. 4）

ここから、第10回ロス五輪における選手とコーチおよびマネージャーの選定では、選手よりも先にコーチやマネージャーを選定する点、また、冬と春と選手決定後に3回の合宿を行う点に特徴が見出せよう。

その中でも、田畑（1935）は、コーチの選定が、「一番大事な事」と述べ、その重要性を再三指摘している。田畑によると、日本ではコーチの選定は、選手が決まってから、あるいはオリンピックの直前に決まることが「風習」となっているため、コーチは、「単なるロボットに過ぎない」（田畑，1935，p. 4）状態であったという。特に、コーチの「ロボット化」は、技術的な面以上に、選手との信頼関係が十分に築けずに「威令」を行えないために生じると指摘する。そのため、選手の選定に先立ってコーチを選定しておく必要があるのである。

実際に田畑は、当時「日本一流のコーチ」と評価されていた満州在住の小野田一雄と宮畑虎彦、大阪の斎藤巍洋に声をかけた。しかし、「選手と絶えず接触し得る人でなければ駄目」（田畑，1935，pp. 4-5）という理由で断念した。そこで、抜擢されたのが東京在住の松澤であった。田畑は、松澤に対して、コーチとしての技術的な優秀さ以上に、選手の信頼が厚かった点を評価していた。

そして、合宿については、松澤が、「合宿の事を考へずには今回のオリンピックの結果を論ずる事は出来ない」（松澤，1932，p. 149）と振り返るほど重要であった。特に、当時の日本は、冬から4月にかけては「一般的に水には入る事が出来ないのが我国の情勢」（日本水上競技連盟，1932，p. 17）であったため、1931（昭和6）年の冬と翌1932（昭和7）年春に行った合宿は、練習の不足を補う意味でも重要であったという。

2点目の日米対抗戦について、田畑は開催の目的について以下のように述べた。

自他共に許す世界最強の水泳チーム（アメリカ）を迎へ之に依つて刺激と教訓とを受けて来るべきオリムピックに備へんとするものであり同時にあわよくば地の利に依つて彼等を粉碎し、日本選手の自信を強めオリムピックに於ける我等の立場を有利に導かんとするにあつた（田畑，1935，p. 5；括弧内引用者）。

このように、日米対抗戦の目的は、アメリカの選手に対してプレッシャーを与え、日本の選手に対して自信をつけさせることであった。実際、日水連は、1930（昭和5）年11月3日付で全米体育協会（以下“AAU”と略す）に日米対抗戦の招待状を送り、同年12月26日付でAAUから正式回答文を受け取っている（日本水上競技連盟，1931，p. 2）。回答文には、日程の調整を求めており、日米対抗戦の開催に対してAAUが前向きである点が窺える。

結局、1931（昭和6）年8月14、15、16日の3日間に日米対抗戦は開催された。その結果、総得点において40対23で日本が勝利した（記録員編，1931，p. 14）。この結果に対し、田畑は、「米国選手の出鼻をくぢき圧倒的勝利を得て選手の確信を強め所期の目的を十

二分に達し」(田畑, 1935, p. 5) だと評価した。

また、日米対抗戦では、野村の尽力もあり、「邦貨1万2000円と米貨2000ドル」(田畑, 1935, p. 5)の剰余金を得たため、財政面においても成功をおさめたという。実際に会計報告を確認すると、入場料で4万3359円10銭、プログラムの売り上げで1532円10銭の収入を得るなどして1万2414円21銭の収益が確認できる(会計係, 1931, p. 17)。したがって、日米対抗戦は、日水連にとって、競技面と財政面において大きな成果を残していたことがわかる。

また、「オリンピック第一主義」を掲げた日水連は、競技力向上のために、医学の知見も活用していた。日水連の医事部委員で第10回ロス五輪の競泳日本代表選手団のチームドクター<sup>注4)</sup>を務めた深山杲(以下「深山」と略す)は、日水連の機関誌上に「ビタミンB製剤の運動に及ぼす効果」(深山, 1931a)、「酸素吸入の運動に及ぼす効果」(深山, 1931b)というタイトルの論文を寄稿するなど、医学の知見を積極的に競技力向上に還元しようとする姿勢が窺える。実際に、深山は、第10回ロス五輪に向けて代表選手らにビタミンB錠剤の摂取や酸素吸入を行ったという(深山, 1935)。

特に、酸素吸入については、アメリカのチームが以前から行っていた、競技後ではなく、競技前の段階で吸入する点において、日本特有の方法であった。そのため、第10回ロス五輪後には、ミシガン大学の水泳コーチであるマット・マン(以下「マン」と略す)が、競技前の酸素吸入は不正であり、禁止すべきという趣旨の発言をした。その詳細は下記のとおりである。

1932年夏ロサンゼルスに於ける国際オリンピック大会の際日本選手が行った如くアマチュア水泳選手が元気をつける為め薬品其他の刺激物を用ふることは禁止すべきで余は之に対する反対運動を提唱するものである。昨年夏ロサンゼルスにて日本選手は決勝戦出場前10分以内に酸素吸入を為し或は何等か刺激剤を用ひたことが判明した。日本の優勝は一般に自由型に於いて新たな日本式のストロークを用いたことによるものと信ぜられているが、日本選手は背泳平泳にも優勝して居り、然も其のタイムは予選の時のタイムよりずつと良くなっているのである(読売新聞1933年1月14日付朝刊)。

このマンの発言に対し、第10回ロス五輪競泳日本代表選手団の主将をつとめた高石勝男は、日本選手が酸素吸入を行った事実を認めた上で、その効果に対しては疑問視している。さらに、酸素吸入を行わなかったとしても日本選手が優勝していたと見解を示した(読売新聞1933年1月14日付朝刊)。

また、松澤(1933)は、国際水泳連盟やIOCの規則において酸素吸入について禁止されていないことを論拠として、マンの発言を退けている。ここから、「オリンピック第一主義」を掲げていた日水連は、ルールに違反しない限りで、「勝利」のために様々な手段を用いようとしていた姿勢が看取できる。

このように、第10回ロス五輪での優勝を第一の目的として邁進した日水連であったが、大体協が第10回ロス五輪の目的として設定していた、「国際親善」を図ることに対してはいかなる認識を持っていたのだろうか。そこで、以下では、日水連会長の末弘と総監督を務めた田畑の発言を確認していく。

日水連会長の末弘は、第10回ロス五輪後において、「国際親善」を目的にスポーツを行うことに対して以下のように述べている。

今の体協幹部の中にはスポーツを国際親善の道具に使はうとしている人が少くない。吾々は決してスポーツを通して国際親善の結果が得られることを不都合だと言ふものではない。しかもスポーツを国際親善の道具に使はようする人々の態度を以て根本的にスポーツ精神を冒瀆するものだとするものである。体協よ一日も速にスポーツ本位に帰れ。スポーツマンの常識は正に此事を要求している（末弘, 1932a, p. 4）。

ここから、末弘は、スポーツが結果的に「国際親善」を果たすことに対しては否定しないものの、スポーツを意図的に「国際親善」の手段として扱うことに対しては「スポーツ精神を冒瀆するもの」として強く否定していることが読み取れる。

一方、田畑の場合は、第10回ロス五輪後に、『勝敗を除いてスポーツなし』と云ふ信念のもとに4年間オリムピック制覇を夢見てまっしぐらに進んできた私は、その副作用については何事も考へていなかった」（田畑, 1935, p. 8）と振り返っている。つまり、田畑は、第10回ロス五輪に向けて、「勝利」のみを目的としており、スポーツを「勝利」以外の目的を果たすための手段として位置づける発想を持っていなかったことが読み取れる。実際に、田畑は、第10回ロス五輪後にロサンゼルスの上で出会った在米邦人から、第10回ロス五輪水泳競技における日本代表選手たちの活躍によって、20年ぶりにアメリカ人に対して自分が日本人であることを口にする事ができた、といった旨の発言を聞き、オリンピックの「副作用」の存在に気づき「一種の感慨にふけらざるを得なかった」（田畑, 1935, p. 9）と述べている。田畑は、第10回ロス五輪後、先に挙げた在米邦人以外にも、サンフランシスコで出会った「二世の少年少女達」（田畑, 1935, p. 8）やヨセミテ国立公園にて出会ったエール大学教授から以下のような言葉をかけられたという。

私達は白人の仲間入りは出来ず常に白人に圧迫されて祖国を日本に持ったことを恨んでいた、然し今度水泳選手が勝つたのを見て日本人は決して白人に負けないといふ事がわかった。私達は始めて祖国日本を見直して、その偉大なることを諒解した。もう、これからは何の遠慮もなく白人の仲に入つて行く自信が出来た（田畑, 1935, p. 8）。

日本の水泳チームですが、立派なものです。100人の出淵大使（出淵勝次；当時のアメリカ合衆国特命全権大使）を米国によこすより、このチームが東部旅行をする方が日

米親善にどれ程効果的であるかわかりません。日本の外務省が金を出してこのチームが2ヶ月米国の内地旅行をすれば日米間の誤解は必ず氷解します(田畑, 1935, p. 8; 括弧内引用者)。

これらの言葉を読んだ、あるいは、田畑から直接話を聞いた大体協役員らが、第10回ロス五輪を通して、オリンピックが「国際親善」を図るツールとして有効であることを実感したであろうことは想像に難くない。

しかし、上述の末弘、田畑の発言から、日水連においては、大体協が目的とした「国際親善」を図ることに対して、ほとんど関心が向けられていなかったことが窺える。すなわち、第10回ロス五輪において、大体協と一競技団体である日水連には目的のずれがあった。とはいうものの、末弘、田畑のいずれも当時大体協役員を兼任していた人物であった。

では、大体協と日水連の役員を兼任した人物はいかにして目的のずれを克服していたのだろうか。田畑は、第10回ロス五輪開催前に新聞記者らと大体協専務理事らによって開かれた「オリンピックを中心とした東西運動記者座談会」(小高ほか, 1931)において、以下の発言をしている。

体協は宣伝が足らぬと思ふ。ニュースになるべきことを是は悪いと云ふことが多い。僕等は何でもないと思つても、新聞の影響を知らぬと是が悪いと云ふ感じが強いのだやないかと思ふ。水上連盟だから僕はポンポンやらうと云ふことがある(小高ほか, 1931, p. 116)。

この発言から、田畑は第10回ロス五輪前後において、大体協専務理事としての立場と日水連理事としての立場を意識して使い分けていたことが見て取れる。

そして、大体協と競技団体の間には、目的のずれがみられていたものの、「国際親善」を目的とせず、「勝利」を目的とした男子競泳日本代表選手らの活躍によって、結果的に「国際親善」を図るという目的は達成された。つまり、日水連の目的を完遂した結果、大体協の目的も果たされることになったため、両者のずれは克服されていたのである。なお、第3章で詳述するが、この競技団体と大体協の目的のずれは第Ⅲ期において顕在化し、新たな問題を生み出していく。

以上より、日水連は、第10回ロス五輪に向けて「勝利」のみを目的とした「オリンピック第一主義」を掲げ、合宿、日米対抗戦の企画および実行、医学の応用などあらゆる方法を用いていたことが確認できた。この「オリンピック第一主義」は、1925(大正14年)の組織改造を通して萌芽した大体協の「競技主義」の一つの展開として捉えることも可能だろう。また、「オリンピック第一主義」では、大体協の掲げた「国際親善」を図ることは目的とされていなかったことが明らかになった。しかし、結果的には男子競泳日本代表選手らの活躍によって「国際親善」が図られ、大体協の目的も達成された。

次項では、先に述べた竹中が競技においては敗者でありながらも、「無冠の大使」として国内外から「国際親善」を図ることに貢献していった過程について検討していく。

### 第3項：国際親善に寄与した「無冠の大使」竹中正一郎による「スポーツマン・スピリット」の発揮

竹中は、1907（明治40）年生まれ、和歌山出身で、慶大の陸上競技選手であり、第10回ロス五輪では5000、1万メートルの日本代表選手であった。

竹中が国内外から「無冠の大使」として賞賛されたのは、陸上競技男子5000メートルの決勝での出来事であった。竹中は、周回遅れになりながらも、最後まで全力でゴールまで走ったこと、そして、先頭の選手たちに抜かれる際に進路を譲り「スポーツマンシップ」を発揮したことに対して賞賛された。このレースでは、優勝したフィンランド選手が、失格にはならなかったものの、進路妨害ともみられる行為をしていたため、竹中の「スポーツマンシップ」が、対比的に賞賛の的となったのであった。

実際に、1932年8月7日付の各新聞社の夕刊では、竹中の力走を称える記事が出されている（大阪朝日新聞1932年8月7日夕刊；大阪毎日新聞1932年8月7日付夕刊；東京朝日新聞1932年8月7日付夕刊，東京日日新聞1932年8月7日付夕刊；読売新聞1932年8月7日付夕刊）。特に、東京朝日新聞では、第10回ロス五輪期間中に竹中の名前が7回見出しで取り上げられている（浜田，2011）。

その中の一つである、東京朝日新聞1932年9月1日付夕刊に掲載された記事、「日本選手ファンの米人が竹中君絶賛 永田市長へうれしい便り」によると、ロサンゼルス日本代表選手のファンである、デヴィッド・エー・モア氏から永田東京市長宛に、竹中のレース日の『羅府タイムス紙』の切り抜きを封入した手紙を送っていたという。その切り抜きには、以下のように記されていた。

竹中くんは勝利の機会を得ませんでした、その勇気と沈著謙譲とは遂に同君をこの競技の英雄たらしめました、恐らくオリンピック選手同君程の拍手を受けたものはないでせう、(中略) 貴国の青年男女は皆良きスポーツマンでした、我々は皆彼等が好きです、1940年東京において日本国旗が高くオリンピック競技場に翻る良き日を心から待ちます（東京朝日新聞1932年9月1日付夕刊）。

この記事から、ロサンゼルス新聞紙上においても、竹中の健闘が称えられていることが読み取れる。つまり、国内だけでなく、会場のロサンゼルスにおいても、竹中のスポーツマンシップは賞賛されていたのである。

さらに、実際に竹中のレースを観戦していた「第一羅府学園第12学年」の在米邦人、吉村吉造も、竹中の力走や外国人選手に進路を譲った「スポーツマンの精神」が、国内外か

ら賞賛されていたことを伝え、吉村自身も竹中の姿に感涙したという（吉村，1932）。ここから、レースを観戦していた在米邦人も、竹中の力走に感動していたことが窺える。

では、竹中に対して、大体協役員の反応はいかなるものであったのだろうか。

岸は、第10回ロス五輪後に、昭和天皇に対して大会の報告を行った。この御前講演において、岸は、アメリカ人から「賞讃喝采」された日本選手の1人として竹中を挙げ、以下のように述べていた。

5000米競走に敗れたる竹中選手に対し其大いに遅れたるに拘らず依然として競走を継続し、特に同選手を追抜かんとしたる米国の選手にコースを譲りたる態度に対し、観衆は夫が純真なるスポーツ精神の發揮なりとして、優勝したる芬蘭のレチネン選手に数十倍する拍手喝采を送りました（岸，1932，p. 5）。

このように、岸は、竹中のことを、「純真なるスポーツ精神」を發揮し、「国際親善」に寄与した人物として昭和天皇に紹介している。そして、竹中を含めた多くの日本代表選手団の活躍によって、「国際親善」を図ることができた旨を報告している。

岸以外にも、大体協名誉会長の嘉納、理事の野口、監事の下村宏（ペンネームは下村海南）が、竹中のスポーツマンシップと「国際親善」に寄与した功績に対して賞賛している（嘉納，1988/1932；野口，1932；下村，1932）。ここから、多くの大体協役員が、「国際親善」に寄与した「無冠の大使」として竹中を賞賛していたことがわかる。

ところで、竹中自身は、決勝のレースおよびその後の報道に対していかなる考えをもっていたのだろうか。竹中の発言を追っていくと、年月が経つにつれて、「無冠の大使」として賞賛されたことに対する不満や憤りを漏らすようになっていくことが確認できる。

まずは、第10回ロス五輪日本代表選手の帰国報告として、大体協機関誌『アスレチックス』1932年11月号に掲載された竹中の論稿、「当然の事をした迄」（竹中，1932）を確認する。当該論稿において、竹中は、先頭選手に進路を譲ったことが美談とされたことに対して、以下のように弁解している。

此度私が彼の地で惨敗を喰ひましたくせに最後まで走ったとか道を譲ったとか大へん御讚めに預かりましたが、それは私にとりましては全く意外で御座いまして、最後まで走ったといふのは実は私の慾から出ました事で、一層あの栄あるステディアムで走らしてもらふなれば許される丈けはガツチリ走って帰らなければ損だといふ経済的の頭が働いたのでありまして、又道を敵に譲ったといふので大変米人達に喜ばれましたやうですが、それも実はそうではなくてせめて大選手と一緒に走るのですから彼等がすぐそばを通る時だけなりともゆつくり見物したいと考えましたその為について一寸道を外したに過ぎません（竹中，1932，p. 94）。

ここから、竹中が最後まで全力で走った理由は、自らの「欲」であったとして、進路を譲った理由は、一流選手を「見学」したかったからとして、「無冠の大使」として賞賛するような報道は、事実誤認であったということを示唆している。

次に、第10回ロス五輪から2年後、1934（昭和9）年刊行の日本陸連による第10回ロス五輪の報告書に記載された竹中の論稿、「大会の追憶」（竹中，1934）を確認する。

この論稿において、竹中は、「決勝点に入った時のあの気持、私には到底書く事もいふ事も出来ません」（竹中，1934，p. 164）と振り返っている。さらに以下のように続ける。

出場者として規定の12回半も走り、単に吾々日本人の日常習慣として何の努力も無く只1歩走路を明けたといふ無意識的な行為を堂々たる新聞紙の半面にあんな醜態な写真まで態々掲げて新聞社の威厳を落としてまで、誇張的に騒ぎ立てる米国人といふ民族の気心を解く事は成程困難な事で御座います。然るに内地でも雑誌に実に仰々しい意味をこぢ付けて書かれますのを屢々見まして、今日では心苦しい以上にもつと嫌な腹立たしい気持さへ致されるので有ります。あの晴の会場で日本人選手として祖国の名誉の為に最後の一瞬迄渾身の戦ひを続ける事を、そして吾民族の伝統的精神を真向から振かざして競技す可き事を一体吾々の中の誰が忘れて居たでせう（竹中，1934，p. 165）。

このように、竹中は、日本代表選手として、国の名誉のために全力を尽くすことは当然のことであり、進路を譲ったことも「日常習慣」の「無意識的な行為」であり、賞賛に値する行為ではないことを示唆している。そして、大体協機関誌掲載の「当然の事をした迄」以後に書いたと思われる、論稿「大会の追憶」において、「仰々しい意味」を付与された報道に対して、「腹立たしい気持」を訴えている。

最後に、1984（昭和59）年2月10日に刊行の『週刊朝日』に掲載された、朝日新聞編集委員の中条一雄によるインタビュー記事、「スポーツ人間ちょっといい話 一周遅れの美談を作らされた竹中正一郎」（中条，1984）を確認する。この戦後に行われたインタビューにおいて、竹中は、1932（昭和7）年の出来事を以下のように振り返っている。

競技者はたとえビリになっても、不利な外側コースを走るはずはない。コースをゆずることは、もう負けたということです。そんな人間は軽蔑さるべきです。あれは、たぶんコーナーで外側に少しよろめいたとき、先頭の選手が内側を駆け抜けたのでしょう。役の方向によろけて衝突していたら針路妨害で、私が悪者にされる可能性だった（中条，1984，p. 128）。

戦後になされたこのインタビューにおいて、竹中は、進路を譲ったという美談が、「少しよろめいた」だけであり、事実誤認であったことを訴えている。そして、競技者として進

路を譲る行為は勝負を放棄するものとして「軽蔑」の対象として位置づけている。さらに、竹中は以下のように続ける。

当時は反日的ムードがあったので、新聞は“いい話”を探していたのでしょう。帰国したのち、私の行為は、日米間の険悪な空気を緩和するのに役立った、といってくれる人がいた。とんでもない話です。私は、日米間が多少険悪になったとしても勝ちたかった。それがスポーツというものでしょう（中条，1984，p. 128）。

このように、竹中は、自身が、当時悪化していた、対米関係の融和に利用されていたことについて指摘している。そして、当時の大体協が「国際親善」を目的としていたのとは対照的に、一選手であった竹中は、「国際親善」よりも「勝利」を求めていたと振り返っている。また、竹中は、第10回ロス五輪後、至るところで「道徳的な敢闘精神の持ち主」といわれることが不快であり、「若いころは、それがいやで、わざと進路妨害したり途中で棄権したこともある」（中条，1984，p. 128）と述べている。

実際に竹中が、第10回ロス五輪後の競技会において、進路妨害をして失格になったという事実は、その真偽が確認できないものの、当時の竹中が、「国際親善」よりも「勝利」を求めていたことについては、間接的な証言がある。それは、日水連会長の末弘の論稿にみられる、「水泳日本代表のある人物」が竹中本人から聞いた言葉である（末弘，1932c）。

末弘の論稿によると、竹中は、「あんなことで褒められるよりは、せめて6着でもいいから入賞したかった」（末弘，1932c，p. 205）といったという。

そして、末弘（1932c）は、竹中のこの言葉に対し、「此言葉こそ竹中くんのスポーツマンとしての真情を吐露した立派な言葉であると私は考える」（末弘，1932c，p. 205）と述べた。さらに、末弘（1932c）は、先頭の選手にコースを譲る行為に対しても、「スポーツマンとして寧ろ不当な振舞」と指摘し、正しいスポーツマンは、1秒でも早くゴールに入ることであると述べる。

末弘（1932c）は、それだけでなく、国内において、竹中を「無冠の大使」として賞賛する風潮について、「西洋人に褒められさへすれば、くだらない事でも無性に喜びたがる悪い癖」が日本人にあることを指摘している。そして、「スポーツ関係の権威者」までが「鬼の首でもとつたやうに喜ぶ」不見識な発言をしていることに対して批判している。

したがって、末弘は、「国際親善」に寄与した「無冠の大使」として竹中を賞賛する多くの大体協役員らを批判し、スポーツは、あくまでも「勝利」を目指すことが第一の目的とされなければならない、との見解を示したのである。

以上より、竹中の発言を検討してきた結果、竹中が進路を「譲った」とされてきた行為に対して、竹中自身の理解が、戦前から戦後にかけて、「当たり前の事」から「軽蔑」の対象へと変化していたことが確認できた。おそらく、第10回ロス五輪当時の日米関係の状況に鑑みると、競技における敗者が、「国際親善」のためではなく、「勝利」のために競技に

取り組んでいた、という旨の発言をすること自体が、ある種のタブーであったことが推察される。いずれにせよ、竹中のレース中の行為に対して、竹中自身の思いと大体協役員、メディア、観客らの受け取り方との間には、ずれが生じていた。つまり、末弘のような人物もいるものの、多くの大体協役員は、たとえ競技において勝利できなかったとしても、「国際親善」に寄与した選手に対しては、高い評価をしていたことが明らかになったといえよう。そして、大体協は、声明書において、竹中のように「スポーツマン・スピリット」を發揮した「無冠の大使」を賞賛することによって、日本代表選手における勝者と敗者の差別撤廃を主張するようになる。この点については、第4節で詳述する。

### 第3節：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会における報道体制と大衆のオリンピックへの関わり方

大体協が第10回ロス五輪後に発表した声明書は、「誤れる世論」を恐れた大体協が、「同胞諸君」に向けて書いた文書であった。しかし、これまでの声明書に関する先行研究では、第10回ロス五輪時における「世論」を形づくるであろうメディアの報道体制については詳細な検討を行ってこなかった。この点については、メディア研究の領域においてすでに先行研究の蓄積がみられる（浜田，2010，2011，2016；橋本，1992；山口，2008）。そこで、本節では、これらの先行研究に大きく依拠しながら、新聞社と放送局における第10回ロス五輪の報道体制について検討していく。また、大体協が声明書の読者として想定した「同胞諸君」が、オリンピックといかに関わっていたのか、その実態についても検討していく。

#### 第1項：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会における新聞社の報道体制

本項では、第10回ロス五輪における報道体制を検討していく上で、まずは、「戦前日本におけるオリンピックの展開のなかで最も重要な役割」（浜田，2016，p. 25）を担っていたとされる新聞社に着目していく。すなわち、以下では、新聞社の第10回ロス五輪における報道体制について、第10回ロス五輪以前からの変化をふまえつつ検討を行っていく。なお、先に断ったように、本項の記述の多くは、第10回ロス五輪を対象としたメディア研究（浜田，2010，2011，2016；山口，2008）の成果に依っている。

はじめに、第10回ロス五輪における新聞社の報道体制について論じるに際して、重要な契機となった出来事について触れたい。その出来事とは、1931（昭和6）年9月18日に柳条湖で起こった南満州鉄道の爆破事件に端を発して勃発した満州事変である。というのも、新聞社は、満州事変を通して、中国各地に多数派遣した特派員とカメラマンの通信網を総動員させることによって、号外を発行するなど、視覚情報を重視し、海外の出来事に対しても速報を行えるように体制を整えたからである（江口，1975）。つまり、満州事変を通して日本の新聞社は、海外の出来事に対しても、写真つきで速報を行うことが出来る基盤を築いていたのである。

実際に、当時の読売新聞運動部の記者であった川本信正（以下「川本」と略す）は、『体育と競技』に寄せた論稿「スポーツとジャーナリズム」において、「各社のオリムピックに対する態度は、満州上海事変の際と全く同様であつた」（川本，1932，p. 31）と述べ、第10回ロス五輪の報道と満州事変の報道との共通性を指摘している。さらに、川本は、「満州上海事変の場合とは異なつて、何等の拘束も制限もなく、自由にニュースを蒐集し、発表できたから、ニュースの報道の競争は、むしろ前者の場合より一層激甚を極めたくらいであつた」（川本，1932，p. 31）と振り返っている。このように、一運動部記者による回顧からは、新聞社における第10回ロス五輪の報道の充実ぶりが窺える。

では、第10回ロス五輪における新聞社の報道体制の特徴は何だったのだろうか。この点について、浜田（2016）は、①取材陣の大幅な増加、②速報体制の強化、③視覚メディア

の駆使の3点を挙げた。

まず、取材陣の大幅な増加について、『日本新聞年鑑』（永代編，1986/1932）によれば、第10回ロス五輪には、日本から、東京朝日新聞3名、東京日日新聞4名、聯合通信社（以下「聯合」と略す）3名、電通2名、「国民、報知、時事、読売、新愛知、三都合同、神戸又新、京城日報」から各1名の計21名の特派員が派遣されたという<sup>注5)</sup>。そして、ロサンゼルスから派遣した在米特派員と臨時雇員を合わせると、総勢60名に及んだ。なお、アムステルダム五輪までは、朝日新聞社や毎日新聞社でも、本社や開催地近隣の都市から1、2名ほどの記者を現地に派遣していた程度であった（朝日新聞百年史編修委員会編，1991，p. 316；社史編纂委員会編，1952，p. 274）<sup>注6)</sup>。ここからも、第10回ロス五輪において取材陣の大幅な増加が確認できる。

次に、速報体制の強化について述べていく。『日本新聞年鑑』によると、第10回ロス五輪における電信回路は、アメリカの電子工学企業であったRadio Corporation of Americaが、逓信省に対してオリンピックニュースの専用線として日米間に新たに1回線増加することを提案した。これに対し、逓信省は快諾したという。その結果、日米間の電報は、「驚異的スピード・アップ」（永代編，1986/1932，p. 30）を実現した。具体的には、普通電報が6分から15分、急報は3分から6分で日米間を送受信できたという。そのため、第10回ロス五輪では、アムステルダム五輪まで発行されたことのなかった号外が、東京朝日新聞、東京日日新聞で14回、読売新聞で8回発行された（浜田，2011）。なお、時差の関係で、第10回ロス五輪の報道は、主に号外と夕刊においてなされた（朝日新聞百年史編修委員会編，1991，p. 403）。

最後に、視覚メディアの駆使について述べていく。第10回ロス五輪では、観客席からの写真撮影は認められていたものの、競技場内での写真撮影は、アメリカの主要な写真通信社や映画会社のみにはしか撮影権が与えられていなかった（Xth Olympiade Committee of the Games of Los Angeles (Ed.), 1933, pp. 169-172）<sup>注7)</sup>。

そのため、日本の新聞社が競技場内の写真を手に入れるためには、アメリカの会社と契約をしなければならなかった。そのため、第10回ロス五輪における日本の新聞社の「写真戦」に加わるためには、「巨額の資本投資」が絶対条件であったという（永代編，1986/1932，p. 33）。『日本新聞年鑑』によると、実際に、契約金には、現在の約300万円に相当する<sup>注8)</sup>1000ドル以上の金額が必要であった。結局、競技場内での撮影権をもったアメリカの会社と契約を結んだのは、朝日新聞社、毎日新聞社、聯合、日本新聞連盟、の4社であった（浜田，2016；永代編，1986/1932）<sup>注9)</sup>。

その結果、東京朝日新聞と東京日日新聞は、「新聞戦」を繰り広げ、「オリムピックそのものにも劣らぬ興味を世人に與へた」（山田，1932，p. 138）という。なお、東京朝日新聞と東京日日新聞の紙面に占める第10回ロス五輪報道の割合と写真掲載枚数、号外・別刷発行回数は、表2-7のとおりであった（浜田，2011）。

表2-7 第10回ロス五輪における東京朝日新聞および東京日日新聞の報道傾向

	東朝	東日	前回(東朝)
紙面に占めるロス五輪報道の割合 (大体協送別式から解散式)	3.33%	3.23%	0.91%
紙面に占めるロス五輪報道の割合 (開会式から閉会式)	6.52%	6.32%	5.11%
写真掲載枚数	398	458	80
号外・別刷発行回数	14	14	0

※東京朝日新聞を「東朝」、東京日日新聞を「東日」と略した  
 (「1932年ロサンゼルス・オリンピックのメディア表彰<sup>®</sup>」  
 (浜田, 2011, p. 114) より作成)

このように、当時 100 万部以上を発行した「最大手」(山田, 1932, p. 5) の東京朝日新聞と東京日日新聞において、特に写真の掲載枚数が前回大会と比較しても、5 倍程度増加していることがわかる。また、速報体制の整備により、オリンピックでは初となる号外が発行されるに至った。

以上より、第10回ロス五輪における新聞社の報道体制は、①取材陣の大幅な増加、②速報体制の強化、③視覚メディアの駆使という特徴があった点が明らかになった。その結果、大衆は、新聞を通して、従来以上にオリンピックに触れる機会を得ることができたのであった。次項では、第10回ロス五輪における放送局の報道体制について検討していく。

## 第2項：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会における放送局の報道体制

周知のとおり、第10回ロス五輪では、わが国において初めてオリンピックのラジオ放送が実現された。しかし、その放送は、実況放送ではなく、「『競技場で見たまま』を数時間後にスタジオで再現する」(山口, 2008, p. 5)「実感放送」であった。そこで、本項では、第10回ロス五輪における放送局の報道体制について検討していく。

まずは、設立以降、戦前期日本における唯一の放送局となる日本放送協会が設立される経緯について、若干ではあるが確認しておきたい。わが国におけるラジオ放送は、1925(大正14)年に東京、大阪、名古屋で始まった。社団法人日本放送協会編(1939)によると、ラジオ放送開始当初は東京、大阪、名古屋の放送局はそれぞれ独立した組織であった。そして、これら三つの放送局は、1年程度で約30万人の聴取加入者を得たという。

しかし、「社会のラジオに囑望する所の重大性に想到する時は、我が国のラジオは3局(東京、大阪、名古屋)の設置に止まるものではなく、早晚全国的な大放送網が張られ、3局は寧ろその実験的施設と看做さるべきであることは何人にも首肯せらるる所」(社団法人日本放送協会編, 1939, p. 16; 括弧内引用者)となった。そこで、1926(大正16)年の春には、逓信省が斡旋役となり、既設3局を合併させて、全国的な大放送網を設立する計画が提唱されるようになる。そして、同年8月6日、社団法人日本放送協会設立許可申請書を

通信大臣に提出し、即時その許可を得るに至り、日本放送協会が正式に設立された。それに伴い、東京、大阪、名古屋の放送局は、それぞれ日本放送協会の関東、関西、東海支部となった。

したがって、戦前における日本のラジオ放送は、政府によって管理された単一の放送事業者によって独占されていたことに特徴があった（浜田，2016，p. 55）。また、満州事変の報道をめぐって、「号外で追いかける新聞側の不満」（日本放送協会編，2001，p. 73）が生じたことに鑑みても、速報性に優れたメディアであった。

では、第10回ロス五輪前後の日本において、ラジオはどれだけ普及していたのだろうか。社団法人日本放送協会編（1939）によると、1931（昭和6）年度以降は、満州問題を中心とした「内外時局の多事」に際して、放送設備の拡充、聴取料金の値下げ、エリミネーター受信機の普及による機器の安価簡易化等を図ることによって、ラジオの聴取加入者は増加していったという。実際に、第10回ロス五輪開催年の1932（昭和7）年度における100世帯あたりのラジオ普及率の全国平均は11.2%であり、この年度から初めて10.0%を上回った。都道府県別で確認すると、東京29.0%、大阪22.0%、に対し、鹿児島0.7%、沖縄0.2%といったように、都市部とそれ以外の地方での普及率の差は大きかった。このように都道府県別でみると普及率が一様ではないものの、少なくとも、東京、大阪といった都市部では、5人に1人以上がラジオの聴取加入者となっていたことが確認できる。

このように、1931（昭和6）年以降、徐々に聴取者を増やしていったラジオにおいて、スポーツはどれだけ放送されたのだろうか。この点については、日本放送協会の編纂によって、1931（昭和6）年度から刊行された、「我が国放送事業の発展過程を詳録し、併せて外地並に諸外国の放送事情及び事業関係各種参考資料を掲載」（社団法人日本放送協会編，1939，p. 382）した『ラジオ年鑑』に詳しい。そこで、以下では、『昭和6年ラジオ年鑑』（社団法人日本放送協会編，1931）を参照していく。

『昭和6年ラジオ年鑑』によると、ラジオでのスポーツ放送は、1926（大正15）年に大阪朝日新聞主催の全国中等学校優勝野球大会が放送されたことに端を発する。そして、翌1927（昭和2）年8月から現場での実況放送が始まった。一高対三高の野球戦を皮切りに、六大学リーグ戦、大角力、日英米国際水上競技、極東選手権競技大会等が実況放送されていった。

その結果、1929（昭和4）年度には、「運動競技及運動に関する諸種の放送」は、381回、298時間57分に及び、「放送の全般より観て決して少しとしない」状況になった（社団法人日本放送協会，1931，p. 236）<sup>注10</sup>。すなわち、日本放送協会が、「一般スポーツをして家庭化さしめ、斯くも短時日の間にスポーツ熱を煽りたるは蓋しラジオによる中継放送の為といふも敢て過言にあらざることと信ずる」（社団法人日本放送協会，1931，p. 236）というように、1926（大正15）年以降、大衆が、ラジオによってスポーツに触れる機会は増加していった。

はたして、第10回ロス五輪前後にはラジオ聴取者はどのような番組に興味を示していた

のだろうか。その中でも、スポーツの実況放送にどれだけの関心を示していたのだろうか。この疑問に答えるのが、第10回ロス五輪の開催期間を含む1932（昭和7）年5月から8月にわたって、逓信省と日本放送協会が、当時のラジオ聴取加入者約120万人に対して実施した「第1回全国ラジオ調査」（逓信省・日本放送協会編，1934）である。この調査では、「教養並に慰安種目の性別，年齢別嗜好状況」についてのデータがあり、第10回ロス五輪前後における性別・年代ごとの人気ラジオ番組の傾向を知ることができる。以下で確認していく。

「教養並に慰安種目の性別，年齢別嗜好状況」では、「時事解説」，「講談」，「ラジオドラマ・風景」といった「嗜好種目」が、33項目挙げられ<sup>注11</sup>，回答者はその中から複数回答が可能とされていた。「嗜好種目」には、「スポーツ・競技実況」が含まれているため、以下では、その位置づけを確認していく。

まず、全世代の男女の合計で「スポーツ・競技実況」は、「落語・漫談」，「浪花節」，「ラジオドラマ・風景」，「映画劇・映画物語」，「講談」，「歌舞伎劇」，「琵琶」に次ぐ8位であった。そして、回答には性別差や世代差がみられた。

「スポーツ・競技実況」の性別差を確認すると、男性全体では、「浪花節」，「落語・漫談」，「講談」に次ぐ4位，女性全体では、17位であった。このように、「スポーツ・競技実況」の放送は、男性には人気であるものの、女性にはあまり人気でないことがわかる。

しかし、男性の中でも、世代によって「スポーツ・競技実況」の位置づけは異なる。最も若いカテゴリーの25歳以下では、1位，26-35歳では、「落語・漫談」に次ぐ2位だったのに対し、最高齢の56歳以上のカテゴリーでは、20位であった。

このように、「スポーツ・競技実況」の放送は、特に若い世代の男性に高い人気を博していたことが確認できる。

ところで、いくら若い世代の男性に高い人気を誇っていたとしても、第10回ロス五輪開催年度のラジオ普及率は、先に確認したとおり、都市部においても20%強といった現状であった。このような状況で、はたして大衆は第10回ロス五輪の「実況放送」を聴くことができたのだろうか。

この点については、都市部に限定されるものの、街角や広場に設置された「街頭ラジオ」が、多くの大衆に第10回ロス五輪を「聴く」機会を提供したと考えられる。というのも、第10回ロス五輪期間中、新聞紙上で度々街頭ラジオに耳を傾ける聴衆の姿が写真つきで報道されているからである（たとえば大阪朝日新聞1932年8月6日付夕刊；大阪毎日新聞1932年8月2日付夕刊；東京朝日新聞1932年8月3日付夕刊；東京日日新聞1932年8月6日付夕刊；読売新聞1932年8月1日付夕刊）。

また、1920年代後半から1930年代前半におけるラジオの初期放送の聴取条件について検討した山口（2003）によると、1932（昭和7）年頃までの大阪市内において、「街頭ラジオ」で野球放送を聴くという集団聴取の空間が、当時のラジオを「聴く習慣」を形成する条件として無視できないほど大きな存在であったことが指摘されている。さらに山口（2003）

は、野球放送に限らず「街頭ラジオ」が、ラジオを「聴く習慣」を身につけるための一つの契機となり得たことを示唆している。

上記の山口（2003）の指摘に倣えば、都市部に限定されるものの、当時ラジオを所有していない過半数の人々も、「街頭ラジオ」によって、第10回ロス五輪の「実況放送」を聴取する機会が提供されていたといえよう。

ところで、そもそもなぜ第10回ロス五輪において、「実況放送」ではなく、「実感放送」という形式での報道がされることになったのか。以下では、第10回ロス五輪における「実感放送」導入の経緯について、主に『昭和8年ラヂオ年鑑』および日本放送協会の機関誌『調査時報』に掲載された論稿（頼母木，1932）を参照しつつ確認していきたい。

頼母木（1932）によると、日本放送協会は、1931（昭和6）年のはじめから第10回ロス五輪の実況放送を計画していた。実際に、日本放送協会は、同年8月から National Broadcasting Company（以下“NBC”と略す）の放送事業者や大会組織委員と交渉を始めた。その結果、日本放送協会は、NBC当局との提携を快諾させたという。また、大会組織委員会関係者から以下の言葉をかけられた。

此の大会に対し実況放送計画のあるのは、外国としては日本一国あるのみで国際親善の上より見ても頗る有意義の企である。我がオリンピック委員（大会組織委員）は全然無条件で此の申出を許容し且出来る限り便宜を計らう（社団法人日本放送協会編，1933，p. 47；括弧内引用者）。

ここから、日本が第10回ロス五輪において、開催国以外で唯一実況放送に対して意欲をみせていた点、そして大会組織委員会から「無条件」で実況放送を「許容」し「便宜」を図る旨が伝えられていた点が確認できる。

そして、この計画に対して、サンフランシスコ領事の若杉要、ロサンゼルス領事の佐藤敏人も賛意を示した。そこで、日本放送協会は、特派員の派遣を決定した。

しかし、1932（昭和7）年6月に突如NBCから「オリンピック委員（大会組織委員）はアメリカの国内放送に対しても許諾を與へない。従つて日本への実況放送も不可能である」（社団法人日本放送協会，1933，p. 47；括弧内引用者）との飛電があった。そして、日本放送協会は、大会組織委員会に実況放送実現を再三依頼し「数十度の電話交渉」を行った後、以下の返電を受けた。

放送不許諾の原因は全然米国放送会社とオリンピック委員（大会組織委員）との関係にあつて、委員は日本への放送に対しては多大の好意をしめしている故充分の見込がある。故に派遣員は万一の不可能を予想して出発せられるを適當と信ずる。放送は必ずしも困難ではなからう（社団法人日本放送協会，1933，p. 47；括弧内引用者）。

この返電を受けて、改めて実況放送の実現を信じた日本放送協会は、寶田通元報道課長およびアナウンサーの河西三省、島浦精二、松内則三の4名を特派員として同年6月30日にロサンゼルスに向け派遣した。

しかし、NBCとの交渉の結果は、「実況放送不可能、ロサンゼルス放送局から毎日1時間宛日本語に依る戦況速報の準備をした」（社団法人日本放送協会、1933、p. 47）というものであった。この原因は、大会組織委員会とNBCの権利金等に関する意見の相違に基づくものであったという。

具体的には、大会組織委員会側が、不況に際し、寄付金も十分に集まらないため、実況放送をすることで入場券の売れ行きが悪くなることを恐れていたことが原因であったという。そのため、大会組織委員会は、NBCに対して、放送許可にあたって約10万ドルの権利金の支払いを提案したところ、NBCの副社長に反対された。NBC副社長は、有意義、有益な放送は無条件で許可すべきものであり、巨額の権利金を要求することは将来に悪例を残すことになるとして、大会組織委員会の提案を拒否したのであった（頼母木、1932、p. 5）。

したがって、「日本は全くアメリカの内紛の飛つ散りを喰つたも同様の結果となつた」（頼母木、1932、p. 5）のである。そして、「アメリカ人同志の内紛は、我々が想像していたよりも、余程強硬なものであつたらしく」、大会開会前に至つても解決の兆しはなく、「スタジオ放送の余儀なきに立至つた」という（頼母木、1932、p. 5）。

結局、第10回ロス五輪では、日本だけでなく、開催国のアメリカですら実況放送が行われなかった。以上の経緯で第10回ロス五輪において、「実感放送」が行われることになった。

では、「実感放送」の報道はいかにしてなされていたのだろうか。また、放送は鮮明に聴くことができたのだろうか。引き続き、『昭和8年ラヂオ年鑑』を参照する。

「実感放送」は、まず競技場で実況を記録した後、自動車で約15分程度の距離にあるロサンゼルス市内のKFI放送局（NBC所属ロサンゼルス演奏所）に移動し、毎日、アメリカ時間で午後7時から8時の1時間、つまり、日本では翌日の正午から1時までの間に放送された。雑音で聞こえないこともあったが、8月4日以降は、「コンディション良く最終の日まで殆んど片言隻句も聴き取れぬものはなかつた」（社団法人日本放送協会、1933、p. 51）という。

結果的に、「実感放送」は、特に初日の開会式において、ほとんど雑音がなく、「従来数10回に亘る対米放送中、最良好のコンディション折紙をつけられた程であつた」（頼母木、1932、p. 6）という。また、「三段跳に我が南部が一等の栄冠を高くかざした日の感激の放送、続く水上競技の血湧く実感、悉くが、尊い放送史上の新記録でなくて何であらう」（頼母木、1932、p. 6）と評された。

そして、日本放送協会に対する投書も、初期は、「我々聴取者を欺くものである。この放送あるがために買ひ求めたラヂオ・セットに対して、放送当局は果して如何なる処置を採

らうとするのか」(頼母木, 1932, p. 4) といった批判があったものの, 最終的には, 「一としてその成功を喜んでいないものではなく, 寧ろ実況放送以上に真に迫っているときへ云っているものさへ見受けた位であつた」(頼母木, 1932, p. 6) という。

また, 東京日日新聞 1932 年 8 月 12 日付朝刊「最近の放送を顧みて」というラジオ評では, 「この(7 月末からの) 半月間の最大傑作はオリムピック放送といふことにならう, 実況放送はできなくても, あれなら, まづ大成功である, 聞きながら, 幾度も眼が熱くなつた」(東京日日新聞 1932 年 8 月 12 日付朝刊; 括弧内引用者) と記された。

このように, 「実況放送」は, 日本代表選手団の活躍も相まって, 日本放送協会にとっても, 聴取者にとっても成功をおさめていたのであった。

以上より, 第 10 回ロス五輪では, 「実況放送」と呼ばれたラジオ放送によって, 都市部を中心に多くの大衆がオリンピックを「聴く」ことが可能となったことが確認できた。したがって, 第 10 回ロス五輪は, 新聞社, 放送局を中心としたメディアの報道体制の強化によって, 多くの大衆に対してオリンピックに触れる機会が提供されていたといえよう。そこで, 次項では, 第 10 回ロス五輪において, 大衆が, メディアを通して, いかに関心を持っていったのか, その実態について検討していく。

### 第 3 項 : 第 10 回オリンピック・ロサンゼルス大会における大衆のオリンピックに対する関心の高まり

第 10 回ロス五輪は, アメリカとの時差の関係で, 主に夕刊によって新聞報道がなされていた。夕刊では, 1 面記事に競技結果が記載され, 2 面記事には, 第 10 回ロス五輪に熱狂する大衆の様子が報じられる傾向にある。そこで, 本項では, 第 10 回ロス五輪開催期間における夕刊の 2 面記事に描かれた第 10 回ロス五輪に熱狂する大衆の実態について検討していく。以下では, 特に, 8 月 5 日に, 第 10 回ロス五輪で日本代表選手団初の金メダルを獲得した南部忠平(以下「南部」と略す)と, 8 月 8 日に, 第 10 回ロス五輪の競泳競技で最初に行われた, 男子 100 メートル自由形において, オリンピック新記録で優勝した, 当時 15 歳の宮崎康二(以下「宮崎」と略す)に関する新聞報道を概観していく。

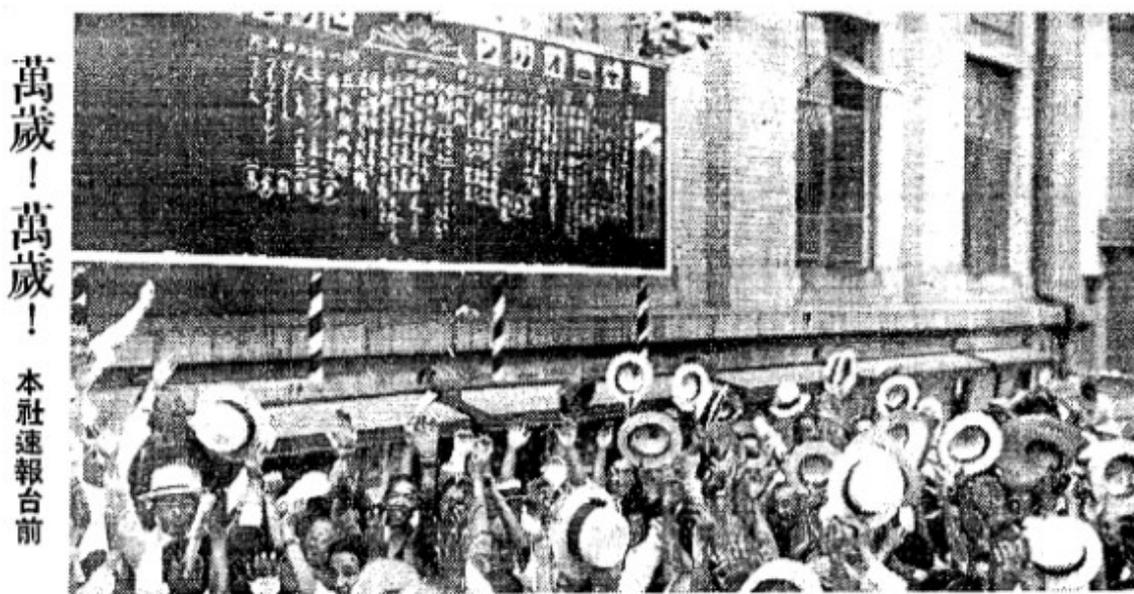
1932(昭和 7)年 8 月 6 日の夕刊では, 多くの新聞が南部の優勝を報じている(大阪朝日新聞 1932 年 8 月 6 日付夕刊; 大阪毎日新聞 1932 年 8 月 6 日付夕刊; 東京朝日新聞 1932 年 8 月 6 日付夕刊; 東京日日新聞 1932 年 8 月 6 日付夕刊; 読売新聞 1932 年 8 月 6 日付夕刊)。たとえば, 大阪朝日新聞 1932 年 8 月 6 日付夕刊の 2 面では, 「同胞感激の爆発! 南部の目に光る涙」という見出しの記事があり, 会場の様子が以下のように報じられている。

世界記録を破つて三段跳のチャンピオンシップを獲得した南部選手は, その優勝が確定されるや同胞がワツショワツショと南部君に手を差しのべて握手を求めている, 万歳が続けざまに爆発する, スタンドの彼方からも此方からも万歳万歳と三度続けざま

に爆発だ（大阪朝日新聞 1932年8月6日付夕刊）

「万歳が続けざまに爆発する」という表現にみられるように、会場で観戦していた在米邦人らは、日本選手の活躍に歓喜し感情を爆発させている様子が窺える。

同紙2面には、「熱狂のさ中に南部，大島の声」という見出し，それに続くリード文で「ラジオで『聞こえますか』と挨拶ファンは涙声で応答騒ぎ」と記された記事も掲載されている。この記事では、「実感放送」中に、南部の肉声によって語られた「予期しない記録をつくつてここに優勝しました，私の胸はただ感慨無量です，織田君の惜敗はかへすがへすも残念です，日本の皆様に私の声は聞こえているのでせうか……」（大阪朝日新聞 1932年8月6日付夕刊）という言葉が引用されている。そして、「誰かがスピーカーの側で『よ才聞えてるぞつ！』と半分涙声で叫んだ」（大阪朝日新聞 1932年8月6日付夕刊）という。さらに，同記事では，図2-3に示すように，大阪朝日新聞社の速報台の前で南部の優勝の速報に歓喜し万歳する大衆の写真が掲載されている。



（大阪朝日新聞 1932年8月6日付夕刊より転載）

図2-3 大阪朝日新聞社速報台前にて南部の優勝に歓喜する大衆

また，同日の読売新聞では，「南部が勝つた！全国に歓喜爆発」という見出しで東京のラジオ店前の群衆や南部優勝を伝える読売新聞の号外に見入る女性の写真が掲載されている（図2-4参照）。

このように，新聞記事では，東京や大阪といった都市部で「街頭ラジオ」の前に「時ならぬ人ばかり」（東京日日新聞 1932年8月6日付夕刊）が生じ，日本選手の優勝に歓喜，熱狂していた様子が報じられている。



(読売新聞 1932年8月6日付夕刊より転載)

図2-4 【上】ラジオ店前で南部の優勝に歓喜する大衆  
【下】南部の優勝を報じる読売新聞号外に見入る女性たち

次に宮崎の優勝を報じた新聞記事を確認する。宮崎の優勝を報じる記事では、「浜名湖畔高らかに万歳喜び溢れる郷里」(大阪毎日新聞 1932年8月9日付夕刊)、「故郷は熱狂的昂奮」(東京朝日新聞 1932年8月9日付夕刊)、「宮崎君の郷里全町お祭騒ぎ」(読売新聞 1932年8月9日付夕刊)といった見出しやリード文が用いられており、都市部の大衆に着目した南部の記事とは異なり、宮崎の地元である、静岡に焦点が当てられている。

東京朝日新聞 1932年8月9日付夕刊によると、宮崎の実家は、宮崎製糸として、「大工場」を経営し、かつ地方政界の重鎮でもあったという。そのため、宮崎家の「坊ちゃん」が世界一になると、押しかけた親戚や町内の人々で大きな2階建ての邸宅は、「ごつた返す騒ぎ」となり、「頻々と祝電が舞い込」んだという。

ここまで、南部と宮崎の優勝を報じる新聞記事を概観してきたが、ここから、少なくとも都市部や優勝選手の地元において、日本選手の勝利に熱狂する大衆が多数存在していたことが確認できた。

では、競泳競技男子 400メートル自由形において、優勝が期待されつつも、ロサンゼルス入りした後、「下痢と絶食が3日続いて、漸くレースの前日になつて、重湯がとれるれといふ」(日本水上競技連盟, 1933b, p. 136) 状態で、優勝を逃し3位となった大横田勉(以下「大横田」と略す)は、新聞紙上でいかに報じられたのだろうか。

大横田の結果について報じた「数百の外交官に勝る日本選手の運動精神」(東京朝日新聞 1932年8月12日付夕刊)という見出しの記事では、「勝っても謙虚負けても堂々」として

いる日本選手の運動精神を賞賛している。そして、大横田のレースにおける大衆の様子はほとんど報じられず、「ファンはがっかりしてしまつたのか銀座街頭のラヂオ店の前にも聴衆は少な」（東京朝日新聞 1932年8月12日付夕刊）かったことが伝えられている。

大横田のレース前の記事であるが、8月5日付の東京朝日新聞朝刊には、「オリムピックと我が国民性」という見出しの社説が掲載されている。この社説では、以下のように、「わづか5日間のオリムピックに既に明白に現された日本の国民性」を指摘している。

競技の勝敗を直に祖国の名誉不名誉と同一視し、その結果競技参加者も声援者も徹頭徹尾悲壮であり、厳粛であり、一選手は「これに優勝すれば死んでも好い」といふ決死の語を発するに至つている（東京朝日新聞 1932年8月5日付朝刊）。

そして、同社説では、「スポーツが勝敗の競技である以上、必勝を期するのは当然である」（東京朝日新聞 1932年8月5日付朝刊）と述べて以下のように続ける。

しかしスポーツは飽くまでスポーツであつて、国民的選手の名においてなされても、それは国民的闘争ではない。わが選手が世界オリムピック大会に参加する目的の一つが、日本のスポーツマンシップを通して、雄々しく正しき日本を堂々世界に示すためである以上、余りに度を越えた国民的争闘心は、わが日本を狭量な国民の観あらしめることが憂へられると同時に、スポーツに勝つためからいつても却て失ふ場合の多いことを想はねばならぬ。熱烈な愛国心は常に我が誇りであるが、それをつもつて朗らかなスポーツマンの心をおほひ去つてはならぬ。この両者の調和に更に偉大な明日の日本を作らねばならぬ（東京朝日新聞 1932年8月5日付朝刊）。

このように東京朝日新聞の社説では、選手に対して過剰に勝利を求める大衆や、勝利に命を捧げる覚悟で試合に臨む選手を戒めている。そして、勝利を求めるだけでなく、スポーツマンシップを発揮することとの両立が図らなければならないことを訴えている。

先の大横田のレース後の街頭ラヂオの様子をふまえても、第10回ロス五輪において大衆は、勝利に歓喜する一方で、期待を下回り敗れた選手に対しては、「悲壮」な反応をしていたことが窺える。そして、メディアにおいては、先に述べた竹中と同様に、敗者に対しては「運動精神」を称えることによって、「勝利」と同様に重要視された、「スポーツマンシップの発揮」という目的の達成を報じる姿勢が垣間見える。

これまで、勝利に熱狂する大衆の実態について確認してきたが、その熱狂ぶりが特に高まったのが、1932（昭和7）年9月3日の日本代表選手団の第一陣113名（陸上、漕艇、ホッケー、レスリング、拳闘、体操）の凱旋であった。凱旋の様子は9月4日付の各紙夕刊の1面に写真つきで大々的に報じられている（大阪朝日新聞 1932年9月4日付夕刊；大阪毎日新聞 1932年9月4日付夕刊；東京朝日新聞 1932年9月4日付夕刊；東京日日新聞

1932年9月4日付夕刊；読売新聞1932年9月4日付夕刊)。

凱旋の際には、「湧き起る『万歳』の嵐」や「日の丸の津波！」(読売新聞1932年9月4日付夕刊)が生じ、「織田君はいるか？南部君は？眞保嬢は？いた！いた！！ドツととりまく歓迎の人波は甲板上を右往左往しふりそそぐ握手の雨，歓呼の声，再びまみゆる100余名の選手はいづれもただ『お陰様で……』とだけ嬉しそうに笑う」(大阪毎日新聞1932年9月4日付夕刊)といった状況であった。そして，このような状況から，「かつてこれ程の歓迎の熱風の起つたことがあつたらうか？」(東京朝日新聞1932年9月4日付夕刊)と報じられた。

では，選手は今回の凱旋時の歓迎をいかに捉えていたのだろうか。そこで，以下では，凱旋の際，日本代表選手団の主将として，秩父宮殿下御下賜の大日章旗をかかげた織田幹雄(以下「織田」と略す)が，『中央公論』に「オリムピック報告書」として寄稿した「戦ひ終りて」と題した論稿(織田，1932)を確認する。

織田(1932)は，「同胞」に対して，「財界不況の際に，巨額の抛金を得て華々しく第10回オリムピックへ大軍を派遣されたことは，私たち一同の感謝措く能はざる所である」(織田，1932，p. 146)と感謝を述べつつも，今回の「熱狂的歓迎」について，以下のように述べている。

卑しくも国際対抗競技である以上，勝つて国名を汚さぬことを俟たないが，所詮競技は競技であつて戦争ではない。全力を尽して斃れるも亦已むを得ないであらう。所が，帰国横浜港外に於て，既に私は前2回オリムピックに見られなかつた同胞の熱狂的歓迎を受けた。港に着いても，上陸しても，上京しても，報告演説会でも——熱の度は，ますます募つて止る所を知らなかつた。俳優扱ひを受けているのではないか，不図そんな不快な思ひを抱いたことが再三あつた(織田，1932，pp. 146-147)。

このように，織田は，「競技」と「戦争」をはき違えて，あらゆる時と場所において熱狂的な歓迎をする「同胞」に対して「不快」な感情を抱いていることを吐露している。そして，今回の歓迎は，第8回パリ五輪やアムステルダム五輪の際にはみられなかつたほどの熱狂ぶりであつたことも読み取れる。

また，織田は，勝者が過剰に歓迎されていることに対して，「南部君などは，寧ろ迷惑して逃げなければならぬ状態である」(織田，1932，p. 147)といい，日本代表選手団主将として，選手に対する配慮を求めている。

実際，陸上競技日本代表選手団のコーチを務めた高田通(以下，「高田」と略す)によると，凱旋の際に，「感極まつて南部君のお臀をいきなり蹴つた人さへあつたさうだ。なんと物凄い歓迎振りだらう」(高田，1932，p. 85)と振り返っている。そして，高田(1932)は，今回の凱旋における大衆の過剰な反応を「グロテスクな歓迎」と称した。

勝者が「グロテスクな歓迎」を受ける一方で，織田は，凱旋に際しては，「寧ろ敗れた者

を慰めてやつて欲しい」(織田, 1932, p. 147) と述べている。この織田の発言からも、「同胞」は、敗者に対して慰めるといった配慮がほとんどなされていないことが窺える。ここから、第10回ロス五輪における敗者の苦悩を察することができる。

実際に、第10回ロス五輪における敗者の苦悩は、小説『オリンポスの果実』(田中, 1986/1951, pp. 120-121) から窺い知ることができる。この小説は、第10回ロス五輪の漕艇日本代表選手で、後に小説家となった田中英光(以下「田中」と略す)によって、第10回ロス五輪を通じた田中自身の恋愛について描かれた作品である。『オリンポスの果実』では、第10回ロス五輪の凱旋シーンにおける情景や敗者の心情について、以下のように述べられている。

そうして、横浜に着きました。

朝靄を、微風が吹いて、さざら波のたった海面、くすんだ緑色の島々、玩具のような白帆、伝馬船、久し振りにみる故国日本の姿は綺麗だった。鷗とびかう燈台のあたりを抜けて、船が岸壁に向おうとすると、すでに、満艦飾をほどこした歓迎船が、数隻迎えに来てくれていました。

埠頭を埋めた黒山の群衆のなかから、日の丸の旗がちらちら見えるのに、負けてきた、という感慨が、今更のように口惜しく、済まないなアと込みあげて来ました(田中, 1986/1951, pp. 120-121)。

この田中(1986/1951)の言葉からは、周囲の期待に応えられずオリンピックで敗れてきた者の罪悪感や苦悩を窺い知ることができる。

このように、勝者を過度に賞賛し、敗者に対して冷淡な態度を取る「同胞」に対して、読売新聞運動部記者の川本は、「最近ともすれば、スポーツ選手を英雄視し、偶像視し、或は、マネキン化し、俳優化して、延いては、純正なアマチュア・スポーツを冒瀆せんとする傾向」(川本, 1932, p. 31)があることを指摘している。

では、この凱旋に際して、大体協役員はいかなる反応を示したのだろうか。この点について、大体協専務理事の末弘は、第10回ロス五輪後に「スポーツ・ファンを叱る」という論稿(末弘, 1932c)を『中央公論』に寄稿している。以下では、末弘(1932c)の言葉を追っていく。

末弘(1932c)は、論稿の冒頭に「善良なるスポーツ・ファンはスポーツの健全なる発達にとって必須の要素である」(末弘, 1932c, p. 199)と述べる。つまり、「スポーツの健全なる発達」のためには、ファンの影響が無視できないことを示唆しているのである。そして、末弘は、以下のように続ける。

之に反して無理解な不良のファン程スポーツの健全なる発達を阻害するものはない。此時に私は常々無理解なスポーツ排撃論者よりは寧ろ無理解な賛美論者の方がスポー

ツにとって恐ろしい敵だと考へている（末弘，1932c，p. 199）。

つまり，末弘は，スポーツを批判する人物以上に，過度にスポーツを賞賛するような人物が，「スポーツの健全なる発達」を阻害するものとしているのである。そして，今回の第10回ロス五輪の凱旋後に開かれた水泳競技日本代表選手団の歓迎会の事例を通して，「無理解な賛美論者」に対する批判を展開する。

まず，末弘（1932c）は，以下に示す，水泳競技日本代表選手団の歓迎会における総監督田畑の発言を引用している。

自分は愈々優勝ときまつた瞬間に勝利そのものをそれ程嬉しいとは感じなかつた。勝つたら定めしうれしいだらうと予想していた自分は，寧ろ意外に感じた。愈々優勝がきまつた瞬間には，勝つて嬉しいと言ふよりは寧ろ「アア負けなくつてよかつた」と言ふ喜びで心が一杯になつた。勝てば無精に喜んでくれる癖に負けると唾を吐きかけるやうな無理解なファンが少くないことを常々知つている自分としては「アア負けなくつてよかつた」と言ふ喜びこそ，優勝の際率直に感じた偽らざる感想である（末弘，1932c，p. 199）。

そして，この田畑の言葉に対し，末弘は，「随分乱暴のやうに聞えるが，実によく事の真実を穿つていると思ふ」（末弘，1932c，p. 200）と述べ，田畑のいう「勝てば無精に喜んでくれる癖に負けると唾を吐きかけるやうな無理解なファン」が，観衆だけでなく，選手を後援するあらゆる人々の間にも数多く存在していることを指摘している。

具体的に，末弘（1932c）は，「勝てば無精に喜んでくれる癖に負けると唾を吐きかけるやうな無理解なファン」として，「同郷人同窓生其他所謂パトロン顔をしている紳士諸君」，「学校の先生」，「教育当局者」，「其他選手の父兄」を挙げている。

つまり，大体協役員も，第10回ロス五輪を通して顕在化された，勝利に対して過剰に歓喜し，敗者に対して冷淡な態度を取るやうな「無理解なファン」の存在を認識していたのである。そして，大体協役員は，「無理解なファン」に対して，「スポーツの健全なる発達」を阻害するものとして問題視していたことが読み取れる。

上記の見解を示していた大体協役員は末弘に限らない。たとえば，当時大体協理事を務めた野口（1931）も第10回ロス五輪前に「群衆または応援団の統御」と題した論稿を大体協機関誌『アスレチックス』に寄せ，「無理解なファン」に対して警鐘を鳴らしている。

具体的に，野口は，「感情を無拘束に且つ無制限に外に現すならば，其の競技者はスポーツマンの領域から脱し，また斯ふした群衆は非紳士の野蛮な烏合の衆即ちモツブと化るのである」（野口，1931，p. 3）と述べる。そして，この「非紳士の野蛮な観衆」は，「精錬されない最悪の状態」を表すことになるという。そこで，野口は，観衆を「支配し，統御する方法を研究して見ること」が，「真にアマチュアスポーツを愛し，之が健全なる発達を

望む人々にとっては等閑に付して置けないことである」としている（野口，1931，p. 5）。

したがって，野口も末弘と同様にアマチュアスポーツの健全な発達には，健全なる観衆の存在が必要不可欠であるという認識をもっていたことがわかる。

以上より，第10回ロス五輪を通して，メディアの報道体制の整備，拡充と相まって，オリンピックに触れる機会を提供された大衆の中には，日本代表選手の勝利に過剰に歓喜し，敗者に対しては冷淡な態度を取るような「無理解なファン」が存在していたことが明らかになった。そして，大体協役員は，これらの「無理解なファン」に対し，「スポーツの健全なる発達」を阻害するものとして問題視していたことも明らかになった。次節では，本章のこれまでの考察をふまえて，声明書が発表される経緯とその意図について考察し，第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討していく。

#### 第4節：第Ⅱ期における大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ

本節では、前節までの検討をふまえつつ、大体協による声明書の発表とその意図について明らかにすることを通して、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討していく。

##### 第1項：アマチュアリズム堅持に関する声明書の発表

本項では、大体協が声明書の発表に至る経緯とその内容について確認していく。

第10回ロス五輪閉幕後、大阪朝日新聞1932年9月13日付朝刊に「オリンピック優勝選手に終身年金を與へよ」という見出しの記事が出された。当該記事では、イタリア国内において、第10回ロス五輪で優勝したイタリア代表選手ルイギ・ベッカリに対して終身年金を与えるべきとする運動が起こっている旨が報じられた。イタリアでは、実際に、「ミランで発行されている某運動新聞」において「賞金の募集」が開始されていたという（大阪朝日新聞1932年9月13日付朝刊）。なお、管見の限り、当時100万部以上を発行していた東京日日新聞、東京朝日新聞には上記に関する記事は掲載されていない。

上の大阪朝日新聞の記事をみて、「誤れる世論」が生じることを恐れた大体協は、記事が出された翌14日に理事会を開き、満場一致でアマチュアリズム堅持に関する声明書を可決した。そして、声明書は、大体協機関誌『アスレックス』1932年11月号の巻頭言に掲載された。

しかし、声明書は、イタリア国内で優勝選手に終身年金を与えようとする運動が起こっている旨を報じた大阪朝日新聞には掲載されたものの（大阪朝日新聞1932年9月16日付朝刊）、管見の限り、当時100万部以上を発行していた東京日日新聞、東京朝日新聞には掲載されなかった。ここから、イタリア国内で優勝選手に終身年金を与えようとする運動が起こっている旨を報じていない新聞社にとって、声明書の発表は重要な情報ではなかったことが推察される。あるいは、大体協も、声明書を読むべき読者として想定していたのは、先の大阪朝日新聞1932年9月13日付朝刊に掲載された記事を読んだ人物であった可能性がないとは言い切れない。

いずれにせよ、以上の経緯で声明書は可決、発表されたのであった。声明書の全文は、表2-8のとおりである。次項では、声明書の本文を参照しつつ、声明書の内容と発表の意図について検討していく。

表2-8 「アマチュアリズム堅持に関する声明書」

---

**声明書**


---

9月13日の大阪朝日新聞紙に依れば、伊太利に於ては、同国のオリンピック優勝選手たる1500米のルイギ・ベッカリ君に対して、終身年金を与ふべしとの運動が興りつつある模様である。又先般来朝したる奥太利の国際オリンピック委員テオドル・シュミット博士の談話に依れば、右のベッカリ選手はナイトの称号を与へらるることに内定したる由である。

我等は此のニュースが我が国の同胞に対して与ふる印象と之に基づきて生ずる虞ある誤れる世論を憂慮して、我が国のスポーツ界並に同胞諸君に対して我々の態度を明かにしたいと思ふ。

我がオリンピックチームは、競技上相当の成績と競技精神及統制規律に於ける最大級の褒辞を浴びて凱旋して来たのである。斯かる華々しき興奮の渦巻の中に於て、我が大日本体育協会の最も憂ひたる所は、同胞諸君が優勝選手を謳歌するの余り、最も純真なる選手の一生を誤らざらんことである。

優勝選手が其の世界的功績を挙ぐる迄の惨憺たる苦心と精進、並に之に依って齎されたる絶大の名誉を感謝する点に於て、我々は何人にも劣らざるものである。然し其の光栄の陰には多数の無名の英雄の涙の存することを忘れてはならぬ。敗れたる選手も同じく祖国の為に血を絞り肉を殺ぎて戦ひたる勇者であり、英雄である。同じく我が国を代表して、スポーツマン・スピリットの真髓を發揮して、我が国民性の真価を全世界に発揚したる無冠の大使である。

我々は総ての選手のオリンピック選手としての尊厳と栄誉に対して敬愛の念を抱くと共に優勝者と惜敗者とに対して、一切の差別的感情を排除せんことを要望して已まぬものである。況んや人爵を以て又は年金を以て其の優勝に報いんとするが如きは、我々の最も排撃する所である。我国のオリンピック・チャンピオンは、1個無形のオリヴの冠を以て飾らるることを以て無上の光栄としているのである。

斯る選手を有し、又之を当然とする同胞に擁護せらるる我国のスポーツ界は、世界の光となり鹽となる誇を持ち得るのである。スポーツを愛するが故にのみスポーツを行ふと云ふ気持に対し絶対の尊厳を認むる我等は、前記の伊太利流の考へ方はスポーツの純真と神聖とを害するものとして強く強く反対するものである。

---

(「巻頭言」(大日本体育協会, 1932b, p. 1); 『第十回オリンピック大会報告』(財団法人大日本体育協会編, 1933, pp. 67-68); 『大日本体育協会史上巻』(財団法人大日本体育協会編, 1936, p. 638) より作成)

## 第2項：声明書にみられるアマチュアリズムの本音と建前

声明書の本文を読むと、大体協が、前項で確認した「オリンピック優勝選手に終身年金を與へよ」という見出しの記事が「同胞」に対して与える印象や、それによって生じる「誤れる世論」を憂慮していたことがわかる。そして、大体協側の「態度」を明らかにするために声明書を発表したことが読み取れる。

以下では、まず、声明書の内容を概観し、つづいて、大体協が恐れていた「誤れる世論」の内実について、本章におけるこれまでの考察をもとに検討していく。これらの検討から第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけが明らかになると考える。なお、以下の声明書の引用については、すべて大日本体育協会(1932b, p. 1)を参照した。そのた

め、引用に際して特に出典を示さない。

はじめに、声明書の内容を概観していく。声明書では、まず、第10回ロス五輪において入賞した日本代表選手の活躍に敬意を示しつつも、勝者と敗者との差別を排除するように訴えている。このように、勝者と敗者との差別を排除する根拠として、声明書は、たとえ敗者であっても、日本代表選手は、「祖国」のために、全力で戦っている、という点を挙げる。さらに、敗者の中には、より積極的に「スポーツマン・スピリット」を発揮して、日本の「国民性」を全世界に発揚する「無冠の大使」も存在することを指摘する。ここで「無冠の大使」のモデルの1人となっているのは、本章第2節で検討した竹中であることは疑い得ないだろう。つまり、声明書では、竹中のような「無冠の大使」の存在を論拠として示しながら、「勝者と敗者との差別撤廃」を主張しているのである。

「勝者と敗者との差別撤廃」を主張した後、声明書では、「人爵」や「年金」によって勝者を報いる「伊太利流の考へ方」こそが「最も排撃する所」とであると述べる。なぜなら、日本のオリンピック優勝者にとっては、「一個無形のオリーブの冠」こそが「無上の光栄」とされるからである。

また、声明書では、「スポーツを愛するが故にのみスポーツを行ふと云ふ気持に対し絶対の尊厳を認」めるため、「スポーツの純真と神聖」を守る必要があると訴える。つまり、声明書では、「スポーツを愛するが故にのみスポーツを行う」といった、スポーツの自己目的性を主要な論拠として、スポーツと金銭との結びつきを固く禁じることを主張しているのである。

これまでの検討から、声明書は、「勝者と敗者との差別撤廃」を主張しており、また、「スポーツを愛するが故にのみスポーツを行う」といったスポーツの自己目的性を主な論拠として、スポーツと金銭との結びつきを固く禁じるものであったことがわかる。

つづいて、声明書において大体協が恐れている「誤れる世論」の内実について検討する。声明書を読んでわかるように、大体協が恐れた「誤れる世論」とは、オリンピックの優勝選手に対して終身年金を渡すべきと考える「同胞」の出現であったといえるだろう。

では、なぜ大体協は、このような「同胞」の出現を恐れたのだろうか。以下では、本章におけるこれまでの議論を手がかりにして考察していく。

本章第1節で明らかになったように、第10回ロス五輪では、世界恐慌の影響による政府補助金の減額が決定された中で、個人や企業からの「一般寄付金」によって予算以上の派遣費収入が確保できていた。したがって、派遣費収入の多くが、「同胞」による「一般寄付金」で占められており貴重な財源であった。

そして、大体協は、第10回ロス五輪を通して、オリンピックが「国際親善」を図るためのツールとして有効であることを実感していた。また、次回大会の第11回ベルリン五輪においても、第12回五輪東京招致のために、「スポーツ新興国」としての対外的アピールが重要な課題となっていた。したがって、大体協は、1936（昭和11）年の第11回ベルリン五輪においても、多人数の選手団を派遣し活躍することが必要となり、「派遣費の確保」は

死活問題であったことがわかる。

一方、本章第3節で明らかになったように、第10回ロス五輪では、報道体制の整備，拡充にともなって，多くの大衆にオリンピックに触れる機会が提供された結果，勝者を神聖視し，敗者に対しては冷淡な態度を取るような「無理解なファン」が多数存在するようになった。そして，大体協役員は，これらの「無理解なファン」に対して，「スポーツの健全なる発達」を阻害するものとして問題視していた。

このように，大体協は，第11回ベルリン五輪における派遣費の確保が死活問題であり，かつ「同胞」による「一般寄付金」が貴重な財源であった。さらに，「同胞」の中に多く存在していた「無理解なファン」に対して警戒していた。

これらの諸点に鑑みると，大体協が「誤れる世論」として恐れていたのは，より具体的にいうと，①第10回ロス五輪において寄付金を出した個人や企業が，自身の寄付金を選手に支給することを要求したり，あるいは，②今後寄付金という形ではなく，直接選手に金銭を贈与する企業や個人が出現したりする状況が生じることを恐れていたと考えられないだろうか。

なぜなら，当時の大体協にとって貴重な財源であった「一般寄付金」の寄付者である個人や企業が，「無理解なファン」となって，選手に直接金銭を贈与するようになると，第11回ベルリン五輪日本代表選手団派遣費が十分に集まらず，「国際親善」や「スポーツ新興国」としての対外的アピールといった大体協の課題が達成できなくなってしまうからである。また，選手に対して直接金銭を贈与することによって，アマチュア規定違反となり，オリンピックへの出場が禁じられてしまうことも危惧していたことも十分に考えられるだろう。

以上より，声明書は，「スポーツを愛するが故にのみスポーツを行う」といった，スポーツの自己目的性を主な論拠として，スポーツと金銭との結びつきを固く禁じる「建前」と，大体協にとって，「スポーツ新興国」としての対外的アピールをしていく上での貴重な財源であった，「同胞」からの「一般寄付金」を死守したい，という「本音」とが，表裏一体となったものであったことが明らかになった。つまり，第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムは，第Ⅰ期の終盤に萌芽した「競技主義」の展開に伴って生じた「財源の確保」という課題に答えるための方便として位置づけられていたのである。

### 第 5 節：本章の総括

本章では、1932（昭和 7）年に大体協が発表したアマチュアリズム堅持に関する声明書の形成過程の検討を通して、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とした。

そのために、まず、第 10 回ロス五輪日本代表選手団の派遣費の捻出過程について検討した（第 1 節）。次に、第 10 回ロス五輪日本代表選手団の強化策と競技成績について検討した（第 2 節）。そして、第 10 回ロス五輪における、報道体制とそれに伴った大衆のオリンピックへの関わり方の実態について検討した（第 3 節）。最後に、大体協による声明書発表の経緯および意図について検討し、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討した（第 4 節）。

結果の大要は、以下のようにまとめられる。

- 1) 大体協は、第 10 回ロス五輪において、「国際親善」を図ることを目的とした。そのため、多数の選手と役員で構成される選手団をロサンゼルスへ派遣し、「スポーツ新興国」として対外的にアピールすることが課題となり、派遣費の捻出に取り組むことになった。そして、大体協は、前回大会の 5 倍に相当する 30 万円の政府補助金を文部省に申請した。
- 2) 文部省への申請後、世界恐慌の影響によって、政府補助金の減額が決定した。この決定を契機に、大体協は、東京市の有志らとオリンピック後援会を結成し、読売新聞社と共同して第 10 回ロス五輪日本代表選手団派遣費のための一般寄付金募集事業に取り組んだ。事業開始の 2 日前に、昭和天皇から、1 万円の御下賜金を拝受した影響もあり、多くの「同胞」から寄付金が集まった。その結果、派遣費収入のうち、3 万 1101 人の「同胞」による「一般寄付金」が最高額となり、全体の約 31%を占めた。したがって、大体協にとって、「同胞」による「一般寄付金」は、貴重な財源であった。
- 3) 第 10 回ロス五輪では、当時において最大となる選手 131 名、役員 61 名の計 192 名の選手団を派遣した。この数は、開催国のアメリカに次ぐものであった。そして、日本代表選手団は、当時において最多の金 7、銀 7、銅 4、計 18 個のメダルを獲得した。そのうち 11 個のメダルは男子競泳競技が獲得していた。第 10 回ロス五輪では、男子競泳競技日本代表選手のような勝者だけでなく、「無冠の大使」となった竹中のような敗者も、「国際親善」という大体協の目的達成に貢献していた。第 10 回ロス五輪を通して、大体協役員らは、オリンピックが、「国際親善」を図るための有効なツールであることを実感するようになった。
- 4) 第 10 回ロス五輪では、メディアによる報道体制の整備、拡充に伴って、多くの「同胞」に対して、オリンピックに触れる機会が提供された。その結果、日本代表選手団の活躍

も相まって、「同胞」の中に、勝者を神聖視し、敗者に対しては冷淡な態度を取るような「無理解なファン」が多数現れた。大体協役員は、これらの「無理解なファン」によって、「スポーツの健全なる発達」が阻害されることに対して危惧していた。

- 5) 大阪朝日新聞 1932年9月13日付朝刊に「オリンピック優勝選手に終身年金を與へよ」という見出しの記事が出され、第10回ロス五輪で優勝したイタリア代表選手ルイギ・ベッカリに対して終身年金を与えるべきとする運動がイタリア国内で起こっていることが報じられた。「同胞」の中に「誤れる世論」が生じることを恐れた大体協は、記事が出された翌日に理事会を開き、満場一致でアマチュアリズム堅持に関する声明書を可決、発表した。
- 6) 声明書は、「スポーツを愛するが故にのみスポーツを行う」といった、スポーツの自己目的性を主な論拠として、スポーツと金銭との結びつきを固く禁じる「建前」と、大体協にとって、「スポーツ新興国」としての対外的アピールをしていく上での貴重な財源であった、「同胞」からの「一般寄付金」を死守したい、という「本音」とが、表裏一体となったものであった。つまり、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムは、第Ⅰ期の終盤に萌芽した「競技主義」の展開に伴って生じた「財源の確保」という課題に答えるための方便として位置づけられていた。

以上、本章では、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて明らかにした。

次章では、日本運動競技連合の設立から解散までの過程における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討していきたい。

## 第2章 注釈

注1) 選手団派遣費の支出の内訳は表2-9のとおりであった。

表2-9 第10回ロス五輪日本代表選手団派遣費の内訳（支出の部）

内訳	予算案	会計報告
汽船費	13万9216円	13万7429円15銭
宿泊費	10万600円	7万5138円9銭
自動車費	1万3800円	7811円52銭
汽車及電車費	2万2308円	1672円44銭
支度費	3万3750円	2万4145円68銭
練習用具費	6760円	5367円19銭
医療費	6030円	3182円40銭
通信費	5700円50銭	3573円77銭
運搬費	1万419円20銭	3415円22銭
準備費	9810円	2000円99銭
大会フィルム購入費	9300円	
写真・新聞・雑誌費	1000円	3222円37銭
国際親善費	9500円	1万2973円25銭
研究調査費	9840円	
印刷費	750円	1227円13銭
報告書費	9000円	9144円45銭
雑費	5888円	664円69銭
予備費	2000円	
寄港費		6232円
補助費		3万2370円
歓送迎費		5340円8銭
弁当費		967円72銭
事務所費		919円20銭
宣伝費		1372円38銭
文具費		109円66銭
研究調査費		2835円5銭
利子		1025円51銭
在米委員準備費		4611円11銭
手当		1474円94銭
器具費		58円60銭
大会招待費		3250円
残務費		878円99銭
見学費		2562円13銭
水上連盟弗買入として払出		6345円
未収入		5万円
次回積立金		8万3476円40銭
<b>支出総額</b>	<b>39万5671円70銭</b>	<b>49万4794円11銭</b>

（『第十回オリンピック大会報告』（財団法人大日本体育協会編，1933，p. 334）；  
『大日本体育協会史上巻』（財団法人大日本体育協会編，1936，pp. 657-658）より作成）

- 注 2) 第 10 回ロス五輪の男子競泳競技では、100 メートル自由形、400 メートル自由形、1500 メートル自由形、100 メートル背泳ぎ、200 メートル平泳ぎ、4×200 メートル自由形リレーの 6 種目が実施された。女子では、100 メートル自由形、400 メートル自由形、100 メートル背泳ぎ、200 メートル平泳ぎ、4×100 メートル自由形リレーの 5 種目が実施された。
- 注 3) 日本水上競技連盟の前身組織は、大日本水上競技連盟であり、1929 (昭和 4) 年に「日本水上競技連盟」に改称した。本研究では、用語の統一を図るために、大日本水上競技連盟、日本水上競技連盟ともに「日水連」と表記する。
- 注 4) 日水連の報告書において、深山は、「チームドクター」と自称しているが、『第十回オリムピック大会報告』の役員名簿の肩書は「嘱託」であった (財団法人大日本体育協会編, 1933, p. 73)。
- 注 5) なお、『新聞年鑑』による特派員の総数と内訳の合計は一致していない。また、浜田 (2016) は、『新聞年鑑』の内訳に記された特派員の数が新聞各社の社史の記述とは異なっている点を指摘している。しかし、ここで重要なのは、特派員の正確な人数ではなく、各新聞社が第 10 回ロス五輪を報道するべく、特派員を派遣していたという事実をより重視している。
- 注 6) アムステルダム五輪には、朝日新聞社からは小高吉三郎を、毎日新聞社からは、星野龍猪を派遣していた。また、朝日新聞社はパリ特派員の重徳来助と当時欧米留学中の渡辺紳一郎に、毎日新聞社は、パリ特派員の上原虎重に協力を得ていた (朝日新聞百年史編修委員会編, 1991, p. 316 ; 社史編纂委員会編, 1952, p. 274)。
- 注 7) 撮影権が認められていた写真通信社は, Acme Newspictures, Associated Press Photos, International News Photos, Wide World Photos, 映画会社は, Fox-Hearst Corporation, Paramount News, Pathé News, Universal Newsreal の計 8 社であった (Xth Olympiade Committee of the Games of Los Angeles (Ed.), 1933, p. 211)。
- 注 8) 当該値の算出には、第 10 回ロス五輪開催 1 ヶ月前の 1932 年 6 月の為替相場と「戦前基準物価指数」(総務庁統計局監, 1988 ; 総務省統計局編, 2015) を用いた。為替相場の算出にあたっては、日本銀行の内部組織である日本銀行金融研究所のホームページに依った (日本銀行金融研究所, Online)。
- 注 9) 朝日新聞社は, Fox-Hearst Corporation, 毎日新聞社は, Pathe News, 聯合は

Associated Press Photos, 日本新聞連盟は International News Photos と契約を結んでいた。『日本新聞年鑑』には、電通も含まれている。しかし、電通は、もともと契約関係にあった上、競技場内での撮影権がなかった United Press から写真の配信を受けていた（浜田，2016）。

注 10) 1929（昭和 4）年度における東京中央放送局の合計放送回数、10947 回、2823 時間 30 分であった（社団法人日本放送協会事業部編，1932，p. 90）。

注 11) 「嗜好種目」は、「時事解説」、「家庭・婦人」、「趣味」、「常識・修養」、「体育・衛生」、「学芸」、「語学」、「長唄」、「清元」、「常磐津」、「新内」、「義太夫」、「哥澤・小唄」、「古曲・富本・一中・荻江」、「箏曲・尺八・三曲」、「琵琶」、「謡曲・狂言」、「新日本音楽」、「和洋合奏」、「管弦楽」、「吹奏楽」、「ジャズ」、「室内楽・合奏・独奏」、「独唱」、「合唱」、「歌劇」、「講談」、「浪花節」、「落語・漫談」、「映画劇・映画物語」、「歌舞伎劇」、「ラジオドラマ・風景」、「スポーツ・実況放送」の 33 項目であった（逓信省・日本放送協会編，1934）。

## 第2章 引用・参考文献

- 朝日新聞百年史編修委員会編（1991）朝日新聞社史 大正・昭和戦前編. 朝日新聞社.
- 大日本体育協会（1932a）本協会空前の光栄 体育御奨励の思召を以て御下賜金. アスレチックス, 10（6）：29.
- 大日本体育協会（1932b）巻頭言. アスレチックス, 10（11）：1.
- 大日本体育協会編（1925）第八回巴里国際オリンピック競技大会報告書奥付. 体育研究社.
- 江口圭一（1975）日本帝国主義史論 満州事変前後. 青木書店.
- 深山杲（1931a）如何にしてタイムを向上せしめ且疲労回復を速かならしむるか I——ビタミンB 製剤の運動に及ぼす効果. 水泳, 5：7-8.
- 深山杲（1931b）如何にしてタイムを向上せしめ且疲労回復を速かならしむるか II 酸素吸入の運動に及ぼす効果. 水泳, 9：30-32.
- 深山杲（1935）スポーツ医学の立場から. 日本水上競技連盟, 「伯林オリンピック」の為に第十回羅府国際オリンピック大会水上競技報告書. 日本水上競技連盟, pp. 337-341.
- 浜田幸絵（2010）戦前日本のオリンピック——コミュニケーションの政治経済学的視点から——. コミュニケーション科学, 32：133-156.
- 浜田幸絵（2011）1932年ロサンゼルス・オリンピックのメディア表彰<sup>®</sup>. マス・コミュニケーション研究, 79：111-131.
- 浜田幸絵（2016）日本におけるメディア・オリンピックの誕生——ロサンゼルス・ベルリン・東京——. ミネルヴァ書房.
- 橋本一夫（1992）日本スポーツ放送史. 大修館書店.
- 今村次吉（1932）オリンピック後援会の趣旨. アスレチックス, 10（3）：64-67.
- International Olympic Committee. Olympic.org. <http://www.olympic.org/>, (参照日 2017年1月5日).
- 石原市三郎ほか（1932）オリンピック後援会座談会. アスレチックス, 10（8）：38-49.
- 会計係（1931）日米対抗水上競技会計報告. 水泳, 8：17.
- 嘉納治五郎（1988/1932）渡米の任務を終えて. 財団法人講道館監, 嘉納治五郎大系第9巻 精力善用・自他共栄. 本の友社, pp. 277-280.
- 嘉納治五郎ほか（1931）春宵オリンピック座談会. アスレチックス, 9（5）：78-104.
- 川本信正（1932）スポーツとジャーナリズム. 体育と競技, 11（12）：30-34.
- 記録員編（1931）日米対抗水上競技大会. 水泳, 8：3-17.
- 岸清一（1932）第十回国際オリンピック大会に就て. アスレチックス, 10（11）：2-12.
- 小高吉三郎ほか（1931）オリンピックを中心とした東西運動記者座談会. アスレチックス, 9（7）：102-117.
- 松澤一鶴（1932）勝つまで. 中央公論, 47（10）：147-152.
- 松澤一鶴（1933）問題となつた日本水泳選手の酸素吸入に就いて. 水泳, 17：10-12.

- 永田秀次郎（1932）オリンピック後援会趣意書. アスレチックス, 10（5）：122-123.
- 永代静雄編（1986/1932）新聞年鑑 第11版. 日本図書センター.
- 中条一雄（1984）スポーツ人間ちょっといい話 一周遅れの美談を作られた竹中正一郎.  
週刊朝日, 89（6）：128.
- 日本銀行金融研究所. 外国為替相場. <http://www.imes.boj.or.jp/hstat/data/ferdd/index.html>,  
（参照日 2017年1月5日）.
- 日本放送協会編（2001）20世紀放送史 上. 日本放送協会.
- 日本水上競技連盟（1931）会報. 水泳, 4：2.
- 日本水上競技連盟（1932）オリンピック選手候補者冬季合宿練習. 水泳, 10：17.
- 日本水上競技連盟（1933b）水上競技. 財団法人大日本体育協会編, 第十回オリンピック大会報告. 財団法人大日本体育協会, pp. 134-156.
- 日本水上競技連盟（1935）「伯林オリンピック」の為に 第十回羅府国際オリンピック大会  
水上競技報告書. 日本水上競技連盟.
- 日本水上競技連盟（1937）日本水上競技連盟史. 財団法人大日本体育協会編, 大日本体育  
協会史下巻. 財団法人大日本体育協会, pp. 1494-1935.
- 野口源三郎（1931）群衆または応援団の統御. アスレチックス, 9（7）：2-5.
- 野口源三郎（1932）日本選手のスポーツマンシップ. 体育と競技, 11（10）：2-10.
- 野村憲夫（1935）事務部報告. 日本水上競技連盟, 「伯林オリンピック」の為に 第十回羅  
府国際オリンピック大会水上競技報告書. 日本水上競技連盟, pp. 352-355.
- 織田幹雄（1932）戦ひ終りて. 中央公論, 47（10）：141-147.
- 大阪朝日新聞（1932a）8月6日付 夕刊.
- 大阪朝日新聞（1932b）8月7日付 夕刊.
- 大阪朝日新聞（1932c）9月4日付 夕刊.
- 大阪朝日新聞（1932d）9月13日付 朝刊.
- 大阪朝日新聞（1932e）9月16日付 朝刊.
- 大阪毎日新聞（1932a）8月2日付 夕刊.
- 大阪毎日新聞（1932b）8月6日付 夕刊.
- 大阪毎日新聞（1932c）8月7日付 夕刊.
- 大阪毎日新聞（1932d）8月9日付 夕刊.
- 大阪毎日新聞（1932e）9月4日付 夕刊.
- 坂上康博（2016）昭和天皇とスポーツ 〈玉体〉の近代史. 吉川弘文館.
- 下村海南（1932）涙の第十回オリンピック. アスレチックス, 10（11）：14-19.
- 総務庁統計局監（1988）日本長期統計総覧 第4巻. 日本統計協会.
- 総務省統計局編（2015）第65回日本統計年鑑平成28年. <http://www.stat.go.jp/data/nenkan/65nenkan/index.htm>,（参照日 2017年1月5日）.
- 末弘巖太郎（1932a）水泳時評. 水泳, 13：3-4.

- 末弘巖太郎 (1932b) 水泳日本はなぜ強いのか. 中央公論, 47 (10) : 167-174.
- 末弘巖太郎 (1932c) スポーツ・ファンを叱る. 中央公論, 47 (11) : 199-206.
- 社団法人日本放送協会 (1931) 運動競技と放送. 社団法人日本放送協会編, 昭和6年ラヂオ年鑑. 誠文堂, pp. 235-248.
- 社団法人日本放送協会 (1933) オリンピックの放送. 社団法人日本放送協会編, 昭和8年ラヂオ年鑑. 日本放送出版協会, pp. 46-55.
- 社団法人日本放送協会編 (1931) 昭和6年ラヂオ年鑑. 誠文堂.
- 社団法人日本放送協会編 (1933) 昭和8年ラヂオ年鑑. 日本放送出版協会.
- 社団法人日本放送協会編 (1939) 日本放送協会史. 株式会社日本放送出版協会.
- 社団法人日本放送協会事業部編 (1932) 昭和6年度聴取者統計要覧. 社団法人日本放送協会事業部.
- 社史編纂委員会編 (1952) 毎日新聞七十年. 毎日新聞社.
- 田畑政治 (1935) 第十回オリンピックに優勝して. 日本水上競技連盟, 「伯林オリンピック」の為に 第十回羅府国際オリンピック大会水上競技報告書. 日本水上競技連盟, pp. 1-9.
- 高田通 (1932) オリンピックの副産物. 体育と競技, 11 (10) : 85-87.
- 高島文雄 (1931) 日本に於いてオリンピックを開催し得るや. アスレチックス, 9 (3) : 2-9.
- 竹中正一郎 (1932) 当然の事をした迄. アスレチックス, 10 (11) : 94.
- 竹中正一郎 (1934) 大会の追憶. 日本陸上競技連盟編. 第十回オリンピック大会報告, 三省堂, pp. 160-166.
- 田中英光 (1986/1951) オリンポスの果実. 新潮社.
- 頼母木眞六 (1932) オリンピック放送を語る. 調査時報, 2 (16) : 4-6.
- 逓信省・日本放送協会編 (1934) 第1回全国ラヂオ調査報告. 社団法人日本放送協会.
- 東京朝日新聞 (1930) 7月7日付 朝刊.
- 東京朝日新聞 (1932a) 5月6日付 朝刊.
- 東京朝日新聞 (1932b) 8月3日付 夕刊.
- 東京朝日新聞 (1932c) 8月5日付 朝刊.
- 東京朝日新聞 (1932d) 8月6日付 夕刊.
- 東京朝日新聞 (1932e) 8月7日付 夕刊.
- 東京朝日新聞 (1932f) 8月9日付 夕刊.
- 東京朝日新聞 (1932g) 8月12日付 夕刊.
- 東京朝日新聞 (1932h) 9月1日付 夕刊.
- 東京朝日新聞 (1932i) 9月4日付 夕刊.
- 東京日日新聞 (1932a) 8月6日付 夕刊.
- 東京日日新聞 (1932b) 8月7日付 夕刊.
- 東京日日新聞 (1932c) 8月12日付 朝刊.
- 東京日日新聞 (1932d) 9月4日付 夕刊.

Xth Olympiade Committee of the Games of Los Angeles (Ed.) (1933) The games of the Xth Olympiad, Los Angeles 1932 : official report. Xth Olympiade Committee of the Games of Los Angeles.

山田武彦 (1932) オリムピックと朝日, 日日の新聞戦. 改造, 14 (10) : 138-142.

山口誠 (2003) 「聴く習慣」, その条件 : 街頭ラジオとオーディエンスのふるまい. マス・コミュニケーション研究, 63 : 144-161.

山口誠 (2008) メディアが創る時間<sup>®</sup>——新聞と放送の参照関係と時間意識に関するメディア史的考察. マス・コミュニケーション研究, 73 : 2-20.

読売新聞 (1932a) 5月5日付 夕刊.

読売新聞 (1932b) 5月7日付 朝刊.

読売新聞 (1932c) 5月27日付 朝刊.

読売新聞 (1932d) 5月28日付 朝刊.

読売新聞 (1932e) 5月29日付 朝刊.

読売新聞 (1932f) 5月31日付 朝刊.

読売新聞 (1932g) 6月1日付 朝刊.

読売新聞 (1932h) 6月2日付 朝刊.

読売新聞 (1932i) 6月3日付 朝刊.

読売新聞 (1932j) 6月4日付 朝刊.

読売新聞 (1932k) 6月5日付 朝刊.

読売新聞 (1932l) 6月9日付 朝刊.

読売新聞 (1932m) 6月11日付 朝刊.

読売新聞 (1932n) 6月15日付 朝刊.

読売新聞 (1932o) 6月16日付 朝刊.

読売新聞 (1932p) 6月17日付 朝刊.

読売新聞 (1932q) 6月18日付 朝刊.

読売新聞 (1932r) 6月19日付 朝刊.

読売新聞 (1932s) 6月20日付 朝刊.

読売新聞 (1932t) 6月21日付 朝刊.

読売新聞 (1932u) 6月22日付 朝刊.

読売新聞 (1932v) 6月23日付 朝刊.

読売新聞 (1932w) 6月25日付 朝刊.

読売新聞 (1932x) 6月26日付 朝刊.

読売新聞 (1932y) 6月30日付 朝刊.

読売新聞 (1932z) 7月5日付 朝刊.

読売新聞 (1932Aa) 8月1日付 夕刊.

読売新聞 (1932Ab) 8月6日付 夕刊.

読売新聞（1932Ac）8月7日付 夕刊.

読売新聞（1932Ad）8月9日付 夕刊.

読売新聞（1932Ae）9月4日付 夕刊.

読売新聞（1933a）1月14日付 朝刊.

吉村吉造（1932）竹中正一郎君. アスレチックス, 10（10）：132-133.

財団法人大日本体育協会編（1930）第九回国際オリンピック競技大会報告書. 財団法人大日本体育協会.

財団法人大日本体育協会編（1933）第十回オリンピック大会報告. 財団法人大日本体育協会.

財団法人大日本体育協会編（1936）大日本体育協会史上巻. 財団法人大日本体育協会.

財団法人大日本体育協会編（1946）大日本体育協会史補遺上. 財団法人大日本体育協会.

## 【第2章 章末資料】

表2-10 第10回ロス五輪一般寄付金寄付者一覧

寄付日	寄付者名		金額(円)
~5月26日	三共株式会社 塩原又策	個人	2000
	日本ビクター??	?	500
	?	?	?
	?	?	?
	梶原ムメ	個人	100
	中村富平	個人	30
	東亜企業合資会社	企業	30
	東京堂	企業	30
	成瀬英太郎	個人	30
	台湾体育協会	組織	30
	七海兵吉	個人	20
	桑本澄	個人	10
	谷田友治	個人	10
	久保政吉	個人	10
	?	?	?
	兵作	個人	?
	北豊吉	個人	3
	松元稲穂	個人	1
	土井巖	個人	1
	秋田?素子	個人	0.5
	5月27日	双葉高等女学校卒業生さわらび会	組織
米国ヒール・ド・カレッジ日本人学生会		組織	608.91
北品川日比谷平左衛門		個人	100
岩田金之助		個人	50
松平直亮		個人	50
鈴木源十郎		個人	20
目黒甚七		個人	20
日本橋?殻町?屋東京出張所		組織	20
藤田美次郎		個人	10
江草重忠		個人	10
藤永義之		個人	10
吉田章信		個人	10
一色虎兒		個人	10
高橋キヤウ		個人	10
奥田精油株式会社東京出張所		企業	5
湯浅体育クラブ		組織	5
土井巖		個人	1
5月28日	美津濃運動具店	企業	3000
	日本橋横山町汐見商店	企業	50
	黒田市之助	個人	10
	カタバミ株式会社	企業	10
	会社?	?	10
	坂口勇	個人	10
	横浜市小学校教職員体育会	組織	10
	株式会社長谷川氷室	企業	5
	福井源次郎	個人	5
	?	?	1.5
	5月30日	?田候吉	個人
岩田宙造		個人	100

【第2章】

	白井クニ	個人	50
	貝島炭?株式会社	企業	20
	勝栄助	個人	10
	飯田七三郎	個人	5
	松島正通	個人	5
	藤本千代子	個人	1
	七里花子	個人	1
	松川キヨ	個人	1
	佐野君江	個人	1
	中村あぐり	個人	1
	久下かほる	個人	1
	八倉弘子	個人	1
	中村エツ	個人	1
	清水くに	個人	1
	大川ます	個人	1
	森田きん	個人	0.5
	杉林三枝子	個人	0.5
5月31日	白井クニ	個人	50
	石井ふみほか 計31人	個人	50
	橋本万之介	個人	10
	浅野延秋	個人	5
	藤間政彌	個人	5
	坂本静江	個人	1
	小島みね	個人	1
	大堀きく	個人	1
	小野キク	個人	1
	伴茂子	個人	1
	峰岸里子	個人	1
	小泉ミエ子	個人	1
	渋谷そで子	個人	1
	福村歌子	個人	1
	坂本?代子	個人	1
	飯島はる	個人	1
	田島ゆき子	個人	1
	青木?枝	個人	1
	?	個人	1
	伊藤??子	個人	1
	高島禮治	個人	0.6
	平岩玉枝	個人	0.5
	中村スエ	個人	0.5
6月1日	東京綿花株式会社	企業	500
	三越店員有志	組織	69.17
	竹川房	個人	10
	福原喜代	個人	10
	木村卓次	個人	5
	比留間健吾	個人	1
	渋谷?で子	個人	1
	?木田鶴子	個人	1
	河内菊江	個人	1
	高須?子	個人	1
	青木政枝	個人	1
	金田??子	個人	1
	澤木いそ子	個人	1
	水谷芳子	個人	1
	小?君子	個人	1
	長本とめ	個人	1
	?本??	個人	1
	斎藤年子	個人	1
	伊能初江	個人	1
	山川恵以子	個人	1

## 【第2章】

	齋藤幸子	個人	1
	野村芳子	個人	1
	坂倉かく	個人	1
	石井ふじ	個人	1
	徳永キク	個人	1
6月2日	木村駿吉	個人	100
	芹川久江ほか 計21人	個人	21
	三越本店内有志	組織	10
	佐藤肇	個人	10
	魚村てふほか 計5人	個人	6
	飯島しげ	個人	5
	山下清	個人	5
	玉置徳?	個人	2
	河内いせ	個人	1
	野呂多満	個人	1
	保	個人	1
	田中らく	個人	1
	武田まさ	個人	1
	上田もん	個人	1
6月3日	三井八郎右衛門	個人	30000
	日本放送協会	企業	10000
	藤田合名会社	企業	50
	佐渡秀代ほか 計8人	個人	8
	丸山たか	個人	5
	縣とみ	個人	5
	芝浦電気工業株式会社	企業	5
	松谷愛	個人	1
	壽子	個人	1
	ぎん子	個人	1
	池尾ユキ	個人	1
	福井カツエ	個人	1
	後藤とめ	個人	1
	佐野春子	個人	1
	増山房子	個人	1
	島田八重子	個人	1
6月4日	岩崎小弥太	個人	30000
	大阪朝日新聞社、東京朝日新聞社	企業	2000
	相馬勝夫	個人	50
	轟たん	個人	5
	島根幸子	個人	1
	三村かく	個人	1
	安藤久江	個人	1
	梅津好子	個人	1
6月8日	日本郵船株式会社	企業	30000
	平山洋三郎	個人	10
	宇都野研	個人	10
	東京府立女子師範学校付属小学校6年生一同	組織	6.3
	田村謹一	個人	2
	元田?丸	個人	1.2
	関正浩	個人	1
	石井市郎	個人	1
	榊原春子	個人	1
	松本栄子	個人	1
6月10日	岩田為三郎	個人	50
	岡崎尚郎	個人	2
	尾代勝巳	個人	1
	河野孝子	個人	0.5
	甲府市櫻町南部青年団体育部	組織	0.5
	鳥居長二	個人	0.5
6月14日	大日本バスケットボール協会	組織	250

## 【第2章】

	ランランポマード本舗福田源三郎	個人	100
	甲府市櫻町南部青年団体育部	組織	4.8
	ーアアン	?	2
	A・A	個人	1.2
	田中平吉	個人	1
6月15日	服部金太郎	個人	3000
	馬越恭平	個人	1000
	東京朝日新聞オリムピック後援週間収益金	組織	717.36
	上野松坂屋体育奨励会(陸上、山岳、庭球、野球、柔道、剣道、空手、ラグビー)	組織	69.2
	甲子園スポーツマンホテル	企業	50
	埼玉県体育協会	組織	20
	京都市立第五青年訓練所生徒4年生一同	組織	15
	文求堂書店 田中慶太郎	個人	10
	弘明堂	企業	10
	大橋龍男	個人	2
6月16日	松本健次郎	個人	300
	千葉県体育協会	組織	30
	ー愛読者	個人	10
	上野洋服店員一同	組織	3
	鈴木清子 栄子	個人	3
	水戸高等学校生徒 白井好道 松本利司	個人	2
	牧口誠一	個人	1
	椎野晋作	個人	1
	ー青年	個人	1
	糸崎小学校14学級一同	組織	0.5
6月17日	丸の内中央亭本店	組織	30
	丸の内ユニオンビール営業課蓮沼?三郎	個人	5
	千代田生命保険株式会社峰豊	個人	5
	近藤茂吉	個人	5
	金親正	個人	5
	辰野保	個人	5
	明石和衛	個人	5
	沢田一郎	個人	5
	内藤和行	個人	5
	武下慶三	個人	5
	山口六郎次	個人	5
	??尋常小学校5年女生徒一同	組織	3
6月18日	日本ラグビー蹴球協会	組織	1000
	静岡県体育会	組織	50
	丸の内中央亭本店	組織	30
	第一高等学校陸上運動部一同	組織	10
	宮下左右輔	個人	10
	青山師範学校六男二	組織	8.64
	渋谷正夫	個人	1.2
	高山福子	個人	1
	ーファン	個人	1
6月19日	岸澄子(岸清一夫人)	個人	1000
	東京女子体操専門学校長藤村トヨ	個人	30
	野村寛一	個人	10
	大日本蹴球協会理事吉川?治郎	個人	5
	川島生	個人	3
	三重県立富田中学校校友会会長中村俊彦	個人	2
6月20日	新潟医科大学中田外科教室	組織	13
	順天堂医院有志	組織	10.2
	東京府立第一高等女学校奥石久美子	個人	5
	店員	個人	3.9
	東京府立第一高等女学校柳薫子	個人	1
	西川生	個人	1
	下條英夫	個人	1
締切後①	早稲田大学体育会	組織	3000

	大橋新太郎	個人	500
	小池厚之助	個人	300
	三谷一二	個人	100
	永井道明	個人	50
	東京医学専門学校内和歌山県人会	組織	6
	本田存	個人	5
	佐藤勝	個人	3
	青山師範附属小学校5年生男二組一同	組織	2.68
	月島尋常高等小学校高等科第一学年五組生徒一同	組織	2.4
	中村武	個人	2
	校内??会有志	組織	1.5
	高橋真	個人	0.5
締切後②	新聞総合社	組織	300
	中川末吉	個人	100
	岸敦雄	個人	5
	島根県安?郡体育協会	組織	3
	佐藤勝	個人	3
	仙田昭吉	個人	2
	片野耕平	個人	0.5
	高橋?	個人	0.5
締切後③	朝鮮総営府学務局	組織	240
	広島県体育協会	組織	100
	交野政邁	個人	100
	大阪体育協会	組織	70
	三重県立師範学校職員生徒一同	組織	32
	仙台鉄道局御用商人昭和会有志	組織	10
	田口文太	個人	10
	八戸市体育協会	組織	10
	水戸中学校五年生波田誠恒	個人	5
	大阪府立今宮中学校津田正雄	個人	5
	加村愛三郎	個人	1
	吉澤久夫	個人	0.5
	一学生	個人	0.5
	一山村スポーツマン	個人	0.5
締切後④	南満州鉄道株式会社	企業	5000
	東京百貨店協会	組織	2000
	山口県体育協会	組織	303.74
	坂本嘉治馬	個人	200
	島根県体育協会	組織	183.1
	松江中学校校友会	組織	50
	東京府立第一高等女学校三年は組	組織	10
	柴田義之	個人	5
	福井県今立郡体育研究会	組織	5
	高等女学校一生徒	個人	2.53
	高田体育協会	組織	2.33
締切後⑤	生命保険協会	組織	12000
	安田保善社	企業	10000
	住友吉左衛門	個人	10000
	日本銀行	企業	3000
	大阪商船株式会社	企業	2000
	キリンビール株式会社	企業	1000
	第一銀行	企業	1000
	わかもと本舗	企業	1000
	日本興業銀行	企業	500
	大日本排球協会	組織	100
	山梨県体育協会	組織	30
	福島県体育協会	組織	20
	武蔵野広告社	企業	12.85
	三重県立高等女学校	組織	10
	千葉壬?	個人	10

【第2章】

	三重県立立志？水産学校	組織	6.7
	福島少年団	組織	5
	三澤胤美	個人	5
	西平喜蔵	個人	5
	千葉節子	個人	2
	村島？？	個人	2
	川林壽一	個人	2
	鈴木庄之助	個人	2
	坂崎善一	個人	2
	千葉みゆき	個人	1
	浅野義雄	個人	0.2
	仁木紀雄	個人	0.2
締切後⑥	児玉謙次	個人	500
	香川県大川郡体育協会、小学校校長会、香川県体育協会	組織	150
	山形県体育協会長	個人	113.95
	埼玉県中学校連盟理事長 有本久五郎	個人	61.6
	香川県中等学校体育会	組織	50
	山口県体育協会	組織	38
	三重県立津中学校校友会	組織	10
	島根県隠岐西郷体育協会	組織	5
	カフェ・リラ店員 5名	組織	4
	学生	個人	1

※1000円（現在の約88万6000円に相当）以上寄付した個人には赤、企業・組織には青で強調した

（読売新聞1932年5月27；28；29；31日付朝刊；6月1；2；3；4；5；9；11；15；16；17；18；19；20；21；22；23；25；26；30日付朝刊；7月5日付朝刊より作成）

### 第3章：改正寄附行為（S10）の形成過程にみる大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ（第Ⅲ期：1932－1935）

第2章では、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムが、第Ⅰ期の終盤に萌芽した「競技主義」の展開に伴って生じた「財源の確保」という課題に答えるための方便として位置づけられていた点について明らかにした。ここから、大体協において、第Ⅰ期の終盤に萌芽した「競技主義」が、第Ⅱ期を通して展開していったことが読み取れよう。

大体協において展開していった「競技主義」は、第Ⅲ期に入っても引き継がれていく。というのも、声明書の発表以降、「オリンピック第一主義」を掲げた日水連が旗振り役となり、大体協役員を兼任した各競技団体役員らによって、「運動競技の奨励指導」を目的とした、日本運動競技連合（以下「競技連合」と略す）という、新たな組織の設立運動が胎動するようになるからである。本章で詳述するように、競技連合は、大体協を傘下に入れる構想をもっていた。

以上から、第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけを検討していく上で、競技連合の存在は、重要な考察対象として位置づけられると考えた。

そこで、第3章では、競技連合の設立および大体協への合流を経て、1935（昭和10）年に改正された大体協の寄附行為の形成過程の検討を通して、第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とする。

そのために、まず競技連合の設立過程の検討を通して、競技連合におけるアマチュアリズムの位置づけについて検討する（第1節）。次に、日本運動競技連合が、大体協へ合流していく過程をふまえつつ、大体協の改正寄附行為（S10）の形成過程について検討する（第2節）。最後に、第2節までの検討をふまえて、第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討する（第3節）。

### 第1節：日本運動競技連合におけるアマチュアリズムの位置づけ

本節では、競技連合の設立過程の検討を通して、競技連合におけるアマチュアリズムの位置づけについて明らかにしていく。その際、主資料として、競技連合による報告（日本運動競技連合，1933a）や議事録（日本運動競技連合，1933b）を用いる<sup>注1)</sup>。

#### 第1項：第10回オリンピック・ロサンゼルス大会における各競技団体による自治の尊重

先述したように、競技連合は、各競技団体の役員らが中心となって設立された。では、1933（昭和8）年9月に競技連合が設立される前の段階で、大体協と各競技団体との関係性はいかなるものであったのだろうか。この問いに答えることは、競技連合の設立過程を検討していく上でも重要な課題となるだろう。

結論を先に述べると、1932（昭和7）年の第10回ロス五輪の段階において、大体協は、「専務理事会中心主義」（郷ほか，1932）を採用することで、各競技団体による自治を推進していた。つまり、大体協は、あくまでも各競技団体を束ねる連盟体として位置づけられ、実務は各競技団体が担っていたのであった。そこで、本項では、競技連合役員となる人物が、第10回ロス五輪における大体協と各競技団体との関係性について、いかなる認識を示していたのかを確認していく。

その際、本項では、競技連合の名誉主事を務めることになる郷隆（以下「郷」と略す）と、競技連合設立の発起人となる田畑に着目していく。というのも、郷や田畑は、大体協専務理事と各競技団体役員を兼任した人物であり、かつ大体協と各競技団体の関係性について発言を残しているからである。

まずは、第10回ロス五輪において大体協が採用した「専務理事会中心主義」の実態について確認していく。この点については、第10回ロス五輪後に当時大体協専務理事を務めていた郷や田畑らによって開かれた「オリンピックの準備を主にした座談会」（郷ほか，1932）に詳しい。

座談会において、郷は、大体協が第10回ロス五輪に向けて「専務理事会中心主義」を採用したことについて、以下のように評価している。

専務理事中心主義で行ったことが宜かつたか悪かつたかと云ふ結果の問題に付ては専務理事中心であつたと云ふことが非常な成功であつたと思ふんだ。…（中略）…なぜ宜かつたかと云ふと、是はオルガニゼーションの問題ではなく、専務理事として出られた理事の人が各競技連盟との連絡を非常に能く取つて行けた…（中略）…今迄の例ではさう云ふことが余り能く行はれて居なかつた…（中略）…理事会を非常に尊重して、理事会の意見を考慮し聴くけれども、実行としては専務理事中心で行かなければならぬ。そこで其専務理事の人の選び方が非常に旨く行つたと云ふことは成功した非常な大きな原因だと俺は思ふんだ（郷ほか，1932，p. 123）。

郷の発言から、大体協専務理事を務めた当事者にとって、今回の「専務理事会中心主義」が成功であったと認識していたことが確認できる。郷は、その理由として、大体協専務理事に選ばれた人物が、各競技団体との連絡を密に取ることができた点を挙げている。たしかに、第10回ロス五輪前後において大体協専務理事会に出席していた専務理事は、郷隆、佐藤武雄、渋谷壽光、田畑政治、野津謙の5名であり、いずれも当時各競技団体において役員を務める人物であった。そのため、大体協が専務理事会を中心に運営することによって、競技団体との連絡が円滑にいったであろうことが推察される。

また、郷は、大体協において、理事会を尊重することを重視しつつも、あくまでも「実行」するのは専務理事会であると考えていることが読み取れる。では、当時の大体協の理事は、いかなる構成であったのだろうか。

当時の大体協理事の構成は、寄附行為によって規定されていた（財団法人大日本体育協会編、1936）。寄附行為によると、大体協理事は、大体協加盟の各競技団体から2名選出し、さらに、理事全体の3分の1以下という人数制限つきで、大体協評議員会の推薦によって選ばれた賛助会員が選出されることになっていた。実際、第10回ロス五輪前後の大体協理事は、後に競技連合役員らと確執が生じることになる、斉藤力（以下「斉藤」と略す）、澤田、辰野保（以下「辰野」と略す）といった、帝大出身の評議員推薦理事らが存在していた。

大体協の組織外部者からは、評議員推薦理事のような、「個人会員」が理事となる大体協の組織体制に対して、「ピツコのようなヘンテコな組織」（石川、1933, p. 52）であり、「日本スポーツ界の非民主的な封建制」（石川、1933, p. 52）が垣間見えると指摘されていた。

これらの現状に鑑みると、郷は、大体協評議員推薦理事ではなく、大体協専務理事が実務を担当すべきであると考えていたことが推察される。

さらに、郷は「オリンピックの準備を主にした座談会」において、「昔の大日本体育協会と、今の大日本体育協会は内容に大変違ったものがある」（郷ほか、1932, p. 123）と述べている。つまり、第10回ロス五輪において「専務理事会中心主義」を採用した大体協が、従来とは組織の内容が異なっていた点についても強調していることが確認できよう。その理由として、郷は、以下のように述べる。

連盟の自治に委せることは非常な成功だと思ふんだ。今度の大会で大日本体育協会が、統制と云ふ責任を以て、其責任を果し得たとしたならば、各連盟に殆ど委せ得る限り、最大限度を連盟の自治に委したと云ふことが非常な成功だ（郷ほか、1932, p. 124）。

つまり、郷は、「専務理事会中心主義」の理由として、各競技団体の「自治」を尊重していた点を挙げていることが確認できる。また、郷は、各競技団体の「自治」を尊重する理由として、以下のような発言もしている。

統制と云ふ鳥澁がましい言葉すら使ふことは僕は嫌なんだ。俺の本当の気持ちから言ふとね、統制と云ふ文字の観念を持つことが俺自身は嫌だと思ふのだ。だから各競技団体が何と言つても主体たるそれに全部委してしまふ、其間の食ひ違いを削つて取つて行くだけの仕事で宜いよ（郷ほか、1932, p. 126）。

ここから、郷が「統制」という「観念」に対して否定的であり、あくまでも各競技団体の自治に任せた運営を望んでいることが窺える。

なお、各競技団体が「自治」を尊重していたことについては、第10回ロス五輪開催前に新聞記者らと大体協専務理事らによって開かれた「オリンピックを中心とした東西運動記者座談会」（小高ほか、1931）における田畑の以下の発言からも確認できる。

体協は宣伝が足らぬと思ふ。ニュースになるべきことを是は悪いと云ふことが多い。僕等は何でもないと思つても、新聞の影響を知らぬと是が悪いと云ふ感じが強いのだやないかと思ふ。水上連盟だから僕はポンポンやらうと云ふことがある（小高ほか、1931, p. 116）。

この発言から、田畑は第10回ロス五輪前後において、大体協専務理事としての立場と日本水連理事としての立場を使い分けていることがわかる。つまり、大体協の専務理事としてはなし得ない行動であっても、各競技団体の理事としてであれば可能であったケースがたしかに存在していたのである。ここからも、各競技団体の「自治」が、実際に機能していた点が確認できよう。

また、「オリンピックを中心とした東西運動記者座談会」において、郷は、第10回ロス五輪を控えた大体協専務理事会が、日本の「オリンピック委員会」としての役割を果たしており、「今迄の体育協会と大分違います」（小高ほか、1931, p. 104）と述べている。そして、大体協専務理事会が、加盟団体の「實際を代表し得る人が集つて」いて、「非常にフランクリーにやって居」るという（小高ほか、1931, p. 104）。ここからも、郷が、第10回ロス五輪の前後で一貫して「専務理事会中心主義」を採用した大体協が、従来とは異なる組織のあり方であり、それを肯定的に捉えていたことが読み取れよう。

以上、本項における検討より、競技連合設立に向けた動きが正式に始められる前の段階において、大体協が、第10回ロス五輪を通して「専務理事会中心主義」を採用し、各競技団体の「自治」を尊重するように組織の性格を変化させていった点が確認できた。そして、郷や田畑は、大体協評議員推薦理事を尊重しつつも、あくまでも「実行」するのは、大体協専務理事であるという認識をもっていたことが示唆された。このように、第10回ロス五輪を通して自治が尊重された競技団体役員らが中心となって、第10回ロス五輪後に、「日本運動競技連合」という新組織の設立に向けた動きが生じていく。その動向については次項以降で検討していく。

## 第2項：各競技団体による「総合運動競技団体」設立に向けた規約条項草案の作成

前項では、第10回ロス五輪を通して、大体協が、各競技団体の自治を尊重するようになっていった点について明らかにした。そして、第10回ロス五輪後には、自治が尊重された各競技団体を中心となって、新たな「総合運動競技団体」の設立に向けた動きが胎動するようになる。その際、旗振り役となったのは、第10回ロス五輪において「勝利」のみを目的とする、「オリンピック第一主義」を掲げた日水連であった。

そこで本項では、各競技団体役員らによって「総合運動競技団体」の設立に向けた規約条項の草案が作成されていく過程について検討していく。

以下では、はじめに、日水連の役員であり、競技連合の専務理事にもなっていく田畑の論稿（田畑，1933）を参照し、「総合運動競技団体」の設立に向けた規約条項の草案作成に至る経緯について確認していく。つづいて、読売新聞1933年6月17日付朝刊に掲載された、規約条項草案の内容について確認していく。

田畑（1933）によると、日水連は、第10回ロス五輪を終えた1933（昭和8）年の時点で、「我が国の全運動競技を統括代表すべき真の総合運動競技団体を創立する必要があること」が「年来の主張」であったという。その理由について、田畑（1933）は、当時、明治神宮体育会が明治神宮体育大会の開催のみを主催し、大体協がオリンピックや極東選手権競技大会の選手派遣を中心とした組織であったため、両者の連絡が十分になされず、日本における「運動競技界」の「健全なる発達」のために望ましい状態ではなかった点を指摘している。

そこで、日水連は、1933（昭和8）年5月20日に、在京代議員と理事との連合協議会を開催し、「総合運動競技団体」の設立が現下の急務であるため、常務理事会は適当な方法を考慮し、直ちに実行運動に移るべきである、と決議した（田畑，1933，p. 4）。そして、同月22日、日水連常務理事会が開かれ、「総合運動競技団体」設立のための対応策について、日水連役員の田畑、西本龍三（以下「西本」と略す）、松澤の3名が一任することになった。

田畑、西本、松澤による協議の結果、同年6月7日、日本庭球協会事務所で開かれる極東選手権競技大会に関する協議会の席上で、「総合運動競技団体」の設立について提案することを申し合せた。そして、申し合わせたとおり、上記協議会において、田畑が、「総合運動競技団体」に関する日水連の趣意を主張した。その結果、田畑の趣意は、満場一致で賛成を得た。

田畑によって発表された「総合運動競技団体」に関する趣意は、以下のとおりであった。

1. 総合運動競技団体は我が国に於ける各種アマター運動競技の各統括団体（Governing Rody）を以て組織す
2. 総合運動競技団体は対内的には我が国に於ける各種アマター運動競技の各統括団体を総合統制し、対外的には我が国に於ける全運動競技を代表すことを以て目的とす
3. 総合運動競技団体は我が国に於ける総合運動競技会である明治神宮体育大会を開催

- すると共に国際的総合運動競技会である国際オリンピック大会並に極東選手権競技大会に選手，役員を派遣すること
4. 総合運動競技団体の中に明治神宮競技委員会，オリンピック委員会並に極東競技委員会を置く
- (イ) 明治神宮競技委員会は明治神宮競技大会を開催するための実行機関にして本連合の加盟団体中，明治神宮競技大会に行はるべき競技の統括団体よりの代表者を以て組織す
- 明治神宮競技大会の競技種目に関し未だ全日本を統括して本連合に加盟する団体なき場合には理事会の決議に依りその競技を代表すべき委員を選定するものとする
- (ロ) オリンピック委員会は国際オリンピック大会参加に関する実行機関にして本連合の加盟団体中来期の国際オリンピック大会に行はるべき競技の統括団体よりの代表者を以て組織す
- 前項の外，大日本体育芸術協会よりの代表者を本委員会に加ふことを得
- (ハ) 極東競技委員会は極東選手権競技大会参加に関する実行期間にして，本連合加盟団体中極東選手権大会に行はるべき競技の統括団体よりの代表者を以て組織す
- 極東選手権競技大会の競技種目に関し未だ全日本を統括して本連合に加盟する団体なき場合は理事会の決議に依り其の競技を代表すべき委員を選定す
5. 総合運動競技団体を組織する団体よりの代表者を以て理事会を構成し理事会を以て総合運動競技団体の最高決議機関とす（田畑，1933，p. 4）

この「総合運動競技団体」に関する趣意からは，当時の国際競技会であるオリンピックと国内での全国大会である明治神宮体育大会を主催する団体が大体協と明治神宮体育会に二分されてしまっていたことに対する問題意識が看取できる。そして，「総合運動競技団体」によって，これらの二つの団体を取りまとめようとする姿勢が窺える。

同年6月15日には，日水連事務所において，陸上，水泳をはじめとする14の競技団体理事らによって懇談会が開催され，「各種アマチュア運動競技の全国的統括団体を以て内外に対し日本の全運動競技を統括代表すべき総合運動競技団体を創立すべし」（田畑，1933，p. 5）と決議された。

また，懇談会では，「総合運動競技団体」の創立期成委員会委員と実行委員が決定した。それぞれの成員は，表3-1，表3-2に示したとおりである。

表3-1 総合運動競技団体創立期成委員会委員名簿

競技団体名	氏名
全日本陸上競技連盟	平沼亮三 森田俊彦 山口六郎次 山本忠興
日本水上競技連盟	田畑政治 鶴岡英吉 西本龍三 松澤一鶴
大日本蹴球協会	鈴木重義 竹腰重丸
全日本スキー連盟	小川勝次 河本禎助 伴素彦 村上敏郎
日本庭球協会	櫻井正光 針重敬喜
日本漕艇協会	郷隆 宮木昌常
大日本ホッケー協会	永井直邦 山崎愛介
全日本アマチュア拳闘連盟	泉勤次郎
大日本排球協会	佐々木道雄 原六郎
全日本体操連盟	大谷武一 森秀
大日本バスケットボール協会	浅野延秋 李想白
大日本スケート競技連盟	青木末弘 交野政邁
日本国際馬術協会	石田真七 大島又彦
日本ラグビー蹴球協会	久富達夫 吉武文人
日本乗馬協会	本多重平

（「日本運動競技連合成立に関する報告」

（日本運動競技連合，1933a，pp. 67-68）より作成）

表3-2 総合運動競技団体創立期成委員会実行委員名簿

競技団体名	氏名
全日本陸上競技連盟	森田俊彦 山本忠興
日本水上競技連盟	田畑政治 松澤一鶴
大日本蹴球協会	鈴木重義
日本庭球協会	櫻井正光
日本漕艇協会	郷隆 宮木昌常
大日本バスケットボール協会	李想白
日本国際馬術協会	石田真七

（「日本運動競技連合成立に関する報告」

（日本運動競技連合，1933a，pp. 67-68）より作成）

表3-1および表3-2から、各競技団体の役員が委員や実行委員を務めていることが確認できる。このように、「総合運動競技団体」の設立に向けた動きは、第10回ロス五輪において、「オリンピック第一主義」を掲げ、競技における「勝利」を第一の目的とすることで好成績を残した日水連が中心となり、各競技団体役員らによって胎動したのであった。そして、創立期成実行委員会を中心に「総合運動競技団体」の設立に向けた規約条項の草案が作成されていく。

創立期成実行委員会が組織された翌日の6月16日には、早速日水連事務所にて第1回創立期成実行委員会が開催された。そこでは、規約条項草案の作成に取りかかった。議論を経て規約条項草案は、この段階で第4章まで完成していたという（表3-3参照）。

表3-3 「日本運動競技連合規約条項」草案

### 日本運動競技連合規約条項草案

#### 第1章 名称

第1条 本会は日本運動競技連合と称す

#### 第2章 目的

第2条 日本に於けるアマチュア一運動競技統轄団体を総合統制して相互の連絡融和とその事業の助成を図り以て汎く国内の運動競技の健全なる発達を期すると共に対外的には日本全運動競技に関し日本を代表するを以て目的とす

#### 第3章 組織

第3条 日本に於けるアマチュア一運動競技の統轄団体を以て組織す

#### 第4章 事業

第4条 前條の目的を達するため左の事業を行ふ

【1】日本に於ける運動競技のアマチュア一精神確立に関する事業を行ふ

【1】国内に於ける運動競技の全般的統制に関する事業

【1】統轄運動団体の確立と進展に関する事業

【1】明治神宮体育大会を開催すること

【1】国際オリンピック大会に於て日本を代表すべき選手を派遣する事

【1】極東大会に対し日本を代表する事

【1】前條項の外本会の目的に関連ある事業にして理事会の決議を経たるものを行ふ事

(読売新聞 1933年6月17日付朝刊より作成)

同月22, 27日には、第2, 3回創立期成実行委員会が開催され、規約条項草案が決定した。資料の制約上、この規約条項草案の全文はその詳細が不明であるが、この規約条項草案によって「総合運動競技団体」の名称は「日本運動競技連合」に決定された。

そして、同年6月28日には、田畑、宮木昌常（以下「宮木」と略す）、山本忠興（以下「山本」と略す）が、文部省体育課の岩原拓（以下「岩原」と略す）列席のもと、「総合運動競技団体」設立に向けて文部省体育課長の山川建（以下「山川」と略す）と折衝を行う。そのため、次項では、競技連合と文部省との折衝の様子について概観していく。

### 第3項：「総合運動競技団体」設立に向けた文部省との折衝

前項で確認したように、「総合運動競技団体」設立に向けて、規約条項草案を作成した各競技団体役員らは、文部省と折衝を行う。そこで、本項では、文部省体育課長の山川を訪問した田畑、宮木、山本がいかなる折衝を行ったのか、その内実について確認していく。この点について明らかにすることによって、「総合運動競技団体」の性格がより鮮明になると考える。

文部省体育課長の山川を訪問した田畑、宮木、山本は、まず、先にふれた実行委員会作成の規約条項草案について説明した。そして、「総合運動競技団体」の設立に関して意見交換を行った。

意見交換では、競技連合が目指した「総合運動競技団体」が、文部大臣諮問機関である体育運動審議会による答申「体育運動の合理的振興方策に関する件」（1930年7月10日答申）に示された「総合的体育運動団体」と方向性を概ね共有していることが確認された。

実際に、当該答申の、「体育運動団体に関する事項」を確認すると、「各運動種目に全国的体育運動団体を組織し、更に其の団体等を基礎として総合的体育運動団体（又は委員会）を構成すること」（調査資料協会編，1934，pp. 5-6）といった記述がみられる。ここから、文部当局が実現を期待する「総合的体育運動団体」は、各運動種目別の「全国的体育運動団体」を基礎として構成されるものであった点が読み取れる。

また、「体育運動の合理的振興方策に関する件」の答申を作成した特別委員会委員長を務めた長與又郎（以下「長與」と略す）は、当該答申に書かれた「総合的体育運動団体」について、以下のように解説している。

この総合団体，又は委員会（総合的体育運動団体）は当然全種目を網羅し，又学生の運動及一般の運動をも併せ含むものでありまして，国民体育全般に関する共通的問題を協議し，或は実行に移すと言ふ事に相成ると考へられるのであります（調査資料協会編，1934，p. 26；括弧内引用者）。

長與の解説から、文部省は、「全種目」を網羅し、「国民体育全般」に関する共通の問題を協議する組織として「総合的体育運動団体」を構想していたことが読み取れる。この点は、先述した競技連合の趣旨とも概ね合致しているといえよう。

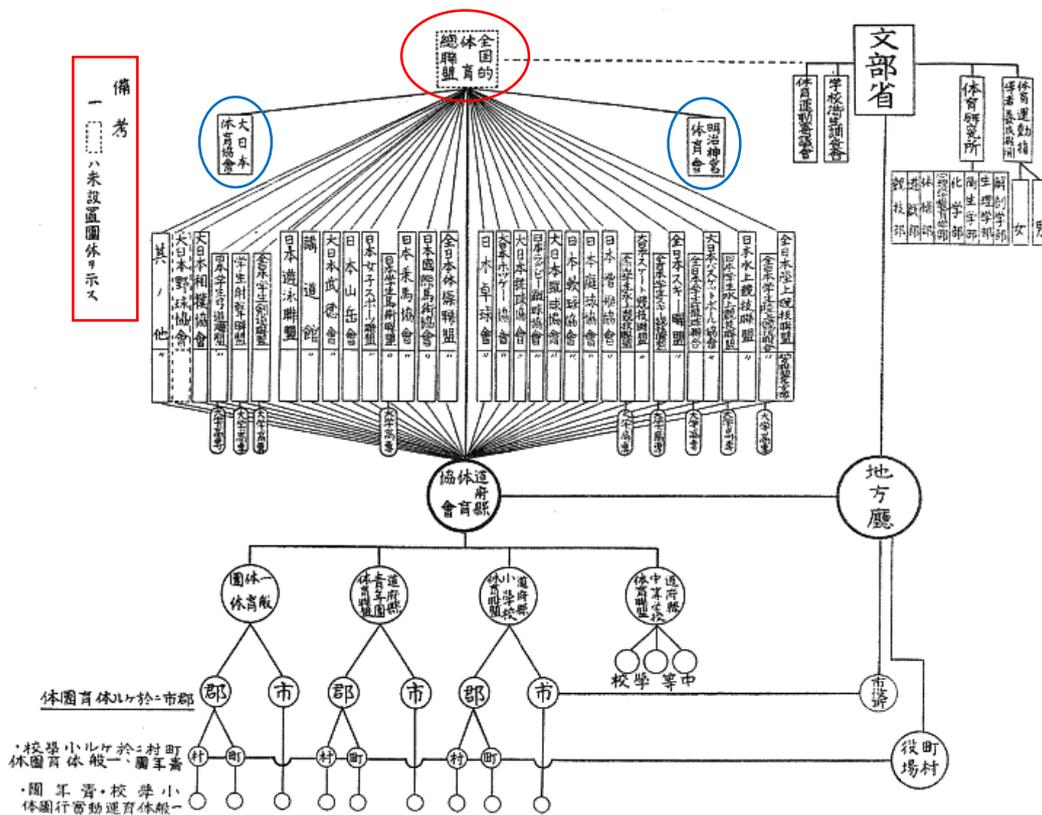
しかし、長與は、当該答申があくまでも「理想案」、あるいは、「基礎的方針」であるため、「実施すべき具体的問題に就ては、寧ろ今後十分に審議されるべきものであらうと考えている次第であります」（調査資料協会編，1934，p. 25）とも述べている。ここから、文部省が構想した「総合的体育運動団体」は、具体案ではなく、実現の可能性についても確定したものではなかったことが確認できる。

では、「体育運動の合理的振興方策に関する件」の答申以降、文部省は、「総合的体育運動団体」についていかなる構想を持っていったのだろうか。あるいは、「総合的体育運動団

体」の設立に具体的に着手していったのだろうか。

上記答申以降の文部省による「総合的体育運動団体」の構想は、1931（昭和6）年3月11日から20日に文部省主催で開催された「体育運動管理講習会」<sup>注2）</sup>においてなされた、文部省体育課岩原による「体育運動行政に就て」という講演に詳しい。そこで、以下では岩原による講演「体育運動行政に就て」で述べられた「総合的体育運動団体」の構想を概観していく。

岩原は、上記講演において「体育運動の合理的振興方策に関する件」の答申をふまえた上で「体育行政機関並に体育運動団体に就いての系統連絡」について図3-1のように図式化した。なお、この図は、「現在設置されているもの、及び又目下設立計画中のものも共に加へて配列したもの」（岩原、1932、p. 6）であるという。



※強調部分を赤丸および青丸で示した

（『現代体育の施設と管理』（文部省編、1932、ページなし）より作成）

図3-1 文部省のスポーツ団体構想

図3-1の赤丸および青丸で示した箇所をみてわかるように、文部省は、「大日本体育協会」と「明治神宮体育会」を統括する「全国的体育総連盟」すなわち「総合的体育運動団体」を構想していた。しかし、「総合的体育運動団体」は、岩原が講演した1931（昭和6）

年2月の段階においても、「未設置団体」であった。

「体育運動管理講習会」以降も、文部省体育課の吉田清（以下「吉田」と略す）が、『体育と競技』1933（昭和8）年3月号の論稿「体育行政私論」において、「総合的体育運動団体」の必要性について述べている。吉田は、「真に日本全国の夫々のスポーツを統制して、内実共に整っているかと言へばそれは甚だ少い」（吉田，1933，p. 18）という。つまり、第10回ロス五輪後の1933（昭和8）年においても、文部省の構想していた「総合的体育運動団体」は、実現されていないことが読み取れる。

また、吉田は、大体協について、「日本のスポーツ発達上きわめて有意義な役割を演じて来ている」（吉田，1933，p. 22）と評価している。しかし、吉田は、近年の大体協の変化について、以下のようにも述べている。

日本スポーツ界が、旭日の如く隆盛になるにつれて、各種目別に団体を作る機運が起り、各運動は、夫々の種目に於て団体を組織し、国内の体育を奨励統制すると共に而も国際的關係を持つ様になつた。是に於て、育ての親の体育協会は、家鴨の雛を育てた様になつて、今日では加盟関係はあるが、実際に於ては、是等の統制団体たる色彩を次第に失ひ、殆んど、国際的關係に於てのみその任務を遂行して行く様になつた（吉田，1933，p. 22）。

ここから、吉田が、競技連合の役員らと同様に、昨今のオリンピックをはじめとする「日本スポーツ界」が、「競技団体中心主義」となっているという認識をもっていたことが窺える。そのため、吉田は、大体協の組織のあり方を再考しなければならないことを示唆している。

実際に吉田は、「日本に於けるナショナル・オリムピック・コミチーとして存在する方が、体協をして最も生かす道ではないかと考へる」（吉田，1933，p. 22）と述べ、以下のように続ける。

現在の体協が、オリムピック、コミチーとなると仮定すれば、ここにどうしても日本スポーツを大同団結する大日本のスポーツを統合する体育総連盟の様なものが出来なければならぬ。それは各スポーツ団体と密接な関係を有し、各種スポーツの総合委員会の形をなし、スポーツの精神から、競技の方法に至るまで、その根本に於て完全に統制する事を要するのである（吉田，1933，p. 22）。

つまり、競技連合が「総合運動競技団体」の設立に向けて動き始めた1933（昭和8）年においても、文部省では、「総合的体育運動団体」の必要性を主張し続けていたことが見て取れるのである。

そして、吉田は、「体育行政私論」の結びに、今後の大体協のあり方について以下のように

に述べる。

現在の体育協会と衝突すると言ふ方もあるが、体協は、前述の如く、オリンピック委員会を以て邁進し、矢張り曩の日本体育総連盟の支配下に居て経済的支援をも受けるのがよくはないか。その事は何等体協の面目に関ることでもないと思ふ。支配下にある事が譬へ不可能であるならば日本の現状として、明治神宮体育会と、体協とを別に考へ、互に密接なる連絡をとると言ふ事に於て存在することも何等差支へがないのである。要するに現在の体協は旧来の殻をぬぎ棄ててオリンピック委員会になることが時運の然らしむる処であらう（吉田，1933，p. 23）。

ここまで文部省体育課の吉田の論稿を確認してきた。そこから、文部省が、1930（昭和6）年の体育運動審議会の答申以降、1933（昭和8）年に至るまで、一貫して「総合的体育運動団体」の設立を構想しながらも実現できないでいたことが明らかになった。

なお、1930（昭和8）年の答申の草案を作成した特別委員会には、競技連合評議員の末弘や、競技連合理事の太谷武一、山本忠興、河本禎助らと文部省関係者の計11名で構成されていた。日水連において「総合運動競技団体」の構想が発案されたことに鑑みると、末弘が、答申の「総合的体育運動団体」を意識しながら、「総合運動競技団体」すなわち競技連合の構想がなされたことは想像に難くない。

以上より、本項では、競技連合が目指した「総合運動競技団体」と文部省が目指した「総合的体育運動団体」が、各競技団体を基礎として構成されている点において、方向性を共有していたことが確認できた。さらに、競技連合、文部省ともに、設立を目指す新団体は、大体協を傘下に置く構想を有していた点も明らかになった。したがって、競技連合は、文部省との折衝を通して、自らの組織の正当性を実感していたことが窺える。そして、競技連合は、文部省の「総合的体育運動団体」の構想を論拠に自らの組織としての正当性を担保することに成功したともいえよう。

#### 第4項：「総合運動競技団体」としての日本運動競技連合の設立

前項で明らかにしたように、文部省体育課長山川との折衝を経て、「総合運動競技団体」としての「日本運動競技連合」の設立に向けた動きは着実に進んでいくことになった。そこで、本項では、「総合運動競技団体」として「日本運動競技連合」が設立する経緯について確認していく。

1934（昭和9）年6月29日には、日水連の理事会において、運動団体規約の原案が可決された（日本水上競技連盟，1933a，p. 94）。ここから、引き続き、日水連によって「総合運動競技団体」の設立が主導されていたことが確認できる。

そして、翌6月30日に開かれた第2回「総合運動競技団体」創立期成委員総会では、「総

合運動競技団体」の「創立に関する申合」、「方針に関する申合」がなされた。また、日水連によって作成された規約条項の原案が、満場一致で可決された（読売新聞 1933 年 7 月 1 日付朝刊）。そして、事務所は当分の間、日水連に置き、事務は田畑が担当することに決定した。

7 月 7 日には、「総合運動競技団体」実行委員会、創立期成委員会が開かれ、加盟団体から理事を選出することが決議された。翌 8 日には、明治神宮体育会に関係ある団体代表者と懇談し、創立の趣旨を説明した。種々質問があった後、明治神宮体育会は、すぐに加盟することは困難であるが、神宮競技大会に対しては、従来どおり協力助力を惜しまない旨の意見を述べ、競技連合側の趣旨に概ね賛意を示した。

7 月 21 日には、「総合運動競技団体」創立期成委員会が日水連事務所にて開かれ、「総合運動競技団体」の設立について、大体協と明治神宮体育会に概ね了解を得たことが報告された。そして、9 月上旬に「総合運動競技団体」の創立総会の開催が決定された（読売新聞 1933 年 7 月 22 日付朝刊）。

9 月 4 日には、予定どおり、「総合運動競技団体」の創立理事会が開催され、日本運動競技連合が正式に結成された。競技連合理事会では、寄附行為草案を承認し、大体協と明治神宮体育会との合流成立までは草案とすることが決定した。また、これまでの議論のとおり、競技団体を中心として役員が選出された。そして、競技連合理事の多くが大体協理事を兼任していた（表 3 - 4 および表 3 - 5 参照）。

表 3 - 4 日本運動競技連合評議員名簿

役職	氏名
評議員	河本禎助
	塩澤昌貞
	末弘巖太郎
	副島道正
	高木喜寛
	平沼亮三
	堀田正恒
	松平頼寿

（「日本運動競技連合議事録」（日本運動競技連合，1933b，p. 60）；  
『大日本体育協会史上巻』（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 545）より作成）

表3-5 日本運動競技連合理事名簿

役職	競技団体名	氏名	大体協理事兼任	備考
理事	全日本陸上競技連盟	★森田俊彦 (~S9.2.16)		
		山口六郎次 (~S9.2.16)		
		沖田芳夫 (S9.2.16~)		
		★渋谷壽光 (S9.2.16~)		
	日本水上競技連盟	★田畑政治		
		松澤一鶴	○	
	大日本蹴球協会	鈴木重義	○	
		竹腰重丸	○	
	全日本スキー連盟	稲田昌植	○	
		出口林次郎	○	
	日本庭球協会	★櫻井正光	○	
		針重敬喜	○	
	日本漕艇協会	郷隆	○	名誉主事兼任
		★宮木昌常	○	
	大日本ホッケー協会	永井直邦	○	
		山崎愛介	○	
	大日本排球協会	佐々木道雄	○	名誉会計兼任
		原六郎	○	
	全日本体操連盟	大谷武一	○	
		森秀	○	
大日本バスケットボール協会	浅野延秋	○		
	★李想白	○		
大日本スケート競技連盟	青木末弘	○		
	交野政邁	○		
全日本馬術競技連盟	大島又彦	○		
	牧田清之助	○		
日本ラグビー蹴球協会	★田邊九萬三			
	久富達夫			

※★は専務理事

(「日本運動競技連合議事録」(日本運動競技連合, 1933b, p. 60); 東京朝日新聞 1934年2月17日付朝刊; 『大日本体育協会史上巻』(財団法人大日本体育協会編, 1936, p. 545. 551-552) より作成)

読売新聞 1933 年 9 月 6 日付朝刊では、新たに設立された「日本運動競技連合」について、以下のようなコメントがされている。

役員顔ぶれに聊か新味を覚えるもあり、中には旧態依然たるもある…（中略）…ただその組織構成の合理的なるは今後のスポーツ統制のスムーズを思はせる…（中略）…統制の円滑は斯界の進展を画する最大の基礎である…（中略）…この連合がよく所期の成果を収むるか否かは、一に全員の協力融和の如何にある（読売新聞 1933 年 9 月 6 日付朝刊）。

ここから、競技連合は、日本のスポーツ界の合理的な統制に向けて今後のあり方が注目されていたことが見て取れる。

また、競技連合理事会では、創立に向け以下の声明が発表された。

各種アマチュア運動競技の統括団体を以て茲に日本運動競技連合を結成した、吾等は全運動競技の健全なる発達を期し、国民精神の作興を図る為め邁進すべきことを声明すると共に未組織の各運動競技団体が速に統括団体たるの実質を具へ吾等の光輝ある目的に協力されん事を要望するものである（日本運動競技連合，1933b, p. 60）。

ここから、競技連合が「全運動競技」の健全なる発達を目指して設立されたことが読み取れる。この点は、本章第 2 節第 2 項にて詳述するように、後に大体協名誉会長の嘉納によって方向転換を余儀なくされることになる。

さて、これまで競技連合が正式に設立するまでの過程について概観してきたが、競技連合において、アマチュアリズムはいかに位置づけられていたのだろうか。そこで、次項では、これまでの考察をふまえ、競技連合の「方針に関する申合」、「寄附行為草案」等を参照しながら、競技連合におけるアマチュアリズムの位置づけについて検討していく。

### 第5項：日本運動競技連合による「アマチュア」と「プロフェッショナル」の関係性の強調

本項では、前項までの検討をふまえつつ、競技連合の「方針に関する申合」、「寄附行為草案」等を参照しながら、競技連合におけるアマチュアリズムの位置づけについて検討していく。

まずは、競技連合寄附行為草案（章末資料①）を確認していく。

寄附行為草案の第 2 章「目的」では、「日本に於ける各種アマチュア運動競技の各統括団体を総合統制」、「全運動競技の健全なる発達」、「国民精神の作興」することが示された。このように競技連合の寄附行為草案に示された目的には、「体育」という語が使用されてい

ない。したがって、競技連合寄附行為草案の目的には、大体協設立時に嘉納が設定した「国民体育の普及」という目的が含まれていないことが確認できる。競技連合が、第10回ロス五輪に向けて「オリンピック第一主義」を掲げて、競技における「勝利」を第一の目的とすることで好成績を残した日水連を中心として設立されたことに鑑みると、競技連合が、「国民体育の普及」以上に「全運動競技の健全なる発達」、すなわち「競技力の向上」を重要な目的として設定したであろうことは想像に難くない。ここから、第Ⅱ期において展開していった大体協の「競技主義」が、競技連合においても引き継がれていったことが読み取れる。

また、第3章「事業」では、全部で11の事業が示され、最初に「日本に於ける運動競技のアマチュア精神を確立すること」という条文が記載された。では、寄附行為草案に示された「アマチュア精神」とは何であるのだろうか。

この問いに対しては、競技連合の「方針に関する申合」が参考になると考えられる。というのも、「方針に関する申合」には、第4項において、競技連合にとっての「アマチュア」と「プロフェッショナル」の関係性が記されているからである（表3-6参照）。そこで、以下では、「方針に関する申合」をもとに、競技連合におけるアマチュアリズムの位置づけについて考察していく。

表3-6 「方針に関する申合」

#### 方針に関する申合

1. 国際オリンピック大会を東京に開催せんとするの運動あり、近くは5年後東京に於て汎太平洋競技大会或は亜細亜選手権競技大会の開始さるべきこと確定的なる現狀に鑑み、政府、東京市其他公私の有力者の援助を得て営利本位に非ざる総合競技場の建設に努力すべきこと。
2. 室内運動場の設立は運動競技の発達のため必要なると共に、各競技団体の事務所を同一建築物の中に置くことは、相互の連絡と融和のため目下の急務なることを痛感し、各方面の援助を得て各競技団体の事務所を含む体育館の建設に努力すべきこと。
3. 我が国運動界の気分を明朗にするため、スポーツマンクラブの設立を助成すべきこと。
4. 我が国に於ては、ややもすれば職業運動競技者又は職業運動競技指導者なるの故を以て、之を輕蔑排斥せんとする風あるため、アマチュアの仮面の下に職業競技又は職業的指導を行はんとする傾向を助成しつつある現狀に鑑み、善良にして優秀なる職業競技者並に職業指導者の尊敬すべき所以を明確にし、其の存在はアマチュア運動競技の職業化を防止し、運動競技の健全なる発達に必要なりとの理由の下に、職業運動競技の健全なる発達の助成に努力するに吝ならざること。

（「日本運動競技連合成立に関する報告」（日本運動競技連合，1933a，p. 78）より作成）

「方針に関する申合」の第4項からは、競技連合が、従来の日本における「プロフェッショナル」に対する差別的な対応に対して、否定的な立場を取っていることが窺える。こ

の点は、第1章で明らかにしたように、第I期にみられた大体協の競技者資格に対する批判と捉えることもできるだろう。また、第4項では、「プロフェッショナル」への差別の解消のみならず、より積極的に「善良にして優秀なる職業競技者並に職業指導者」を「尊敬」すべき対象として位置づけている。そして、「プロフェッショナル」の差別を解消し、「尊敬」すべき対象として位置づけることによって、「アマチュア」競技者の職業化を防ごうという意図が示される。

つまり、「方針に関する申合」第4項から、競技連合が、「アマチュア」と「プロフェッショナル」の区分を明確にするように試みていることが見て取れるだろう。さらに、第4項では、「アマチュア」と「プロフェッショナル」の区分を明確にした上で、「職業運動競技の発達の助成に努力するに吝ならざること」を主張している。

上述の競技連合の「アマチュア」と「プロフェッショナル」の関係性に対する認識は、これまで本研究で検討してきた第I期および第II期における大体協のアマチュアリズムの位置づけとは異なるものであるといえよう。なぜなら、大体協は、第I期と第II期において、一貫して「プロフェッショナル」に対して、その普及発達を促すような手立てを取ってこなかったからである。

そして、競技連合では、設立後、実際に、職業運動競技の環境整備に向けた試みがなされた。具体的には、競技連合が設立した1カ月後の10月5日に開かれた競技連合定例理事会において、アマチュア問題研究委員会設置の件が決定され、当時オリンピックにおいて問題とされていた、コーチの旅費規定の統一を図ろうとする試みがなされていた。つまり、競技連合は、オリンピックに関連した問題から「プロフェッショナル＝職業指導者」の地位向上のための環境整備を試みようとしていたのである。

当時のオリンピックに競技者として出場できたのが、「アマチュア」の競技者に限定されていた点に鑑みると、競技連合が「アマチュア」と「プロフェッショナル」の関係性を重視した理由が、「アマチュア」競技者の「競技力の向上」にあったことが窺えるだろう。そして、競技連合が、差別を撤廃し、「尊敬」する対象として位置づけた「プロフェッショナル」とは、「アマチュア」競技者を指導するコーチ、すなわち「指導者」であったと考えられる。このことは、第2章で明らかにしたように、競技連合の旗振り役となった日水連が、「オリンピック第一主義」を通して、コーチの選定や、コーチの主導による合宿に力を入れていたことから首肯されよう。

以上より、競技連合では、「アマチュア」競技者の「競技力の向上」という目的を基軸として、競技者としての「アマチュア」と指導者としての「プロフェッショナル」、という関係性を強調していたことが明らかになった。つまり、競技連合においてアマチュアリズムは、「アマチュア」競技者の競技力の向上を図る上での手段として位置づけられていたといえよう。

次節では、「アマチュア」競技者の競技力の向上を図る上で「アマチュア」と「プロフェッショナル」の関係性を強調した競技連合が大体協へと合流し、最終的に解散していく過

程の検討を通して、当時の大体協におけるアマチュアリズムの位置づけについて検討していく。

## 第2節：改正寄附行為（S10）の形成過程

本節では、「アマチュア」競技者の競技力の向上を図る上で、競技者としての「アマチュア」と指導者としての「プロフェッショナル」という関係性を強調した競技連合が、大体協へ合流・解散していく過程をふまえつつ、大体協の改正寄附行為（S10）の形成過程について検討していく。

### 第1項：大日本体育協会評議員推薦理事と日本運動競技連合役員間の確執

前節までの検討から、競技連合が、大体協と明治神宮体育会を統括した「総合運動競技団体」を目指して設立されたことが確認できた。しかし、この構想の実現をめぐる、大体協との交渉は難航した。特に、交渉をめぐる、競技連合役員と大体協の評議員推薦理事との間には、確執が生じていく。その結果、日本における「総合運動競技団体」としての競技連合の確立は、本節を通して明らかになっていくように、困難なものとなっていく。

そこで、本項では、競技連合の設立後、大体協評議員推薦理事と競技連合理事との間に確執が生じていく過程について検討していく。その際、主に、大体協および競技連合理事会の議事録を資料として用いる<sup>注3)</sup>。

大体協理事会において、初めて競技連合に関する話題があがったのは、1933（昭和8）年11月17日に開かれた理事会である。そこでは、郷から競技連合のこれまでの経過について報告がなされた。この大体協理事会には、後に競技連合に対して否定的な態度を取っていくことになる大体協評議員推薦理事の斉藤、澤田、辰野も出席しているものの、議事録を確認する限り、競技連合に対する批判はみられない。また、競技連合についての議論が活発になされた様子も窺えない。

そして、翌1934（昭和9）年2月16日には、競技連合が1934（昭和9）年初の理事会を開催した。そこでは、同月22日に、競技連合理事らが大体協監事の今村、大体協評議員推薦理事の斉藤、澤田、辰野と会合を行うことが決定された。この決定から、競技連合側が正式に大体協を傘下に収めるための交渉を図ろうとしていたことが窺える。

しかし、会合前日の2月21日に大体協評議員推薦理事との会合は突如中止されることとなる。読売新聞1934年2月22日付朝刊では、会合中止の経緯について以下のように述べられている。

この経緯については両団体から何の発表もないが結局は体協評議員側の意図する諸条件が余りにも従来の体協の存在を固執しているために連合の側の意向と隔たる事遠いのと感情問題もからんで今後なほ政治的折衝を重ねる必要があることが判明したため、これがため折角解決の曙光を見かけながら再び前途を暗くするに至った（読売新聞1934年2月22日付朝刊）。

このように、読売新聞の記事では、両団体からの発表はみられないものの、大体協評議

員推薦理事側の「感情問題」も絡み、両団体間に確執が生じていたことを示唆している。

管見の限り、会合が中止される経緯については、読売新聞の記事のとおり、大体協、競技連合から正式な発表は確認できない。しかし、大体協評議員推薦理事と競技連合理事の確執が表面化していく背景には、1933（昭和8）年10月29日の大体協会長岸の死去があったと考えられる。なぜなら、以下で詳述していくように、晩年の岸は競技連合に賛意を示していたからである。つまり、大体協の会長が競技連合に賛意を示していたため、大体協評議員推薦理事らは、競技連合に対して表立って批判することができなかったのである。実際、大体協評議員推薦理事らが競技連合に対する批判を展開していくのは、岸の死後であった。

岸の死後、大体協では、名誉主事の高島文雄（以下「高島」と略す）が司会を務めた二つの追悼座談会が開かれ、その様子が、大体協機関誌『オリムピック』に掲載されている。注目すべきは、座談会が、競技連合理事を中心としたものと大体協評議員推薦理事を中心としたものの二つに分かれている点である。そして、この二つの座談会では、晩年の岸に対する評価について、見解が分かれている。そこで、以下では、二つの座談会における晩年の岸や競技連合に関連する発言を中心に比較検討を行っていく。

一つ目の座談会「会長追悼座談会」は、1933（昭和8）年11月8日に開かれた。出席者は、司会の高島、競技連合名誉主事の郷、競技連合専務理事の渋谷、田畑、宮木、李、大日本ホッケー協会の理事、名誉理事等を歴任した慶大出身の佐藤武雄、『オリムピック』編集部の小野道彦であり、大半が競技連合関係者であることが確認できる。

「会長追悼座談会」では、田畑が、晩年の岸が競技連合側の主張をよく聞くように変化したことを指摘している。たとえば、田畑は、以下のように述べている。

これ（競技連合）を岸さんは体協に対する反逆であり、岸さん排斥と云ふやうに取り易かった。然し晩年の岸さんと云ふものは、競技団体の主張をよく聞いてくれた（郷ほか、1933, p. 36 ; 括弧内引用者）。

さらに、田畑は、競技連合に対する態度に変化が生じた岸と「旧体協系の人達」との違いについて、以下のように述べている。

旧体協系の人達が今迄日本の運動と云ふものを盛り立てて来た事に対して勿論充分な敬意を拂はなくちやならぬ。が時代によつて第一線にたつて仕事をする人は変つて行くのは止むを得ぬと思ふ。此点がわかつて来たのが岸さんの一大進歩で…（中略）…其点について旧体協系の人たちが岸さんは旧体協系を軽視して怪しからんと云ふ人があるとすれば、僕はそれはその人の誤解と思ふ。岸さんは旧体協系の人達の今迄の功績は充分認めて居るけれども、今後はあれではいかんと云ふことがはつきり分つたので競技団体主義に転向して来たのだらうと思ひます（郷ほか、1933, pp. 36-37）。

田畑の発言から、「競技団体主義」に転向した岸を評価し、それに対して、「競技団体主義」を理解しない「旧体協系の人達」に対しては、世代交代の必要性を指摘していることが読み取れる。座談会において、同様の考えは、宮木や李の発言にも見て取れる。

つまり、競技連合関係者は、岸と「旧体協系の人達」との間に競技連合に対する認識の違いが生じていた点について、共通の見解を示していたのである。岸の変化については、以下で確認する大体協評議員推薦理事らを中心とした座談会の発言からも窺い知ることができる。

二つ目の座談会「故岸会長を偲ぶ座談会」は、先の競技連合関係者を中心に行われた座談会の1カ月後の12月8日に行われた。出席者は、司会の高島、大体協監事の今村、大体協評議員推薦理事の斉藤、澤田、辰野のほか、当時大体協評議員を務めた明石和衛、近藤茂吉、野口源三郎、林愛作、峰豊、そして、大体協副会長兼競技連合評議員の平沼であった。したがって、今回の座談会は、平沼以外、競技連合関係者は出席していない。さらに、この「故岸会長を偲ぶ座談会」では、唯一の競技連合関係者であった平沼が遅刻している。そのため、今回の座談会は、実質的には大体協評議員が中心となって開かれたものであった。

今回の座談会で注目すべきは、競技連合評議員の平沼が座談会に加わる前に、大体協評議員推薦理事らによって、競技連合や競技連合を肯定するようになった岸に対する批判が交わされ、平沼が来席した直後に座談会が終了している点である。以下では、この座談会においてなされた競技連合に関連する発言について確認していく。

まずは、岸の追悼会における平沼の発言に対して、大体協評議員推薦理事らが不満を述べている箇所をみていく。先に述べたとおり、この時点で、平沼はまだ座談会に加わっていない。

辰野「岸さんの追悼会の席上で平沼君が今日は日頃大変岸さんに恩顧になって居る人々のみ寄り合って云々と言った時に俺は自分は少くも恩顧といふ字には不服だった。諸君は何と思はれたか知らぬが」

斉藤「僕もあの時は不愉快だった」(明石ほか, 1934, pp. 57-58)

辰野と斉藤の発言から、彼らが岸に「恩顧」になっているという意識があったわけではなかったことが窺える。つまり、大体協副会長や競技連合評議員を務めている平沼とは、岸に対する認識が異なっていることが明言されているといえよう。そして、岸に対する不満の一つに、下記の競技連合に関する発言がみられる。

辰野「僕等は昔の岸さんの方が好きだった。率直に言へば僕は総合団体（競技連合）の問題でも不愉快な事どもは沢山ある」

斉藤「終始変らんのは我々だけだ」

明石「近年変わったんだよ」（明石ほか，1934，p. 58；括弧内引用者）

これらの一連の発言から、先述した「会長追悼座談会」と同様、「故岸会長を偲ぶ座談会」においても、競技連合をめぐって晩年の岸が変化した点について指摘されている。そして、「会長追悼座談会」と違い、大体協評議員が中心となって行われた「故岸会長を偲ぶ座談会」では、岸の変化に対して否定的に受け止めていることが窺える。しかし、大体協評議員らは、「競技連合の問題」に対して「不愉快」と感情を吐露するものの、「競技連合の問題」の内実が何であったのかについて、具体的に語ることは全くない。

そして、先に述べたように、平沼が座談会に加わった直後に会は終了した。ここから、「故岸会長を偲ぶ座談会」に出席した大体協評議員らは、岸に「恩顧」になり、大体協副会長や競技連合評議員を務めた平沼に対しても否定的な態度を取っていたことが推察される。

大体協評議員らが平沼に対して否定的な態度を取っていたであろうことについては、読売新聞の連載記事「育ちの悩みの総合団体」（読売新聞 1934年2月26日付朝刊，1934年2月27日付朝刊）からも窺える。そこで、以下では、この連載記事の内容を追っていく。

連載記事は、はじめに競技連合の設立の経緯について、以下のように述べている。

体協と神宮体育会との関係を未解決のままにサツサと日本運動競技連合の看板をかけたしまったのはこの運動の発頭人である水上連盟の田畑政治氏等がその舌の回転が超高速であると同様その行動もまことにセツカチなることを物語るものでこの辺にも後でいふ体協系の連中の不満の一因が潜んでいるのだが同時に何うのかうのとスポーツ統制に乗り出さうとする文部省に先手を打つておいてけぼりを喰はせようといふ肚のあつたことも事実だ（読売新聞 1934年2月26日付朝刊）。

ここから、田畑の行動の早さが、競技連合の設立を促したと同時に、「体協系の連中の不満」を招いた要因となった点について指摘していることが確認できる。

そして、同記事では、競技連合が当時の大体協の「立役者」によって設立されたことから、登記変更によって大体協の財産を競技連合に移せば、大した手数もなく済むため、大体協との折衝は問題なく行われるように思われるが、「どつこいなかなかさうアツサリとは参らぬ訳があるのだ」（読売新聞 1934年2月26日付朝刊）と述べられている。

翌日の記事には、大体協との折衝が困難である理由について書かれている。そこでは、大体協評議員推薦理事と競技連合理事との確執の内実について記されている。連載記事には、大体協評議員推薦理事について以下のような記述がみられる。

体協には加盟団体の外に一口 100 円以上或は毎月 1 円を納める賛助会員といふ個人会員がありこの中から評議員が選ばれ、これから更に加盟団体選出理事と同列の理事が出てくる、此れ即ち体協のウルサ方でその代表的な存在は今村次吉、斉藤力、辰野保、

澤田一郎といったやうな諸氏である…（中略）…これ等の人々はいはば体協の初期時代から建設時代にかけて故岸会長と辛苦を共にした連中で体協 20 万円の財産にしたつて俺達がつつてやつたんだとの観念が強いのは止むを得ない（読売新聞 1934 年 2 月 27 日付朝刊）。

ここでは、記事発表の数日前に競技連合との会合予定であった今村、斉藤、澤田、辰野が「体協のウルサ方」と表記されている。さらに記事では、「だから今になつて郷、田畑、松澤の若い連中がノサばつてくればこれ等評議員諸公は旗本八万旗の名にかけても『町奴ども何をぬかす』といい気持のしないのも無理もないのだ」（読売新聞 1934 年 2 月 27 日付朝刊）と述べられる。このように、連載記事では、長年大体協を支えてきたという自負を持った大体協評議員推薦理事らが、若手の台頭を許容しきれない様子が記されている。そして、記事では、大体協との交渉において、競技連合側が平沼を「使者」に立ててしまった点が失敗であったとし、以下のように述べる。

郷氏に限らず少し頭の良い者だつたら総合団体運動がそれ自身スポーツ界における画期的な進歩的運動だ位のことは判るし、わかればシンパになるのに不思議はないのだ。詮じつめればただでさへ気位の高い体協の評議員諸公のツムジを急角度に旋回させてしまつたのはどうやら最初競連（競技連合）が平沼氏を陣頭に立てたのが祟つたものと見ていいやうだ。あれが逆に郷、田畑、松澤のトリオで当つていたら郷の太ッ腹と田畑の急テンポと松澤の冷静さが味のいいカクテルになつて評議員連中を陶醉させてしまつたらうと思はれるんだが—これが今日までの総合劇第一幕のアラ筋である（読売新聞 1934 年 2 月 27 日付朝刊；括弧内引用者）。

ここからも、先の座談会と同様に、帝大出身の大体協評議員推薦理事らが、慶大出身で大体協副会長を務めた平沼に対して否定的な感情を抱いていたことが示唆されている。

この点については、スポーツ団体の外部者からみた当時の平沼の人物評について書かれた、昭和初期の娯楽雑誌『モダン日本』に掲載された記事「スポーツ界メリイゴオラウンド」（石川，1933）にも見て取れる。この記事によると、平沼は、大体協や競技連合以外にも、日本陸連会長、全日本体操連盟会長、明治神宮体育会副会長を務めており、「盛大なる『スポーツ会長屋』（石川，1933，p. 54）と称された人物であった。しかし、平沼はスポーツ団体の協議会において、ほとんど個人的な意見は述べず、協議会終了後に「軽口と駄洒落とワイ談が口をついて飛び出す」（石川，1933，p. 54）ような人物であったという。また、平沼の自著『スポーツ生活六十年』には、1910（明治 43）年以降、毎年 1 月 2 日に「正月二日の会」を開いて、平沼がスポーツ関係者を横浜の自邸へ招き、テニスや相撲を楽しんだ後、御馳走をして帰すようなことをしていた様子が記されている（平沼，1943，pp. 326-328）。

そのため、平沼は、「若い者に絶大の人気を博して、あつちからもこつちからも、ひつきりなしにお座敷がかかつ」（石川，1933，p. 54）たという。一方、「真面目にスポーツ団体のことを考えている人々」は、平沼に対して、「ただ洒落と冗談以外殆んど何物もない平沼の態度にあきたらず、平沼不信任の声も一部では相当高くなっている」（石川，1933，p. 54）と指摘している。

『モダン日本』による平沼の人物評をふまえると、競技連合を設立した大体協の若手役員らが、スポーツ団体に対して個人的意見を言わずとも、スポーツ団体で確固たる地位を築いている平沼を競技連合評議員として推薦したことは合点がいく。また、若手に担がれてスポーツ団体において確固たる地位を築いた慶大出身の平沼に対して、帝大出身者の澤田，辰野らが否定的な感情を抱いたであろうことも想像に難くないだろう。

ここまで、岸の死去後に開かれた座談会と読売新聞の連載記事を確認してきた。そこから、大体協評議員推薦理事が岸の死後、一貫して、競技連合の存在に対して否定的な態度を示してきたものの、競技連合の趣旨については明確には否定していないことが確認できた。この傾向は、その後の大体協の動きとも連動している。また、その背景には、若手に担がれてスポーツ団体において確固たる地位を築いた慶大出身の平沼に対する、帝大出身の大体協評議員推薦理事らの嫉妬も垣間見えた。そこで、以下では、大体協評議員推薦理事と競技連合理事との会合が中止されて以降の、大体協における競技連合をめぐる議論について確認していく。

1934（昭和9）年2月22日に開かれる予定だった、競技連合理事と大体協評議員推薦理事との会合が中止して以降、同年6月まで大体協理事会において競技連合に関する議論はなされていなかった。というのも、1934（昭和9）年は、極東選手権競技大会において、満州国の参加問題が盛んに議論されたからである。この問題については、本項の直接的な問題ではないため、これ以上言及しない<sup>注4)</sup>。

結局、大体協理事会において再び競技連合についての議論がなされるのは、1934（昭和9）年6月12日であった。今回の大体協理事会には、競技連合に対して否定的な見解を示していた今村，澤田，辰野も出席していた。しかし、大体協理事会では、「統一組織」の結成が「全会一致」で賛成された。議事録において、「日本運動競技連合」ではなく、「統一組織」と表記され、「全会一致」にて賛成されたことから、今村，澤田，辰野も「統一組織」の必要性自体は承認していたことが窺える。そして、「統一組織」結成に向けた具体案作成小委員会が設置された。具体案作成小委員会の委員は、競技連合理事を兼任している大体協専務理事（櫻井，渋谷，鈴木，松澤，李）と大体協評議員推薦理事の澤田，辰野の7名で構成されている。つまり、大体協では、確執が生じていた競技連合理事と大体協評議員推薦理事によって「統一組織」結成に向けた具体案を作成していくことになったのである。

大体協の議事録を確認する限り、具体案作成小委員会は、同年6月19日，22日，7月3日，10日の計4回開催された。そして、具体案作成小委員会は、競技連合理事の渋谷，松澤，李，大体協評議員推薦理事の澤田が毎回出席している。なお、具体案作成小委員会の

詳細については、議事録に明記されていないため確認ができない。

その後、先に述べた満洲国参加問題の議論が中心になされた影響によって、大体協では、「統一組織」に関する議論がしばらくなされなかった。結局、再び「統一組織」に関する議論がなされたのは、同年12月4日の大体協評議員会である。この評議員会では、大体協副会長の平沼と大体協評議員14名、大体協理事15名が出席している。具体案作成小委員会からは、櫻井、渋谷、松澤、李が出席し、大体協評議員推薦理事の澤田と辰野は出席していない。ほかには、競技連合名誉主事の郷、専務理事の田畑も出席している。

今回の大体協評議員会では、郷から「統一組織」の必要性、競技連合の創立運動等について説明がなされた。その後、2、3の質問があり、後日再び評議員会を開き意見交換をすることが決定された。また、今回の大体協評議員会では、具体案作成小委員会で作成された具体案について説明され、新団体に対しては大体協の歴史を重んじ「大日本体育協会」という名称にする意向が示された（読売新聞1934年12月5日付朝刊）。

具体案作成小委員会作成の具体案に「大日本体育協会」の名称が付された理由の一端は、郷の死後刊行の追想録『郷隆』に寄稿された澤田による回想録（澤田、1975）に垣間見ることができる。澤田（1975）は、競技連合について、「一中時代からの先輩の立場」から、後輩の郷に対して、「齒に衣着せぬアドヴァイス」をしたという。澤田の回想によると、この助言は、以下の5点であり、辰野も同調の意見であったと振り返っている。

1. 計画の趣旨は充分諒解される
2. 然し方法と課題とに著しく妥当性を欠いて居る
3. 従来の体協組織に欠陥ありとすれば、之を矯正する責務は理事にあるのではないか
4. 理事が役職を辞して体協との関係を打ち切り、全く第3者の立場で、体協と対抗する新組織を結成しようと試みているならば、一応話の筋道は通るが、然るに体協理事在任中の儘で居乍ら、体協にチャレンジして別個の団体を外に組織し、而も自分達で運営しようと目論むのは、二足の草鞋を履くものではないか。この双股膏葉は頂けない。正に理事としての背任行為であり、道義的には男らしくないし、又世のご仁義に背くと言うもの、日頃説いてるスポーツマンシップにも悖るのではないか
5. だから、この際、嘉納、岸両先生の顔を立てて、体協自身発起立案の体裁で、理事会の総意を纏めて、趣旨に副う改造を断行するとの方針を樹立提唱することこそ、理事としての本来の当然の責務を果す所以でないのか（澤田、1975, pp. 48-49）

ここから、澤田が、競技連合の趣旨そのものに対しては何ら否定していないことが改めて確認できる。しかし、競技連合実現のための方法に対しては妥当性を欠くものとしている。具体的には、大体協理事の当事者でありながらも、新団体の設立をすることは、「二足の草鞋」を履くものであるため「スポーツマンシップ」に則ったものではない、という道義的な論拠に基づいて競技連合実現の方法を批判していることが見て取れる。そして、嘉

納名誉会長や岸会長の「顔を立て」る必要性を郷に対して助言している。

また、澤田の回想には、以下のような記述もみられる。

今にして顧れば、体協としては1911年創立以来初めての危機に直面した訳で、幸にして「競技連合」は実現されずに済み、海外に対しては、嘉納、岸両先生が鋭意築き上げた日本スポーツ界への信頼を失うことなく、体協改造が完遂された(澤田, 1975, p. 49)。

ここからも澤田は、嘉納、岸の顔を立てることや、海外に対して日本のスポーツ界の信頼を守るといった、大体協の体面を保つ必要性を主張しているだけであり、競技連合の趣旨に対しては、何ら否定していないことが確認できる。

澤田以外の大体協評議員も、澤田と同様に競技連合の趣旨については賛同を示していた。たとえば、野口は、競技連合について、「雑然たるスポーツ界に一大統制を敷かうといふことは言ふ迄も無く賛同してよい事だ」(野口, 1934, p. 7)と述べている。しかし、競技連合の設立に際して、「母胎を傷けずしかも立派なものを産み出さなければならぬといふこと」(野口, 1934, p. 7)を強調した。

以上より、競技連合の設立以降、大体協との折衝を重ねる過程で、大体協評議員推薦理事と競技連合理事との間で確執が生じていった点が確認できた。しかし、大体協評議員推薦理事は、競技連合の趣旨そのものを否定しているのではなく、あくまでも大体協の歴史を尊重し、大体協の体面を保つことを主張していた。ここから、大体協評議員推薦理事には、新団体の設立にあたって何ら明確な目的を描けていなかったことが示唆される。このような大体協評議員推薦理事らの態度は、大体協名誉会長の嘉納とは異なっていた。そこで、次項では、名誉会長である嘉納が突如大体協の評議員会等に参加し、競技連合のその後のあり方を大きく変える「一喝」を行う過程についてみていく。

## 第2項：大日本体育協会理事評議員会における嘉納治五郎名誉会長の「一喝」

1934(昭和9)年12月6日、「総合運動競技団体」設立に向けて意見交換するために開かれた大体協臨時評議員会において、これまで「総合運動競技団体」に関する議論に加わってこなかった大体協名誉会長の嘉納が突如出席した。今回の大体協臨時評議員会は、松澤から競技連合設立の由来について説明がなされた後、嘉納、辰野、今村らから質問や意見が出された。その詳細については、議事録に記述されていないため確認できない。そして、大体協臨時評議員会は、後日理事会を開催することが決定された後、散会した。

大体協臨時評議員会での決定に応じる形で、同年12月11日に、大体協理事会が開かれた。ここでは、先の大体協臨時評議員会の経過について松澤から述べられるにとどまり、翌1935(昭和10)年1月21日の大体協理事評議員会にて議論することが決定された後、

散会した。

予定どおり、1935（昭和10）年1月21日には、大体協理事評議員会が開かれ、競技連合の今後について議論された。まず、松澤と田畑から、競技連合の理想について、今後大体協を解散させ、競技連合による単一統制を図っていく案が主張された（読売新聞1935年1月22日付朝刊）。この主張に対して宮川大体協評議員は、重大な問題であるため、「先輩各位」の意見を聞く必要があると示唆した。

議事録によると、そこで、嘉納が「総合競技団体の設立さるることは洵に賛成なれども、之に歴史ある現在の大日本体育協会を解消合流せしむることには絶対反対なり」（大日本体育協会、1935b, p. 45）と主張したという。一方、野口の回顧によると、上の嘉納の発言は、以下のものであったとされている<sup>注5)</sup>。

自分が体協を組織したのは何処までも国民体育を目的としたものである。今諸君が競技連合に改革したいといふならしたらよい。自分は直ちに別に体育協会を組織するであらう（野口、1938, p. 18；傍点引用者）。

この発言からは、大体協会長が岸に代わって以降、嘉納によって大体協創立期に掲げられた「国民体育の普及」という目的が、規約の目的から外され、一貫してなおざりにされ続けてきたことに対する嘉納の憤りが表れているように見受けられる。また、競技連合は、前節でみてきたように、「創立に関する申合」、「方針に関する申合」、寄附行為草案においても、「体育」という言葉を一度も用いておらず、嘉納の「国民体育の普及」という理想は完全に無視されているといっても過言ではなかった。

結局、大体協理事評議員会では、嘉納の発言を受けた後、今村、平沼、辰野、林大体協評議員らは、いずれも嘉納の意見に賛意を示した。野口（1938）は、上記の嘉納の「一喝」によって大体協の解散は、「阻止」されたと振り返っている。

以上より、嘉納の「一喝」によって、大体協の解散は阻止され、競技連合の目的の一端は道を閉ざされることになったことが確認できた。では、嘉納の「一喝」後、大体協と競技連合はそれぞれいかなる対応を取っていったのだろうか。次項で検討していく。

### 第3項：日本運動競技連合の態度の転換と大日本体育協会寄附行為改正に向けた取り組み

嘉納の「一喝」から2日後の1935（昭和10）年1月23日、競技連合は理事会を開いた。競技連合理事会では、今後、「競技連合による改変」ではなく、「大体協の組織改造」によって競技連合の趣旨の実現を図っていくことが決議された。競技連合理事会の様子について報道した読売新聞1935年1月24日付朝刊によると、競技連合が今後以下のような態度を取ることに決定したという。

運連（競技連合）の成立趣旨は専らわがアマチュア・スポーツ界の全面に互つて合理的な単一統制機構を樹立せんとするにあり。体協評議員会側でもその趣旨は充分諒解されていると認められるので今後は一切感情的な対立意識を清算し漸進的に理想的組織の実現に努力することを申合せ25日の体協理事会にも体協理事を兼ねる運連関係者は右の如き態度を以て臨むこととなつた（読売新聞1935年1月24日付朝刊；括弧内引用者）。

つまり、競技連合は、大体協評議員推薦理事が、嘉納や岸の体面を保つためにこだわった、『大日本体育協会』という組織の名称を維持すること」は些末な問題であるとして、あくまでも大体協を「アマチュア・スポーツ界」の合理的な「単一統制機構」へと組織改造することへと目的をシフトさせたことが読み取れる。

競技連合が態度を転換した2日後の1月25日には、大体協理事会が開かれた。なお、今回の大体協理事会にも嘉納が出席していた。そこでは、大体協を、日本における各競技団体を構成単位とするように組織改造をしていくために、寄附行為改正委員会を設置することが決定された。

寄附行為改正委員会の委員は、表3-7のとおりである。

表3-7 大日本体育協会寄附行為改正委員会委員名簿

役職	氏名	備考
副会長	平沼亮三	競技連合評議員
監事	今村次吉	大体協評議員
名誉会計	小川勝次	
理事	齊藤力 澤田一郎 辰野保	大体協評議員
	郷隆	競技連合名誉主事
	櫻井正光 渋谷壽光 李想白	競技連合専務理事
	大島又彦 佐々木道雄 鈴木重義 永井直邦 松澤一鶴 森秀	競技連合理事
	小西健一	
拳闘連盟理事	泉勘次郎	

（「体協報告」（大日本体育協会，1935c，p. 56）；「日本運動競技連合議事録」（日本運動競技連合，1933b，p. 60）；『大日本体育協会史上巻』（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 545. 551-552）より作成）

委員の顔ぶれをみると、今回も、大体協評議員推薦理事と競技連合理事を中心として構成されていることが確認できる。

読売新聞 1935 年 1 月 26 日付朝刊によると、嘉納は、今回の大体協理事会で議論された組織改造案に賛意を示し、「全日本のアマチュア・スポーツ界を完全にリードする強力なる組織」（読売新聞 1935 年 1 月 26 日付朝刊）を結成すべしとの激励の言葉を述べたという。そして、大体協理事会は、「過半の評議員会とは打つて変わった和やかな空気」（読売新聞 1935 年 1 月 26 日付朝刊）で散会したという。また、同記事では、23 日の競技連合理事会で決定した態度の転換が、大体協評議員推薦理事に「好感を与え事態を円満急速に展開せしめた有力な原因となつたのは確か」（読売新聞 1935 年 1 月 26 日付朝刊）であったと述べられている。

ここから、「大日本体育協会」の名称のまま、大体協の組織改造によって、自らの目的を実現しようとする競技連合の作戦が功を奏していたことが窺える。そして、結果的には、今後の寄附行為改正においても競技連合側の意見が通るようになっていく。

また、今回の大体協理事会では、競技連合理事から、大体協の「満足すべき改造」が実現される見通しがつき次第、適当な時期に競技連合を解散すべき旨が言明された（読売新聞 1935 年 1 月 26 日付朝刊）。したがって、この段階で、競技連合は、自分たちが望む方向で寄附行為が改正されない限り、存続することを決定していたのである。ここからも、競技連合側が強い意志で大体協の組織改造を推進しようとしていたことが窺える。

そして、同年 2 月 4 日には、寄附行為改正委員会が開かれ、改正の根本方針について協議された。

翌 2 月 5 日には、競技連合理事会が開催され、郷によって大体協改造問題に関する報告がなされた。このように、競技連合では、常に大体協の動きを逐一競技連合理事会にて報告している。ここから、競技連合が、注意深く大体協の組織改造を監視していることが読み取れよう。

2 月 19 日に開かれた競技連合理事会では、大体協の寄附行為改正が競技連合側にとっての既定路線で邁進していることが確認された。一方、同日に開かれた大体協評議員会は、「懇談程度」であったという（東京朝日新聞 1935 年 2 月 20 日付朝刊）。ここから、大体協の解散が回避され、「大日本体育協会」という名称を変更することなく、寄附行為の改正によって組織改造を行うようになって以降、大体協評議員は、競技連合に対して批判することがほとんどなくなったことが窺える。

2 月 25 日に開かれた寄附行為改正委員会では、寄附行為改正に向けた申合せが作成された（表 3-8 参照）。議事録を確認すると、出席者は、今村、小川、郷、渋谷、松澤、李、田畑であった。寄附行為改正委員会の委員として含まれていなかった田畑が出席し、大体協評議員推薦理事からは 1 人も出席していないことに鑑みると、やはり改正寄附行為は、競技連合関係者で作成が進められていたことが窺える。

表3-8 寄附行為改正に向けた申合せ（寄附行為改正委員会作成）

## 申合せ

### 審議機関

1. 体育の根本方針を審議する為め審議機関を設置す
1. 審議機関は名誉会長，会長，副会長，顧問，及体育に功労識見ある者（監事）にして理事会の満場一致推薦せるものを以て之に充つ

### 評議員会

1. 評議員会は体育功労者中より理事之を選任す
1. 評議員は5名の参与を互選す 参与は理事会に出席して意見を述ぶることを得

### 財務委員会

1. 本協会は加盟団体の事業を助成する為め財政的にも援助を与ふるやう考慮すること
1. 前項の目的を達する為め強力なる財務委員会を設置し其の名称を他の委員会と区別し特異の名称を与ふること

役員は会長，副会長，評議員，名誉主事，名誉会計，理事，専務理事，監事とし，他に理事会の決議により名誉会長，顧問を置くことを得とし，役員名簿中に審議機関，参与は挿入せず起草委員として今村，辰野，郷，渋谷，松澤を推薦すること

（「体協報告」（大日本体育協会，1935d，p. 43）より作成）

今回の申合せのうち，特に注目されるのは，冒頭に示された「体育の根本方針」を審議するための機関の設置が明記されている点であろう。というのも，この点は，これまで競技連合では全く議論されてこなかったからである。ここに，申合せの作成にあたって，「あくまでも大体協の目的は『国民体育の普及』である」と「一喝」した，嘉納の発言の影響を窺い知ることができよう。そして，審議機関の構成員も，「名誉会長，会長，副会長，顧問，及体育に功労識見ある者（監事）にして理事会の満場一致推薦せるもの」からなり，嘉納が含まれることが想定されていることがわかる。しかし，この審議機関は，今回の申合せ以降議論されることはなく，改正された寄附行為にも反映されなかった。

そして，申合せの末尾には，起草委員として今村，辰野，郷，渋谷，松澤を推薦することが記されている。ここでも，大体協評議員の今村や辰野を推薦しており，競技連合役員側が一方向的に改正寄附行為を起草することなく，大体協評議員の意見も取り入れたことが形式的に担保されるような配慮がなされている。

2月27日には，競技連合理事会—大体協寄附行為改正委員会—大体協評議員会—大体協理事会が順に開かれ，競技連合側の大体協改造原案が異議なく承認された。ここからも，競技連合側の意図が今回の大体協の組織改造に多分に反映されたことが確認できよう。

今回可決された競技連合の改造原案は，改組後の大体協における最高決議機関が加盟競技団体の代表者のみからなる評議員会で構成されていることが注目される。すなわち，「評議員」の内実が従前と大きく変わっているのである。

以上より、競技連合が、大体協を組織改造することによって自らの目的を実現するという態度に転向した結果、嘉納や大体協評議員たちからの承認を受け、競技連合が主導権を握りつつ、大体協の寄附行為が改正される運びとなったことが確認できた。『大日本体育協会史上巻』に記されたように、「一時は大体協の存立をさえ危うくする可能性」があったものの、結局、寄附行為改正を通じた大体協の組織改造によって、競技連合の設立に関する問題は、「円満に解決」されたといえよう（財団法人大日本体育協会編，1936，p. 540）。

次項では、大体協の寄附行為の改正を経て競技連合が大体協に合流後、解散していく過程について検討していく。

#### **第4項：1935（昭和10）年における大日本体育協会の寄附行為改正と日本運動競技連合の解散**

1935（昭和10）年3月3日に改正寄附行為起草委員会が開かれた。そこでは、松澤、渋谷に改正寄附行為の起草を依頼することが決定された。大体協評議員の今村や辰野ではなく、競技連合の松澤、渋谷が改正寄附行為の起草を担当していることから、大体協の組織改造が競技連合側の意向を多分に反映していくであろうことが窺える。

同年3月16日に開かれた寄附行為改正委員会では、松澤、渋谷によって起草された草案が可決された。そして、同19日の大体協理事会にて報告することが決議された。そして、19日の大体協理事会では、改正寄附行為草案が可決された。

4月13日の大体協理事会では、文部省の注意により改正寄附行為草案に「理事会」の章を加えることが報告された。

5月4日に開かれた大体協理事会では、寄附行為変更認可申請書類を東京府に提出し、5月15日に文部省から認可された。ここで大体協の組織改造が実現された。

5月20日には、寄附行為改正後初の大体協評議員会が開かれた。そこでは、競技連合が大体協へ合流することが議決され、新たな役員が決定した。新役員の顔ぶれは表3-9のとおりである。

表3-9 寄附行為改正後の大日本体育協会役員名簿

役職	氏名		
名誉会長	嘉納治五郎		
顧問	今村次吉	杉村陽太郎	★副島道正
会長	欠員		
副会長	★平沼亮三		
専務理事	大島又彦		
会計理事	小川勝次		
理事	★郷隆 西本龍三	★櫻井正光 ★渋谷壽光	★田邊九萬三 ★李想白
監事	春日弘	斉藤力	下村宏
評議員	★浅野延秋 ★稲田昌植 加藤眞一 ★佐々木道雄 野田一雄 ★針重敬喜 ★牧田清之助 ★森秀	足立脩蔵 ★大谷武一 久保田敬一 ★鈴木重義 野津謙 ★久富達夫 三藤正 山本千春	伊集院浩 鹿毛善光 坂口信夫 ★永井直邦 ★原六郎 平林博 ★宮木昌常 吉本祐一
参事	石本巳四雄 辰野保	岩原拓 野口源三郎	澤田一郎

※★は競技連合役員

『大日本体育協会史上巻』（財団法人大日本体育協会編，1936，pp. 552-553）より作成）

大体協の新役員は、専務理事、理事、評議員が、各競技団体の役員によって構成され、その多くが、競技連合の役員を務めていた。実際に、大体協評議員は、改正寄附行為によって、加盟各競技団体から2名が選出されることになっている（章末資料②第15条参照）。また、従来の大体協評議員推薦理事は、新たに参事として位置づけられた。そして、参事は、加盟各競技団体から選出された評議員会の決議により5名選出されるようになった（章末資料②第24条参照）。

つまり、従来は互選によって選出された大体協評議員推薦理事は、従来の大体協理事である加盟各競技団体選出の役員から選出されるように変化したのである。ここから、今回の寄附行為改正によって、大体協評議員推薦理事の権限が加盟各競技団体関係者によって制限されたことが確認できる。なお、同年6月14日には、競技連合最後の理事会が開かれ、競技連合の解散が正式に決定された。

次節では、これまでの考察をふまえた上で、改正された改正寄附行為（S10）の内容について確認しつつ、第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討していく。

### 第3節：第Ⅲ期における大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ

本節では、本章におけるこれまでの検討をふまえて、第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討していく。

#### 第1項：改正寄附行為（S10）における大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけ

前節では、競技連合が、大体協の寄附行為の改正を通して、大体協へと合流・解散していく過程について検討してきた。その結果、改正寄附行為（S10）が、競技連合の意向を多分に反映したものであったことが明らかになった。では、改正寄附行為（S10）には、競技連合と同様に、「アマチュア」競技者の競技力の向上を図るための手段としてアマチュアリズムが位置づけられていたのだろうか。

そこで、本項では、本章におけるこれまでの考察をふまえつつ、競技連合の寄附行為草案（章末資料①）と大体協の改正寄附行為（S10）（章末資料②）との比較検討を通して、改正寄附行為（S10）にみられる大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討していく。

まずは、競技連合の寄附行為草案と改正寄附行為（S10）の差異に着目していく。改正寄附行為（S10）には、競技連合の寄附行為草案にはみられなかった、「体育」という語が、第2章「目的」や第4章「事業」の箇所に明記されるようになった。この点は、先述した嘉納の「一喝」の影響を多分に受けていると考えられる。

具体的に改正寄附行為（S10）の条文を確認すると、第2章「目的」では、「日本に於ける体育並に運動競技の根本方針を確立し、『アマチュア』運動競技団体を統制指導して汎く体育並に運動競技の健全なる発達を期し以て国民精神の作興を図ること」が目的とされていた。ここから、改正寄附行為（S10）には、各競技団体を「統制指導」することが目的として明記されており、競技連合の寄附行為草案にみられた「連絡融和並に其の事業の助成を図り」という条文と比較すると、各競技団体に対して「統制」を強めようという大体協の意思が窺えるものとなっている。

改正寄附行為（S10）の第4章「事業」は、競技連合の寄附行為草案と比較しても、ほとんどが同一の内容を示している。しかし、改正寄附行為（S10）において最初に挙げられた「体育並に運動競技の根本方針を審議確立すること」という記述は、競技連合の寄附行為草案にはみられない。ここからも、改正寄附行為（S10）において、競技連合が全くふれることのなかった「体育」を重視しようとしていることが窺える。

このように、改正寄附行為（S10）の条文において、「体育」という語を「競技」よりも先に記述していることに鑑みると、改正寄附行為（S10）には、嘉納が大体協の設立時に掲げた目的である「国民体育の普及」という原点に立ち返る意図が込められているように見受けられる。

では、実際に大体協の公式見解では、今回の改正寄附行為（S10）の主要な改正点は何であったのだろうか。「体育」という語を組み込むことによって、「国民体育の普及」を図る

ことにあったのだろうか。この点については、機関誌『オリンピック』に掲載された記事「本協会の寄附行為改正について」（大日本体育協会，1935f）に記載されている。そこには、改正寄附行為（S10）の主要な改正点として、以下の5点を挙げている。

1. 本会の目的が従来の如く「スポーツ」文化事業団体として「スポーツ」の健全なる発達を図り以て国民文化の向上に寄与せんとするに存するはもろなるも今回其旨を成文化し其の究極の目的を明確にせり（第2條）
2. 右の結果、本会の行ふべき事業を一層詳細にし且総合運動競技団体たる本会の使命と立場とを明かにする必要あるため第4條中に各種の新事項を付加せり
3. 1に掲げたる目的達成の爲めには、本会の組織を地域体育協会を基礎とせず日本に於ける各種競技別アマチュア運動競技の全国的統括団体を網羅包含するを必要とするにより、従来の如く国際オリンピック並びに東洋選手権競技大会関係の諸競技団体のみに限定せず、其の他の競技に関しても全国的統括組織を有する以上之れを加盟せしめ、以て日本に於ける単一的総合運動競技統制団体たる実を挙げんとせり（第3條）従来の賛助会員制度は、此の組織的変更の結果として廃止せられたり（現行寄附行為第14條乃至第15條）
4. 而して、本会に於ける各機関に、右の目的達成の爲め最も能率的且理論と思惟せらるる職務権限を付与することとし、其れに応じ、其の各々の名称を変更せり、即ち従来の理事を評議員に、専務理事を理事（民法上の理事）に名誉主事を専務理事に、名誉会計を会計理事に改め、新に諮問機関として参与員制度を設けたり（第14條乃至第35條）
5. 尚本会の財政其の他の事務を充分に遂行せしむる爲めに新に財務委員会（第36條乃至第38條）及各種の専門委員会（第39條）を設くることとせり（大日本体育協会，1935f, pp. 2-3）

ここでは、「スポーツ」文化事業団体としての「目的」と「事業」が明記された点、各地域の体育協会ではなく、各競技団体を基礎とした「単一的総合運動競技統制団体」となった点、賛助会員制度を廃止し、役員構成を変更した点等が指摘されている。これらの諸点は、本章で確認してきたように、競技連合が目指してきた組織のあり方と軌を一にしているといつて差し支えないだろう。一方、改正寄附行為（S10）において「体育」という語が用いられた点については、主要な改正点として、全く触れられていない。

先にも述べたように、寄附行為改正の過程で出された、「申合せ」の冒頭部に記された、

「体育の根本方針」を審議するための機関が設置されなかったことに鑑みても、改正寄附行為（S10）に記された「体育」という語は、重要な意味を帯びていなかったことが推察される。つまり、大体協は、嘉納の「一喝」の影響を受けて、改正された寄附行為に「体育」という語を組み込んだものの、重要な改正点としては、位置づけられていなかったのである。むしろ、大体協が、改正寄附行為（S10）において重視していたのは、競技連合の意向と同様に、大体協が各競技団体を基礎とした「単一的総合運動競技統制団体」となった点であった。

では、競技連合の意向が多分に反映された改正寄附行為（S10）の改正以降、大体協は、競技連合のように「アマチュア」競技者の競技力の向上を図るための手段としてアマチュアリズムを位置づけていたのか。寄附行為改正以降、大体協は、アマチュアリズムについていかなる議論をしていたのだろうか。

大体協機関誌に掲載された、大体協および第12回オリンピック東京大会組織委員会の議事録<sup>注6)</sup>や第11回ベルリン五輪の報告書（財団法人大日本体育協会編，1937b）、各種年史（日本体育協会・日本オリンピック委員会編，2012；財団法人大日本体育協会編，1936，1937a，1946；財団法人日本体育協会編，1958，1963，1986）を確認したところ、管見の限り、大体協は、寄附行為改正以降、組織としてアマチュアリズムに関する直接的な議論を行うことはなかった。

アマチュアリズムに関する直接的な議論をしていなかったとしても、寄附行為改正以降の大体協の動向を追うことで、当時の大体協のアマチュアリズムの位置づけについて考察する上での手がかりを得ることは可能であると考えた。そこで、以下では、寄附行為改正以降の大体協の動向について、若干ではあるものの、確認していく。

1936（昭和11）年7月31日にベルリンで開かれた第35回IOC総会では、東京が、第12回オリンピック大会の開催地として正式に決定した。しかし、この決定後、大体協は、東京市との対立が次第に顕著になっていく。この点について石坂（2007）は、経済的な負担がかかる東京市では、牛塚虎太郎市長を中心に利益の誘導を頑なに主張する一方で、競技運営の中心となる大体協は、中心的な事務は任されることなく、さらに、経済問題に遠慮をして十分な発言力をもてずいた、と指摘している。

東京市と大体協との対立の影響もあり、第12回オリンピック・東京大会（以下「第12回東京五輪」）の準備は遅々として進まなかったという。大体協副会長の平沼は、この状況について以下のように述べていた。

東京オリンピック準備工作は遅々として進まぬと云つて大部世間から非難を蒙つてゐるが之は一概に我々当事者の怠慢とのみは云へない。挙国一致といふことが此頃の流行言葉になつて、度々代る内閣が一様に之を唱へるにも拘らず容易にその実があがらぬやうに、オリンピックも御多聞に洩れぬといふ訳である（平沼，1937，p. 1）。

このように、第12回東京五輪の準備が進まないことに対し、平沼は「流行言葉」となりながらも成果を得ない「挙国一致」と同様であると述べていた。そして、図らずも大体協は、次第に、この「挙国一致」の影響を受けるようになっていく。

「挙国一致」の影響は、1937（昭和12）年7月の盧溝橋事件を契機に始まった日中戦争や、1938（昭和13）年1月11日の厚生省の設立を経て深化していった。野口が述べるように、厚生省設立後は、「国民の体力向上問題が重要な国策となり、体協と厚生省とのタイ・アップが宣伝される時世となつた」（野口、1938, p. 18）のであった。

『大日本体育協会史補遺上』（財団法人大日本体育協会編、1946）によると、上記のように、大体協が国策に取り込まれていく過程で、大体協では、「体育理念の変化」（財団法人大日本体育協会編、1946, p. 15）が生じたという。この「体育理念の変化」については、具体的に、以下のように述べられている。

事変の発展に伴つて体育の理念も転換した。当面した時局は従来の自由なスポーツ観念を許さなくなつた。体育の奨励方面では、従来の如き「スポーツのためのスポーツ」と云つた態度は改められねばならなかつた。即ち体育によつて心身の錬成に努むることは、国民の義務であり、今日の帝国国民の心身は、総てこれ皇運扶翼の聖業に捧げてあるものである（財団法人大日本体育協会編、1946, p. 15）。

つまり、「時局」の変化に伴い、大体協は、「スポーツのためのスポーツ」を行うことが許されなくなつていったのである。すなわち、大体協は、「スポーツのためのスポーツ」ではなく、「体育による心身の錬成」を重視するようになっていったのである。

大体協が、1935（昭和10）年の寄附行為改正以降、アマチュアリズムについて直接的な議論を行わなかつた理由は、「スポーツのためのスポーツ」から「体育による心身の錬成」を重視するようになっていったからであろう。というのも、アマチュアリズムは、「体育」ではなく、「近代スポーツ」を支える中心的な思想であつたからである。

とはいうものの、大体協は、寄附行為改正前後において、IOC 総会やIOC 実行委員会の議事録を機関誌に掲載し、IOC におけるオリンピックの参加者としての「アマチュア」の定義に関する議論についてはフォローしていた（岸、1933a, 1933b; 大日本体育協会、1934b, 1934f, 1936i）。しかし、大体協は、IOC でなされた議論に対して、独自の解釈や見解を示すことはなかつた。それだけでなく、IOC の「アマチュア」の定義についての解説もしていない。したがって、寄附行為改正以後の大体協にとって、「アマチュアリズム」とは、オリンピックへの出場資格の問題として取り上げられるにとどまり、競技連合のように、「アマチュア」競技者の競技力の向上を図る上での手段として積極的に位置づけることはなかつた。

以上より、寄附行為改正後の大体協においてアマチュアリズムは、オリンピックへの出場資格の問題にとどまるものとして位置づけられていたことが明らかになった。

## 第2項：第Ⅲ期における大日本体育協会のアマチュアリズムの位置づけの変化とその要因

第2章で明らかになったように、第Ⅱ期における大体協は、「競技主義」の展開に応じてアマチュアリズムの位置づけを変化させていた。この「競技主義」の展開は、第Ⅲ期も競技連合において引き継がれていた。なぜなら、本章第1節で明らかにしたように、競技連合は、「競技力向上」を図るために「プロフェッショナル」の差別撤廃と地位向上のための助成を「方針に関する申合」に明記したからである。

その結果、競技連合は、「アマチュア」競技者の競技力の向上を図ることを目的として、競技者としての「アマチュア」と指導者としての「プロフェッショナル」という関係性を強調した。

しかし、競技連合によって掲げられた「アマチュア」と「プロフェッショナル」の関係性の強調は、改正寄附行為（S10）の改正とそれに伴う競技連合の大体協への合流・解散を通して消失していった。そして、寄附行為改正以降の大体協にとって、アマチュアリズムとは、オリンピックの出場資格の問題にとどまるものとして位置づけられていった。

つまり、第Ⅲ期における、大体協のアマチュアリズムの位置づけは、「アマチュア」競技者の競技力の向上を図る上での手段から、オリンピックの出場資格の問題にとどまるものへと変化していった。

このような第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけの変容の転機は、1933（昭和8）年10月29日の岸の死去にあると考える。というのも、晩年の岸は、「アマチュア」競技者の競技力向上を図る上での手段としてアマチュアリズムを位置づけた競技連合に賛意を示していたからである。そのため、岸の生前においては、競技連合に対して否定的であった大体協評議員推薦理事らも表立って競技連合に対する批判ができなかった。そして、大体協評議員推薦理事らは、岸の死後に、競技連合に対する批判を展開していった。さらに、1935（昭和10）年1月21日には、競技連合の大体協への合流・解散を決定する最大の契機となった、嘉納の「一喝」がなされた。

結局、この「一喝」によって、「体育」を無視し、「競技力の向上」に主眼を置く「競技主義」一辺倒となっていた競技連合のあり方が再考に迫られることとなった。

しかし、嘉納が大体協設立時から一貫して掲げた「国民体育の普及」という目的は、前節で明らかになったように、その後の大体協においても十分に膾炙されずに、改正寄附行為にも十分に反映されたとは言い難かった。

したがって、第Ⅱ期から競技連合の活動が盛んになる第Ⅲ期の途中までは、「国民体育の普及」ではなく、「運動競技の奨励指導」に目的を特化する、「競技主義」が漸進的に深化していった結果、アマチュアリズムは、「アマチュア」競技者の競技力の向上を図る上での手段として位置づけられていった。しかし、嘉納の「一喝」以降、「競技主義」一辺倒の組織基盤が揺らいだ。その結果、寄附行為改正後の大体協では、組織単位でアマチュアリズムに関する直接的な議論がなされることがなくなり、アマチュアリズムは、オリンピックの出場資格の問題に収斂するものとして位置づけられていった。

ほかにも、第Ⅲ期において、大体協のアマチュアリズムの位置づけが変容していった背景には、「時局」の変化に伴って大体協の理念が、「スポーツのためのスポーツ」から「体育による心身鍛錬」へと変化していったことも挙げられる。

以上、第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけの変容を図式化すると、図3-2のようにまとめられる。

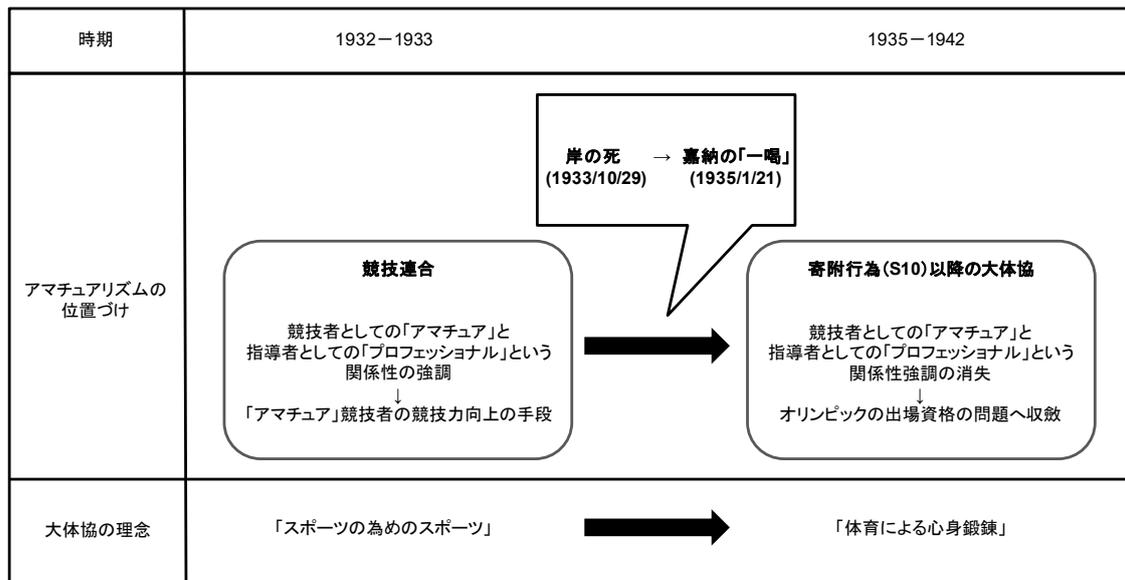


図3-2 第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけ

#### 第4節：本章の総括

本章では、競技連合の設立および大体協への合流を経て、1935（昭和10）年に改正された大体協の寄附行為の形成過程の検討を通して、第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とした。

そのために、まず競技連合の設立過程の検討を通して、競技連合におけるアマチュアリズムの位置づけについて検討した（第1節）。次に、日本運動競技連合が、大体協へ合流していく過程をふまえつつ、大体協の改正寄附行為（S10）の形成過程について検討した（第2節）。最後に、第2節までの検討をふまえて、第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討した（第3節）。

結果の概要は、以下のようにまとめられる。

- 1) 競技連合は、オリンピックにおける「勝利」のみを目的とする、「オリンピック第一主義」を掲げて、第10回ロス五輪で好成績を残した日水連が旗振り役となり、国内スポーツの統括組織の必要性を訴えた各競技団体若手役員らを中心に設立された。そのため、競技連合は、嘉納が大体協設立時に掲げた「国民体育の普及」という目的を顧みることではなく、あくまでも「競技力の向上」に主眼を置いた組織であった。
- 2) 競技連合は、「アマチュア」競技者の競技力向上のために、指導者としての「プロフェッショナル」に対して、差別を撤廃し、健全なる発達のための助成を行うことを「方針に関する申合」に明記した。したがって、競技連合においてアマチュアリズムは、「アマチュア」競技者の競技力の向上を図る上での手段として位置づけられていた。
- 3) 競技連合が大体協に合流する過程では、嘉納が「国民体育の普及」という大体協設立時の目的を顧みることのなかった競技連合役員らに対して「一喝」した。この「一喝」によって、競技連合は解散を余儀なくされることとなった。しかしながら、「総合運動競技団体の設立」という競技連合の趣旨自体は嘉納も否定していなかったため、競技連合役員らは、「大日本体育協会」の名称を変えずに、寄附行為の改正によって大体協の組織改造を図ることになった。その結果、寄附行為の改正では、競技連合側の意向が多分に反映された。
- 4) 第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけは、岸の死去を前後して大きく方向転換した。第Ⅱ期から競技連合の活動が盛んになる第Ⅲ期の途中（岸の生前）までは、「国民体育の普及」ではなく、「運動競技の奨励指導」に目的を特化する、「競技主義」が漸進的に深化していった結果、アマチュアリズムは、「アマチュア」競技者の競技力の向上を図る上での手段として位置づけられていた。しかし、岸の死後、嘉納による「一喝」がなされ、「競技主義」一辺倒の組織基盤が揺らいだ。その結果、寄附行為改正後の

大体協では、組織単位でアマチュアリズムに関する直接的な議論がなされることがなくなり、アマチュアリズムは、オリンピックの出場資格の問題に収斂するものとして位置づけられていった。

以上、本章では、第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて明らかにした。

次章では、本研究の総括を行い、大体協におけるアマチュアリズムの形成過程について結論を提示し、本研究の結びとしたい。

## 第3章 注釈

注1) 本節では、競技連合に関する記述の多くが、日本運動競技連合（1933a, 1933b）に依っている。そのため、直接引用以外の箇所は、特に出典を示さない。日本運動競技連合（1933a, 1933b）で不足している点については、新聞記事等によって補った。その箇所については出典を明記した。

注2) 「体育運動管理講習会」は、「日本最初の体育運動管理の講習会」（読売新聞 1931年2月1日付朝刊）と評されるものであった。

注3) 大日本体育協会および日本運動競技連合の議事録は、下記の資料を参照した。

- 大日本体育協会（1934a）体協日誌抄。オリンピック，12（7）：61.
- 大日本体育協会（1934c）体協議事録。オリンピック，12（7）：85-87.
- 大日本体育協会（1934d）体協日誌抄。オリンピック，12（8）：57.
- 大日本体育協会（1934e）体協日誌抄。オリンピック，12（9）：45.
- 大日本体育協会（1934g）日誌抄。オリンピック，12（10）：82.
- 大日本体育協会（1934h）会報。オリンピック，12（11）：50-51.
- 大日本体育協会（1934i）会報。オリンピック，12（12）：43.
- 大日本体育協会（1935a）会報。オリンピック，13（1）：42-44.
- 大日本体育協会（1935b）体協報告。オリンピック，13（2）：44-45.
- 大日本体育協会（1935c）体協報告。オリンピック，13（3）：56.
- 大日本体育協会（1935d）体協報告。オリンピック，13（4）：40-47.
- 大日本体育協会（1935e）諸会合の議事録。オリンピック，13（5）：30-35.
- 大日本体育協会（1935f）本協会の寄附行為改正について。オリンピック，13（6）：2-7.
- 大日本体育協会（1935g）寄附行為改正後最初の評議員会。オリンピック，13（6）：32-33.
- 大日本体育協会（1935h）議事録及報告。オリンピック，13（6）：58-60.
- 大日本体育協会（1935i）議事録・報告。オリンピック，13（7）：58-60.
- 大日本体育協会（1935j）議事録。オリンピック，13（8）：38-39.
- 日本運動競技連合（1933a）日本運動競技連合成立に関する報告。籠球，8：67-72. 78.
- 日本運動競技連合（1933b）日本運動競技連合議事録。水泳，21：60.

なお、本章では、これ以降、上記議事録の記載事項に関しては直接引用の箇所を除いて、出典を明記しない。また、議事録に記載がない部分は主に新聞記事を参照して

補った。その場合は、出典を明記していく。

注 4) 極東選手権競技大会における満州国参加問題については、高嶋（2008）に詳しい。

注 5) 『日本体育協会五十年史』（財団法人日本体育協会編，1963，p. 50），『日本体育協会七十五年史』（財団法人日本体育協会編，1986，pp. 76-77），『日本体育協会・日本オリンピック委員会 100 年史』（日本体育協会・日本オリンピック委員会編，2012，p. 183）では、大体協理事評議員会における嘉納の発言について、出典が明記されていないものの、議事録ではなく、野口（1938）による回顧の記述の内容を採用している。

注 6) 参照した議事録は、以下のとおりである。

第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937a）組織委員会記事。オリンピック，15（6）：57-61.

第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937b）組織委員会記事。オリンピック，15（8）：57-59.

第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937c）組織委員会記事。オリンピック，15（9）：60-61.

第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937d）組織委員会記事。オリンピック，15（10）：66-68.

第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937e）組織委員会記事。オリンピック，15（11）：56-58.

第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937f）組織委員会記事。オリンピック，15（12）：60-61.

第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938a）組織委員会記事。オリンピック，16（1）：60-61.

第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938b）組織委員会記事。オリンピック，16（2）：57-60.

第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938c）組織委員会記事。オリンピック，16（3）：63-65.

第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938d）組織委員会記事。オリンピック，16（4）：60-61.

第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938e）組織委員会記事。オリンピック，16（5）：51-55.

第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938f）組織委員会記事。オリンピック，16（6）：57.

- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会事務局競技部（1937）活動を始めた組織委員会競技部. オリンピック, 15 (5) : 40-46.
- 大日本体育協会 (1935k) 議事録. オリンピック, 13 (10) : 26-30.
- 大日本体育協会 (1935l) 議事録. オリンピック, 13 (11) : 38-41.
- 大日本体育協会 (1936a) 理事会議事録. オリンピック, 14 (1) : 25-27.
- 大日本体育協会 (1936b) 議事録其他. オリンピック, 14 (2) : 54-55.
- 大日本体育協会 (1936c) 議事録其他の報告. オリンピック, 14 (3) : 44-46.
- 大日本体育協会 (1936d) 最近の動き. オリンピック, 14 (4) : 35-37.
- 大日本体育協会 (1936e) 最近の動静. オリンピック, 14 (5) : 53-57.
- 大日本体育協会 (1936f) オリンピック派遣の準備進捗す——準備委員会其他議事録——. オリンピック, 14 (6) : 32-43.
- 大日本体育協会 (1936g) 諸会合の記録. オリンピック, 14 (10) : 61-64.
- 大日本体育協会 (1936h) オリンピック代表の凱旋と歓迎. オリンピック, 14 (11) : 56-59.
- 大日本体育協会 (1937a) 強力なる評議員会結成さる. オリンピック, 15 (1) : 34-36.
- 大日本体育協会 (1937b) オリンピック委員会の経過. オリンピック, 15 (2) : 28-34.
- 大日本体育協会 (1937c) 理事会と評議員会. オリンピック, 15 (2) : 52-56.
- 大日本体育協会 (1937d) 本協会顧問を増員 二月の理事会. オリンピック, 15 (3) : 45-47.
- 大日本体育協会 (1937e) 東洋大会の準備進む. オリンピック, 15 (3) : 48-53.
- 大日本体育協会 (1937f) 三月から四月の諸会議. オリンピック, 15 (5) : 24-26.
- 大日本体育協会 (1937g) 体育協会の記事. オリンピック, 15 (6) : 62-65.
- 大日本体育協会 (1937h) 体協記事. オリンピック, 15 (7) : 62-64.
- 大日本体育協会 (1937i) 体協記事. オリンピック, 15 (8) : 55-57.
- 大日本体育協会 (1937j) 体協記事. オリンピック, 15 (9) : 57-60.
- 大日本体育協会 (1937k) 体協記事. オリンピック, 15 (10) : 65-66.
- 大日本体育協会 (1937l) 体協記事. オリンピック, 15 (11) : 55-56.
- 大日本体育協会 (1937m) 体協記事. オリンピック, 15 (12) : 58-60.
- 大日本体育協会 (1938a) 体協記事. オリンピック, 16 (1) : 80-81.
- 大日本体育協会 (1938b) 体協記事. オリンピック, 16 (2) : 55-57.
- 大日本体育協会 (1938c) 体協記事. オリンピック, 16 (3) : 62-63.
- 大日本体育協会 (1938d) 体協記事. オリンピック, 16 (4) : 58-60.
- 大日本体育協会 (1938e) 体協記事. オリンピック, 16 (5) : 50-51.
- 大日本体育協会 (1938f) 体協記事. オリンピック, 16 (6) : 55-56.
- 大日本体育協会 (1938g) 体協諸会合. オリンピック, 16 (7) : 56.
- 大日本体育協会 (1938h) 体協記事. オリンピック, 16 (9) : 53-54.

なお、第12回オリンピック東京大会組織委員会競技部では、事務分掌のうち、第一課（庶務）に「アマチュア資格審査に関する事項」が置かれた（第十二回オリンピック東京大会組織委員会事務局競技部，1937）。しかし、議事録を確認する限り、この「アマチュア資格審査に関する事項」についての議論は見当たらない。

## 第3章 引用・参考文献

- 明石和衛ほか（1934）故岸会長を偲ぶ座談会．オリムピック，12（2）：50-63.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937a）組織委員会記事．オリムピック，15（6）：57-61.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937b）組織委員会記事．オリムピック，15（8）：57-59.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937c）組織委員会記事．オリムピック，15（9）：60-61.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937d）組織委員会記事．オリムピック，15（10）：66-68.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937e）組織委員会記事．オリムピック，15（11）：56-58.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937f）組織委員会記事．オリムピック，15（12）：60-61.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938a）組織委員会記事．オリムピック，16（1）：60-61.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938b）組織委員会記事．オリムピック，16（2）：57-60.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938c）組織委員会記事．オリムピック，16（3）：63-65.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938d）組織委員会記事．オリムピック，16（4）：60-61.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938e）組織委員会記事．オリムピック，16（5）：51-55.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938f）組織委員会記事．オリムピック，16（6）：57.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会事務局競技部（1937）活動を始めた組織委員会競技部．オリムピック，15（5）：40-46.
- 大日本体育協会（1934a）体協日誌抄．オリムピック，12（7）：61.
- 大日本体育協会（1934b）国際オリムピック委員会議案．オリムピック，12（7）：6-11.
- 大日本体育協会（1934c）体協議事録．オリムピック，12（7）：85-87.
- 大日本体育協会（1934d）体協日誌抄．オリムピック，12（8）：57.
- 大日本体育協会（1934e）体協日誌抄．オリムピック，12（9）：45.
- 大日本体育協会（1934f）国際オリムピック競技実行委員会及び国際競技連盟代議員会．オリムピック，12（10）：16-21.

- 大日本体育協会 (1934g) 日誌抄. オリンピック, 12 (10) : 82.
- 大日本体育協会 (1934h) 会報. オリンピック, 12 (11) : 50-51.
- 大日本体育協会 (1934i) 会報. オリンピック, 12 (12) : 43.
- 大日本体育協会 (1935a) 会報. オリンピック, 13 (1) : 42-44.
- 大日本体育協会 (1935b) 体協報告. オリンピック, 13 (2) : 44-45.
- 大日本体育協会 (1935c) 体協報告. オリンピック, 13 (3) : 56.
- 大日本体育協会 (1935d) 体協報告. オリンピック, 13 (4) : 40-47.
- 大日本体育協会 (1935e) 諸会合の議事録. オリンピック, 13 (5) : 30-35.
- 大日本体育協会 (1935f) 本協会の寄附行為改正について. オリンピック, 13 (6) : 2-7.
- 大日本体育協会 (1935g) 寄附行為改正後最初の評議員会. オリンピック, 13 (6) : 32-33.
- 大日本体育協会 (1935h) 議事録及報告. オリンピック, 13 (6) : 58-60.
- 大日本体育協会 (1935i) 議事録・報告. オリンピック, 13 (7) : 58-60.
- 大日本体育協会 (1935j) 議事録. オリンピック, 13 (8) : 38-39.
- 大日本体育協会 (1935k) 議事録. オリンピック, 13 (10) : 26-30.
- 大日本体育協会 (1935l) 議事録. オリンピック, 13 (11) : 38-41.
- 大日本体育協会 (1936a) 理事会議事録. オリンピック, 14 (1) : 25-27.
- 大日本体育協会 (1936b) 議事録其他. オリンピック, 14 (2) : 54-55.
- 大日本体育協会 (1936c) 議事録其他の報告. オリンピック, 14 (3) : 44-46.
- 大日本体育協会 (1936d) 最近の動き. オリンピック, 14 (4) : 35-37.
- 大日本体育協会 (1936e) 最近の動静. オリンピック, 14 (5) : 53-57.
- 大日本体育協会 (1936f) オリンピック派遣の準備進捗す——準備委員会其他議事録——.  
オリンピック, 14 (6) : 32-43.
- 大日本体育協会 (1936g) 諸会合の記録. オリンピック, 14 (10) : 61-64.
- 大日本体育協会 (1936h) オリンピック代表の凱旋と歓迎. オリンピック, 14 (11) : 56-59.
- 大日本体育協会 (1936i) 国際オリンピック委員会議事録. オリンピック, 14 (12) : 2-22.
- 大日本体育協会 (1937a) 強力なる評議員会結成さる. オリンピック, 15 (1) : 34-36.
- 大日本体育協会 (1937b) オリンピック委員会の経過. オリンピック, 15 (2) : 28-34.
- 大日本体育協会 (1937c) 理事会と評議員会. オリンピック, 15 (2) : 52-56.
- 大日本体育協会 (1937d) 本協会顧問を増員 二月の理事会. オリンピック, 15 (3) : 45-47.
- 大日本体育協会 (1937e) 東洋大会の準備進む. オリンピック, 15 (3) : 48-53.
- 大日本体育協会 (1937f) 三月から四月の諸会議. オリンピック, 15 (5) : 24-26.
- 大日本体育協会 (1937g) 体育協会の記事. オリンピック, 15 (6) : 62-65.
- 大日本体育協会 (1937h) 体協記事. オリンピック, 15 (7) : 62-64.
- 大日本体育協会 (1937i) 体協記事. オリンピック, 15 (8) : 55-57.
- 大日本体育協会 (1937j) 体協記事. オリンピック, 15 (9) : 57-60.
- 大日本体育協会 (1937k) 体協記事. オリンピック, 15 (10) : 65-66.

- 大日本体育協会 (1937l) 体協記事. オリンピック, 15 (11) : 55-56.
- 大日本体育協会 (1937m) 体協記事. オリンピック, 15 (12) : 58-60.
- 大日本体育協会 (1938a) 体協記事. オリンピック, 16 (1) : 80-81.
- 大日本体育協会 (1938b) 体協記事. オリンピック, 16 (2) : 55-57.
- 大日本体育協会 (1938c) 体協記事. オリンピック, 16 (3) : 62-63.
- 大日本体育協会 (1938d) 体協記事. オリンピック, 16 (4) : 58-60.
- 大日本体育協会 (1938e) 体協記事. オリンピック, 16 (5) : 50-51.
- 大日本体育協会 (1938f) 体協記事. オリンピック, 16 (6) : 55-56.
- 大日本体育協会 (1938g) 体協諸会合. オリンピック, 16 (7) : 56.
- 大日本体育協会 (1938h) 体協記事. オリンピック, 16 (9) : 53-54.
- 郷隆ほか (1932) オリンピックの準備を主にした座談会. アスレチックス, 10 (2) : 122-135.
- 郷隆ほか (1933) 会長追悼座談会. オリムピック, 11 (12) : 32-46.
- 平沼亮三 (1937) 挙国一致を要望す. オリムピック, 15 (7) : 1-2.
- 平沼亮三 (1943) スポーツ生活六十年. 慶應出版社.
- 石川亘 (1933) スポーツ界メリイゴオラウンド. モダン日本, 4 (6) : 52-55.
- 石坂友司 (2007) 日本のスポーツ界形成における象徴的権力構造に関する研究. 平成 18 年度筑波大学博士論文.
- 岩原拓 (1932) 体育運動行政に就いて. 文部省編, 現代体育の施設と管理. 目黒書店, pp. 3-6.
- 岸清一 (1933a) 一九三三年国際オリムピック委員会議事録. オリムピック, 11 (10) : 2-8.
- 岸清一 (1933b) 一九三三年国際オリムピック委員会議事録 (承前). オリムピック, 11 (11) : 2-11.
- 小高吉三郎ほか (1931) オリムピックを中心とした東西運動記者座談会. アスレチックス, 9 (7) : 102-117.
- 文部省編 (1932) 現代体育の施設と管理. 目黒書店.
- 日本水上競技連盟 (1933a) 水上競技連盟報告. オリムピック, 11 (8) : 94.
- 日本体育協会・日本オリンピック委員会編 (2012) 日本体育協会・日本オリンピック委員会 100 年史. 公益財団法人日本体育協会・公益財団法人 日本オリンピック委員会.
- 日本運動競技連合 (1933a) 日本運動競技連合成立に関する報告. 籠球, 8 : 67-72. 78.
- 日本運動競技連合 (1933b) 日本運動競技連合議事録. 水泳, 21 : 60.
- 野口源三郎 (1934) 体育運動界の進路を眺む. 体育と競技, 13 (1) : 7-12.
- 野口源三郎 (1938) 偉大な嘉納先生の足跡. 教育研究, 482 : 16-19.
- 澤田一郎 (1975) 国士の倂あり, 郷隆を偲ぶ. 郷隆追想録編集委員会編, 郷隆. 郷隆追想録刊行会, pp. 45-53.
- 田畑政治 (1933) 日本運動競技連合の創立に就いて. 水泳, 19 : 4-5.
- 高嶋航 (2008) 「満州国」の誕生と極東スポーツ界の再編. 京都大学文学部研究紀要, 47 :

131-181.

東京朝日新聞（1934）2月17日付 朝刊.

東京朝日新聞（1935）2月20日付 朝刊.

調査資料協会編（1934）内外調査資料第6年（7）. 内外調査資料印刷所.

読売新聞（1931）2月1日付 朝刊.

読売新聞（1933b）6月17日付 朝刊.

読売新聞（1933c）7月1日付 朝刊.

読売新聞（1933d）7月22日付 朝刊.

読売新聞（1933e）9月6日付 朝刊.

読売新聞（1934a）2月22日付 朝刊.

読売新聞（1934b）2月26日付 朝刊.

読売新聞（1934c）2月27日付 朝刊.

読売新聞（1934d）12月5日付 朝刊.

読売新聞（1935a）1月22日付 朝刊.

読売新聞（1935b）1月24日付 朝刊.

読売新聞（1935c）1月26日付 朝刊.

吉田清（1933）体育行政私論. 体育と競技, 12（3）：18-23.

財団法人大日本体育協会編（1936）大日本体育協会史上巻. 財団法人大日本体育協会.

財団法人大日本体育協会編（1937a）大日本体育協会史下巻. 財団法人大日本体育協会.

財団法人大日本体育協会編（1937b）第十一回オリンピック大会報告書. 財団法人大日本体育協会.

財団法人大日本体育協会編（1946）大日本体育協会史補遺上. 財団法人大日本体育協会.

財団法人日本体育協会編（1958）スポーツ八十年史. 日本体育協会.

財団法人日本体育協会編（1963）日本体育協会五十年史. 財団法人日本体育協会.

財団法人日本体育協会編（1986）日本体育協会七十五年史. 財団法人日本体育協会.

## 【第3章 章末資料①】

## 表3-10 「日本運動競技連合寄附行為」草案

## 総合運動競技団体寄附行為（創立期成委員会草案）

## 第1章 名称

第1条 本連合は財団法人日本運動競技連合と称す

## 第2章 目的

第2条 本連合は日本に於ける各種アマチュア運動競技の各統轄団体を総合統制し此等相互の連絡融和並に其の事業の助成を図り以て汎く全運動競技の健全なる発達を期し国民精神の作興を図ることを以て目的とす

## 第3章 事業

第3条 前條の目的を達するかために本連合は左の事業を行ふ

1. 日本に於ける運動競技のアマチュア精神を確立すること
2. 日本に於ける運動競技の全般的統制を行ふこと
3. 各種運動競技の統轄団体の確立と進展を図ること
4. 運動競技に関し政府の諮問に応答し又は政府其他公私機関に対し意見を提出すること
5. 運動競技設備の計画統制並に実施を行ふこと
6. 明治神宮競技大会を開催すること
7. 国際オリピヅク大会に於て日本を代表し競技者を派遣すること
8. 極東体育協会に対して日本を代表すること
9. 外国競技者の招聘を行ふこと
10. 運動競技に関し講演会の開催雑誌其他刊行物の発行をなすこと
11. 前各項の外本連合の目的に関連ある事業を行ふこと

## 第4章 組織

第4条 本連合は日本に於けるアマチュア運動競技の全国的統轄団体を以て組織す

## 第5章 役員

第5条 本連合に左の役員を置く

- |      |     |
|------|-----|
| 会長   | 1名  |
| 副会長  | 若干名 |
| 評議員  | 若干名 |
| 名誉主事 | 1名  |
| 名誉会計 | 1名  |
| 理事   | 若干名 |
| 専務理事 | 若干名 |

監事 若干名

右の外、理事会の決議に依り名誉会長、顧問、会長秘書各若干名を推薦することを得

第6條 本連合を組織する団体は各理事2名宛を選出し本連合の決議機関を構成す

第7條 会長、副会長、名誉主事、名誉会計、監事は理事会に於て、これを選定し、専務理事は理事の互選に依り之を定む

第8條 会長は本連合を代表して会務を統括し理事会を招集し且其議長となる副会長は会長故障あるとき其の職務を代理す

第9條 評議員は理事会の決議に依り之を加盟団体の正副会長中より推薦す

第10條 名誉主事、専務理事は理事会の決議に従ひ本連合の常務を執行し且つ事務遂行のため理事会の決議を経て外国関係主事、有給事務員を置くことを得

第11條 名誉会計は理事会の決議に従ひ本連合の会計を掌り各委員会の会計を監督す

第12條 監事は本連合の財政及び業務を監査す

第13條 役員の任期は2年とし1月を以て改選期とす

第14條 役員の任期満了の場合に於ては其の後任者の就任する迄前任者に於て其職務を行ふ

## 第6章 理事会

第15條 理事会は毎年3回（1月、4月、9月）之を開く

但し会長に於て必要と認めたる時、監事より又は理事3分の1以上より会議の目的を明示して請求あるときは会長は遅滞なく臨時理事会を招集することを要す

第16條 理事会は理事4分の1以上出席するに非れば開会することを得ず

但同一議事に関し再度招集したるときは此限にあらず

第17條 理事会の議事は出席理事の過半数を以て之を決す、可否同数なるときは議長の決する処に依る

第18條 理事会に於て議決すへき事項は本寄附行為中に於て特に規定するものの外理事又は監事に於て必要と認めたる事項として召集の際之を通知することを要す

第19條 名誉会長、前会長、顧問、副会長、評議員、監事、名誉主事、名誉会計、各委員長各委員会幹事は理事会に出席して意見を述ぶことを得

第20條 理事会に於て附議すへき事項は左の如し

1. 予算並に決算
2. 事業計画
3. 各委員会の設置改廃
4. 明治神宮競技大会に於て実施すへき競技種目の決定
5. 国際オリンピック大会に参加すへき競技種目並に競技者及び役員の決定
6. 極東競技大会に参加すへき競技種目並に競技者及び役員の決定
7. 組織団体の加盟並に除名
8. その他の重要事項

## 第7章 委員会

第21条 本連合は事業遂行の為め左の委員会を設置し各委員会は理事会の決議に従ひその職務を遂行す

1. 明治神宮競技委員会
2. オリンピック委員会
3. 極東競技委員会
4. 財務委員会
5. 前各項の外、本連合の事業遂行のため必要なる委員会

第22条 明治神宮競技委員会は明治神宮競技大会を開催するための実行機関にして本連合の加盟団体中、明治神宮競技大会に行はるべき競技の統轄団体よりの代表者を以て組織す

明治神宮競技大会の競技種目に関し未だ全日本を統括して本連合に加盟する団体なき場合には理事会の決議に依りその競技を代表すべき委員を選定するものとする

第23条 オリンピック委員会は国際オリンピック大会参加に関する実行機関にして本連合の加盟団体中來期の国際オリンピック大会に行はるべき競技の統轄団体よりの代表者を以て組織す

前項の外、大日本体育芸術協会よりの代表者を本委員会に加ふることを得

第24条 極東競技委員会は局長選手権競技大会参加に関する実行機関にして、本連合加盟団体中極東選手権大会に行はるべき競技の統轄団体の代表者を以て組織す

極東選手権競技大会の競技種目に関し未だ全日本を統括して本連合に加盟する団体なき場合は理事会の決議に依り其の競技を代表すべき委員を選定す

第25条 財務委員会は本連合の事業遂行のため必要なる財務次項を掌り理事会の決議に依り委員を推薦す

第26条 各委員会は理事会の決議に依り委員長、委員会幹事、常務委員、委員会会計を置くことを得

第27条 各委員長、委員会幹事、常務委員、委員会会計、委員の任期は2年とす、任期満了の場合に於ては其の項員者の就任する迄前任者に於て其の職務を行ふ

第28条 各委員会を招集する場合にはこれを名誉主事に通告することを要す

第29条 会長、副会長、名誉主事、名誉会計、専務理事は各委員会に出席し意見を述ぶることを得

## 第8章 資産及経費

第30条 本連合の資産は 万円にして之を以て本会の基金とす

前項の基金は将来之を増加することを得

基金の元金は之を消費することを得す

第31条 前條の基金は銀行又は信託会社に預け入れ置くものとする

理事会は右預け金を以て国債又は确实なる社債を購入することを得

但該国債又は社債は前項の銀行又は信託会社に保管預けを為すものとす

第32條 本連合に加盟せる競技団体は毎年12月金100円宛の加盟金を支出する事を要す

第33條 本連合の経費は左に掲ぐるものを以て支弁す

1. 政府又は公共団体より交付せられたる補助金
2. 本連合の目的を翼賛する者より受入れたる寄附金
3. 加盟団体の加盟金
4. 事業収入
5. 基金の利子及其他の収入

第34條 本連合の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終る

第35條 会計年度の終に於て余剰金あるときは之を翌年に繰り越す

第36條 本連合の予算は毎年会計年度開始前専務理事会之を編成し理事会の承認を得たる上之を理事会に報告して其の認定を経ることを要す

第37條 本連合は理事会の決議に依り特別会計を設くることを得

#### 第9章 事務所

第38條 本連合は事務所を東京市 区 町 番地に置く

#### 第10章 寄附行為の変更

第39條 本寄附行為の条項は理事全員の4分の3以上の同意を経且主務官庁の認可を受けて之を変更することを得

但し第20條第7号並に第30條第3項は理事会全員の同意あるに非れば変更することを得す

#### 第11章 附則

第40條 本寄附行為の施行に関し必要なる事項に関する細則は理事会に於て別に定むることを得

以上

---

(「日本運動競技連合成立に関する報告」(日本運動競技連合, 1933a, p. 69-72) より作成)

## 【第3章 章末資料②】

## 表3-11 「大日本体育協会寄附行為」(S10)

## 大日本体育協会寄附行為 (1935年5月15日認可)

## 第1章 名称

第1條 本会は財団法人大日本体育協会と称し英語にては The Japan Amateur Athletics Association と称す

## 第2章 目的

第2條 本会は日本に於ける体育並に運動競技の根本方針を確立し「アマチュア」運動競技団体を統制指導して汎く体育並に運動競技の健全なる発達を期し以て国民精神の作興を図ることを目的とす

## 第3章 組織

第3條 本会は日本に於ける各「アマチュア」運動競技の全国的統括団体を以て之を組織す  
 全日本を統括代表すべき運動競技団体は評議員会の決議を経て加盟することを得  
 本会に加盟する運動競技団体（以下之を加盟団体と称す）にして全日本を統括代表する資格を失ひたるとき又は保会の加盟団体として不相当と認めたるときは評議員会の決議を経て脱会せしむることを得  
 前2項の決議に就ては第40條の規定を準用す

## 第4章 事業

第4條 本会は其の目的を達する為め左の事業を行ふ

1. 体育並に運動競技の根本方針を審議確立すること
2. 日本に於ける運動競技の全般的統制を行ふこと
3. 日本に於ける運動競技の「アマチュア」精神を確立すること
4. 運動競技に関し政府の諮問に応答し又は政府其の他公私の機関に対し意見を提出すること
5. 加盟団体を統括して相互の連絡融和を計り且其の事業を助成すること
6. 各種運動競技の統括団体の確立と進展を図ること
7. 運動競技の施設を計画統制並に実施すること
8. 日本「オリムピック」委員会として国際「オリムピック」事業に於て日本を代表すること
9. 東洋体育協会に於て日本を代表すること
10. 国際「オリムピック」大会並に東洋選手権競技大会に対し日本を代表すべき競技者及役員を選定派遣すること
11. 運動競技に関する講演会を開催し刊行物を発行し外国選手を招聘すること
12. 其の他本会の目的に関係ある事業にして評議員会の決議を経たるものを行ふこと

## 第5章 事務所

第5条 本会は事務所を東京市麹町区丸の内2丁目6番地八重洲「ビルヂング」327室に置く

## 第6章 資産及経費

第6条 本会の資産は金10万円にして之を以て本会の基金とす

前項の基金は将来之を増加することを得

基金の元本は之を消費することを得ず

第7条 前條の基金は銀行又は信託会社に預け入れ置くものとす

理事会は要議委員会の決議を経て右預け金を以て国債又は確實なる社債を購入することを  
得但該国債又は車載は確實なる銀行又は信託会社に保管あずけを為すものとす

第8条 加盟団体は毎年金100円の加盟金を拠出することを要す

第9条 本会の経費は左に掲ぐるものを以て之を支弁す

1. 政府又は公共団体より交付せられたる補助金
2. 本会の目的を翼賛する者より受入れたる寄附金
3. 加盟団体の加盟金
4. 基金の利子及其他の収入

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終る

第11条 会計年度の終に於て剰余あるときは之を翌年度に繰越す

第12条 本会の予算は毎会計年度開始前理事会之を編成して評議員会の承認を経へく決算は其の  
終了後会計理事にて監事の承認を得たる上之を評議員会に報告し其の承認を経ることを  
要す

本会の予算及決算は之を参与員に報告するものとす

第13条 本会へ評議員会の決議に依り特別会計を設くることを得

## 第7章 役員

第14条 本会に左の役員を置く

会長 1名

副会長 1名乃至3名

専務理事 1名

会計理事 1名

理事 10名乃至12名（会長、副会長、専務理事、会計理事を含む）

監事 2名乃至3名

評議員 若干名

参与員 若干名

右の外会長は評議員会の推薦に依り名誉会長顧問若干名及会長秘書1名を依嘱すること  
を得

第15条 加盟団体は各2名宛の評議員を選出することを得

日本の国籍を有する国際「オリムピック」委員会は評議員たる資格を保有す  
会長副会長は評議員及理事たる資格を保有す

- 第 16 條 会長及副会長は評議員会に於て之を推薦す  
会長は本会を代表して会務を統括し評議員会及理事会を招集し且其の議長となる  
副会長は会長故障あるとき之を代理す  
会長、副会長が加盟団体選出の評議員中より推薦せられたるときは該加盟団体更に之に  
代るべき評議員を選出することを得
- 第 17 條 評議員は其の互選に依りて理事 8 名を専任す
- 第 18 條 理事は評議員会の決議に従ひ本会の会務を処理し且常務を掌るものとす但会務の処理は  
理事会の決議に依る
- 第 19 條 理事は其の互選に依りて専務理事 1 名会計理事 1 名を定む
- 第 20 條 専務理事は理事会の決するところに従ひ本会の会務を執行す  
緊急を要する事項にして理事会に諮る暇なきときは専務理事之を専行することを得  
前項の場合に於ては其の旨を各理事に遅滞なく通知し最近の理事会の承認を得ることを  
要す  
専務理事は会長、副会長故障あるときは其の職務を代行す  
専務理事故障あるときは其の指定したる理事に之を代理す
- 第 16 條 第 4 項の規定は専務理事に之を準用す
- 第 21 條 会計理事は本会の会計に関する事務を掌る
- 第 22 條 監事は評議員会の決議に依り本会役員中より之を選任す  
評議員会の決議に依りて監事中より常任監事 1 名を選ぶことを得
- 第 23 條 参与員は体育並に運動競技の功労者中より評議員会の決議に依り之を選任す  
参与員は本会の重要事項に付其の諮問に応ず
- 第 24 條 評議員会は其の決議に依り参与員中より参事 5 名を選ぶことを得  
参事は評議員会に出席して意見を述ぶることを得
- 第 25 條 役員任期は 2 ヶ年とし改選期は 5 月とす但住人を妨げず
- 第 26 條 役員にして補欠選挙に依り選出せられたる者の任期は前任者の残任期間とす
- 第 27 條 役員任期満了の場合に於ては其の後任者の就任する迄前任者に於て其の職務を行ふ

## 第 8 章 理事会

- 第 28 條 理事会は必要に応し会長之を招集す  
但理事 3 分の 1 以上より会議の目的を示し請求ありたるときは会長は遅滞なく之を招集  
することを要す
- 第 29 條 理事会は理事 3 分の 1 以上出席するにあらざれば開会することを得ず但同一議事に関し  
再度招集したるときは此限にあらす
- 第 30 條 理事会の議事は出席理事の過半数を以て之を決す

可否同数なるときは議長の決するところによる

## 第9章 評議員会

- 第31条 評議員会は本会の決議機関とす  
名誉会長顧問監事財務委員会委員長各専門委員会委員長及各委員会幹事は評議員会に出席して意見を述ぶることを得
- 第32条 定時評議員会は毎年4回（3月、5月、9月、12月）之を開く  
会長に於て必要と認めたる時又は監事より若は評議員の5分の1以上より会議の目的を示して請求ありたるときは会長は2週間以内に臨時評議員会を開くことを要す
- 第33条 評議員会は評議員の半数以上出席するにあらざれば開会することを得ず但同一議事に関し再度招集したるときは此限にあらず  
評議員会に出席すること能はざる評議員は其の選出加盟団体の役員又は 本会役員をして評議員会に代理出席せしむることを得
- 第34条 評議員会の議事は出席評議員の過半数を以て之を決す  
可否同数なるときは議長の決する処に依る
- 第35条 評議員会に附議すべき事項は招集の際之を通知することを要す但議長に於て緊急の必要ありと認めたる事項は此限にあらず

## 第10章 財務委員会

- 第36条 本会は其の事業遂行に必要な資金の調達及財政計画の立案運用に参画せしむるため財務委員会を設く  
財務委員会は評議員会の推薦に依り会長之を依嘱す  
財務委員の任期は2ヶ年とし改選期は5月とす
- 第37条 財務委員会は会長之を招集す  
名誉会長顧問理事監事各専門委員会の委員長及幹事は財務委員会に出席して意見を述ぶることを得
- 第38条 財務委員会は委員の互選に依り委員長1名を推薦し且其の庶務を処理せしむるため幹事2名以内を置くことを得

## 第11章 専門委員会

- 第39条 本会の事業遂行のため理事会は評議員会の決議を経て各種の専門委員会を設くることを得  
各種専門委員会に委員長1名幹事1名を置くことを得

## 第12章 寄附行為の変更

- 第40条 本寄附行為の條項は評議員4分の3以上の同意を経且主務官庁の認可を受けて之を変更することを得但第6條第3項は評議員全員の同意あるにあらざれば変更することを得ず

第13章 附則

第41條 本寄附行為の施行に関し必要なる事項に関する最速は評議員会に於て別に之を定む

---

(「本協会の寄附行為改正について」(大日本体育協会, 1935f, pp. 3-7) より作成)

**結章：本研究の総括と今後の課題**

結章では，本研究の総括を行い（第 1 節），それをふまえて本研究の結論を述べる（第 2 節）．最後に，今後の課題について述べ（第 3 節），本研究の結びとする．

## 第1節：本研究の総括

本研究の目的は、日本における近代スポーツ思想の受容の実態の一端として、大日本体育協会におけるアマチュアリズムの形成過程を明らかにすることであった。そのために、三つの時期区分を行い、各章でそれぞれの時期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて解明していった。

第1章では、大体協の設立から、大体協が独自の競技者資格を失う1925（大正14）年までに至る、大体協の競技者資格の形成および消失過程の検討を通して、第I期（1911－1925）における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とした。

第1節では、大体協の設立時の目的と第I期における財政状況について確認した。大体協は、1911（明治44）年に「国民体育の普及」を目的として設立した。また、わが国において初となる、「オリンピックへの選手派遣」を目指した組織であった。創立期は、寄付金による収入が中心であり、財政基盤が脆弱な組織であった。しかし、1921（大正10）年3月に、会長が嘉納から岸に代わって以降、政府と関係を持つようになり、オリンピックでは、1924（大正13）年の第8回パリ五輪以降、政府補助金が交付されるようになったことが明らかになった。

第2節では、大体協による競技者資格の形成過程について検討した。その結果、1917（大正6）年以降、脚力を用いる職業に就いた労働者が無資格とされるようになり、1920（大正9）年の競技者資格では、失格する競技者も出た。会長が岸に代わって以降初めて作成された1921（大正10）年3月の競技者資格には、「普通競技者」、「競技指導者」、「準職業競技者」、「職業競技者」という区分が設けられた競技者資格が作成され、「競技指導者」と「準職業競技者」の競技会への出場が制限されていたことが明らかになった。なお、「準職業競技者」には、「車夫」等、具体的な職業名が記載されていた。

第3節では、第8回パリ五輪日本代表選手選考過程における、競技者資格適用の実態について検討した。1921（大正10）年の競技者資格によって、競技会から排除された、脚力を用いる職業に就いた労働者らと大体協との間に対立が生じた。その結果、大体協は、1922（大正11）年3月に二部制を設けた競技者資格を作成し、競技会から排除されていた脚力を用いる職業に就いた労働者は、「競技指導者」らとともに、第二部に属する競技者として、大体協主催の競技会への出場が認められるようになった。しかし、第二部に属する競技者には、オリンピックへの出場が認められていなかった。一方で、大体協は、第8回パリ五輪の陸上競技日本代表選手選考では、関東大震災の影響による財政難と「国民の志気の阻喪」を防ぎ「海外に対する威信」を示すために、二部制を設けた競技者資格よりも競技成績を重視した選考を行っていたことが明らかになった。

第4節では、1925（大正14）年における、大体協の組織改造を通して、大体協が独自の競技者資格を消失していく過程について検討した。第8回パリ五輪の陸上競技日本代表選手選考をめぐる生じた「十三校問題」を契機として、大体協は、1925（大正14）年に「組

組織改造」を行った。その結果、大体協は、国内で唯一のスポーツ統轄団体から各競技団体の連盟体となり、独自の競技者資格を消失した。それだけでなく、今回の「組織改造」によって、大体協は、設立時に掲げた「国民体育の普及」から「運動競技の奨励指導」へと目的を転換させ、「競技力の向上」に主眼を置く、「競技主義」へと舵を切ったことが明らかになった。

第 5 節では、第 I 期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討した。第 I 期における大体協のアマチュアリズムは、競技者資格のみに着目した場合、たしかに一部の労働者を競技会から排除する機能を果たしてきた傾向が強かった。この傾向は、会長が嘉納から岸に代わった直後に作成された 1921（大正 10）年の競技者資格において顕著であった。しかし、岸が会長を務めるようになって以降の大体協には、「競技主義」の萌芽もみられた。そのため、第 I 期における大体協は、常に競技者資格にこだわり続けていたわけではなく、「競技主義」の萌芽がみられる過程で、競技者資格よりも競技成績を重視した五輪代表選手選考を行うようになり、競技者資格が緩和された。そして、最終的には独自の競技者資格を消失していったことが明らかになった。

第 2 章では、1932（昭和 7）年に大体協が発表した、アマチュアリズム堅持に関する声明書の形成過程の検討を通して、第 II 期（1925－1932）における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とした。

第 1 節では、当時の大体協の財政状況と第 10 回ロス五輪の位置づけを明確にするために、第 10 回ロス五輪日本代表選手団派遣費の捻出過程について検討した。大体協は、第 10 回ロス五輪において、「国際親善」を図ることを目的としていた。そのためには、多人数の選手団をロサンゼルスへ派遣し、「スポーツ新興国」として対外的にアピールすることが課題とされた。そして、文部省に提出した請願書に記された予算案は、政府補助金に大きく依存するものであった。

しかし、請願書提出の半年後、世界恐慌の影響により、政府補助金の減額が決定した。これを契機として、大体協は東京市の有志らとオリンピック後援会を結成し、「一般寄付金」の募集に取り組んだ。後援会の活動が積極的に行われるにつれて、大体協は「第 12 回五輪東京招致」も重要な課題となっていった。

昭和天皇から、1 万円の御下賜金を拝受した影響もあり、多くの企業や組織、個人といった「同胞」から寄付金が集まった。最終的に、派遣費収入の内訳のうち、「同胞」が拠出した「一般寄付金」が最も多く（約 31%）貴重な財源であったことが明らかになった。

第 2 節では、第 10 回ロス五輪日本代表選手団の強化策と競技成績の実態について検討した。第 10 回ロス五輪では、当時最大となる 192 名の選手団を派遣した。この数は、開催国のアメリカに次ぐものであった。そして、日本代表選手団は、当時最多の 18 個のメダルを獲得した。そのうち 11 個のメダルは男子競泳競技が獲得していた。

競泳競技の強化を行った日水連は、「勝利」のみを目的とした「オリンピック第一主義」

を掲げており、大体協の目的としていた「国際親善」は目的とされていなかった。しかし、競泳日本代表選手らの活躍は、結果的に「国際親善」を図ることに貢献した。

一方、競技においては敗者となった竹中正一郎も、陸上競技男子 5000 メートルの決勝で先頭の選手に抜かれる際に、進路を譲った行為に対して、「国際親善」を図る「無冠の大使」として、国内外から賞賛された。このように第 10 回ロス五輪では、勝者だけでなく、敗者も「国際親善」に貢献し、大体協役員らは、オリンピックが「国際親善」を図るために有効なツールであることを実感するようになったことが明らかになった。

第 3 節では、第 10 回ロス五輪におけるメディアの報道体制と大衆のオリンピックに対する関わりの実態について検討した。第 10 回ロス五輪では、新聞紙上におけるオリンピック関連記事の質の向上や量の増加、競技場で「見たまま」をスタジオで再現する「実感放送」の導入など、メディアによる報道体制の整備、拡充がなされた。それに伴って、多くの「同胞」に対して、オリンピックに触れる機会が提供された。その結果、日本代表選手団の活躍も相まって、勝者を神聖視し、敗者に対して冷淡な態度を取るような「無理解なファン」が多数現れた。そして、大体協役員は、これらの「無理解なファン」によって、「スポーツの健全なる発達」が阻害されることに対して、危惧していたことが明らかになった。

第 4 節では、声明書発表の経緯と意図についての考察を通して、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討した。大阪朝日新聞の記事によって、イタリアで、第 10 回ロス五輪で優勝したイタリア代表選手に対して終身年金を与えるべきとする運動が起こっていることが報じられた。「同胞」の中に「誤れる世論」が生じることを恐れた大体協は、記事発表翌日に理事会を開き、満場一致でアマチュアリズム堅持に関する声明書を可決、発表した。

声明書は、「スポーツを愛するが故にのみスポーツを行う」といった、スポーツの自己目的性を主な論拠として、スポーツと金銭との結びつきを固く禁じる「建前」と、大体協にとって、「スポーツ新興国」としての対外的アピールをしていく上での貴重な財源であった、「同胞」からの「一般寄付金」を死守したい、という「本音」とが、表裏一体となっていた。つまり、第Ⅱ期における大体協のアマチュアリズムは、第Ⅰ期の終盤に萌芽した「競技主義」の展開に伴って生じた「財源の確保」という課題に答えるための方便として位置づけられていたことが明らかになった。

第 3 章では、競技連合の設立および大体協への合流を経て、1935（昭和 10）年に改正された、大体協の寄附行為の形成過程の検討を通して、第Ⅲ期（1932－1935）における大体協のアマチュアリズムの位置づけを明らかにすることを目的とした。

第 1 節では、寄附行為改正の契機となった、競技連合の設立過程の検討を通して、競技連合におけるアマチュアリズムの位置づけについて検討した。競技連合は、オリンピックにおける「勝利」のみを目的とする、「オリンピック第一主義」を掲げて、第 10 回ロス五輪で好成績を残した日水連が旗振り役となり、国内スポーツの統括組織の必要性を訴えた

各競技団体若手役員らを中心に設立された。そのため、競技連合では、嘉納が大体協設立時に掲げた「国民体育の普及」という目的は、顧みられることがなく、あくまでも「競技力の向上」に主眼を置いていた。そして、競技連合は、「アマチュア」競技者の競技力向上のために、指導者としての「プロフェッショナル」に対して、差別を撤廃し、健全なる発達のための助成を行うことを「方針に関する申合」に明記した。したがって、競技連合においてアマチュアリズムは、「アマチュア」競技者の競技力の向上を図る上での手段として位置づけられていたことが明らかになった。

第2節では、日本運動競技連合が、大体協へ合流していく過程をふまえつつ、大体協の改正寄附行為(S10)の形成過程について検討した。競技連合が大体協に合流する過程では、嘉納が、「国民体育の普及」という大体協設立時の目的を顧みることのなかった競技連合役員らに対して「一喝」した。この「一喝」によって、結果的に競技連合は解散を余儀なくされることとなった。しかしながら、「総合運動競技団体の設立」という、競技連合の趣旨自体は嘉納も否定していなかったため、競技連合役員らは、「大日本体育協会」の名称を変えずに、寄附行為の改正によって大体協の組織改造を図ることにした。その結果、寄附行為の改正では、競技連合側の意向が多分に反映されていたことが明らかになった。

第3節では、第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけについて検討した。第Ⅲ期における大体協のアマチュアリズムの位置づけは、岸の死去を前後して大きく転換した。第Ⅱ期から競技連合の活動が盛んになる第Ⅲ期の途中（岸の生前）までは、「国民体育の普及」ではなく、「運動競技の奨励指導」に目的を特化する、「競技主義」が漸進的に深化していった結果、アマチュアリズムは、競技者としての「アマチュア」と指導者としての「プロフェッショナル」という関係性を強調することによって、「アマチュア」競技者の競技力向上を図る上での手段として位置づけられた。しかし、岸の死後、嘉納による「一喝」がなされ、「競技主義」一辺倒の組織基盤が揺らいだ。その結果、寄附行為改正後の大体協では、「アマチュア」と「プロフェッショナル」の関係性を強調することがなくなった。さらに、組織単位で「アマチュアリズム」に関する直接的な議論がなされることがなくなり、アマチュアリズムは、オリンピックの出場資格の問題に収斂するものとして位置づけられていった。

以上が、本研究の総括である。次節では、これまでの一連の検討によって得られた知見から、本研究の結論について述べていく。

## 第2節：結論

本節では、本研究の結論として、大体協を中心とした、日本におけるアマチュアリズムの形成過程からみた、わが国における近代スポーツ思想の受容の実態の一側面についてまとめる。

まずは、第Ⅰ期から第Ⅲ期における、大体協の目的の変化を改めて確認する。第Ⅰ期の目的は、大体協設立時において、「国民体育の普及」であったものの、組織改造以降、競技力の向上に主眼を置いた「運動競技の奨励指導」へと変化した。この「運動競技の奨励指導」という目的は、第Ⅱ期および、第Ⅲ期の岸の死去前まで続いた。しかし、岸の死後、特に嘉納の「一喝」によって、「運動競技の奨励指導」という目的が否定されて以降、大体協の目的は、再び「国民体育の普及」へと回帰した。

上記の、「国民体育の普及」という目的は、第1章で明らかにしたように、大体協の初代会長であった嘉納によって掲げられたものであった。この目的によって嘉納は、国民に対して、労働に資する身体を形成するために、費用がかからず、老若男女や技能の高低に関係なく、かつ頻繁に行うことができる徒歩のような運動を継続的に行う習慣を身につけさせることを目指していた。そのため、嘉納が会長を務めた時期の大体協では、オリンピックへの選手派遣という事業も、あくまでも「国民体育の普及」を図るための手段であった。つまり、嘉納時代の大体協は、オリンピック日本代表選手というような少数の競技者ではなく、多数の国民のための組織であったともいえる。

一方、「運動競技の奨励指導」という目的は嘉納から岸へ大体協会長が代わって以降掲げられたものであった。岸会長時代の大体協では、本論で明らかにしてきたように、嘉納によって掲げられた「国民体育の普及」という目的が顧みられることはほとんどなく、オリンピック日本代表選手団の強化を中心とする競技力の向上が主要な目的となっていく。具体的には、第Ⅱ期に、日水連が、「勝利」のみを目的とした「オリンピック第一主義」を採用し、第10回ロス五輪に向けて、種々の強化策を講じてきたことが挙げられる。さらに第Ⅲ期には、日水連を中心とした各競技団体によって、日本運動競技連合という新組織の設立運動が胎動し、「アマチュア」競技者のさらなる競技力の向上を目指して、競技者としての「アマチュア」と指導者としての「プロフェッショナル」という関係性が強調されるに至った。なお、競技連合は、岸の死後、嘉納や大体協評議員推選理事らと対立するようになり、解散を余儀なくされていった。つまり、岸会長時代の大体協は、嘉納会長時代とは異なり、多数の国民ではなく、オリンピック日本代表選手をはじめとする少数の競技者のための組織へと性格を変えていったといえる。

したがって、大体協は、「国民体育の普及」という目的を掲げていた時期は、少数の競技者のためではなく、多数の国民のための「体育」を重視しており、「運動競技の奨励指導」という目的を掲げていた時期は、多数の国民のためではなく、少数の競技者のための「競技」力の向上を重視していたとまとめることができるだろう。換言すると、大体協は、「国民体育の普及」を目的とした時期には「体育主義」、「運動競技の奨励指導」を目的として

いた時期には「競技主義」を採用していたということもできるだろう。そして、大体協は、岸が会長であった時期において、「競技主義」に重心を傾けていた。一方、嘉納が会長だった時期、および岸の死後に「一喝」して以降の時期は、「体育主義」に重心を傾けていた。

以上を大体協におけるアマチュアリズムの位置づけの変化と重ねると、表結 - 1 のようにまとめられる。

表結 - 1 本研究のまとめ

時期	第Ⅰ期		第Ⅱ期	第Ⅲ期	
	設立   1920前後	組織改造 前後	第10回ロス五輪 前後	岸の生前	岸の死後
会長	嘉納→岸	岸			不在
目的	体育主義	競技主義 (萌芽期)	競技主義 (展開期)	競技主義 (深化期)	競技主義の 崩壊 ↓ 体育主義への 回帰
アマチュアリズムの 位置づけ	競技者資格 による 一部労働者 の排除	競技者資格 の 緩和→消失	「スポーツの純真」 ⇒建前  財源確保 ⇒本音	「アマ」の 競技力向上 =目的 ↓ 「プロ」差別撤廃	五輪の出場資格

すなわち、嘉納から岸へと会長が代わって以降、大体協は、「競技主義」が萌芽－展開－深化していった。それに伴って、大体協におけるアマチュアリズムの位置づけも変容していった。表結 - 1 からわかるように「競技主義」が徐々に展開－深化していく過程において、大体協では、財源確保のために「スポーツの純真」を強調したり、「アマチュア」競技者の競技力向上のために「プロフェッショナル」の差別撤廃を主張したりするなど、アマチュアリズムに関して独自の見解を表明していった。

一方、岸の死後、嘉納の「一喝」によって、「競技主義」から「体育主義」へと回帰したときに、大体協におけるアマチュアリズムは、オリンピックの出場資格の問題へと収斂した。そして、アマチュアリズムに関して大体協独自の見解を表明することはなくなった。

したがって、大体協独自のアマチュアリズムに関する見解は、「競技主義」が萌芽－展開－深化していく過程において多様な姿をみせ、「体育主義」への回帰を果たした際に消失していったといえよう。ここから、第Ⅰ期から第Ⅲ期における、大体協のアマチュアリズムの形成過程を大きく規定していたのは、「体育主義／競技主義」という対立軸をめぐる葛藤

にあったことが指摘できよう。したがって、大体協におけるアマチュアリズムの形成過程の検討を通して、大体協では、「体育」すなわち「教育」を目的とするスポーツのあり方と、「競技」すなわち「勝利」を目的とするスポーツのあり方とが両立困難なものとして位置づけられていたことがわかる。

以上から、日本における近代スポーツ思想の受容の実態の一側面として、「体育主義／競技主義」の対立軸をめぐる葛藤の歴史が存在していたことが明らかになった。ここに、日本において近代スポーツ思想が形成されていく過程に内在していた可能性と限界が看取できる。この点について、以下で説明していく。

日本が近代スポーツ思想を形成していく過程において、「体育主義」と「競技主義」が対立軸となっていたということは、少なくとも戦前期における日本では、「教育」を目的とするスポーツ（体育）と、「勝利」を目的とするスポーツ（競技）とが対立するものとして位置づけられていたということも意味している。このように「教育」を目的とするスポーツと「勝利」を目的とするスポーツとが分断されて捉えられてきた点は、日本における近代スポーツ思想の受容の過程に内在していたある種の限界を示しているように思われる。というのも、「教育」を目的とするスポーツと、「勝利」を目的とするスポーツとの分断を暗黙の前提としてしまうと、両者の対立を解消させたり、あるいは、より積極的に両者の両立可能性について考察したりすることが困難となってしまふからである。

実際に、「教育」を目的とするスポーツと「勝利」を目的とするスポーツの対立軸の再考によって、われわれは、現在のわが国における運動部活動をめぐる問題に対しても新たな問いの地平を切り拓くことが可能になると考える。

2016（平成28）年現在のわが国では、周知のとおり、運動部活動において、「競技主義」が先鋭化した結果、過剰な「勝利至上主義」に陥り、体罰などの暴力が生じていることが、問題視されている。つまり、現在のわが国のスポーツ界では、過剰な「勝利至上主義」による弊害が一つの問題となっているといえる。

過剰な「勝利至上主義」という問題を考えていく際、先に挙げた「教育」を目的とするスポーツと「勝利」を目的とするスポーツの対立軸の再考は、大きな示唆を与え得る。なぜなら、両者の対立を前提としなければ、「スポーツにおいて『勝利の追及』に内在する『教育的可能性』は存在しないのだろうか」といった問いについて考察することが可能となるからである。つまり、「勝利」を目的とすること自体に内在している「教育」としての可能性を見出すことができれば、過剰な「勝利至上主義」に陥ることなく、「勝利の追及」に取り組むことができ得るのである。ここに日本において近代スポーツ思想が形成されていく過程に内在していた限界が、同時にこれからの日本における近代スポーツ思想の転換を図っていく際の重要な参照点にもなっていることが読み取れるだろう。

以上より、わが国において近代スポーツ思想が形成されていく過程に内在していたある種の限界であった「体育主義／競技主義」という対立軸を再考することによって、これからのわが国における近代スポーツ思想の転換に際して重要となり得る『勝利の追及』に内

在する『教育可能性』の探究」という試みが可能となることが明らかになった。つまり、わが国において近代スポーツ思想が形成されていく過程において内在していた限界は、わが国における未来のスポーツを展望していく際の重要な参照点となり得る可能性も同時に秘めていたのである。この点こそが、まさに日本において近代スポーツ思想が形成されていく過程において内在していた「アンビヴァレントな可能性」であった。

### 第3節：今後の課題

本研究の最後に、今後の課題について言及していく。ここでは、本研究から、よりマクロな視点に立った際に浮かび上がる課題 1 点と、よりミクロな視点に立った際に浮かび上がる課題 2 点の、計 3 点を順に挙げていく。

1 点目は、大体協におけるアマチュアリズムと戦後の日本体育協会におけるアマチュアリズムとの連続・断絶の検討である。周知のとおり、大体協は、1942（昭和 17）年の大日本体育会への改組、第二次世界大戦終戦後の 1948（昭和 23）年の日本体育協会への改組を経て現在に至る。日本体育協会は、「日本体育協会アマチュア規定」や「アマチュアスポーツのあり方」等、アマチュアリズムに関する文書を出している。これらの文書の形成過程を検討することによって、戦後の日本におけるアマチュアリズムの位置づけの一端が解明されると考えられる。そして、本研究の成果との比較検討によって、戦前・戦後のわが国におけるアマチュアリズムの連続および断絶の諸相が明らかになると考える。

2 点目は、各競技団体におけるアマチュアリズムの比較検討である。第 2 章で論じたように、本研究では、大体協と日水連のアマチュアリズムの位置づけにずれが生じていた点を実証的に明らかにした。しかし、日水連以外の競技団体については、十分な検討を行うことができなかった。したがって、各競技団体のアマチュアリズムの位置づけを検討し、それらを比較する作業を通して、日本における近代スポーツ思想の多様な可能性の探究が可能になると考える。

3 点目は、人物思想として、特定の人物のアマチュアリズム観について検討していくことである。本研究では、武田や澤田といった人物のアマチュアリズム観と大体協の競技者資格との間にずれが生じていた点が示唆された。したがって、武田や澤田以外の人物のアマチュアリズム観についての詳細な検討によっても、日本における近代スポーツ思想の多様な可能性の探究が可能になると考える。その際、戦前に大体協副会長、戦後に日本体育協会会長を務めた平沼亮三を研究対象とすることによって、1 点目の課題についても応答することができるだろう。

以上の 3 点が、本研究に残された課題である。

これらの課題に対して応答していく作業は、日本におけるアマチュアリズムの形成過程に関する研究のさらなる発展に繋がり、延いては、わが国における近代スポーツ思想の受容の実態解明に寄与するものとなるだろう。

## 引用・参考文献一覧

- 阿部生雄（2002）武田千代三郎の「競技道」の系譜とその性格．筑波大学体育科学系紀要，25：31-48.
- 阿部生雄（2009）近代スポーツマンシップの誕生と成長．筑波大学出版会.
- 明石和衛ほか（1934）故岸会長を偲ぶ座談会．オリンピック，12（2）：50-63.
- 朝日新聞（2008）7月29日付 朝刊.
- 朝日新聞百年史編修委員会編（1991）朝日新聞社史 大正・昭和戦前編．朝日新聞社.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937a）組織委員会記事．オリンピック，15（6）：57-61.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937b）組織委員会記事．オリンピック，15（8）：57-59.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937c）組織委員会記事．オリンピック，15（9）：60-61.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937d）組織委員会記事．オリンピック，15（10）：66-68.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937e）組織委員会記事．オリンピック，15（11）：56-58.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1937f）組織委員会記事．オリンピック，15（12）：60-61.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938a）組織委員会記事．オリンピック，16（1）：60-61.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938b）組織委員会記事．オリンピック，16（2）：57-60.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938c）組織委員会記事．オリンピック，16（3）：63-65.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938d）組織委員会記事．オリンピック，16（4）：60-61.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938e）組織委員会記事．オリンピック，16（5）：51-55.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会（1938f）組織委員会記事．オリンピック，16（6）：57.
- 第十二回オリンピック東京大会組織委員会事務局競技部（1937）活動を始めた組織委員会競技部．オリンピック，15（5）：40-46.
- 大日本体育協会（1922a）創刊の辞．アスレックス，1（1）：130-133.
- 大日本体育協会（1922b）消息．アスレックス，1（1）：130-133.

- 大日本体育協会 (1923a) 維持会員募集趣意書. アスレチックス, 2 (4) : 141-142.
- 大日本体育協会 (1923b) 維持会員募集趣意書. アスレチックス, 2 (5) : ページなし.
- 大日本体育協会 (1923c) 維持会員募集趣意書. アスレチックス, 2 (6) : ページなし.
- 大日本体育協会 (1923d) 維持会員募集趣意書. アスレチックス, 2 (7) : p. 198.
- 大日本体育協会 (1923e) 維持会員募集趣意書. アスレチックス, 2 (8) : ページなし.
- 大日本体育協会 (1923f) 維持会員募集趣意書. アスレチックス, 2 (9) : ページなし.
- 大日本体育協会 (1932a) 本協会空前の光栄 体育御奨励の思召を以て御下賜金. アスレチックス, 10 (6) : 29.
- 大日本体育協会 (1932b) 巻頭言. アスレチックス, 10 (11) : 1.
- 大日本体育協会 (1934a) 体協日誌抄. オリンピック, 12 (7) : 61.
- 大日本体育協会 (1934b) 国際オリンピック委員会議案. オリンピック, 12 (7) : 6-11.
- 大日本体育協会 (1934c) 体協議事録. オリンピック, 12 (7) : 85-87.
- 大日本体育協会 (1934d) 体協日誌抄. オリンピック, 12 (8) : 57.
- 大日本体育協会 (1934e) 体協日誌抄. オリンピック, 12 (9) : 45.
- 大日本体育協会 (1934f) 国際オリンピック競技実行委員会及び国際競技連盟代議員会. オリンピック, 12 (10) : 16-21.
- 大日本体育協会 (1934g) 日誌抄. オリンピック, 12 (10) : 82.
- 大日本体育協会 (1934h) 会報. オリンピック, 12 (11) : 50-51.
- 大日本体育協会 (1934i) 会報. オリンピック, 12 (12) : 43.
- 大日本体育協会 (1935a) 会報. オリンピック, 13 (1) : 42-44.
- 大日本体育協会 (1935b) 体協報告. オリンピック, 13 (2) : 44-45.
- 大日本体育協会 (1935c) 体協報告. オリンピック, 13 (3) : 56.
- 大日本体育協会 (1935d) 体協報告. オリンピック, 13 (4) : 40-47.
- 大日本体育協会 (1935e) 諸会合の議事録. オリンピック, 13 (5) : 30-35.
- 大日本体育協会 (1935f) 本協会の寄附行為改正について. オリンピック, 13 (6) : 2-7.
- 大日本体育協会 (1935g) 寄附行為改正後最初の評議員会. オリンピック, 13 (6) : 32-33.
- 大日本体育協会 (1935h) 議事録及報告. オリンピック, 13 (6) : 58-60.
- 大日本体育協会 (1935i) 議事録・報告. オリンピック, 13 (7) : 58-60.
- 大日本体育協会 (1935j) 議事録. オリンピック, 13 (8) : 38-39.
- 大日本体育協会 (1935k) 議事録. オリンピック, 13 (10) : 26-30.
- 大日本体育協会 (1935l) 議事録. オリンピック, 13 (11) : 38-41.
- 大日本体育協会 (1936a) 理事会議事録. オリンピック, 14 (1) : 25-27.
- 大日本体育協会 (1936b) 議事録其他. オリンピック, 14 (2) : 54-55.
- 大日本体育協会 (1936c) 議事録其他の報告. オリンピック, 14 (3) : 44-46.
- 大日本体育協会 (1936d) 最近の動き. オリンピック, 14 (4) : 35-37.
- 大日本体育協会 (1936e) 最近の動静. オリンピック, 14 (5) : 53-57.

- 大日本体育協会 (1936f) オリムピック派遣の準備進捗す——準備委員会其他議事録——。オリムピック, 14 (6) : 32-43.
- 大日本体育協会 (1936g) 諸会合の記録。オリムピック, 14 (10) : 61-64.
- 大日本体育協会 (1936h) オリムピック代表の凱旋と歓迎。オリムピック, 14 (11) : 56-59.
- 大日本体育協会 (1936i) 国際オリムピック委員会議事録。オリムピック, 14 (12) : 2-22.
- 大日本体育協会 (1937a) 強力なる評議員会結成さる。オリムピック, 15 (1) : 34-36.
- 大日本体育協会 (1937b) オリンピック委員会の経過。オリムピック, 15 (2) : 28-34.
- 大日本体育協会 (1937c) 理事会と評議員会。オリムピック, 15 (2) : 52-56.
- 大日本体育協会 (1937d) 本協会顧問を増員 二月の理事会。オリムピック, 15 (3) : 45-47.
- 大日本体育協会 (1937e) 東洋大会の準備進む。オリムピック, 15 (3) : 48-53.
- 大日本体育協会 (1937f) 三月から四月の諸会議。オリムピック, 15 (5) : 24-26.
- 大日本体育協会 (1937g) 体育協会の記事。オリムピック, 15 (6) : 62-65.
- 大日本体育協会 (1937h) 体協記事。オリムピック, 15 (7) : 62-64.
- 大日本体育協会 (1937i) 体協記事。オリムピック, 15 (8) : 55-57.
- 大日本体育協会 (1937j) 体協記事。オリムピック, 15 (9) : 57-60.
- 大日本体育協会 (1937k) 体協記事。オリムピック, 15 (10) : 65-66.
- 大日本体育協会 (1937l) 体協記事。オリムピック, 15 (11) : 55-56.
- 大日本体育協会 (1937m) 体協記事。オリムピック, 15 (12) : 58-60.
- 大日本体育協会 (1938a) 体協記事。オリムピック, 16 (1) : 80-81.
- 大日本体育協会 (1938b) 体協記事。オリムピック, 16 (2) : 55-57.
- 大日本体育協会 (1938c) 体協記事。オリムピック, 16 (3) : 62-63.
- 大日本体育協会 (1938d) 体協記事。オリムピック, 16 (4) : 58-60.
- 大日本体育協会 (1938e) 体協記事。オリムピック, 16 (5) : 50-51.
- 大日本体育協会 (1938f) 体協記事。オリムピック, 16 (6) : 55-56.
- 大日本体育協会 (1938g) 体協諸会合。オリムピック, 16 (7) : 56.
- 大日本体育協会 (1938h) 体協記事。オリムピック, 16 (9) : 53-54.
- 大日本体育協会編 (1925) 第八回巴里国際オリムピック競技大会報告書奥付。体育研究社。
- 江口圭一 (1975) 日本帝国主義史論 満州事変前後。青木書店。
- 藤田紀昭 (1989) 1922年に成立した我が国のアマチュア規定に関する研究。徳島文理大学研究紀要, 37 : 87-105.
- 深山杲 (1931a) 如何にしてタイムを向上せしめ且疲労回復を速かならしむるか I——ビタミン B 製剤の運動に及ぼす効果。水泳, 5 : 7-8.
- 深山杲 (1931b) 如何にしてタイムを向上せしめ且疲労回復を速かならしむるか II 酸素吸入の運動に及ぼす効果。水泳, 9 : 30-32.
- 深山杲 (1935) スポーツ医学の立場から。日本水上競技連盟, 「伯林オリムピック」の為に第十回羅府国際オリムピック大会水上競技報告書。日本水上競技連盟, pp. 337-341.

- 憤慨生（1925）体協は果して改造されたか？あれでも『公選』だといへるか 極東大会後更に改造すべし. スポーツマン, 4 (6) : 11-13.
- 郷隆ほか（1932）オリンピックの準備を主にした座談会. アスレチックス, 10 (2) : 122-135.
- 郷隆ほか（1933）会長追悼座談会. オリムピック, 11 (12) : 32-46.
- 浜田幸絵（2010）戦前日本のオリンピック——コミュニケーションの政治経済学的視点から——. コミュニケーション科学, 32 : 133-156.
- 浜田幸絵（2011）1932年ロサンゼルス・オリンピックのメディア表彰<sup>®</sup>. マス・コミュニケーション研究, 79 : 111-131.
- 浜田幸絵（2016）日本におけるメディア・オリンピックの誕生——ロサンゼルス・ベルリン・東京——. ミネルヴァ書房.
- 橋本一夫（1992）日本スポーツ放送史. 大修館書店.
- 平川祐弘（2006）和魂洋才の系譜 内と外からの明治日本 上. 平凡社.
- 平沼亮三（1937）挙国一致を要望す. オリムピック, 15 (7) : 1-2.
- 平沼亮三（1943）スポーツ生活六十年. 慶應出版社.
- Holt, R. (1989) Sport and the British A Modern History. Clarendonpress.
- Huggins, M. (2000) Second-class citizens? English middle-class culture and sport, 1850-1910: a reconsideration. The International Journal of the History of Sport, 17 (1) : 1-35.
- 飯塚正一（1921）此問題の解決. 国民体育, 7 (5) : 20-21.
- 池田恵子（2002）ジェントルマンアマチュアとスポーツ—19世紀イギリスにおけるアマチュア理念とその実態. 有賀郁敏ほか, スポーツ. ミネルヴァ書房, pp. 1-39.
- 今村次吉（1932）オリムピック後援会の趣旨. アスレチックス, 10 (3) : 64-67.
- 井上春雄（1961）新体育学講座 第13巻 アマチュアリズム. 逍遙書院.
- 井上春雄（1976）日欧比較アマチュアリズム観. 体育科教育, 24 (1) : 31-33.
- International Olympic Committee. Olympic.org. <http://www.olympic.org/>, (参照日 2017年1月5日).
- 石原市三郎ほか（1932）オリムピック後援会座談会. アスレチックス, 10 (8) : 38-49.
- 石川亘（1933）スポーツ界メリイゴオラウンド. モダン日本, 4 (6) : 52-55.
- 石川徳幸（2016）史料としての新聞——メディア史科学の構築に向けた一試論——. メディア史研究, 39 : 6-25.
- 石坂友司（2007）日本のスポーツ界形成における象徴的権力構造に関する研究. 平成18年度筑波大学博士論文.
- 伊東明（1969）日本におけるアマチュアリズムの沿革. 体育科教育, 17 (5) : 9-11.
- 岩原拓（1932）体育運動行政に就いて. 文部省編, 現代体育の施設と管理. 目黒書店, pp. 3-6.
- 開発社（1911）嘉納校長の義挙. 教育時論, 959 : ページなし.

- 会計係（1931）日米対抗水上競技会計報告．水泳，8：17．
- 海音寺潮五郎訳（1990）詩経．中央公論社．
- 嘉納治五郎（1992/1910）青年修養訓．嘉納治五郎著，嘉納治五郎著作集 第一巻．五月書房，pp. 149-422．
- 嘉納治五郎（1917）国民の体育に就て．愛知教育雑誌，356：3-18．
- 嘉納治五郎（1988/1932）渡米の任務を終えて．財団法人講道館監，嘉納治五郎大系第9巻 精力善用・自他共栄．本の友社，pp. 277-280．
- 嘉納治五郎（1938）わがオリンピック秘録．改造，20（7）：269-276．
- 嘉納治五郎ほか（1931）春宵オリムピック座談会．アスレチックス，9（5）：78-104．
- 川本信正（1932）スポーツとジャーナリズム．体育と競技，11（12）：30-34．
- 川本信正（1969）アマチュアリズムという神話——貫した体協の“倫理”と差別思想——．朝日ジャーナル，11（17）：105-108．
- ケーイー生（1921）アマチュア資格に就いて．国民体育，7（5）：17-20．
- Kerrigan, C. (2007) London schoolboys and professional football, 1899 - 1915. *The International Journal of the History of Sport*, 11 (2) : 287-297.
- 菊幸一（2010）アマチュアリズムとプロフェッショナリズムをめぐる現代的課題．友添秀則編，現代スポーツ評論 23．創文企画，pp. 92-100．
- 木下秀明（1970）スポーツの近代日本史．杏林書院．
- 木下秀明編（1981）体育・スポーツ書解題．不昧堂出版．
- 記録員編（1931）日米対抗水上競技大会．水泳，8：3-17．
- 岸野雄三（1968）日本のスポーツと日本人のスポーツ観．体育の科学，18（1）：12-15．
- 岸野雄三（1979）体育人物思想史序説．岸野雄三ほか，体育・スポーツ人物思想史．不昧堂出版，pp. 5-17．
- 岸清一（1932）第十回国際オリムピック大会に就て．アスレチックス，10（11）：2-12．
- 岸清一（1933a）一九三三年国際オリムピック委員会議事録．オリムピック，11（10）：2-8．
- 岸清一（1933b）一九三三年国際オリムピック委員会議事録（承前）．オリムピック，11（11）：2-11．
- 喜多壯一郎（1921）官僚的な競技者資格規程．国民体育，7（5）：14-17．
- 北豊吉（1928）オリムピック大会と官民の後援．アスレチックス，6（7）：2-5．
- 小高吉三郎ほか（1931）オリムピックを中心とした東西運動記者座談会．アスレチックス，9（7）：102-117．
- 高津勝（1994）日本近代スポーツ史の底流．創文企画．
- 教育思想史学会編（2000）教育思想事典．勁草書房．
- 丸山真男（1961）思想史の考え方について——類型・範囲・対象——．武田清子編，思想史の方法と対象——日本と西欧——．創文社，pp. 3-33．
- 松澤一鶴（1932）勝つまで．中央公論，47（10）：147-152．

- 松澤一鶴（1933）問題となつた日本水泳選手の酸素吸入に就いて．水泳，17：10-12.
- 三谷太一郎（2014）史料としての新聞．三谷太一郎，人は時代といかに向き合うか．東京大学出版会，pp. 286-290.
- 文部省編（1932）現代体育の施設と管理．目黒書店.
- 文部科学省（2016）学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（最終改正：平成二八年五月二〇日法律第四七号）．総務省法令データ提供システム．  
[http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX\\_OPT=1&H\\_NAME=%8a%77%8d%5a%8b%b3%88%e7%96%40&H\\_NAME\\_YOMI=%82%a0&H\\_NO\\_GENGO=H&H\\_NO\\_YEAR=&H\\_NO\\_TYPE=2&H\\_NO\\_NO=&H\\_FILE\\_NAME=S22HO026&H\\_RYAKU=1&H\\_CTG=1&H\\_YOMI\\_GUN=1&H\\_CTG\\_GUN=1](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8a%77%8d%5a%8b%b3%88%e7%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S22HO026&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1)，（参照日 2017 年 1 月 5 日）.
- 森川貞夫（1973）大日本体育協会「組織改造問題」の一考察．日本体育大学紀要，3：11-24.
- 森川貞夫（2000）東京高師と日本のスポーツ．スポーツ社会学研究，8：24-49，124.
- 永田秀次郎（1932）オлимпピック後援会趣意書．アスレチックス，10（5）：122-123.
- 永代静雄編（1986/1932）新聞年鑑 第 11 版．日本図書センター.
- 内務省（1925）第一回明治神宮競技大会報告書．内務省衛生局.
- 中条一雄（1984）スポーツ人間ちょっといい話 一周遅れの美談を作られた竹中正一郎．週刊朝日，89（6）：128.
- 中村哲夫（1987）“スポーツ純粹論”の崩壊．大貫映子ほか編，スポーツ批評 [1]．窓社，pp. 41-46.
- 中村哲夫（1989）第 12 回オリンピック東京大会研究序説（Ⅱ）——その招致から返上まで——．三重大学教育学部研究紀要 人文・社会科学，40：129-138.
- 中村敏雄（1959）Amateurism について 第一篇 日本における Amateur Rule の変遷．研究紀要，3：55-73.
- 中村敏雄（1977）近代スポーツ批判 新版．三省堂.
- 中村敏雄（1981）スポーツの風土．大修館書店.
- 中村敏雄（1995）スポーツ・ルール学への序章．大修館書店.
- 中村敏雄ほか編（2015）21 世紀スポーツ大事典．大修館書店.
- 成田龍一（2012）近現代日本史と歴史学 書き替えられてきた過去．中央公論新社.
- 日本銀行金融研究所．外国為替相場．<http://www.imes.boj.or.jp/hstat/data/ferdd/index.html>，（参照日 2017 年 1 月 5 日）.
- 日本放送協会編（2001）20 世紀放送史 上．日本放送協会.
- 日本水上競技連盟（1931）会報．水泳，4：2.
- 日本水上競技連盟（1932）オлимпピック選手候補者冬季合宿練習．水泳，10：17.
- 日本水上競技連盟（1933a）水上競技連盟報告．オлимпピック，11（8）：94.
- 日本水上競技連盟（1933b）水上競技．財団法人大日本体育協会編，第十回オлимпピック大会報告．財団法人大日本体育協会，pp. 134-156.

- 日本水上競技連盟（1935）「伯林オリンピック」の為に 第十回羅府国際オリンピック大会  
水上競技報告書. 日本水上競技連盟.
- 日本水上競技連盟（1937）日本水上競技連盟史. 財団法人大日本体育協会編, 大日本体育  
協会史下巻. 財団法人大日本体育協会, pp. 1494-1935.
- 日本体育協会・日本オリンピック委員会編（2012）日本体育協会・日本オリンピック委員  
会 100 年史. 公益財団法人日本体育協会・公益財団法人 日本オリンピック委員会.
- 日本運動競技連合（1933a）日本運動競技連合成立に関する報告. 籠球, 8 : 67-72. 78.
- 日本運動競技連合（1933b）日本運動競技連合議事録. 水泳, 21 : 60.
- 西尾守一（1925）言ひたい事三つ. スポーツマン, 4 (6) : 6-10.
- 野口源三郎（1922）最新陸上競技規則の解説. ヘルメス社.
- 野口源三郎（1931）群衆または応援団の統御. アスレチックス, 9 (7) : 2-5.
- 野口源三郎（1932）日本選手のスポーツマンシップ. 体育と競技, 11 (10) : 2-10.
- 野口源三郎（1934）体育運動界の進路を眺む. 体育と競技, 13 (1) : 7-12.
- 野口源三郎（1938）偉大な嘉納先生の足跡. 教育研究, 482 : 16-19.
- 野村憲夫（1935）事務部報告. 日本水上競技連盟, 「伯林オリンピック」の為に 第十回羅  
府国際オリンピック大会水上競技報告書. 日本水上競技連盟, pp. 352-355.
- 織田幹雄（1932）戦ひ終りて. 中央公論, 47 (10) : 141-147.
- 小野瀬剛志（2001）昭和初期におけるスポーツ論争——「日本的スポーツ観」批判をめぐ  
って. スポーツ社会学研究, 9 : 60-70.
- 小野瀬剛志（2002）野球害毒論争（1911 年）に見る野球イデオロギー形成の一側面——「日  
本的スポーツ観」再考試論—. スポーツ史研究, 15 : 61-71.
- 大阪朝日新聞（1932a）8 月 6 日付 夕刊.
- 大阪朝日新聞（1932b）8 月 7 日付 夕刊.
- 大阪朝日新聞（1932c）9 月 4 日付 夕刊.
- 大阪朝日新聞（1932d）9 月 13 日付 朝刊.
- 大阪朝日新聞（1932e）9 月 16 日付 朝刊.
- 大阪市立高等商業学校校友会編（1925）運動競士協会憲章類纂. 大阪市立高等商業学校校  
友会.
- 大阪毎日新聞（1932a）8 月 2 日付 夕刊.
- 大阪毎日新聞（1932b）8 月 6 日付 夕刊.
- 大阪毎日新聞（1932c）8 月 7 日付 夕刊.
- 大阪毎日新聞（1932d）8 月 9 日付 夕刊.
- 大阪毎日新聞（1932e）9 月 4 日付 夕刊.
- 斎藤兼吉（1921）選手資格の制限に就いて. 国民体育, 7 (5) : 11-14.
- 斎藤正躬・織田幹雄（1955）スポーツ. 岩波文庫.
- 坂上康博（2001）につぼん野球の系譜学. 青弓社.

- 坂上康博 (2016) 昭和天皇とスポーツ 〈玉体〉の近代史. 吉川弘文館.
- 佐々木隆 (2012) 新聞. 中村隆英・伊藤隆編, 近代日本研究入門. 東京大学出版会, pp. 303-322.
- 澤田一郎 (1918) 陸上運動競技界のお祭騒ぎは廃止せよ. オリンピア, 3 (2) : 7-16.
- 澤田一郎 (1922a) 『愛すればこそ』 (AMATEUR). アスレチックス, 1 (1) : 20-26.
- 澤田一郎 (1922b) 『愛すればこそ』 (AMATEUR) (二). アスレチックス, 1 (2) : 23-29.
- 澤田一郎 (1922c) 『愛すればこそ』 (AMATEUR) (三). アスレチックス, 1 (3) : 68-71.
- 澤田一郎 (1925) 国際運動競技連盟加入と運動団体組織改造問題. 大日本体育協会編, 第八回バ里国際オリンピック競技大会報告書奥付. 体育研究社, pp. 263-269.
- 澤田一郎 (1975) 国土の倂あり, 郷隆を偲ぶ. 郷隆追想録編集委員会編, 郷隆. 郷隆追想録刊行会, pp. 45-53.
- 関根正美 (2013) 体罰の温床・勝利至上主義とフェアプレイの狭間. 体育科教育, 61 (11) : 38-41.
- 下村海南 (1932) 涙の第十回オリンピック. アスレチックス, 10 (11) : 14-19.
- 寒川恒夫 (1993) プロとアマの源泉 (スポーツの新しい展開—プロスポーツとアマチュアスポーツの連携〈特集〉). 文部時報, 1399 : 20-23.
- 総務庁統計局監 (1988) 日本長期統計総覧 第4巻. 日本統計協会.
- 総務省統計局編 (2015) 第65回日本統計年鑑平成28年. <http://www.stat.go.jp/data/nenkan/65nenkan/index.htm>, (参照日 2017年1月5日).
- 末弘巖太郎 (1932a) 水泳時評. 水泳, 13 : 3-4.
- 末弘巖太郎 (1932b) 水泳日本はなぜ強いのか. 中央公論, 47 (10) : 167-174.
- 末弘巖太郎 (1932c) スポーツ・ファンを叱る. 中央公論, 47 (11) : 199-206.
- 菅原禮 (1976) 日本的スポーツ風土の社会学的考察. 新体育, 46 (4) : 22-25.
- 須郷智 (1971) スポーツにおけるアマチュアリズムの歴史の変遷とその考察. 商学論纂, 12 (3・4) : 341-373.
- スポーツ庁・経済産業省 (2016) スポーツ未来開拓会議中間報告—スポーツ産業ビジョンの策定に向けて—. [http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/003\\_index/index.htm](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/003_index/index.htm), (参照日 2017年1月5日).
- 鈴木良徳 (1974) アマチュアリズム 200年—近代スポーツへの道—. 日本体育社.
- 社団法人日本放送協会 (1931) 運動競技と放送. 社団法人日本放送協会編, 昭和6年ラヂオ年鑑. 誠文堂, pp. 235-248.
- 社団法人日本放送協会 (1933) オリンピックの放送. 社団法人日本放送協会編, 昭和8年ラヂオ年鑑. 日本放送出版協会, pp. 46-55.
- 社団法人日本放送協会編 (1931) 昭和6年ラヂオ年鑑. 誠文堂.
- 社団法人日本放送協会編 (1933) 昭和8年ラヂオ年鑑. 日本放送出版協会.
- 社団法人日本放送協会編 (1939) 日本放送協会史. 株式会社日本放送出版協会.

- 社団法人日本放送協会事業部編（1932）昭和 6 年度聴取者統計要覧．社団法人日本放送協会事業部．
- 社史編纂委員会編（1952）毎日新聞七十年．毎日新聞社．
- 田畑政治（1933）日本運動競技連合の創立に就いて．水泳，19：4-5．
- 田畑政治（1935）第十回オリムピックに優勝して．日本水上競技連盟，「伯林オリムピック」の為に 第十回羅府国際オリムピック大会水上競技報告書．日本水上競技連盟，pp. 1-9．
- 高田通（1932）オリムピックの副産物．体育と競技，11（10）：85-87．
- 高瀬養（1925）運動界私言．スポーツマン，4（3）：2-7．
- 高島文雄（1931）日本に於いてオリムピックを開催し得るや．アスレチックス，9（3）：2-9．
- 高嶋航（2008）「満州国」の誕生と極東スポーツ界の再編．京都大学文学部研究紀要，47：131-181．
- 武田千代三郎（1904）理論実験競技運動．博文館．
- 武田千代三郎（1920）運動家．商海，52：1-5．
- 武田千代三郎（1922a）アマチュアリズム（一）．アスレチックス，1（11）：2-9．
- 武田千代三郎（1922b）アマチュアリズム（二）．アスレチックス，1（12）：2-9．
- 武田千代三郎（1925a）英米其の他に於ける運動の監督指導．山陰巡回講演記念：1-10．
- 武田千代三郎（1925b）学生運動取締論．大阪市立高等商業学校校友会．
- 竹中正一郎（1932）当然の事をした迄．アスレチックス，10（11）：94．
- 竹中正一郎（1934）大会の追憶．日本陸上競技連盟編．第十回オリムピック大会報告，三省堂，pp. 160-166．
- 田中英光（1986/1951）オリンポスの果実．新潮社．
- 谷山良一（1922）アマチュア運動家に関する一私見．商海，57：29-34．
- 頼母木眞六（1932）オリムピック放送を語る．調査時報，2（16）：4-6．
- 帝国議会衆議院（1921）第 44 会帝国議会衆議院 第 5 回極東競技大会派遣選手援助に関する建議案委員会議録（筆記速記）第 1 回．大正 13 年 3 月 26 日．
- 逓信省・日本放送協会編（1934）第 1 回全国ラヂオ調査報告．社団法人日本放送協会．
- 東京朝日新聞（1911）9 月 23 日付 朝刊．
- 東京朝日新聞（1922）3 月 14 日付 朝刊．
- 東京朝日新聞（1923）10 月 10 日付 朝刊．
- 東京朝日新聞（1924）4 月 8 日付 朝刊．
- 東京朝日新聞（1930）7 月 7 日付 朝刊．
- 東京朝日新聞（1932a）5 月 6 日付 朝刊．
- 東京朝日新聞（1932b）8 月 3 日付 夕刊．
- 東京朝日新聞（1932c）8 月 5 日付 朝刊．
- 東京朝日新聞（1932d）8 月 6 日付 夕刊．
- 東京朝日新聞（1932e）8 月 7 日付 夕刊．

- 東京朝日新聞 (1932f) 8月9日付 夕刊.
- 東京朝日新聞 (1932g) 8月12日付 夕刊.
- 東京朝日新聞 (1932h) 9月1日付 夕刊.
- 東京朝日新聞 (1932i) 9月4日付 夕刊.
- 東京朝日新聞 (1934) 2月17日付 朝刊.
- 東京朝日新聞 (1935) 2月20日付 朝刊.
- 東京日日新聞 (1932a) 8月6日付 夕刊.
- 東京日日新聞 (1932b) 8月7日付 夕刊.
- 東京日日新聞 (1932c) 8月12日付 朝刊.
- 東京日日新聞 (1932d) 9月4日付 夕刊.
- 友添秀則 (1993) 柔道と JUDO のあいだ. 中村敏雄編, スポーツ文化論シリーズ 3. 創文企画, pp. 165-203.
- 友添秀則 (2015) スポーツの定義. 中村敏雄ほか編, 21世紀スポーツ大事典. 大修館書店, pp. 35-37.
- 調査資料協会編 (1934) 内外調査資料第6年 (7). 内外調査資料印刷所.
- 内海和雄 (2007) アマチュアリズム論. 創文企画.
- 上杉正幸 (1977) スポーツ価値意識論の方向性. 体育社会学研究, 6 : 193-211.
- 上杉正幸 (1982) 日本人のスポーツ価値意識と道・修行の思想. 体育・スポーツ社会学研究, 1 : 39-57.
- Xth Olympiade Committee of the Games of Los Angeles (Ed.) (1933) The games of the Xth Olympiad, Los Angeles 1932 : official report. Xth Olympiade Committee of the Games of Los Angeles.
- 山田武彦 (1932) オリムピックと朝日, 日日の新聞戦. 改造, 14 (10) : 138-142.
- 山口誠 (2003) 「聴く習慣」, その条件 : 街頭ラジオとオーディエンスのふるまい. マス・コミュニケーション研究, 63 : 144-161.
- 山口誠 (2008) メディアが創る時間<sup>®</sup>——新聞と放送の参照関係と時間意識に関するメディア史的考察. マス・コミュニケーション研究, 73 : 2-20.
- 柳田国男 (1967) 明治大正史 世相篇. 平凡社.
- YK 生 (1922) 体育協会のマラソン競走. 体育と競技, 1 (4) : 130-131.
- 読売新聞 (1922) 3月14日付 朝刊.
- 読売新聞 (1923) 2月12日付 朝刊.
- 読売新聞 (1931) 2月1日付 朝刊.
- 読売新聞 (1932a) 5月5日付 夕刊.
- 読売新聞 (1932b) 5月7日付 朝刊.
- 読売新聞 (1932c) 5月27日付 朝刊.
- 読売新聞 (1932d) 5月28日付 朝刊.

読売新聞 (1932e) 5月29日付 朝刊.  
読売新聞 (1932f) 5月31日付 朝刊.  
読売新聞 (1932g) 6月1日付 朝刊.  
読売新聞 (1932h) 6月2日付 朝刊.  
読売新聞 (1932i) 6月3日付 朝刊.  
読売新聞 (1932j) 6月4日付 朝刊.  
読売新聞 (1932k) 6月5日付 朝刊.  
読売新聞 (1932l) 6月9日付 朝刊.  
読売新聞 (1932m) 6月11日付 朝刊.  
読売新聞 (1932n) 6月15日付 朝刊.  
読売新聞 (1932o) 6月16日付 朝刊.  
読売新聞 (1932p) 6月17日付 朝刊.  
読売新聞 (1932q) 6月18日付 朝刊.  
読売新聞 (1932r) 6月19日付 朝刊.  
読売新聞 (1932s) 6月20日付 朝刊.  
読売新聞 (1932t) 6月21日付 朝刊.  
読売新聞 (1932u) 6月22日付 朝刊.  
読売新聞 (1932v) 6月23日付 朝刊.  
読売新聞 (1932w) 6月25日付 朝刊.  
読売新聞 (1932x) 6月26日付 朝刊.  
読売新聞 (1932y) 6月30日付 朝刊.  
読売新聞 (1932z) 7月5日付 朝刊.  
読売新聞 (1932Aa) 8月1日付 夕刊.  
読売新聞 (1932Ab) 8月6日付 夕刊.  
読売新聞 (1932Ac) 8月7日付 夕刊.  
読売新聞 (1932Ad) 8月9日付 夕刊.  
読売新聞 (1932Ae) 9月4日付 夕刊.  
読売新聞 (1933a) 1月14日付 朝刊.  
読売新聞 (1933b) 6月17日付 朝刊.  
読売新聞 (1933c) 7月1日付 朝刊.  
読売新聞 (1933d) 7月22日付 朝刊.  
読売新聞 (1933e) 9月6日付 朝刊.  
読売新聞 (1934a) 2月22日付 朝刊.  
読売新聞 (1934b) 2月26日付 朝刊.  
読売新聞 (1934c) 2月27日付 朝刊.  
読売新聞 (1934d) 12月5日付 朝刊.

- 読売新聞（1935a）1月22日付 朝刊.
- 読売新聞（1935b）1月24日付 朝刊.
- 読売新聞（1935c）1月26日付 朝刊.
- 吉田清（1933）体育行政私論. 体育と競技, 12（3）：18-23.
- 吉村吉造（1932）竹中正一郎君. アスレチックス, 10（10）：132-133.
- 財団法人大日本体育協会編（1930）第九回国際オリンピック競技大会報告書. 財団法人大日本体育協会.
- 財団法人大日本体育協会編（1933）第十回オリンピック大会報告. 財団法人大日本体育協会.
- 財団法人大日本体育協会編（1936）大日本体育協会史上巻. 財団法人大日本体育協会.
- 財団法人大日本体育協会編（1937a）大日本体育協会史下巻. 財団法人大日本体育協会.
- 財団法人大日本体育協会編（1937b）第十一回オリンピック大会報告書. 財団法人大日本体育協会.
- 財団法人大日本体育協会編（1946）大日本体育協会史補遺上. 財団法人大日本体育協会.
- 財団法人日本体育協会編（1958）スポーツ八十年史. 日本体育協会.
- 財団法人日本体育協会編（1963）日本体育協会五十年史. 財団法人日本体育協会.
- 財団法人日本体育協会編（1986）日本体育協会七十五年史. 財団法人日本体育協会.

## 謝辞

本論文の執筆から完成に至るまでには、多くの人々の導きと支えがあった。

はじめに、指導教員の友添秀則先生には、大学院が何をするとところなのかすらわからない学部生時代の筆者を温かく受け入れていただき、修士課程から本論文を提出しようとしている今日まで、5年間にわたってご指導いただいた。先生からは、ゼミを通して、筆者に様々な「問い」を投げかけていただいた。博士課程に進学してもなお、先生の「問い」の意味がわからず、研究が遅々として進まない筆者であったが、先生から粘り強く厳しい指導をいただいて、何とかこのように本論文を完成させることができた。「問い」を立てることの難しさと楽しさを先生から教わった。改めて謝意を表したい。

寒川恒夫先生、志々田文明先生、リー・トンプソン先生には、本論文の副査を引き受けていただいた。寒川先生からは、今後、本研究をさらに発展させていく上での貴重なご指摘をいただいた。志々田文明先生からは、修士論文の審査の段階から、私の研究に対して、示唆に富んだコメントを多々いただいた。トンプソン先生からは、中間発表の段階から私の研究に対して前向きなお言葉をいただいた。謝意を表したい。

スポーツ教育学研究室の皆さまからも、多くのお力ぞえをいただいた。深見英一郎先生には、普段から温かいお言葉をいただいた。本論文の執筆にあたり、筆者は深見先生に何度も励まされた。吉永武史先生には、研究や仕事に取り組む姿勢を背中から学ばせていただいた。また、本論文の執筆にあたり瘦せゆく筆者をいつも気遣っていただいた。竹村瑞穂先生には、「研究に近道はない」、ということを教えていただいた。また、筆者は、竹村先生の論理的で無駄のない文章から多く学ばせていただいた。助手の小野雄大さんには、公私ともに大変お世話になった。小野さんとは、早稲田大学スポーツ教育学研究室に入門した年が一緒であったこともあり、先輩後輩関係でありながら、志を共にした「仲間」としても切磋琢磨することができた。また、年明け早々に最後の誤字脱字チェックをしていただいた。先輩の岡田悠佑さんには、本論文全体の構成を構造化していくプロセスで多くの助言をいただいた。物事を構造化して捉える力に乏しい筆者は、岡田さんが描く図に毎度感嘆させられた。鈴木康介さんには、筆者より半年先に博士論文を提出した先輩として、事務的な手続き等を教えていただいた。また、451のゼミ室では、研究以外の話も楽しませていただいた。修士課程の日高裕介君には、丁寧な誤字脱字チェックをしていただいた。ほかにも研究室の皆さんとは、日々研究について熱くディスカッションさせていただいた。また、本論文の執筆で手一杯となってしまう、研究室の仕事が疎かになってしまう筆者の力不足を多々補っていただいた。皆さまに改めて謝意を表したい。

広島大学学部生時代の指導教員であった岩田昌太郎先生には、研究者としての道を歩み始めるきっかけを与えていただいた。岩田先生と出会わなければ、間違いなく今の自分は存在し得ないし、本論文が世に出ることもなかったと思う。改めて謝意を表したい。

育英短期大学の柳川美磨先生からは、いつも激励のお言葉をいただいた。柳川先生の真

摯に仕事に取り組む姿勢から、筆者は多く学ばせていただいた。謝意を表したい。

公益財団法人日本体育協会の森丘保典様，山田早智子様，佐藤純子様，大阪市立大学大学史資料室の森英子様，早稲田大学図書館の皆さまからは，史・資料の提供で多大なるご協力をいただいた。皆さまのお力ぞえがなければ本論文は，間違いなく完成できなかった。ここに謝意を表したい。

高校時代からの友人である伊藤拓哉君には，最終提出の直前に原稿ファイルの復元の方法を教わった。伊藤君が，本論文を読むことはおそらくないだろうが，感謝したい。

静岡にいる父，母，弟からの多大な支援によって，筆者は，自分のやりたいことに対して，自由に学ぶことができた。謝意を表したい。筆者が一人前になるまで，まだまだ時間はかかるが，両親と弟への感謝の気持ちを忘れず，今後も努力していきたい。

最後に，大学院に進学してから 5 年間，筆者の生活を全面的にサポートしてくださった祖父母に感謝したい。大学院進学という選択は，祖父母からの経済的支援なしには，実現できなかった。また，祖母には，怠惰な筆者の生活リズムをいつもコントロールしていただいた。祖母の美味しい手料理がいつも筆者の活力となった。

ここには，まだまだ書ききれないくらい多くの方々にお世話になった。感謝の気持ちを忘れずに，今後も精進していきたい。

ありがとうございました。

平成 29 年 1 月 5 日

根本 想